

令和7年度
包括外部監査結果報告書

環境の保全に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人

白川 尊大

目 次

1	外部監査の概要	1
1.1	外部監査の種類.....	1
1.2	選定した特定の事件.....	1
1.3	外部監査の対象期間.....	1
1.4	外部監査の実施期間.....	2
1.5	外部監査の方法.....	2
1.6	監査の対象.....	2
1.7	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等.....	3
1.8	利害関係.....	3
1.9	監査結果の指摘事項及び意見事項について.....	3
1.10	本報告書の取扱い.....	4
1.11	その他.....	4
2	香川県における環境の概要	5
2.1	香川県の環境のあらまし.....	5
2.2	香川県の環境の現状.....	5
3	香川県における環境の保全に関する事業に係る施策の概要	7
3.1	「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画.....	7
3.2	香川県環境基本計画.....	13
3.3	香川県みどりの基本計画.....	17
3.4	個別計画等.....	19
3.5	情報提供.....	24
4	香川県における環境の保全に関する事業と監査対象	25
4.1	監査対象とした令和6年度における環境の保全に関する事業.....	25
5	監査の結果及び意見(個別論点)	28
5.1	かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業.....	28
5.2	環境地域づくり情報発信事業.....	33
5.3	地域における環境学習推進事業.....	37
5.4	学校における環境学習推進事業.....	40
5.5	脱炭素・地球温暖化対策推進事業.....	43

5.6	省エネルギー行動等促進事業①.....	48
5.7	省エネルギー行動等促進事業②.....	56
5.8	再生可能エネルギー等導入促進事業.....	61
5.9	吸収源対策の取組み.....	76
5.10	かがわエコオフィス推進事業.....	85
5.11	青い空保全推進事業.....	95
5.12	きらめく瀬戸内海創出事業.....	100
5.13	海ごみ対策推進事業.....	105
5.14	生活排水対策重点事業.....	111
5.15	かがわの森林を守り育てる人づくり事業.....	116
5.16	林道事業.....	122
5.17	造林事業.....	131
5.18	県産木材供給促進事業.....	135
5.19	県産木材利用促進事業.....	140
5.20	県民総参加のみどりづくり事業.....	151
5.21	特定鳥獣等個体群管理推進事業.....	156
5.22	生物多様性調査研究事業.....	167
5.23	みどりの県有施設管理事業.....	174
5.24	瀬戸内海国立公園等魅力向上事業.....	179
5.25	公渕森林公園にぎわい創出事業.....	184
5.26	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業.....	189
5.27	循環型社会づくり推進事業.....	194
5.28	豊島処分地維持管理等事業.....	201
5.29	産業廃棄物不法投棄等防止対策事業.....	206
5.30	産業廃棄物適正処理推進費.....	211
5.31	森林病虫害等防除事業.....	216
5.32	環境保全施設整備資金融資事業.....	222
6	指摘事項及び意見事項の一覧.....	227
6.1	<指摘事項>.....	227
6.2	<意見事項>.....	228
7	別紙(指標一覧).....	233

1 外部監査の概要

1.1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 選定した特定の事件

1.2.1 特定の事件

環境の保全に関する財務事務の執行について

1.2.2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

G7 広島首脳コミュニケ(2023年5月20日)において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられているところ、我が国政府は2024年5月に第六次環境基本計画を閣議決定した。

第六次環境基本計画は、「環境の保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の生活の質・幸福度・ウェルビーイング・経済厚生の上昇」を最上位の目的に掲げ、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に解決していくことを目指している。

香川県においては、『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』における重点政策の一つとして、持続可能で環境と調和した地域づくりを推進し、環境と成長の好循環が図られる「グリーン社会の実現」を掲げるとともに、「香川県環境基本計画」等を策定し、「地球環境分野」、「資源循環分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」の分野ごとに施策を展開している。

地球温暖化の進行に伴う気象災害リスクの高まりに加え、県民の環境保全に対する意識についても一層の向上が求められる現状に鑑み、限られた財源の下、グリーン社会の実現に向けた各施策が適切に行われているかについて、合規性・有効性・効率性・経済性等の各観点から検証することは有意義であると判断し、「環境の保全に関する財務事務の執行」を令和7年度の特定の事件(テーマ)として選定した。

1.3 外部監査の対象期間

原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

1.4 外部監査の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月 13 日まで

1.5 外部監査の方法

1.5.1 監査の主な要点

- ① 環境の保全に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 環境の保全に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 環境の保全に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 環境の保全に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

1.5.2 監査手続

- ① 環境の保全に関する財務事務の概要を把握することを目的として、担当課へのヒアリングを実施するとともに、予算・決算額等の係数を把握し、さらに関連諸法令、条例・規則・要綱・要領・マニュアル等を閲覧する。
- ② 環境の保全に関する財務事務の実際の実施状況、事業の効果測定方法等を確認することを目的として、対象事業の業績評価のための指標に関するヒアリングを実施する。
- ③ 対象事業で実際に行われている支出負担行為についてサンプルを抽出し、執行何や支出命令書等、内部決裁関連資料や契約書等を閲覧し、必要に応じて担当課へのヒアリング等を実施する。
- ④ 環境の保全に関する財務事務の実施状況を把握する中で、当該事業で負担金、補助及び交付金を支出している団体で重要なものがあつた場合にはその概要を把握し、県が適切な関与を行えているかの観点から、必要なヒアリング及び関連資料の閲覧等を実施する。
- ⑤ その他必要と認めた手続を実施する。

1.6 監査の対象

1.6.1 監査の対象部局等

監査の対象部局等は、環境の保全に関する事業を実施する以下の部局等とした。

部局等	課
環境森林部	環境政策課、環境管理課、森林・林業政策課、みどり保全課、循環型社会推進課

部局等	課
政策部 文化芸術局	文化振興課
総務部	財産経営課、営繕課
商工労働部	産業政策課、企業立地推進課
交流推進部	交通政策課
農政水産部	水産課
土木部	河川砂防課、下水道課
警察本部 警務部	会計課
病院局	県立病院課

また、環境の保全に関する事業では、負担金・補助金等を特定の団体に支出するケースが認められた。そのため、そうした県費支出先の団体に対して、県がどのように関与し、県として必要十分な対応及び働きかけができていないかの点を中心に必要に応じて当該団体に関する資料の閲覧、ヒアリング等を併せて実施した。

これらを実施した主な団体は以下のとおりである。

団体名
香川県海ごみ対策推進協議会
かがわ森林整備担い手対策協議会

1.7 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	白川 尊大	公認会計士
補助者	田中 賢治	公認会計士
補助者	森本 洋右	公認会計士
補助者	松岡 秀樹	公認会計士
補助者	渡辺 大樹	公認会計士

1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

1.9 監査結果の指摘事項及び意見事項について

包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第5項の規定により「監査の結果」についての報告を求められており、法規等への準拠性のほか、有効性・効率性・経済性(3E)についても検討を行うこととされている。

法令・条例等に合致していないもの、また、著しく政策目的と乖離したり、形骸化していたり、公平性を欠くような状況が見られた場合は、「指摘事項」として記載している。

上記のような事実は認められないものの、実施状況に改善が求められる場合や、より有効な実施方法が考えられる場合等は、「意見事項」として記載している。

指摘事項は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項であり、意見事項は、違法若しくは著しく不当とまでは考えられないが、是正が望まれると考える事項である。

1.10 本報告書の取扱い

本報告書は地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同条第1項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で「監査の結果」を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

1.11 その他

- この報告書内の団体・法人・個人名の記載方法等については、香川県情報公開条例及び香川県個人情報保護条例に従って判断している。
- この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、香川県から入手した資料については原則として記載していない。
- この報告書内の数値は、端数処理(切捨て・四捨五入等)の影響により、集計値等と一致しない場合がある。また、実績がない場合は「-」としている。
- この報告書内の法人格は、略語により表記している場合がある(下記例示参照)。
[株式会社:(株)、有限会社:(有)、国立研究開発法人:(国研)、地方独立行政法人:(地独)、公益財団法人:(公財)、一般財団法人:(一財)、一般社団法人:(一社)等]
- この報告書内の元号は、略語により表記している場合がある(下記例示参照)。
[平成:H、令和:R]

➤ 【達成状況(進捗率)の算定方法】

達成状況は、現状値(基準年)から目標値(目標年度)までの差を100%とし、次式により算定した。

$$\text{達成状況(\%)} = (\text{当該年度実績} - \text{現状値}) / (\text{目標値} - \text{現状値}) \times 100$$

なお、負の値は現状値を下回ること、100%超は目標値を上回ることを示す。

2 香川県における環境の概要

2.1 香川県の環境のあらまし

香川県は、瀬戸内海と讃岐山脈に挟まれた地形的特性を有し、温暖少雨で日照時間が比較的長い瀬戸内式気候のもと、ため池、里山及び沿岸域が近接した多様な自然環境から構成されている。県内には、農業水利を確保するために多数のため池が造成されており、瀬戸内海沿岸には干潟・藻場等の沿岸生態系が形成され、海域と陸域が相互に関係し合う環境となっている。

環境の構造面をみると、森林は県土の約半分を占め、人工林の多くが利用期に達している一方、竹林の拡大や病害虫の発生等、森林管理上の課題がみられる。瀬戸内海は閉鎖性海域であり、陸域からの負荷や海洋ごみ等の影響を受けやすい特性を有している。また、人口減少と高齢化の進行に伴い、里山、沿岸域、ため池等の地域環境を維持・管理する担い手の不足が顕在化している。

このように、香川県の環境は、多様で豊かな自然環境を有する一方で、気候変動や社会構造の変化に起因する課題が併存しており、環境の保全及び再生を図ることは、地域の持続的な発展を確保する上で重要となっている。

2.2 香川県の環境の現状

2.2.1 自然条件・地勢

区分	内容
地形の特徴	南に讃岐山脈、北に瀬戸内海、中央に讃岐平野が広がる。
ため池数	約 12,000 箇所。農業用水確保の基盤として県内全域に存在。
島しょ部	小豆島を含む 110 余の島々が点在。
海岸線延長	約 737km と複雑な海岸線を有する。
気候(高松市)	日照時間 2,208 時間(令和5年度)、降水量 1,109mm(令和2年)、平均気温 16℃前後。

2.2.2 水環境・海域の構造データ

区分	内容
瀬戸内海の特徴	流れが緩く滞留しやすい閉鎖性海域で環境変化の影響を受けやすい。
沿岸生態系	干潟・藻場が点在し、里海を構成する重要な生態系が存在。

2.2.3 森林・みどり

区分	内容
森林率	県土の約47%が森林。
人工林の状況	スギ・ヒノキ人工林の多くが利用期(主伐期)に達している。
里山の構造変化	竹林の拡大や広葉樹林化が進行している。

2.2.4 生活・社会構造

区分	内容
人口構造	人口減少と高齢化が進行し、環境管理の担い手の減少が問題となっている。
産業構造	第3次産業の割合が高く、都市部への人口・機能集中が進む。
地域の環境課題	ため池の老朽化、里山の管理不全、沿岸域の生態系劣化が進行している。
島しょ部の環境特性	生活・物流が航路に依存しており、公共サービスや基盤維持に制約がある。

3 香川県における環境の保全に関する事業に係る施策の概要

3.1 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

本県の総合計画である『「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画～みんなで子育て・挑戦できる・訪れたい香川県をめざして～』は、令和3年 10 月に策定された『「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画』を踏まえつつ、その後の社会経済情勢の変化に対応するため、令和5年 10 月に見直しが行われたものである。

合計特殊出生率や県人口が人口ビジョンの目標値を下回るなど、少子高齢化と人口減少の進行が一層深刻化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の長期化、世界的なサプライチェーンの混乱、原油価格や物価の高騰など、県民生活や地域経済、自治体経営に大きな影響を及ぼす事象が相次いでいる。このような状況を踏まえ、中長期的な将来像を改めて展望し、本県のめざす姿とその実現に向けた道筋を示した上で、今後重点的に取り組むべき政策を、全部局が県民目線に立って一体的に推進することを目的としている。

当該計画は、本県のめざす方向とそれを実現するための方策を明らかにした県政運営の基本指針であり、施策を総合的・体系的に整理したものであって、次のような役割を有する。

- 県民に対しては、県政の基本的方向を明らかにすることにより、県政に対する理解のもと、協働の取組を期待するもの。
- 国や市町、公共的団体等に対しては、適切な役割分担のもとに連携、協力して施策を推進することを期待するもの。
- 県職員及び県の組織に対しては、常にこの計画の基本目標と基本方針を念頭に置いて、様々な状況で生活している県民の立場や視点に立ち、セクショナリズムに陥ることなく、一層の部局横断的な協力・連携のもと、県民生活の向上のために一体的・総合的な取組を求める行動規範として機能させるもの。

なお、計画の期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間としている。

3.1.1 基本目標

「人生 100 年時代のフロンティア県」の実現

人生 100 年時代を迎える中、すべての県民が生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる地域社会を全国に先駆けて実現する「人生 100 年時代のフロンティア県」をめざす。

3.1.2 基本方針

(1) 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」

子育て環境や教育環境、医療・介護・福祉サービス、防災・減災や防犯、交通事故対策などによって、生活環境を充実させ、本県への人の流れを創出し、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが安全・安心に暮らせる、住みたくなる香川をつくる。

(2) 活気に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」

デジタル技術も活用しながら、企業誘致やスタートアップ等の創出、港湾・空港機能の充実や広域道路ネットワークの整備による産業基盤の強化、農林水産業の振興、県産品の販路拡大などにより、経済発展に向けた活気に満ち挑戦できる香川をつくる。

(3) 多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる「にぎわい 100 計画」

瀬戸内海をはじめとする本県の魅力を広く発信し、国内外から多くの観光客を誘致するとともに、訪れた人の利便性・満足度の向上に向けたまち全体の美化と快適な都市空間の整備を進め、文化芸術・スポーツの振興による地域の活性化を図ることで、多くの人が行き交い訪れたくなる香川をつくる。

これら3つの基本方針により相乗効果を創り出しながら、「人生 100 年時代のフロンティア県」の実現をめざしている。

高齢化が進行し、さらに中長期的には大幅な人口減少が強く懸念される中、地域社会を持続可能なものとしていくためには、何よりもまず、高齢化・人口減少社会に対応しつつ、将来的な人口増のために、安全・安心で、あらゆる人から生活の場として選ばれる地域社会をつくることが不可欠であることから、「県民 100 万人計画」をベースとなる基本方針として位置付けている。

また、経済発展を図り、活気に満ちた挑戦できる社会をつくる「デジタル田園都市 100 計画」と本県をステージとして多くの人々の交流をつくる「にぎわい 100 計画」は、「県民 100 万人計画」により構築する安全・安心で住みたくなる香川の魅力を高め、そのことにより一層本県に人が集い、さらに経済発展や交流拡大が誘発される好循環をめざすものとなっている。

3.1.3 重点政策

前述の「基本目標・基本方針」を実現するための基本的政策として次の重点政策が定められている。

基本方針	重点政策
1. 安全・安心で住みたくなる香川をつくる「県民 100 万人計画」	① 「子育て県かがわ」をつくる
	② 教育の充実
	③ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり
	④ 安心できる医療・介護体制を構築
	⑤ 災害や渇水に強い県土をつくる
	⑥ 交通事故や犯罪のない安全・安心な社会をつくる
	⑦ 人口 100 万人計画
2. 活気に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」	⑧ 産業拠点香川へ
	⑨ 「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める
	⑩ 農林水産業の先進県へ
	⑪ 県産品の販路拡大
	⑫ あらゆる世代・人材で香川の産業を支える
	⑬ グリーン社会の実現
	⑭ デジタル社会を形成する
3. 多くの人が行き交い訪れたい香川をつくる「にぎわい 100 計画」	⑮ 観光客 2割 UP を目指して
	⑯ まち全体の美化推進
	⑰ 文化芸術、スポーツの振興による地域活性化

このうち環境の保全に直接関連する政策として、重点政策 13「グリーン社会の実現」が位置付けられている。

重点政策 13 「グリーン社会の実現」について

地球温暖化対策を推進するとともに、自然環境の保全・地球環境の保全や循環型社会の形成、生物多様性の保全や動物愛護管理の推進に取り組み、持続可能で環境と調和した地域づくりを推進することにより、環境と成長の好循環が図られるグリーン社会の実現をめざします。

3.1.4 現状と課題

- 持続可能で環境と調和した香川を創るためには、すべての県民が、本県の豊かな自然環境は長い歴史の中で育まれてきたものであり、人々にうるおいとやすらぎを与え、日々の暮らしを支える生活の基盤となるとともに、経済の成長を支える貴重な財産であるという共通認識を持ち、環境を守り育てて次の世代に引き継いでいく必要がある。
- 現状の温暖化対策を続けた場合、本県の年平均気温は 20 世紀末に比べ 21 世紀末には 4.1℃上昇すると予測されており、既に顕在化しつつある地球温暖化の影響が将来さらに深刻化するおそれがあることから、二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて地球環境の保全に取り組む必要がある。

- 従来の線形経済から循環経済への転換が求められる中でも、廃棄物の不法投棄等はなお発生しており、災害廃棄物処理を含め、生活環境の保全と住民の安全・安心を確保するため、資源循環と廃棄物の適正処理に一層取り組む必要がある。
- 絶滅のおそれのある希少野生生物が増加している一方で、イノシシなどの有害鳥獣の被害も依然として深刻であり、生物多様性の保全を推進するとともに、有害鳥獣を適正に管理する必要がある。
- 瀬戸内海では水質は一定程度改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ちが依然として認められ、海洋プラスチックを含む海ごみも大きな課題となっていることから、山・川・里(まち)・海をつなぐ里海づくりを広げていく必要がある。
- 環境課題は複雑・多様化しており、これらの課題に対応するためには、地域社会のあらゆる主体が自主的な取組を進めるとともに、相互に連携・協働して環境を守り育てる地域づくりを推進する必要がある。

【新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた課題】

- 新型コロナウイルスからの経済回復に当たっては、地球温暖化対策をはじめとした環境保全施策を積極的に進めることで、将来的に環境と成長の好循環が実現する社会をめざす必要がある。
- 人々の生活様式や経済活動が大きく変化しており、新しい生活様式によりエネルギー使用量や廃棄物排出量などに変化が生じていることから、こうした変化を踏まえグリーン社会の実現に向けた取組を促進する必要がある。
- 豊かな自然環境は、新しい生活様式の下でストレスの軽減や身体活動の場として重要性が高まっており、憩いの場・健康づくりの場として一層活用を図る必要がある。

3.1.5 本重点政策の取組の方向

1 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化を防止するため、県と関係団体や市町等で構成する香川県地域脱炭素推進協議会も活用しながら、県民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、本県の特性や課題等を踏まえた温室効果ガスの削減対策(緩和策)に一層取り組む。
- すでに生じている、あるいは、将来予測される地球温暖化による影響に対して、地域の実情に応じ、被害を回避・軽減するための対策(適応策)に取り組む。

2 持続可能な循環型社会の形成

- できる限りごみを減らし(リデュース)、可能なものは再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)するなど循環的利用を推進するとともに、災害廃棄物処理体制の充実・強化や、不法投棄対策の一層の強化に取り組む。
- 豊島事業については、雨水の浸透等による自然浄化により地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、処分地の維持管理に取り組む。

3 生物多様性の保全と有害鳥獣対策の推進

- 絶滅のおそれのある希少野生生物の保護増殖や生息・生育地の保全、外来種の防除に取り組むとともに、その重要性について普及啓発活動の充実を図る。
- 農林水産業や県民生活に深刻な被害を及ぼしている、増えすぎた有害鳥獣等については、市街地周辺等における重点的な捕獲に取り組むなど、適正な管理を推進する。

4 山・川・里(まち)・海をつなぐ里海づくりの推進

- 瀬戸内海を「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」にしていくために、「里海」づくりを牽引する人材を育成する「かがわ里海大学」の一層の充実など、環境を守り育てる基盤づくりに取り組む。
- 海洋プラスチックを含む海ごみ対策や里山再生等の取組を進め、全県域で山・川・里(まち)・海のつながりを大切にしたい県民参加による香川らしい里海づくりを推進する。

5 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進

- 幅広い環境分野における環境学習講座の実施や、気軽に環境について考える機会の提供など、市町や環境保全団体等と連携して県民の環境保全活動などを促進する地域づくりを進める。
- 森林公園や自然公園のほか、田畑やため池、河川からなる田園景観など身近にあるすぐれた自然景観や、文化財など地域の歴史や文化に根ざした資源に対する県民意識の醸成を図りながら、適切な保護・保全に取り組む。

3.1.6 重点政策 13「グリーン社会の実現」における取組の方向と施策体系の対応関係

基本目標・基本方針に基づき、本県の施策は総合的・体系的に整理されており、このうち「環境の保全」に係る施策として、次のとおり施策体系が定められている。

重点政策 13 の取組の方向	施策番号	施策名称
1 地球温暖化対策の推進	施策 63	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全
2 持続可能な循環型社会の形成	施策 64	持続可能な循環型社会の形成
3 生物多様性の保全と有害鳥獣対策の推進	施策 65	自然とともに生きる地域づくりの推進
4 山・川・里(まち)・海をつなぐ里海づくりの推進	施策 67	環境を守り育てる地域づくりの推進(里海関連)
5 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進	施策 66	生活環境の保全
	施策 67	環境を守り育てる地域づくりの推進
	施策 69	暮らしを支えるみどりの充実
	施策 70	県民総参加のみどりづくり

3.1.7 施策体系

施策 63 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全

徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の導入促進、吸収源対策の推進、気候変動に適応した対策の推進

施策 64 持続可能な循環型社会の形成

2R(リデュース、リユース)の推進、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の充実・強化

施策 65 自然とともに生きる地域づくりの推進

生物多様性の保全、有害鳥獣対策と外来種対策の推進

施策 66 生活環境の保全

大気環境の保全、水環境・土壌・地盤環境の保全、騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

施策 67 環境を守り育てる地域づくりの推進

持続可能で環境と調和した地域づくりの推進、環境教育・環境学習の充実、県民参加の山・川・里(まち)・海の環境保全、うるおいのある快適な地域づくり

施策 69 暮らしを支えるみどりの充実

暮らしを守るみどりの保護・保全、すぐれた自然の保護・保全、身近なみどりの整備・管理

施策 70 県民総参加のみどりづくり

みどりづくりへの理解と参加の促進、県民総参加のみどりづくりの推進

3.1.8 指標 (KPI)

環境の保全に関する総合計画の指標 (KPI) は、すべて「香川県環境基本計画」及び「香川県みどりの基本計画」に反映されている。

3.2 香川県環境基本計画

3.2.1 計画の位置付け・性格等

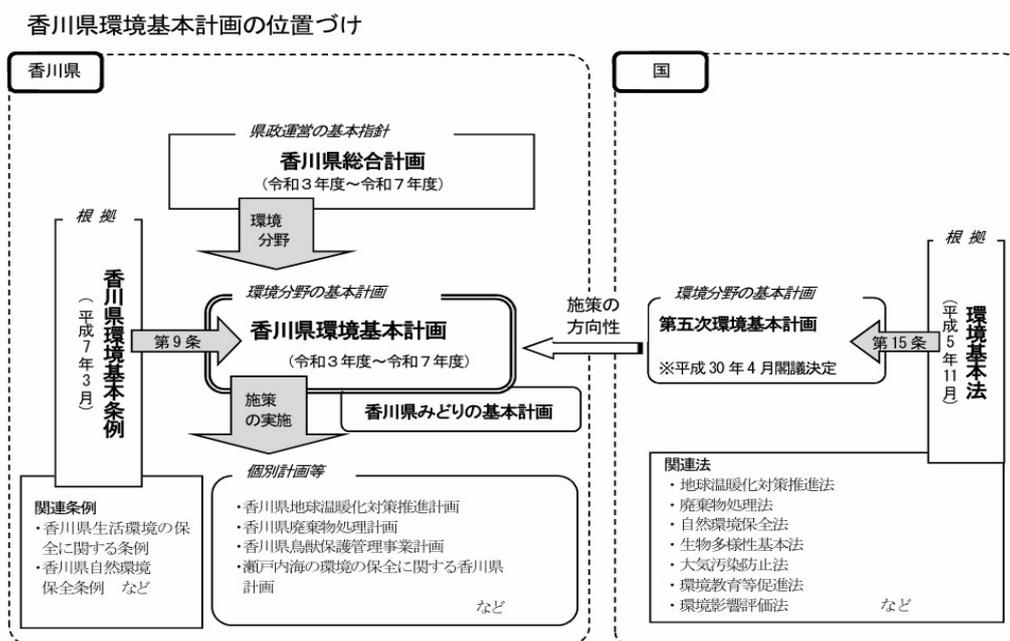
香川県環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な計画であり、本県の環境の保全に関する長期的な目標を掲げるとともに、その達成に向け計画期間に展開する施策の大綱 (基本的事項) を示すものである。

(1) 県政運営の基本指針である総合計画の環境の分野別計画として、同プランが示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進する。

(2) 本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、本計画が示す方向に沿って策定・推進する。

(3) 本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付ける。

以上の性格を有しており、計画期間は総合計画と整合させ、令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までの5年間としている。



3.2.2 基本目標

本計画では、次の将来像を掲げ、その実現に向けて、各分野にまたがる基本目標と4つの環境分野ごとの基本目標を設定している。

項目	内容
環境の将来像	県民みんなで作る人と自然が共生する持続可能な香川
基本目標	(各分野にまたがる基盤整備・地域づくり) 1 環境を守り育てる地域づくりの推進
	(地球環境分野) 2 脱炭素社会の実現に向けて、地域とともに取り組む地球環境の保全
	(資源循環分野) 3 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成
	(自然環境分野) 4 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
	(生活環境分野) 5 安全で安心して暮らせる生活環境の保全

これらは、前述の総合計画における施策 63～67 及び施策 69 等の環境関連施策と対応する構造となっている。

3.2.3 施策の展開

大項目	中項目	小項目
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】 1 環境を守り育てる地域づくりの推進	1-1 持続可能で環境と調和した地域づくりの推進	1-1-1 県民・事業者・民間団体の自主的取組みの促進
		1-1-2 あらゆる主体との連携・協働による取組みの推進
	1-2 環境教育・環境学習の充実	1-2-1 幅広い場における環境教育・環境学習の推進
		1-2-2 環境学習のきっかけづくりの推進
	1-3 県民参加の山・川・里(まち)・海の環境保全	1-3-1 みどりづくりの推進
		1-3-2 里海づくりの推進
	1-4 うるおいのある快適な地域づくり	1-4-1 景観・自然に配慮した快適な環境の整備
		1-4-2 歴史的・文化的環境の保全と活用
		1-4-3 適正な土地利用の調整
	【地球環境分野】 2 脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全	2-1 地球温暖化の防止を図るための対策(緩和策)
2-1-2 再生可能エネルギー等の導入促進		
2-1-3 森林整備と都市緑化の推進		
2-1-4 CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進		
2-2 地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策(適応策)		2-2-1 気候変動適応センター機能の充実
		2-2-2 気候変動に適応した対策の推進

大項目	中項目	小項目
【資源循環分野】 3 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成	3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 2R(リデュース、リユース)の推進
		3-1-2 リサイクルの推進
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
		3-2-2 災害廃棄物処理体制の充実・強化
3-3 水循環の促進	3-3-1 水を大切に社会への転換	
【自然環境分野】 4 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	4-1 生物多様性の保全	4-1-1 生物多様性の保全に向けた取組みの推進
		4-1-2 希少野生生物の保護
		4-1-3 野生鳥獣の保護管理
	4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進	4-2-1 有害鳥獣対策の強化
		4-2-2 特定外来生物の防除
		4-2-3 外来種対策の推進と普及啓発
	4-3 農地等の保全と持続的活用	4-3-1 農地等の保全と持続的活用
【生活環境分野】 5 安全で安心して暮らせる生活環境の保全	5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進
	5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進
		5-2-3 水環境の保全対策の推進
		5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
		5-3-2 化学物質対策等の推進

3.2.4 指標(KPI)の設定状況

本計画では、環境施策の進捗状況を把握するため、計画期間における成果を定量的に測定する指標として45項目のKPI(Key Performance Indicators)が設定されている。

これらの指標は、地球温暖化対策、資源循環、生物多様性、生活環境の保全など、多岐にわたる施策分野の成果を把握するために設けられており、環境行政の継続的な評価に活用されている。

なお、本計画に設定された45項目のうち、総合計画の施策番号が付されている指標は11項目であり、これは総合計画との体系的な整合性を確認する際の参照指標となっている。一方、総合計画に対応する番号のない指標についても、各施策分野の状況把握に用いられており、個別施策の成果を評価する際の重要な資料となる。

監査においては、取り扱う情報量の観点から、本編では総合計画に対応する11項目の指標を中心に整理し、指標の全項目については「別紙:7.1 香川県環境基本計画における指標一覧」として一覧表を添付することとする。

番号	指標	現況 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値設定の考え方	総合 計画 番号	施策 番号
1	県と連携した市 町・事業者・民間 団体数	69 団体	94 団体	R 元年度実績(78)から 20%の増加をめざす。	106	67
2	環境保全活動や 環境学習講座等 への参加状況 (県政モニターア ンケート)	29.4 (R3.6 現 在)	40.0%	現況(R3.6 現在)から 10 ポイント程度増加させ、 40%をめざす。	105	67
8	公園・緑地面積	1,838ha (R 元)	1,856ha (R6)	実績と見込みを踏まえ、5 年間で約 18ha の増加を めざす。	109	69
10	温室効果ガス削 減率	△15.8% (H29)	△33%	2030 年国目標(2013 年比 46%削減)に即し、2013 年 比 33%削減をめざす。	97	63
11	脱炭素行動の定 着度(県政モニ ターアンケート)	75.6% (R3.6)	90.0%	現況(R3.6 現在)から 14 ポイント程度増加をめざ す。	98	63
17	一般廃棄物の最 終処分量	3.1 万 t (R 元)	2.6 万 t	R7 の将来予測 2.9 万 t に リサイクル増を加味し、0.5 万 t 削減をめざす。	99	64
18	産業廃棄物の最 終処分量	17.2 万 t (R 元)	16.1 万 t	国計画の減少率等を考慮 し、1.1 万 t 削減をめざ す。	100	64
28	生物多様性の保 全に向けた連携 団体数	0 団体	15 団体	毎年度 3 団体の増加をめ ざす。	102	65
29	生物多様性の認 知度(県政モニ ターアンケート)	37.2% (R3.6)	50.0%	過去 7 年間の増加率を踏 まえ同程度の増加をめざ す。	101	65
37	生活環境の満足 度(大気・水・騒 音)(県政モニ ターアンケート)	52.6% (R3.6)	58.0%	毎年度 1 ポイント程度の増 加をめざす。	104	66
42	汚水処理人口普 及率	78.8% (R 元)	85.0%	第 4 次全県域生活排水処 理構想の値をめざす。	103	66

3.3 香川県みどりの基本計画

3.3.1 基本目標と基本方針

香川県みどりの基本計画は、森林や公園・緑地等のみどりに関する施策を総合的・計画的に推進するための計画であり、次の基本目標を掲げている。

項目	内容
基本目標	「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」
施策展開の基本方向	1 森林整備と森林資源循環利用の推進
	2 暮らしを支えるみどりの充実
	3 県民総参加のみどりづくり

これらは、総合計画における施策 69「暮らしを支えるみどりの充実」及び施策 70「県民総参加のみどりづくり」等と整合する内容となっている。

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間としている。

3.3.2 施策の展開

大項目	中項目	小項目
1 森林整備と森林資源循環利用の推進	1-1 県産木材の供給促進	1-1-1 森林整備の推進
		1-1-2 路網整備等による効率的な作業システムの導入促進
		1-1-3 施業の集約化の促進
	1-2 県産木材の利用促進	1-2-1 県産木材の流通体制の整備
		1-2-2 公共建築物・民間住宅等における県産木材利用の促進
		1-2-3 県産木材の普及啓発
	1-3 里山再生の推進	1-3-1 里山整備の推進
		1-3-2 里山資源の利活用
	1-4 森林・林業の担い手育成	1-4-1 林業後継者の確保・育成
		1-4-2 担い手育成の促進
2 暮らしを支えるみどりの充実	2-1 暮らしを守るみどりの保護・保全	2-1-1 山地災害防止対策の推進
		2-1-2 保安林の適切な管理
		2-1-3 適正なみどりの保全
		2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進
		2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進
	2-2 すぐれた自然の保護・保全	2-2-1 自然公園等の保護・利用
		2-2-2 すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全
		2-2-3 自然記念物等の保護・保全
		2-2-4 生物多様性の保全

大項目	中項目	小項目
	2-3 身近なみどりの整備・管理	2-3-1 公共施設の緑化の推進
		2-3-2 民間施設等の緑化の促進
		2-3-3 森林公園等の整備・管理
3 県民総参加のみどりづくり	3-1 みどりづくりへの理解と参加の促進	3-1-1 みどりづくりの意識の高揚
		3-1-2 みどりを守り・育てる人材の育成
	3-2 県民参加のみどりづくりの推進	3-2-1 県民参加の森づくり活動の推進
		3-2-2 みどりを活かした地域づくり活動の推進

3.3.3 指標 (KPI) の設定状況

本計画では、森林整備、木材利用の促進、都市のみどりの整備、県民参加の森づくりなど、本県のみどりに関する施策の進捗状況を把握するため、30 項目の KPI が設定されている。これらの指標は、森林資源の循環利用、里山の保全、公園・緑地の整備、県民参加活動など、みどりの各分野の施策展開の状況を定量的に把握する目的で設けられており、計画期間における進行管理の基礎資料として活用されている。

本計画の 30 項目のうち、総合計画の施策番号との対応が示されている指標は3項目である。これらは、総合計画の施策体系との関連を示す位置付けにあることから、本編では当該3項目について整理し、指標の全項目については「別紙：7.2 香川県みどりの基本計画における指標一覧」として一覧表を添付することとする。

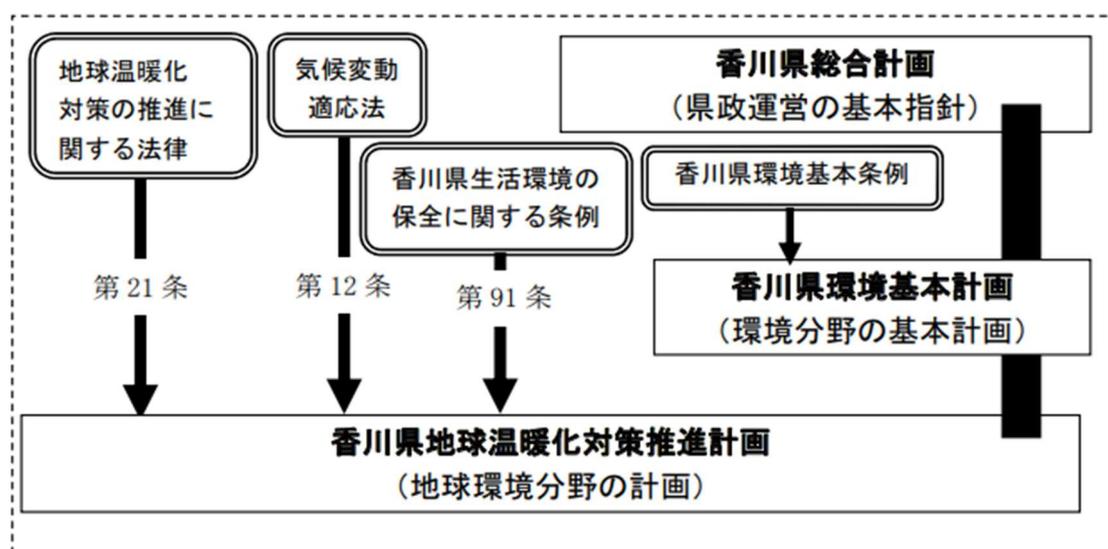
番号	指標	現況 (R2 年度)	目標値 (R7 年度)	目標値設定の考え方	総合計画 番号	施策番号
13	公園・緑地面積 (ha)	1,838 (R 元)	1,856 (R6)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約 18ha の増加をめざす。	109	69
14	みどりの豊かさ(森林・公園など)の満足度 (%)	62 (R3.6 現在)	65	現況 (R3.6 現在) から 3ポイント増加させ、65%をめざす。	108	69
27	森林ボランティア活動の関心度 (%)	61 (R3.6 現在)	65	現況 (R3.6 現在) から 4ポイント増加させ、65%をめざす。	110	70

3.4 個別計画等

3.4.1 香川県地球温暖化対策推進計画

3.4.1.1 計画の位置付け

本計画は、「香川県環境基本計画」の地球環境分野に関する個別計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第 21 条第3項の規定に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」であるとともに、気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けられている。



3.4.1.2 目標

温室効果ガスの排出量を令和7(2025)年度に平成 25(2013)年度比で 33%削減することをめざす。

3.4.1.3 施策の展開

本計画は、県民・事業者・市町等の多様な主体が関与する施策を幅広く含むことから、施策の全体像を把握する目的で、以下に施策の展開を整理する。

施策区分	施策の柱	施策展開	
地球温暖化の防止を図るための対策(緩和策)	徹底した省エネルギーの推進	脱炭素に向けたライフスタイル・ワークスタイルの選択と定着の促進	日常生活・事業活動における省エネルギー行動の促進
			CO ₂ 排出量の「見える化」の推進
			環境教育・環境学習の推進
		省エネ型設備・機器等の導入促進	省エネ型設備・機器等の導入促進
			建築物の省エネルギー化の促進

施策区分	施策の柱	施策展開	
		脱炭素に向けた“まちづくり”の推進	環境にやさしい自動車の導入促進
			適正な土地利用と都市機能の集約
			公共交通機関の維持確保・利便性向上 歩行者・自転車のための環境整備等
			自動車交通流の円滑化
	再生可能エネルギー等の導入促進	太陽光発電の導入促進	太陽光発電の導入促進
			CO ₂ 排出削減量の環境価値の活用
		エネルギー源の多様化の促進	エネルギー源の多様化の促進 県内産業の振興
	森林整備と都市緑化の推進	森林整備の推進	森林整備の推進
			みどりづくりの推進
			県産木材の利用促進
		都市緑化の推進	地域の緑化の推進 建物緑化の推進
	CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進	CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進	代替フロン対策の推進
			メタン及び一酸化二窒素対策の推進
	地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策(適応策)	気候変動適応センターの機能充実	気候変動適応センターの機能充実
気候変動に適応した対策の推進		気候変動に適応した対策の推進	各分野(農業・林業・水産業等7分野)における対策の推進 関連産業の振興

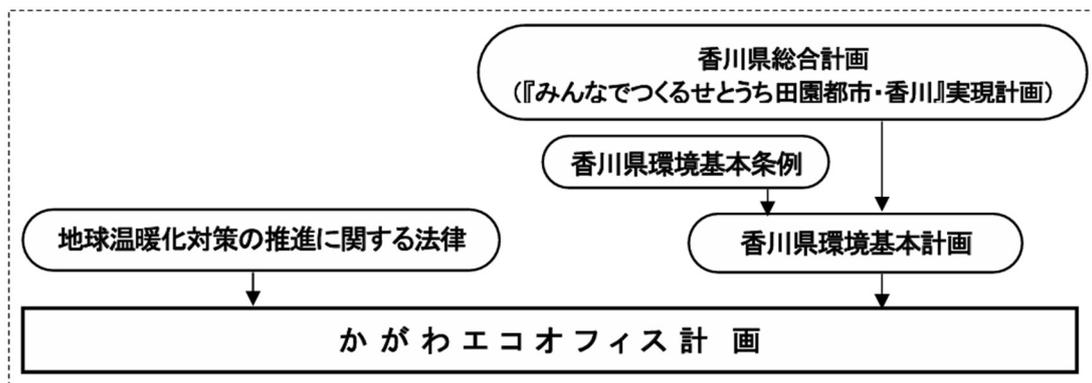
3.4.1.4 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間。

3.4.2 かがわエコオフィス計画

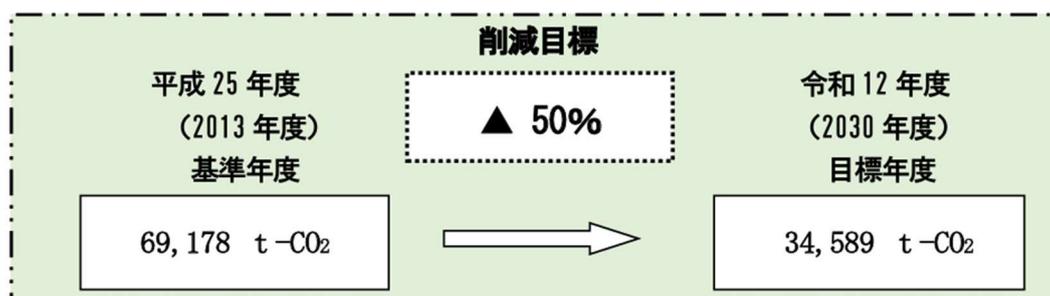
3.4.2.1 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に規定する「地方公共団体実行計画(事務事業編)」であるとともに、「香川県環境基本計画」の施策を実施するための個別計画として位置付けられている。



3.4.2.2 目標

本県の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 50%削減することをめざす。



3.4.2.3 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間。

3.4.3 香川県廃棄物処理計画

3.4.3.1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく計画であり、同法第5条の2の規定に基づく国の基本方針に即して策定されている。

また、県政運営の基本指針である「香川県総合計画」の分野別計画であるとともに、香川県環境基本条例に基づく「香川県環境基本計画」の資源循環分野に関する個別計画として位置付けられている。

3.4.3.2 施策体系の概要

施策区分	施策の柱
循環型社会づくりの推進	2R(リデュース、リユース)の推進
	リサイクルの推進
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の推進
	災害廃棄物処理体制の充実・強化

3.4.3.3 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間。

3.4.4 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画

3.4.4.1 計画の位置付け

本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)第4条の規定に基づき策定されるものであり、瀬戸内海の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための県計画である。

瀬戸内法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画を踏まえ、香川県の区域における施策の方向性を定めるとともに、本県が進める、里海づくりの理念に沿って、山・川・里(まち)・海のつながりを踏まえた総合的な環境保全の実施を目的としている。

3.4.4.2 基本目標

瀬戸内海の環境を「美しい海」「生物が多様な海」「交流と賑わいのある海」として将来にわたり保全・再生し、里海づくりを通じて人と自然が共生する豊かな海域環境を構築することを目標とする。

3.4.4.3 施策の概要

大項目	小項目
美しい海	水質の保全及び管理
	自然景観及び文化的景観の保全
	海洋プラスチックごみを含む海ごみ対策、循環経済への移行等
生物が多様な海	沿岸域の環境の保全、再生及び創出
	水産資源の持続的な利用の確保
交流と賑わいのある海	自然景観及び文化的景観の保全
	気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
基盤的施策	(共通)

3.4.4.4 計画期間

計画期間は策定から10年とし、概ね5年ごとに状況を検証の上、必要に応じて計画の見直しを行うこととされている。

3.4.5 第13次鳥獣保護管理事業計画

3.4.5.1 計画の位置付け

第13次鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき都道府県が定める計画であり、(1)鳥獣の保護、(2)鳥獣の適正な管理、(3)鳥獣の生息環境の保全の実施を図るための基本的な方針と措置を定めるものである。

本計画では、希少鳥獣の保全と、イノシシ・シカ等の農林水産業被害を引き起こす鳥獣の管理の双方について、科学的知見に基づく保護管理の推進を目的としており、狩猟規制、鳥獣保護区・休猟区の指定、捕獲許可制度の運用など、県内の鳥獣行政の基本的枠組みを示している。

3.4.5.2 施策の展開

本計画において示されている施策について、監査においては計画内容の把握を目的として、施策の展開を整理した。

(1) 鳥獣保護区・特別保護地区・休猟区の指定・管理

区域種別	内容
鳥獣保護区	生息環境を保全し、鳥獣の生存を確保する区域として指定。区域ごとに管理方針を設定し更新を実施。
特別保護地区	希少性が高い区域に対し、保護区より厳格な規制を適用。
休猟区・特例休猟区	過猟防止のため一定区域を狩猟禁止とし、個体群維持を図る。

(2) 人工増殖・放鳥獣の取扱い

項目	内容
人工増殖	絶滅のおそれのある鳥獣種などについて、必要に応じ人工増殖を実施し、遺伝的多様性にも配慮。
放鳥獣	生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、原則慎重に扱い、放鳥獣は必要最小限とする方針。

(3) 捕獲許可制度の運用(区分別の保護・管理方針)

区分	方針
希少鳥獣	原則捕獲禁止とし、厳格な保護を実施。
狩猟鳥獣	持続可能な狩猟により個体群の適正水準を維持。
外来鳥獣	在来生態系の保全の観点から、積極的な防除・捕獲を推進。
指定管理鳥獣(イノシシ・シカ等)	農林水産業被害軽減を目的とした管理捕獲を推進。
一般鳥獣	必要に応じ捕獲許可制度を適切に運用し、生活環境保全に対応。

(4) 生息環境の保全・再生

項目	内容
生息環境の保全	森林管理、ため池、里山環境の保全
農地との境界対策	農地と野生動物の境界における被害防止対策
生態系ネットワーク	生態系ネットワーク形成の推進

(5) 鳥獣被害対策の推進

項目	内容
農林水産業被害対策	農林水産業被害の軽減、地域ぐるみの対策推進
侵入防止柵等	侵入防止柵の整備支援、維持管理の強化
連携体制	市町や猟友会等との連携強化
管理捕獲	有害鳥獣捕獲の計画的推進

(6) 狩猟の適正化と担い手育成

項目	内容
狩猟者育成	狩猟免許取得促進、担い手確保
安全管理	狩猟マナー・安全管理の徹底
科学的管理	捕獲データ収集とアダプティブ・マネジメントの推進

3.4.5.3 計画期間

計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

3.5 情報提供

本県では、ホームページの環境政策課「基本情報・ポータルサイト」において、複数の所属にまたがる環境関係の情報を集約し、一元的な情報提供を行っている。

4 香川県における環境の保全に関する事業と監査対象

4.1 監査対象とした令和6年度における環境の保全に関する事業

『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』では、前述のとおり重点政策として「グリーン社会の実現」が掲げられており、この中で環境の保全に関連する事業が多岐にわたって実施されている。令和6年度当初予算においても、当該重点政策を反映した環境保全関連事業が計上されており、その大半は環境森林部が所管するものである。

このため、本監査では、まず部局別主要事業概要説明資料(環境森林部)に記載された事業を基礎として監査対象候補を抽出した。さらに、主要事業に含まれないものであっても、環境保全上の重要性、事業規模、執行状況等を踏まえ監査人が重要と判断した事業については、追加的に監査対象に含めることとした。

これにより、環境政策に係る施策の実効性を多面的に検証できるよう配慮した。

なお、直近の包括外部監査において対象となった「防災」(令和3年度)、「産業振興」(令和4年度)、「農業振興」(令和6年度)に関連する事業については、重複監査を避ける観点から、本年度の監査対象から除外した。

以上を踏まえ、監査対象とした事業は以下のとおりである。

(表中の「監査対象」の欄に記載した番号は、後述「5. 監査の結果及び意見(個別論点)」における検討箇所を示している。)

(単位:千円)

事業名	当初 予算額	担当課	監査 対象
28.香川の環境を守り育てる地域づくり推進事業			
1. かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業	6,270	環境政策課	5.1
2. 環境地域づくり情報発信事業	2,400	環境政策課	5.2
3. 地域における環境学習推進事業	2,636	環境政策課	5.3
4. 学校における環境学習推進事業	1,069	環境政策課	5.4
5. 次世代へつなぐ美しい香川推進事業	400	-	-
6. かがわ里海大学運営事業(後掲)	6,200	-	-
7. 里海ナビゲーション事業(後掲)	419	-	-
8. 森とみどりの祭典開催事業(後掲)	6,540	-	-
9. どんぐり銀行活性化事業(後掲)	1,757	-	-
10. みどりの学校運営事業(後掲)	4,152	-	-
11. 生物多様性普及啓発事業(後掲)	1,922	-	-

事業名	当初 予算額	担当課	監査 対象
29.脱炭素・地球温暖化対策事業			
1. 脱炭素・地球温暖化対策推進事業	13,298	環境政策課	5.5
2. 省エネルギー行動等促進事業	113,340	環境政策課 他	5.6/5.7
3. 再生可能エネルギー等導入促進事業	385,871	環境政策課 他	5.8
4. 吸収源対策の取組み	490,664	環境政策課 他	5.9
5. CO ₂ 以外の温室効果ガス対策の推進	76,185	-	*1
6. 気候変動適応策連携推進事業	1,938	-	-
7. かがわエコオフィス推進事業	444,619	環境政策課 他	5.10
30.大気・水環境保全事業			
1. 青い空保全推進事業	30,239	環境管理課	5.11
2. きらめく瀬戸内海創出事業	47,680	環境管理課	5.12
31.かがわ「里海」づくり推進事業			
1. かがわ「里海」づくり推進事業	8,519	-	-
2. 海ごみ対策推進事業	31,963	環境管理課	5.13
3. 生活排水対策重点事業	269,432	循環型社会推進課	5.14
32.森林整備担い手育成確保対策事業			
1. 林業人材育成事業	7,700	-	-
2. かがわの森林を守り育てる人づくり事業	11,191	森林・林業政策課	5.15
33.治山・林道・造林事業			
1. 治山事業	755,996	-	*2
2. 林道事業	246,998	森林・林業政策課	5.16
3. 造林事業	196,700	森林・林業政策課	5.17
34.県産木材の供給と利用促進事業			
1. 県産木材供給促進事業	37,692	森林・林業政策課	5.18
2. 県産木材利用促進事業	17,240	森林・林業政策課	5.19
35.県民総参加のみどりづくり事業			
1. 県民総参加のみどりづくり事業	9,970	森林・林業政策課	5.20
36.野生鳥獣総合対策事業			
1. 有害鳥獣総合対策事業	8,807	-	-
2. 特定鳥獣等個体群管理推進事業	36,236	みどり保全課	5.21
37.生物多様性保全事業			
1. 生物多様性調査研究事業	5,167	みどり保全課	5.22
2. 特定外来生物防除事業	2,000	-	-
3. 生物多様性普及啓発事業	1,922	-	-
38.自然公園等保護・利用促進事業			
1. みどりの県有施設管理事業	32,230	みどり保全課	5.23
2. 瀬戸内海国立公園等魅力向上事業	11,000	みどり保全課	5.24
3. 公浜森林公園にぎわい創出事業	96,143	森林・林業政策課	5.25

事業名	当初 予算額	担当課	監査 対象
4. 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業	35,665	みどり保全課	5.26
39.循環型社会づくり推進等事業			
1. 循環型社会づくり推進事業	10,071	循環型社会推進課	5.27
2. エコアイランドなおしまプラン推進事業	6,000	-	-
3. 災害廃棄物処理広域訓練事業	347	-	-
4. 豊島処分地維持管理等事業	22,363	循環型社会推進課	5.28
40.産業廃棄物処理対策事業			
1. 産業廃棄物不法投棄等防止対策事業	16,022	循環型社会推進課	5.29
2. 産業廃棄物適正処理推進費	6,094	循環型社会推進課	5.30
森林病虫害等防除事業(主要事業以外)	45,578	森林・林業政策課	5.31
環境保全施設整備資金融資事業(主要事業以外)	58,183	環境管理課	5.32

注:

- 1 事業名の左に付した番号は、「令和6年度当初予算の概要」に掲載された主要事業概要説明資料の事業番号である。また、次の記号を付した事業については、直近の包括外部監査において既に対象となっていることから、同一又は類似事項について短期間に重複して監査を行うことは適切でないと判断し、本年度の監査対象から除外した。

*1: 令和6年度包括外部監査「農業振興に関連した事業に関する財務事務の執行について」の対象事業

*2: 令和3年度包括外部監査「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」の対象事業

- 2 本表の「担当課」欄に「〇〇課 他」と記載した場合の「他」は、当該事業に関与する所属を示す。

各事業における関係所属先は次のとおりである。

29-2 事業は、環境政策課、交流推進部 交通政策課

28-3 事業は、環境政策課、商工労働部 産業政策課、同部企業立地推進課、土木部 河川砂防課

29-4 事業は、環境政策課、森林・林業政策課、農政水産部 水産課

29-7 事業は、環境政策課、政策部 文化芸術局 文化振興課、総務部 財産経営課、同部営繕課、土木部

下水道課、警察本部 警務部 会計課、病院局 県立病院課

なお、「1.6.1 監査の対象部局等」で前述したとおり、監査対象として選定した事業の中には、特定の団体に対して負担金・補助金等を支出しているものが含まれていた。そのため、これらの事業に係る監査の一環として、当該団体の概要、県費の使途、実施体制等を把握するとともに、県によるモニタリングが適切に行われているかを確認した。これら対象団体の一覧と、「5. 監査の結果及び意見(個別論点)」において事業ごとに検討を行った該当箇所は、次のとおりである。

団体名	検討箇所
香川県海ごみ対策推進協議会	5.13
かがわ森林整備担い手対策協議会	5.15

5 監査の結果及び意見(個別論点)

5.1 かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業

5.1.1 事業の概要

所管課
環境森林部 環境政策課
現状と課題
<p>環境教育・環境学習は、環境に関するさまざまな取組の基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っている。</p> <p>本県の豊かで美しい自然や住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組むことが必要であり、さまざまな分野において環境を守り育てていくための人材の育成や、地域づくりにつなげていかなければならない。</p>
事業概要と実績
<p>平成 29 年度から、環境学習や環境保全活動に関する取組を、「きっかけづくり」「学びの場」「環境保全活動の促進」と3つに分類し、「香川の環境を守り育てる人づくり推進事業」に取り組んできた。</p> <p>令和4年度からは、「香川の環境を守り育てる地域づくり推進事業」と名称を変更し、これまでの幅広い環境分野における環境学習講座の実施など、環境を守り育てていくための人材を育成する「人づくり」に加え、市町や環境保全団体等と連携して、各主体の取組が地域に広がり、持続的なものとなるよう「地域づくり」を推進している。</p> <p>また、瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業として、瀬戸内海を主要テーマの一つとして設定し、子どもたちをはじめ、多くの県民に瀬戸内海の魅力を伝えるとともに、環境問題について自ら考え行動するきっかけづくりとなるようなイベントを併せて実施する。</p> <p>これにより、環境について興味・関心はあるものの、「学びの場」への参加や「環境保全活動」までには至っていない県民が、実際の具体的活動へと移行することを促す。</p>
<p>1 かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業(当初予算額 6,270 千円、決算額 5,779 千円)</p> <p>環境保全団体や県等が行っている「学びの場」を広く紹介し、活動内容の一部を体験してもらうことで、環境への関心を高められるよう、様々な環境分野の講座を一堂に集めた環境学習会をサンメッセ香川で開催するとともに、瀬戸内海国立公園指定 90 周年を迎える機会をとらえ、瀬戸内海に関する記念プログラムを同時開催した(来場者数 3,168 名)。</p> <p>また、観音寺市主催の「かがわ未来へつなぐ環境学習会」にも協力を行った(来場者数 38 名)。</p>

県の各計画との関連						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 ➤ 香川県環境基本計画 <p>なお、香川県環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)としても位置付けられている。また、行動計画を策定するにあたり「環境教育等推進協議会」の設置は行っていない。</p>						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)						
➤ 香川県環境基本計画						
No.	指標	基準値 R2	R4	R5	R6	目標 (R7)
1	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(県政モニターアンケートで「環境保全活動」や「環境学習」に「参加した」と回答した人の割合)	29.4% (R3.6)	39.7% (R5.6)	35.9% (R6.6)	27.1% (R7.6)	40.0%
	達成状況	-	97.2%	61.3%	△21.7%	-
2	県と連携した市町・事業者・民間団体数	69 団体	89	90	99	94
	達成状況	-	80%	84%	120%	-
注: 参加状況(%)の下のカッコ書きは、県政モニターアンケートの調査時期である。また、期間は年度である。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
➤ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律						

5.1.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	3,950	4,170	6,270
補正予算額(増減)	△641	△413	△422
計: 現年予算額	3,309	3,757	5,848
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	3,309	3,757	5,848
決算額	3,309	3,755	5,779
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	2	69

注: 令和6年度は、瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業に関連するイベント予算が含まれている。

5.1.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	5,738	
その他	41	
合計	5,779	

5.1.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	5,779	環境保全基金
合計	5,779	

5.1.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	「かがわ未来へつなぐ環境学習会」運営等業務
契約期間(当初)	R6年4月25日から同年8月30日
委託内容	R6年7月28日にサンメッセ香川で実施する以下の企画・運営等業務 ① 環境保全活動に取り組む団体等による体験プログラム ② 環境について学べるプログラム ③ 瀬戸内海国立公園指定90周年記念プログラム
入札方法	公募型プロポーザル方式
受付期間	R6年3月19日からR6年4月2日
落札業者名	(株)ネクサス
予定価格(税込)	5,190,000円(契約上限価額)
落札価格(税込)	5,190,000円
落札率	100% 公募型プロポーザル方式であり、契約限度額を事前公表
入札参加者数	1者
契約変更後(税込) 契約期間	なし

5.1.6 監査の結果及び意見

5.1.6.1 かがわ未来へつなぐ環境学習会の来場者調査の精度向上について(意見事項1)

(発見事項)

受託事業者の実施報告書によるアンケート集計結果は、571件の回答を得ているが、設問において「グループできている場合は当てはまるものすべてにチェックを付けてもらう」としていたため1人の回答者が複数の項目に回答できる形式となっていた。また、年代別の人数を把握できる仕様にもなっていなかった。

その結果、例えば小学生が2人来場していた場合でも、小学生としてカウントされる人数が1人となるなど、年代別人数が過少計上される状況となっていた。さらに、回答件数を分母、人数を分子として割合を算出するなど、算定方法にも誤りが認められた。

年代	①人数(人)	割合(%)=①/571件
幼児	192	33.6
小学生	450	78.8
中学生	27	4.7
高校生	5	0.9
10～20代	8	1.4
30～50代	340	59.5
60代以上	17	3.0

(出典:実施報告書内のアンケート集計結果)

(問題点)

来場者調査は、環境学習会という県民参加型イベントの効果を把握するための基礎データであり、これをもとに来場者属性や参加傾向を分析することが求められる。しかしながら、上記のような年代別人数が過少計上される状況や算定方法の誤りがある場合、得られた分析結果の信頼性が損なわれ、事業評価の前提として適切なデータとして活用できないおそれがある。

(意見事項1)かがわ未来へつなぐ環境学習会の来場者調査の精度向上について

受託事業者が実施した環境学習会の来場者アンケートでは、年代別人数を正確に把握できない仕様となっていた。また、回答件数を分母、人数を分子として割合を算出するなど、算定方法にも誤りが確認された。来場者アンケートはイベント効果を把握するための基礎データであることから、これらは分析結果の信頼性を損なうものである。

代表性を確保する観点から、同行者数や年代・属性別人数といった、サンプルサイズを正確に把握できる項目を設けるなど、調査票設計の改善が望まれる。

5.1.6.2 かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について(意見事項

2)

(発見事項)

受託事業者の提案におけるターゲットは香川県内の小学生及びその保護者であり、前述の来場者調査の結果からすると、来場者は当該ターゲット層に概ね合致していると推測される。また、ブース出展者の中には高校が1校参加している。

(問題点)

かがわ未来へつなぐ環境学習会の事業目的は、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む意識を醸成することであり、小学生とその保護者を主たる対象とすること自体は一定の合理性がある。しかしながら、イベントの内容はブース出展者側の取組も含め県全体の環境意識を高めるものであることから、高校が1校参加しているものの、依然として参加層が限定的であり、ブース出展者や企画側に対しても、より幅広い年代層、特に高校生や若年層の参加を促す工夫が求められる。

令和4年度及び令和5年度ともに、小学生とその保護者を中心とした同一の年代層を主体とする構成となっていることは、「幅広い県民に対する意識醸成」という事業目的との観点からは十分とはいえず、改善の余地がある。

(意見事項2)かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について

かがわ未来へつなぐ環境学習会の事業目的は、県民一人ひとりの環境保全意識を醸成することであり、小学生とその保護者を主たる対象とすることには一定の合理性が認められる。しかしながら、ブース出展者として高校が1校参加しているものの、令和4年度及び令和5年度とも同一の年代層が中心となっており、幅広い県民に対する意識醸成という事業目的の観点からは十分とはいえない。

ターゲット層の設定にあたっては事業目的との整合性を考慮し、小学生を中心とした来場者誘導と併せて、既に参加している高校に加えて、他の高校生や若年層の参加を促す仕組みづくりについても検討することが望まれる。

5.2 環境地域づくり情報発信事業

5.2.1 事業の概要

所管課									
環境森林部 環境政策課									
現状と課題									
<p>香川県環境基本条例では、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承することを基本理念の一つとして掲げており、その実現のためには、地域社会を構成するすべての主体が環境保全活動に主体的に取り組むことが求められている。</p> <p>県では、こうした理念を踏まえ、新聞やSNS等を活用し、環境保全活動や環境学習に関する情報発信を行っている。</p> <p>一方、環境教育・環境学習の取組は、県民の関心を高めることにとどまらず、実際の学習への参加や具体的な行動につなげていくことが重要である。そのため、今後は、県民が身近な場所で気軽に参加できる機会の提供や、学習・活動へと円滑につながる効果的な情報発信など、「きっかけづくり」の取組を一層充実させていく必要がある。</p>									
事業概要と実績									
<p>多くの県民に、環境保全に関する活動や行動に興味を持ってもらうよう、様々な環境分野の「学びの場」や「きっかけづくり」に関する情報を効果的に発信する。</p> <p>1 環境地域づくり情報発信事業(当初予算 2,400 千円、決算額 2,398 千円)</p> <p>新聞やSNS等を活用して、海や森、身近な生活の場における環境保全活動の様子や環境学習の講座内容等を紹介することにより、効果的な情報発信を行った。</p> <p>(1) 四国新聞への環境啓発広告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載日</th> <th>掲載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6 年 6 月 22 日 (土)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・里海体験ツアーの参加者募集 ・早明浦交流プロジェクト 2024 交流の森づくりツアーの参加者募集 ・プラスチックごみや食品ロスの削減に協力する店舗・事業所の募集 </td> </tr> <tr> <td>R6 年 7 月 20 日 (土)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県環境配慮モデル製品・事業所の募集 ・山地災害の注意喚起 ・香川大学研究室訪問交流講座(テーマ「海の中の森づくり」)の参加者募集 ・かがわ未来へつなぐ環境学習会の周知 ・夏休み自由研究相談教室の参加者募集 </td> </tr> <tr> <td>R6 年 10 月 19 日 (土)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・木とふれあう空間整備事業補助金の周知 ・瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念イベントの周知 ・イノシシへの正しい対処法等の周知 ・セアカゴケグモの注意喚起 ・ゼロカーボン企業相談窓口の周知 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 環境森林部 SNS の運営</p> <p>運用は職員が行っている。県が開設している環境分野の SNS のフォロワー数 4,012 人(R7.3.31 時点)</p>		掲載日	掲載内容	R6 年 6 月 22 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・里海体験ツアーの参加者募集 ・早明浦交流プロジェクト 2024 交流の森づくりツアーの参加者募集 ・プラスチックごみや食品ロスの削減に協力する店舗・事業所の募集 	R6 年 7 月 20 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県環境配慮モデル製品・事業所の募集 ・山地災害の注意喚起 ・香川大学研究室訪問交流講座(テーマ「海の中の森づくり」)の参加者募集 ・かがわ未来へつなぐ環境学習会の周知 ・夏休み自由研究相談教室の参加者募集 	R6 年 10 月 19 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・木とふれあう空間整備事業補助金の周知 ・瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念イベントの周知 ・イノシシへの正しい対処法等の周知 ・セアカゴケグモの注意喚起 ・ゼロカーボン企業相談窓口の周知
掲載日	掲載内容								
R6 年 6 月 22 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・里海体験ツアーの参加者募集 ・早明浦交流プロジェクト 2024 交流の森づくりツアーの参加者募集 ・プラスチックごみや食品ロスの削減に協力する店舗・事業所の募集 								
R6 年 7 月 20 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県環境配慮モデル製品・事業所の募集 ・山地災害の注意喚起 ・香川大学研究室訪問交流講座(テーマ「海の中の森づくり」)の参加者募集 ・かがわ未来へつなぐ環境学習会の周知 ・夏休み自由研究相談教室の参加者募集 								
R6 年 10 月 19 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ・木とふれあう空間整備事業補助金の周知 ・瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念イベントの周知 ・イノシシへの正しい対処法等の周知 ・セアカゴケグモの注意喚起 ・ゼロカーボン企業相談窓口の周知 								

(3) 情報提供の集約化						
本県ホームページの環境政策課「基本情報・ポータルサイト」において、複数の所属にまたがる環境関係の情報を集約し、一元的に情報提供している。						
県の各計画との関連						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 ➤ 香川県環境基本計画 						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)						
➤ 香川県環境基本計画						
No.	指標	現状 (R2)	R4	R5	R6	目標 (R7)
5	県が開設している環境分野のSNSのフォロー一数	1,518	3,012	3,478	4,012	2,000
	達成状況	-	310.0%	406.6%	517.4%	-
注: 目標値は、R2年度実績から 30%の増加をめざしたものである。また、期間は年度であり、基準日は、3月末現在である。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
➤ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律						

5.2.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,400	2,400	2,400
補正予算額(増減)	△2	△2	△2
計:現年予算額	2,398	2,398	2,398
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	2,398	2,398	2,398
決算額	2,398	2,398	2,398
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	-

5.2.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
役務費	2,398	四国新聞への広告出稿
合計	2,398	

5.2.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	2,398	環境保全基金

合計	2,398
----	-------

5.2.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の役務費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	環境地域づくり情報発信事業に関する新聞紙面広告掲載業務
契約期間(当初)	R6年5月31日からR6年11月29日まで
委託内容	以下の掲載時期に合計3回の四国新聞紙面広告を行う。 掲載時期:R6年6月、同年7月、同年10月 広告は全てカラーとし、四国新聞が実施する環境関係特集記事と同じ紙面に掲載する。
契約方法	単独随意契約 単独見積
落札業者名	㈱四国新聞社
予定価格(税込)	2,400,000円
契約価格(税込)	2,398,000円
随意契約の理由	地元新聞社である四国新聞社が発行する四国新聞に広報を掲載することが情報発信力の観点から最も効果的であり、四国新聞が実施する環境関係特集記事と同じ紙面に広告を掲載することは、四国新聞社のみが可能であるため。

5.2.6 監査の結果及び意見

5.2.6.1 情報発信の最適化について(意見事項3)

(発見事項)

令和7年3月31日現在、環境森林部では、複数のSNSプラットフォームにおいて各課が連携せずに複数のアカウントを運用している。一方で、各アカウントのフォロワー数は増加しているものの、顕著な伸びは見られない状況である。

① 環境森林部におけるSNS運用状況(フォロワー数等)(令和7年3月31日現在)

所管部署	Facebook フォロワー	Instagram フォロワー	X フォロワー	YouTube 再生回数等(参考)
環境政策課	-	429	166	9,499
環境管理課	1,231	876	-	15,280
森林・林業政策課	188	630	-	4,961
みどり保全課	-	-	-	-
循環型社会推進課	76	248	168	-
合計	1,495	2,183	334	29,740

② 環境森林部におけるSNSアカウント数の状況(令和7年3月31日現在)

所管部署	Facebook	Instagram	X	YouTube	計
環境政策課	0	1	1	2	4
環境管理課	2	1	0	1	4
森林・林業政策課	1	1	0	1	3
循環型社会推進課	1	1	1	0	3
合計	4	4	2	4	14

注:各課が運用しているSNSアカウントの代表例は次のとおりである。

環境政策課:Instagram「かがわ緑のカーテン」、X(旧Twitter)「かがわの環境」、YouTube「環境学習会」ほか

環境管理課:Facebook「かがわの里海づくり」、Facebook「海ごみ探検隊」、YouTube「たかまつななど学ぶ海ごみ学習動画」ほか

森林・林業政策課:Facebook「みどりの学校@香川県」、Instagram「香川県森林・林業政策課」、YouTube「みどりの学校」

循環型社会推進課:Facebook「3Rかがわ」、Instagram「3Rかがわ」、X(旧 Twitter)「3Rかがわ」

(問題点)

「環境の保全、みどりの保全についてのアンケート」では、必要な情報がどこにあるのか分かりにくい、情報が不足している等の回答が上位を占めている。この背景として、同一組織内での複数アカウントを並行運用していることにより、フォロワーや運用資源が分散し、更新頻度や内容品質の低下を招いている可能性がある。

各アカウントについて、情報発信の効果や運用ポテンシャルの観点から整理・再編を行い、県民の利用者視点に立ったより魅力的かつ効果的な情報発信を行うことが望まれる。

参考事例として、東京都では従来、組織別・事業別に約 130 の旧 Twitter アカウントを運用していたが、令和5年2月8日から19アカウント(代表アカウント1、カテゴリー別アカウント18)に再編し、分野ごとに情報を集約して発信している。また、大阪市でも「大阪市情報発信等最適化施策」により情報発信の効率化・集約化を実施している。

【問5】 県や市町では広報誌、ホームページ、新聞やSNSなどにより、環境に関する情報発信をしていますが、現在の発信状況についてどのように感じていますか。次の中から3つまで選んでください。

	回答者数	349
選択肢	回答者数	構成比
必要な情報がどこにあるのか分かりにくく、たどり着くのが難しい	192	55.0%
日常生活の中で取り組める環境保全活動についての情報が不足している	167	47.9%
環境保全活動や環境学習、啓発イベントの開催についての情報が不足している	133	38.1%
地域の環境問題についての情報が不足している	102	29.2%
必要な情報が分かりやすく発信されており、十分である	52	14.9%
記載内容が難しく、理解しにくい	41	11.7%
先進的な取り組みについての情報が不足している	39	11.2%
環境に関する情報は必要ではない	7	2.0%
その他	17	4.9%

(出典:香川県が実施している令和6年6月実施の「環境の保全、みどりの保全についてのアンケート」)

(意見事項3)情報発信の最適化について

環境森林部では、複数の SNS プラットフォームにおいて各課が連携せずに複数のアカウントを個別に運用しており、フォロワー数は増加しているものの顕著な伸びは見られない。県民アンケートでは情報が分かりにくいとの回答が多く、この背景にはアカウントの分散による更新頻度や内容の低下が影響していると考えられる。

各アカウントについて、情報発信の効果や運用ポテンシャルの観点から整理・再編を行い、県民の利用者視点に立ったより魅力的かつ効果的な情報発信を行うことが望まれる。

5.3 地域における環境学習推進事業

5.3.1 事業の概要

所管課																									
環境森林部 環境政策課																									
現状と課題																									
<p>環境教育・環境学習は、環境に関するさまざまな取組の基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っている。</p> <p>本県の豊かで美しい自然や住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組むことが必要であり、さまざまな分野において環境を守り育てていくための人材の育成や、地域づくりにつなげていかなければならない。</p>																									
事業概要と実績																									
<p>1 地域における環境学習推進事業(当初予算額 2,636 千円、決算額 1,734 千円)</p> <p>多くの県民が環境学習に参加できるよう、市町や民間事業者等と連携し、身近な場所での環境学習機会の充実を図る。</p> <p>(1) 環境学習講座の実施</p> <p>イ 市町と連携した環境学習</p> <p>市町の生涯学習センターなどで環境学習講座を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>丸亀市(2回、34名)</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>丸亀市(3回、60名)、綾川町(1回、19名)、三木町(1回、16名)</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>丸亀市(3回、34名)、綾川町(1回、24名)、三木町(1回、6名)</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>丸亀市(2回、26名)、坂出市(1回、19名)、三木町(1回、16名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 民間企業等と連携した環境学習</p> <p>商業施設などの身近な場所で、パネル掲示や環境学習、講座案内チラシ等の配布などにより、会場を訪れた方に対し環境に関する情報を伝える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3</td> <td>11月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R4</td> <td>7月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)</td> </tr> <tr> <td>11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG)</td> </tr> <tr> <td>10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R5</td> <td>5月 ・ことでん GW フェスタ 2023(瓦町 FLAG) ・こどもまつり 2023(さぬきこどもの国)</td> </tr> <tr> <td>11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R6</td> <td>5月 ・こどもまつり 2024(さぬきこどもの国)</td> </tr> <tr> <td>10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	開催状況	R3	丸亀市(2回、34名)	R4	丸亀市(3回、60名)、綾川町(1回、19名)、三木町(1回、16名)	R5	丸亀市(3回、34名)、綾川町(1回、24名)、三木町(1回、6名)	R6	丸亀市(2回、26名)、坂出市(1回、19名)、三木町(1回、16名)	年度	開催状況	R3	11月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)	R4	7月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)	11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG)	10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川)	R5	5月 ・ことでん GW フェスタ 2023(瓦町 FLAG) ・こどもまつり 2023(さぬきこどもの国)	11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)	R6	5月 ・こどもまつり 2024(さぬきこどもの国)	10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)
年度	開催状況																								
R3	丸亀市(2回、34名)																								
R4	丸亀市(3回、60名)、綾川町(1回、19名)、三木町(1回、16名)																								
R5	丸亀市(3回、34名)、綾川町(1回、24名)、三木町(1回、6名)																								
R6	丸亀市(2回、26名)、坂出市(1回、19名)、三木町(1回、16名)																								
年度	開催状況																								
R3	11月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)																								
R4	7月 ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)																								
	11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG)																								
	10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川)																								
R5	5月 ・ことでん GW フェスタ 2023(瓦町 FLAG) ・こどもまつり 2023(さぬきこどもの国)																								
	11月 ・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)																								
R6	5月 ・こどもまつり 2024(さぬきこどもの国)																								
	10月 ・ウッドフェスティバル(サンメッセ香川) ・かがわ環境ひろば(イオンモール綾川)																								

	11月	・ことでん電車まつり(瓦町 FLAG)				
	3月	・行ってみよう! みんなのアリーナ体感デー(あなぶきアリーナ香川)				
商業施設等県民の身近な場での環境学習講座 5回 計 1,019 名参加						
(2) 体験型環境学習プログラム						
平成 25 年度から、自然体験や実験など実践的な体験を中心としたプログラムを実践する団体をプロポーザル方式により選定し、環境学習出前講座として小中学校へ派遣。平成 26 年度からは幼稚園、令和5年度からは認定こども園や保育所にも拡大。						
開催状況						
令和6年度は 22 プログラムを実施						
体験型環境学習プログラム(出前講座) 受講者数 2,202 名						
学校や幼稚園に民間団体を派遣し、周辺地域の樹木や川などについて学習する出前講座を 54 回実施した。						
県各計画との関連						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 ➤ 香川県環境基本計画 						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)						
➤ 香川県環境基本計画						
No.	指標	基準値 R2	R4	R5	R6	目標 (R7)
4	県が実施する環境教育・環境学習参加者数(累計)	112,575 人 (H28~R2)	29,284 人 (R3~R4)	55,216 人 (R3~R5)	90,285 人 (R3~R6)	125,000 人 (R3~R7)
	達成状況	-	23.4%	44.2%	72.2%	
注: 人数は該当期間の累計である。期間は年度である。						
前計画の目標(25,000 人/年)を維持する。						
令和3年度から令和5年度前半は新型コロナウイルス感染症の感染防止措置の影響を受けている。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
➤ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律						

5.3.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,775	2,555	2,636
補正予算額(増減)	△954	△669	△545
計: 現年予算額	1,821	1,886	2,091
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	1,821	1,886	2,091

決算額	1,472	1,601	1,734
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	349	285	357

5.3.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,580	
その他	154	
合計	1,734	

5.3.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	1,734	環境保全基金
合計	1,734	

5.3.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 体験型環境学習プログラム事業

受託事業者	委託金額	実施結果
特定非営利活動法人自然塾びよんびよん	25,440 円	さぬきこどもの国「こどもまつり 2024」における環境学習事業 参加者約 80 人
環境教育インストラクター A 氏	59,500 円	ウッドフェスティバル 2024 における環境学習講座の実施 参加者 108 人
木工教室 B 氏	30,000 円	イオンモール綾川における環境学習講座の実施 参加者 24 人
特定非営利活動法人どんぐりネットワーク	29,865 円	香川県立アリーナ「行ってみよう! みんなのアリーナ体感デー」における環境学習実施業務 受講者 100 名

5.3.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

5.4 学校における環境学習推進事業

5.4.1 事業の概要

所管課						
環境森林部 環境政策課						
現状と課題						
<p>環境教育・環境学習は、環境に関するさまざまな取組の基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っている。</p> <p>本県の豊かで美しい自然や住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組むことが必要であり、さまざまな分野において環境を守り育てていくための人材の育成や、地域づくりにつなげていかなければならない。</p>						
事業概要と実績						
1 学校における環境学習推進事業(当初予算額 1,069 千円、決算額 484 千円)						
(1) 環境キャラバン隊						
<p>学校や地域などにおいて、環境に関する様々な分野にわたる環境学習を支援するため、小中学校等からの要請に応じて、県職員による環境キャラバン隊を派遣し、環境に関する学習や体験の機会の提供を行っている。</p> <p>民間委託による学校等への出前講座「体験型環境学習プログラム」とあわせた実績は、次のとおり。</p>						
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
県職員による環境キャラバン隊	回数	37	39	27	32	57
	人数	2,314	2,221	1,471	1,369	3,197
民間団体による体験型環境学習	回数	45	42	44	51	58
	人数	1,809	1,448	2,087	2,023	2,202
合計	回数	82	81	71	83	115
	人数	4,123	3,669	3,558	3,392	5,399
(2) 環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」						
<p>「さぬきっ子環境スタディ」は、地球温暖化やエネルギー問題など地球規模の環境問題について、子どもたちが自主的に行動できるよう開発された香川県独自の環境学習教材であり、近年、学校における ICT 環境の整備が進んでいることから、より多くの県内小・中学生及び教員が利用できるよう、紙媒体等で作成された本教材の電子書籍化を行っている。</p> <p>なお、電子書籍化作業の大半は本県職員が行っており、電子書籍は本県ホームページのほか、「KAGAWA eBOOKS」という Web サイトで公開されている。</p>						

県の各計画との関連
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 ➤ 香川県環境基本計画
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)
地域における環境学習推進事業と同じ。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

5.4.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,302	1,092	1,069
補正予算額(増減)	△667	△453	△282
計:現年予算額	635	639	787
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	635	639	787
決算額	548	522	484
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	87	117	303

5.4.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	361	
委託料	40	
その他	83	
合計	484	

5.4.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
財産収入	405	
一般財源	79	
合計	484	

5.4.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」事業

受託事業者	委託金額	実施結果
㈱広真	19,140 円	さぬきっ子環境スタディ電子書籍化

5.4.6 監査の結果及び意見

5.4.6.1 計画的な環境教育の推進について(意見事項4)

(発見事項)

環境に関する様々な分野にわたる環境学習を支援する手段として本県職員により「環境キャラバン隊」が設けられており、小学校等に対して環境学習の出前講座を行っている。しかしながら、当該キャラバン隊の派遣は主として小学校教員等の個別の要請に基づいて実施されていると考えられ、県として計画的な環境教育の展開には至っていない状況である。

(問題点)

環境キャラバン隊の派遣が個別要請ベースにとどまり、県として計画的に環境教育を展開する仕組みの構築が不十分である点は問題である。

(意見事項4) 計画的な環境教育の推進について

環境キャラバン隊は、小学校教員等からの個別の要請等に基づき出前講座を実施しているが、このような運用にとどまっているため、県として計画的に環境教育を展開する仕組みの構築が不十分である点は問題である。

環境キャラバン隊の運用については、個別要請に依存する現行の仕組みを見直し、県全体として教育委員会と連携し、計画的に環境教育を推進することが望まれる。

5.5 脱炭素・地球温暖化対策推進事業

5.5.1 事業の概要

所管課							
環境森林部 環境政策課							
現状と課題							
<p>1 香川県地域脱炭素推進協議会運営事業</p> <p>全県的に脱炭素に向けた効果的な取組を進めるためには、市町や事業者、県民が一体となって取り組む必要があり、議論の場を設け、関係者間で連携・協働することが重要である。</p> <p>2 地域脱炭素導入支援事業</p> <p>脱炭素については、県だけでなく市町や事業者、県民など、全ての主体が当事者意識を持って一体となって取り組んでいく必要がある。これら各主体の取組を推進していくためには、専門家・有識者による勉強会・研修会等の実施により、市町職員や事業者など、活動の中核を担う人材を育成していくことも重要である。</p> <p>3 地球温暖化対策実態調査事業</p> <p>次期「香川県地球温暖化対策推進計画」の策定にあたり、基礎資料として温室効果ガス排出量の実態や脱炭素に関連した県民の意識など、現状を把握する必要がある。</p>							
事業概要と実績							
<p>1 香川県地域脱炭素推進協議会運営事業(当初予算額 798 千円、決算額 181 千円)</p> <p>県で一体となって脱炭素を進めるため、産学官の関係団体で構成する協議会を開催した。</p> <p>事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① R6.7.25 香川県地域脱炭素推進協議会幹事会</td> <td>香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか</td> </tr> <tr> <td>② R6.9.9 香川県地域脱炭素推進協議会</td> <td>香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか</td> </tr> </tbody> </table>		項目	概要	① R6.7.25 香川県地域脱炭素推進協議会幹事会	香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか	② R6.9.9 香川県地域脱炭素推進協議会	香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか
項目	概要						
① R6.7.25 香川県地域脱炭素推進協議会幹事会	香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか						
② R6.9.9 香川県地域脱炭素推進協議会	香川県地域脱炭素ロードマップ評価・検証等について ほか						
<p>2 地域脱炭素導入支援事業(当初予算額 3,500 千円、決算額 79 千円)</p> <p>県内事業者や市町職員等を対象とした専門家・有識者による勉強会・研修会等の実施により、地域脱炭素の取組を推進するため、県内の市町が所有する公共施設の ZEB 化促進を目的に、市町職員に対し、県内市町の事例を踏まえた勉強会を実施した。</p> <p>事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「公共施設の ZEB 化の進め方(基礎編・技術編)」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・R7.1.23(2部制) 高松シンボルタワータワー棟5階 ・講演者: ㈱オフィス省エネプラン(ZEB プランナー) ・県内における ZEB 化の実績、公共施設の ZEB 化を進める意義、補助金利用時のアドバイス、市町担当者の役割、既存物件を ZEB 化改修する場合の要件や課題・注意点に関する講義を 26 名の参加者に実施した。 </td> </tr> </tbody> </table>		項目	概要	「公共施設の ZEB 化の進め方(基礎編・技術編)」	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.1.23(2部制) 高松シンボルタワータワー棟5階 ・講演者: ㈱オフィス省エネプラン(ZEB プランナー) ・県内における ZEB 化の実績、公共施設の ZEB 化を進める意義、補助金利用時のアドバイス、市町担当者の役割、既存物件を ZEB 化改修する場合の要件や課題・注意点に関する講義を 26 名の参加者に実施した。 		
項目	概要						
「公共施設の ZEB 化の進め方(基礎編・技術編)」	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.1.23(2部制) 高松シンボルタワータワー棟5階 ・講演者: ㈱オフィス省エネプラン(ZEB プランナー) ・県内における ZEB 化の実績、公共施設の ZEB 化を進める意義、補助金利用時のアドバイス、市町担当者の役割、既存物件を ZEB 化改修する場合の要件や課題・注意点に関する講義を 26 名の参加者に実施した。 						

3 地球温暖化対策実態調査事業(当初予算額 9,000 千円、決算額 8,624 千円)

次期「香川県地球温暖化対策推進計画」の策定のため、基礎資料として温室効果ガス排出量や脱炭素に関連した県民の意識など現状の調査のほか、施策体系立案支援などを委託事業にて実施した。

➤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(第 21 条)

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

➤ 計画の構成要素

① 事務事業編(かがわエコオフィス計画)

自治体自らの事務・事業に伴う温室効果ガス排出を削減するための計画
(庁舎・学校・ごみ処理施設・上下水道など自治体保有施設)

② 区域施策編(香川県地球温暖化対策推進計画)

自治体区域全体(住民・事業者・産業・交通など)を対象に排出削減施策を定める計画
(再エネ、建築物、省エネ、交通、森林吸収源、地域資源活用等)

(単位:千円)

委託先	内容	金額
(株)建設技術研究所	香川県地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託	8,624

県の各計画との関連

➤ 香川県環境基本計画(第 4 章:2-1-1、2-1-2)

➤ 香川県地球温暖化対策推進計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県地球温暖化対策推進計画

年度	現状 (R2)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
最終エネルギー消費量削減率(対象年度)	△7.4% (H29)	△8.5% (H30)	△11.7% (R 元)	△20.1% (R2)	△19.7% (R3)	△8.0%
達成状況	-	106%	146%	251%	246%	-

注:期間は年度である。

国の長期エネルギー需給見通しで示された内容に即して、H29 年度統計データ等により算定し、2013 年度比で 8%の削減をめざす。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

➤ 地球温暖化対策の推進に関する法律

5.5.2 予算現額と決算額の推移

① 香川県地域脱炭素推進協議会運営事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	699	798
補正予算額(増減)	-	△22	△321
計:現年予算額	-	677	477
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	677	477
決算額	-	285	181
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	392	296

② 地域脱炭素導入支援事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	5,000	3,500
補正予算額(増減)	-	△5,000	△2,500
計:現年予算額	-	-	1,000
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	1,000
決算額	-	-	79
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	921

注1:令和5年度の当初予算設定時においては、当事業において3回の勉強会を実施予定であったが、環境省の事業を活用し、県の財源を利用することなく3回の勉強会を開催することができたために、補正予算時に当初予算額を全額減額した。

注2:令和6年度当初予算設定時においては、当事業において3回の勉強会を実施予定であったが、1回分は四国4県の連携事業としての開催となったために、補正予算時に当初予算額を減額した。

注3:1回分は現地視察を伴う勉強会の開催を調整していたが、視察先の事情により視察が実施できなかったために決算額が少額となり、不用額が多額に生じる結果となった。

③ 地球温暖化対策実態調査事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	9,000
補正予算額(増減)	-	-	△376
計:現年予算額	-	-	8,624
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	8,624
決算額	-	-	8,624
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	0

5.5.3 決算額の主な内訳

① 香川県地域脱炭素推進協議会運営事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	162	
旅費	16	
使用料及び賃借料	3	
合計	181	

② 地域脱炭素導入支援事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	50	
使用料及び賃借料	29	
合計	79	

③ 地球温暖化対策実態調査事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	8,624	
合計	8,624	

5.5.4 決算額の財源内訳

① 香川県地域脱炭素推進協議会運営事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	181	
合計	181	

② 地域脱炭素導入支援事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	39	
一般財源	40	
合計	79	

③ 地球温暖化対策実態調査事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	8,624	
合計	8,624	

5.5.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の地球温暖化対策実態調査事業における委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	香川県地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託契約
契約期間	令和6年7月19日から令和7年2月28日
委託内容	次期「香川県地球温暖化対策推進計画」の策定のため、基礎資料として温室効果ガス排出量や脱炭素に関連した県民の意識など現状の調査のほか、施策体系立案支援などを委託する。 ①実態調査 ②基礎調査 ③県全域の温室効果ガス排出量等の推計 ④温室効果ガス排出量等の要因分析等 ⑤県全域の温室効果ガス排出量等の将来推計及び削減目標の検討 ⑥算定ツールの作成 ⑦改定作業に関する諸提案
契約方法	公募型プロポーザル方式
契約業者名	㈱建設技術研究所四国支社
契約価格(税込)	8,624,000円
予定価格(税込)	9,000,000円 (契約限度額を企画提案方式による公募時点で公表済)
提案参加者数	3社

5.5.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

5.6 省エネルギー行動等促進事業①

5.6.1 事業の概要

所管課											
環境森林部 環境政策課											
現状と課題											
1 省エネ県民運動促進事業 <p>「かがわ省エネ節電所」は家庭で省エネを推進してもらうための動機付けや、脱炭素の意識付け、行動変容を目的として運営しているサイトで、省エネの取組等に関する成果が可視化される仕組みを導入している。</p>											
2 かがわゼロカーボンシフト支援事業 <p>温室効果ガス排出削減に向け徹底した省エネルギーを進めるためには、事業活動における個々の省エネルギー行動といったソフト面に加え、ハード面からエネルギー消費量を減らすことが有効であり、事業所における省エネ型設備・機器の導入促進を図るなど、事業者の支援ニーズにあわせた取組のほか、行政の取組だけでなく、金融機関がESG融資を積極的に行うなど、各主体の連携を図る必要がある。</p>											
3 食品ロス・プラスチック削減推進事業 (5.27と重複)											
4 プラスチックリサイクル等促進事業 (5.27と重複)											
事業概要と実績											
1 省エネ県民運動促進事業(当初予算額 3,216 千円、決算額 2,241 千円) <p>地球温暖化防止の観点から、各家庭、各企業・事業所、各団体など県民全体の省エネルギー行動に取り組む意識を醸成し、省エネルギー行動が県民全体の日常生活・事業行動のなかに自然に組み込まれることを目指して、関係機関と連携して、省エネ県民運動を展開する。</p> <p>(1) 家庭・事業所に対しチラシ配布等を通じてかがわ省エネ節電所への登録呼びかけを実施した。</p> <p>令和5年度登録者数 家庭 146 世帯 事業所 6事業所 令和6年度登録者数 家庭 230 世帯 事業所 4事業所</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">2014年7月のサイト開設から2025年10月17日時点までの累計</th> </tr> <tr> <th>参加世帯数と人数</th> <th>参加事業所数</th> <th>削減電力量と削減CO₂量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,078 世帯 17,678 人</td> <td>524 事業所</td> <td>8,150,609kWh 5,185,951kg</td> </tr> </tbody> </table>			2014年7月のサイト開設から2025年10月17日時点までの累計			参加世帯数と人数	参加事業所数	削減電力量と削減CO ₂ 量	6,078 世帯 17,678 人	524 事業所	8,150,609kWh 5,185,951kg
2014年7月のサイト開設から2025年10月17日時点までの累計											
参加世帯数と人数	参加事業所数	削減電力量と削減CO ₂ 量									
6,078 世帯 17,678 人	524 事業所	8,150,609kWh 5,185,951kg									

- (2) 県内団体・事業者に対しクールビズ・ウォームビズポスターを配布し、省エネの取組に協力してもらうよう呼び掛けた。
- 2 かがわゼロカーボンシフト支援事業(当初予算額 13,594 千円、決算額 13,268 千円)
- (1) 事業者計画書制度推進事業
- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、対象事業者の温室効果ガス排出抑制の計画的な取組を促進する事業である。
- 令和6年度は、専門家(エネルギー管理士等)による現地調査及び助言を、対象事業者 10 社に対して実施した。
- (2) 地域 ESG 設備投資促進事業
- 県内金融機関や関係団体とコンソーシアムを組織し、環境配慮型設備投資に係る知見・情報の共有を図るとともに、県内事業者が行う設備投資に必要な調査・評価等について専門家派遣による支援を行う事業である。
- 令和6年度は、県内事業者 10 事業所に対し、専門家派遣を実施した。
- (3) 専門相談体制確保事業
- (公財)香川県環境保全公社に、再エネ、省エネ、環境配慮型の設備投資、補助金手続等に関する専門相談窓口を設置している。令和6年度における相談対応件数は 21 件であった。
- (4) かがわ脱炭素促進事業者表彰事業
- 県内で脱炭素につながる取組を促進するため、CO₂排出量を削減する優れた取組を行う県内事業者を表彰した。令和6年度は、応募企業 12 社の中から、大賞 1 社、優秀賞 3 社を選定し表彰した。

県の各計画との関連

- 香川県環境基本計画(2-1-1)
- 香川県地球温暖化対策推進計画(1-1-1、1-1-2)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県環境基本計画

年度	R2	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度	75.6% (R3.6)	74.3% (R4.6)	67.2% (R5.6)	65.9% (R6.6)	79.5% (R7.6)	90.0%
進捗率	-	△9%	△58%	△67%	27%	-

注1: 定着度(%)の下のカッコ書きは、県政モニターアンケートの調査時期である。また、期間は年度である。

注2: 「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度が、令和3年度以降計画年度と比較して下落傾向にあったのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、省エネ県民運動促進事業で計画していたイベントを中止せざるを得ない状況にあり、県民に対する働きかけ等ができなかったためであり、令和6年度に

なり当初予定していたイベント等を再開できたことをきっかけに、定着度が向上した状況下にある。なお、期間は年度である。

➤ 香川県地球温暖化対策推進計画

年度	現状 (R2)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
最終エネルギー消費量削減率(対象年度)	△7.4% (H29)	△8.5% (H30)	△11.7% (R元)	△20.1% (R2)	△19.7% (R3)	△8.0%
達成状況	-	106%	146%	251%	246%	-

注:期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

➤ 香川県生活環境の保全に関する条例

5.6.2 予算現額と決算額の推移

① 省エネ県民運動促進事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,491	2,464	3,216
補正予算額(増減)	△463	△69	△200
計:現年予算額	2,028	2,395	3,016
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	2,028	2,395	3,016
決算額	1,348	2,005	2,241
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	680	390	775

② かがわゼロカーボンシフト支援事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	13,000	12,911	13,594
補正予算額(増減)	△68	69	-
計:現年予算額	12,932	12,980	13,594
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	12,932	12,980	13,594
決算額	10,225	11,951	13,268
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	2,707	1,029	326

5.6.3 決算額の主な内訳

① 省エネ県民運動促進事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	350	

委託料	810	
需用費	655	
報償費	320	
その他	106	旅費、使用料及び賃借料
合計	2,241	

② かがわゼロカーボンシフト支援事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	13,149	
その他	119	報償費、旅費、使用料及び賃借料
合計	13,268	

5.6.4 決算額の財源内訳

① 省エネ県民運動促進事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
諸収入	2,241	J-クレジット収入
合計	2,241	

② かがわゼロカーボンシフト支援事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	6,575	
一般財源	6,693	
合計	13,268	

5.6.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の省エネ県民運動促進事業の決算額の主な内訳の中から、サンプルとしてかがわ省エネ節電所事業に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
事業名	かがわ省エネ節電所
支出額計	703,562 円
支出内訳	報償費:88,800 円 (省エネ節電所 登録特典:31,800 円、省エネ節電所 応募特典:57,000 円) 印刷製本費:383,762 円 委託料:231,000 円

前述のかがわゼロカーボンシフト支援事業の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
事業名	令和6年度地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務委託
契約期間	令和6年10月8日から令和7年3月21日
契約方法	公募型プロポーザル方式
契約業者名	中外テクノス株式会社 関西技術センター
契約価格	2,623,500 円
予定価格	2,628,000 円
提案参加者数	1社

項目	概要
事業名	令和6年度香川県地域 ESG 脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託
契約期間	令和6年6月28日から令和7年3月31日
契約方法	公募型プロポーザル方式
契約業者名	一般社団法人エコエネ技術士ネット
契約価格	5,697,934 円
予定価格	5,698,000 円
提案参加者数	1社

項目	概要
事業名	令和6年度ゼロカーボンシフト支援事業専門相談体制確保業務
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
契約方法	単独随意契約
契約業者名	公益財団法人香川県環境保全公社
契約価格	5,000,000 円
予定価格	5,000,000 円
確定委託料	4,828,000 円
随意契約の理由	本業務は、事業者の脱炭素に向けた取組を促進するために、専門相談窓口を設置するものである。 公益財団法人香川県環境保全公社は、中小企業が抱える省エネルギーに関する課題や取組に対して、エネルギー管理士等の専門家を派遣し、きめ細やかな支援・アドバイスを行っており、脱炭素に向けた各種相談・支援について、十分な経験・ノウハウを有していることから、効果的・効率的に業務を実施できるため。

5.6.6 監査の結果及び意見

5.6.6.1 省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について(意見事項5)

(発見事項)

本県は、省エネルギー行動等促進事業として「かがわ省エネ節電所」のウェブサイト을 独自に運営し、県民の省エネ行動の促進を図っている。一方で、民間企業においても省エネ取組を促すキャンペーンが実施されているが、これらの企業との連携や協働による周知・参加促進の取組は行われていなかった。

(問題点)

「かがわ省エネ節電所」への登録を促進し、省エネ行動を県内に浸透させるためには、県民に対する十分な周知と参加機会の確保が重要である。現在、県はウェブサイトを中心として周知を行い、チラシ配布などの補完的な手段も講じているものの、県独自の媒体に依存した情報発信では到達できる層に限界があり、登録促進という事業目的に十分寄与していないおそれがある。

また、民間企業においても省エネキャンペーンが実施されているが、これらの企業と連携した周知・誘導が行われていないため、企業が有する顧客基盤やウェブサイト、アプリ、請求書等の媒体

を活用した情報発信の機会を十分に活かせていない。この結果、県の施策と民間の取組が併存しているにもかかわらず、協働による広報や相互誘導の仕組みが構築されておらず、登録者数の増加や省エネ意識の向上に向けた施策効果が最大化されていないことは問題である。

(意見事項5) 省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について

本県は「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトを中心に省エネ行動の促進を図っているが、民間企業でも同様の省エネキャンペーンが実施されているにもかかわらず、連携した周知・誘導が行われていなかった。そのため、企業が保有する顧客基盤やアプリ、請求書などの媒体を活用した情報発信の機会を十分に活かせず、参加機会の拡大や施策効果の向上につながる相乗効果が生じていない。

登録促進を図るためには、民間企業との協働による周知の仕組みを検討し、県民へ届く情報発信力を高めることが望まれる。

5.6.6.2 かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について(意見事項6)

(発見事項)

本県は家庭でできる省エネ・節電を周知するための手段として、「かがわ省エネ節電所」というウェブサイト運営している。当サイトは、検索により直接閲覧できるほか、香川県の公式サイトからもアクセス可能となっている。一方で、「かがわ省エネ節電所」のウェブサイト側からは香川県の公式サイトへ移動できるリンクが設置されておらず、相互リンクが構成されていない状況であった。

(問題点)

「かがわ省エネ節電所」は家庭で省エネを推進してもらうための動機付けや脱炭素の意識向上を目的としたウェブサイトであり、特に、当サイトを紹介するチラシを小学校4年生へ配布するなど、若年層の段階から環境意識を高めるための啓発施策を積極的に展開している。

しかしながら、当サイトから県公式サイト環境施策ページへ移動できるリンクが設置されていない現状では、当サイト閲覧者が環境分野への関心を深めても、その興味を本県の環境施策の理解へ繋げる導線が確保されていない。チラシ配布によって喚起された関心が、県全体の環境施策の理解へと発展しにくい構造となっており、啓発施策の効果が十分に発揮されていないことは問題である。

(意見事項6) かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について

本県が運営する「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトは、県公式サイトからアクセス可能である一方、当サイト側から県公式サイトへ移動できるリンクが設置されておらず、相互リンクが構成されていなかった。本県は当サイトのチラシを小学校4年生へ配布するなど若年層への啓発を行っているが、閲覧者が本県の環境施策へ関心を広げる導線が確保されておらず、啓発効果が十分に発揮されていない状況にある。

県公式サイト環境関連ページへのリンクを設置するなど、情報提供の一体性を高める改善が望まれる。

5.6.6.3 抽選企画における重要情報の明示不足について(意見事項7)

(発見事項)

本県は、県内の省エネ・節電の取組を広げる施策の一環として、「かがわ省エネ節電所」への登録を促す抽選企画や、電気使用量を前年同月より削減した家庭を対象とする抽選企画を実施している。しかしながら、これらの企画について、当選人数といった応募者にとって重要な情報が当該ウェブサイトの主要ページには明記されておらず、リンク先の詳細ページを開いて初めて人数が確認できる構成となっていた。

(問題点)

これらの抽選企画は、省エネ・節電の取組を県内に広げるための登録促進施策として実施されているものであるが、当選人数という重要情報がウェブサイト上の主要ページで明示されておらず、応募者が企画内容を正確に把握しにくい状況となっている。

(意見事項7) 抽選企画における重要情報の明示不足について

本県は、省エネ・節電の取組を広げる施策として「かがわ省エネ節電所」の登録促進を目的とした抽選企画を実施しているが、当選人数といった重要情報がウェブサイトの主要ページに明示されておらず、応募者が内容を正確に把握しにくい状況となっていた。

行政の透明性と適正な情報提供の観点から、主要ページに当選人数を明確に記載し、誤認や苦情の発生を防止するとともに、施策の信頼性を確保することが望まれる。

5.6.6.4 公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について(意見事項8)

(発見事項)

令和6年度地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務委託及び令和6年度香川県地域 ESG 脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託の委託先選定において、いずれも公募型プロポーザル方式を採用している。しかしながら、両業務とも応募は1者であった。

(問題点)

公募型プロポーザル方式の入札を行う目的は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することにある。

公募型プロポーザル方式を採用しているながら、複数の事業者からの提案がなく、1者のみしか入札に参加していない状況は、公募型プロポーザル方式を採用した目的が十分に達成されておらず問題である。

(意見事項8)公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について

令和6年度地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務委託及び令和6年度香川県地域 ESG 脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託において公募型プロポーザル方式を採用していたが、いずれも応募は1者にとどまっていた。

公募型プロポーザル方式は、複数の事業者の提案を比較し、最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、応募が1者のみであったため、競争性の確保や提案内容の比較が行えず、方式本来の目的が十分に達成されていない点は問題である。

公募型プロポーザル方式の利点を十分に活用するためには、募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。

5.7 省エネルギー行動等促進事業②

5.7.1 事業の概要

所管課
交流推進部 交通政策課
現状と課題
<p>5 車両安全運行確保・環境改善事業(当初予算額 90,000 千円、決算額 90,000 千円)</p> <p>国土交通大臣は、令和6年6月 27 日付けで地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第1項に基づき、高松琴平電気鉄道株式会社(以下「ことでん」という。)等から申請のあった鉄道事業再構築実施計画の認定を行っており、当該計画において、香川県及び沿線3市4町が、新駅設置や複線化、安全輸送設備更新等の利用者利便の確保に向けた取組に対し、財政的支援を実施することとされている。</p> <p>➤ 計画期間:令和6年7月5日から令和 11 年3月 31 日まで(5年間)</p> <p>➤ 地方公共団体その他の者による支援の主な内容</p> <p>① 香川県及び高松市による新駅整備(太田～仏生山間)に対する支援</p> <p>② 香川県及び高松市による複線化(太田～仏生山間)に対する支援</p> <p>③ 新造車両導入等に対する支援</p> <p>➤ 利用者の利便の確保に関する主な事項</p> <p>① 新駅整備(事業費 7.9 億円)</p> <p>人口増加が進むとともに、各種研究施設や県立図書館等が集積している高松市南東部の太田～仏生山間に新駅を整備する。</p> <p>② 複線化の実施(事業費 9.8 億円)</p> <p>新駅整備による停車・行き違い回数の増加に伴う所要時間の増加を解消し、利用者利便の向上を図るため、太田～仏生山間の複線化を行う。</p> <p>③ 省エネ性能の高い新造車両の導入及び安全輸送設備の更新(事業費 72 億円)</p> <p>車内の快適性を向上させるとともに省エネ性能が高く環境負荷の少ない車両を導入することにより、コスト削減にも貢献するほか、更新計画に基づき安全輸送設備の計画的な更新を実施する。</p> <p>④ 高齢者割引及び乗継割引等の実施(事業費 7.0 億円)</p> <p>高齢者の移動手段確保、外出機会の創出等を目的として高松市及び綾川町在住の 70 歳以上の住民に対しゴールド IruCa を使用して乗車した場合、運賃の 50%を割引くほか、IruCa を使用して電車とバスを乗り継ぐ場合、1 乗車につき 100 円を割引く。なお、これらの取組による減収相当額について、高松市等がことでんに支援する。</p> <p>総額:96.8 億円 ①、②、③の一部について、社会資本整備総合交付金を活用</p>

➤ 鉄道事業再構築事業の効果

まちづくりと連携した新駅整備、複線化事業及び車両の更新などの利用環境の改善に資する取組の推進や地域と連携した利用促進策による輸送需要の確保により、安全で安定した運行の維持がなされ、住民の移動手段を中長期的に確保することに資する。

○年間利用者数(伏石～琴電琴平間)

・令和10年度 8,302 千人

(・令和 5年度 7,473 千人)

○営業損益(伏石～琴電琴平間)

・令和10年度 139 百万円

(・令和 5年度 118 百万円)

なお、当該事業の主目的は車両の安全・安定した運行の維持等であり、省エネルギー行動等促進としての位置付けは副次的なものである。

事業概要と実績

5 車両安全運行確保・環境改善事業

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第24条第1項に基づく鉄道事業再構築実施計画によることでの再構築事業の財政的支援を行うもの。

負担割合

県:9/20、沿線市町:9/20、ことでん:1/10

※県の支援額のうち、1/2 が国から補助金として交付されるため、実質的な負担割合は、以下のようになる。

国:9/20、県:9/40、沿線市町:9/40、ことでん:1/10

➤ 令和6年度(実績):車両設計業務2億円(県9千万円、沿線市町9千万円、事業者2千万円)

※国庫補助として、県と沿線市町に対して 4500 万円ずつの計9千万円を充当

➤ 令和7年度以降(計画):車両更新4両/年

10 億円(県4億5千万円、沿線市町4億5千万円、事業者1億円)

※国庫補助として、県と沿線市町に対して2億 2500 万円ずつの計4億5千万円を充当する見込み

県の各計画との関連

➤ 香川県地域公共交通計画

➤ 鉄道事業再構築実施計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)			
➤ 香川県地域公共交通計画			
指標	算出方法	現状 (R4 年度)	目標 (R10 年度)
鉄道の利用者数	県内の鉄道駅の利用者数 (JR 四国、ことでん)	27,152 千人	31,422 千人
遵守すべき(規制を受ける)法令等			
➤ 鉄道事業法			
➤ 鉄道営業法			
➤ 軌道法			

5.7.2 予算現額と決算額の推移

① 車両安全運行確保・環境改善事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	90,000
補正予算額(増減)	-	-	-
計: 現年予算額	-	-	90,000
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	-	-	90,000
決算額	-	-	90,000
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	-

5.7.3 決算額の主な内訳

① 車両安全運行確保・環境改善事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	90,000	補助金
合計	90,000	

5.7.4 決算額の財源内訳

① 車両安全運行確保・環境改善事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	45,000	
一般財源	45,000	
合計	90,000	

5.7.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の車両安全運行確保・環境改善事業における補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
事業	香川県車両安全運行確保・環境改善事業補助金
期間	令和6年11月18日から令和7年3月3日
補助事業者	高松琴平電気鉄道(株)
支払先	(株)総合車両製作所
補助対象経費	200,000,000 円 基本設計 A(外観・インテリア設計) : 50,000,000 円 基本設計 B(システム・車両・艙装・台車設計) : 150,000,000 円 【国補助金における分類】 基本設計 A ⇒ 地域公共交通確保維持改善事業費(先進車両導入支援事業) 基本設計 B ⇒ 社会資本整備総合交付金(効果促進事業)
負担割合	県:9/20、沿線市町:9/20、ことでん:1/10 ※県の支援額のうち、1/2 が国から補助金として交付されるため、実質的な負担割合は、以下のようになる。 国:9/20、県:9/40、沿線市町:9/40、ことでん:1/10
確定補助金額	① 地域公共交通確保維持改善事業費:22,500,000 円、 ② 社会資本整備総合交付金:67,500,000 円

5.7.6 監査の結果及び意見

5.7.6.1 KPI の設定について(意見事項9)

(発見事項)

琴平・長尾線新形式車両に係る KPI として「鉄道の利用者数」としているが、当該 KPI にはことでんの利用者のみならず JR 四国の鉄道利用者も含まれている。

また、KPI の基準値としている令和4年度の「鉄道の利用者数」は新型コロナウイルス感染症の影響により鉄道利用者数が大きく減少していた時期の数値となっている。

(問題点)

琴平・長尾線新形式車両の導入はことでん単独の事業であるにもかかわらず、JR 四国を含む「鉄道の利用者数」を KPI としているため、新形式車両の導入によることでん利用者数を直接的に把握することができず、適切な KPI とはいえないことは問題である。

(意見事項9) KPI の設定について

新形式車両の導入はことでん単独の事業であるため、JR 四国の利用者数を含む現行の KPI では、新形式車両導入によることでん利用者数の増加効果を直接的に把握できず、適切な KPI

ではない。KPI を「鉄道の利用者数」とする場合には、ことでのみの利用者数を用いることが望まれる。

また、新形式車両の導入による真の利用者数増加効果を把握するためには、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が低迷していた時期の利用者数を基準とするのではなく、新型コロナウイルス感染症の影響がない、又はある程度回復した時期の利用者数を KPI の基準として採用することが望まれる。

5.8 再生可能エネルギー等導入促進事業

5.8.1 事業の概要

所管課
環境森林部 環境政策課(下記事業を除く) 商工労働部 産業政策課(エネルギー関連産業育成支援事業、 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業) 同部 企業立地推進課(番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業) 土木部 河川砂防課(小水力発電導入検討事業)
現状と課題
<p>1 かがわスマートハウス促進事業</p> <p>省エネ性能で ZEH 水準を達成している新築住宅も増えてきているが、太陽光発電設置は費用負担がネックになる施主も多いので、本補助金が太陽光発電設置の呼び水になっている。</p> <p>窓や玄関の断熱改修は、壁や床、天井を含めたリフォームよりも比較的安価に、短期間で工事が終わるといったメリットもあり、住宅の脱炭素化の第一歩として有効な手段であると考えている。さらに多くの県民の方に利用していただけるよう、周知を図っていく。</p> <p>2 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業</p> <p>令和6年度は住宅用プランに加え、新たに事業用プランを1件登録した。利用者の選択を広げるため、登録プランのさらなる増加をめざす。事業者がプラン登録によるメリットを感じられるような募集・周知方法を検討する必要がある。</p> <p>3 水素エネルギー利用促進普及啓発事業</p> <p>水素は利用時に温室効果ガスを排出せず、地球温暖化対策の観点から次世代を担う有力なエネルギー源の一つになることが期待されていることから、カーボンニュートラル実現に向けた鍵とされているが、水素社会の実現には、製造、輸送・貯蔵、利用の面で未だ多くの課題が存在している。</p> <p>4 エネルギー関連産業育成支援事業</p> <p>資源エネルギー対策や省エネルギー化等への対応として、太陽光などの再生可能エネルギー、スマートグリッド(次世代電力供給網)など革新的なエネルギー・環境関連技術や、環境に配慮して創出された製品などの省エネルギー関連技術・製品が注目されている。</p> <p>このため、再生可能エネルギーなどの研究開発に取り組む県内企業をさらに増やすための環境整備に加え、自社の技術を活用してエネルギー・環境関連分野へ新たに進出しようとする県内企業を積極的に支援する必要がある。</p>

5 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業

カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減は、本県の製造業においても喫緊の課題であり、温室効果ガス排出に対する効率的かつ持続可能なプロセス変化と更なる高付加価値化など、脱炭素社会に対応した新たなものづくりが求められている。

そのため、温室効果ガスの直接的低減に繋がる技術(温室効果ガス吸収・固定化、省エネルギー、資源消費削減等)だけでなく、新素材・高機能材料の開発・利用技術の構築や製造プロセスの高度化、さらにライフサイクルアセスメント(LCA)(注1)やカーボンフットプリント(注2)などによる材料や製品のライフサイクル全体での環境負荷評価技術の構築など、県内ものづくり企業の脱炭素に資する幅広い技術分野について支援する必要がある。

注1:ライフサイクルアセスメント(LCA)

製品やサービスの環境への影響を評価するための手法であり、製品のライフサイクル全体を考慮し、原材料調達から製造、廃棄物処理までの各段階でのエネルギー消費、排出物の生成、資源の使用などを評価するもの。環境への負荷を特定することにより、持続可能な製品やサービスの開発、改善に役立てようとする取組が進んでいる。

注2:カーボンフットプリント

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、商品やサービスに分かりやすく表示する仕組みのことである。

6 小水力発電導入検討事業

国において、令和2年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言」が行われ、脱炭素に向けた動きが加速化しており、県としても、令和3年に「現在の気候が危機的な状況であることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる表明を行い、脱炭素の取組を強化したところである。

また、上記の取組のうち、再生可能エネルギー等の導入促進として、小水力発電の導入可能性について検討を進めるとしている。

7 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業

県内最大のコンビナート工業団地であり、エネルギー拠点である「番の州臨海工業団地」での水素の利活用が不可避の課題であることから、坂出市、香川県、番の州企業及び坂出商工会議所等が連携し、坂出市番の州コンビナート水素等利活用推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、番の州コンビナート水素等供給拠点形成に向けた実現可能性調査等の取組を進めていくこととなった。

水素等供給拠点整備を含めた水素等サプライチェーン構築に向けては、水素価格の低減と需要家の開拓、関連技術・設備の研究開発、周辺港湾・他地域との連携などが課題となっていることから、協議会において水素利用の促進、水素の利活用に関する制度や他地域の取組情報の収集、国や関係機関への働きかけなどに継続的に取り組んでいく必要がある。

事業概要と実績

1 かがわスマートハウス促進事業(当初予算額 275,500 千円、決算額 205,326 千円)

電力価格の高騰等から民間住宅の省エネ需要が高まっているため、県内の住宅における ZEH、断熱改修等の普及を促進するものである。

令和6年度の事業成果としては、住宅における脱炭素化を促進するため、ZEHや断熱改修等の導入に対して補助を行った。

【ZEH補助件数】

年度	件数	補助金額
R5 年度	443 件	106,450 千円
R6 年度	648 件	153,050 千円

注:「ZEH」とは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略語。建物の断熱性能を高めて、高効率な設備を導入することによって消費するエネルギーを少なくすることで「省エネ」を実現するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーを創り出す「創エネ」によって、エネルギー収支が正味ゼロになることを目指した住宅のことをいう。

【蓄電池設置件数】

年度	件数	補助金額
R5 年度	445 件	43,410 千円
R6 年度	207 件	20,800 千円

【V2H補助件数】

年度	件数	補助金額
R5 年度	24 件	2,400 千円
R6 年度	12 件	1,200 千円

注:V2Hとは、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)への充電、並びにEV・PHEV・燃料電池自動車(FCEV)から施設へ放電(給電)ができる装置。

【断熱改修補助件数】

年度	件数	補助金額
R5 年度	-	-
R6 年度	137 件	28,681 千円

【令和6年度補助金申請兼請求件数の年間推移】

月	種類	ZEH	蓄電池・V2H	断熱改修	合計
2024 年 4 月		0 件	0 件	0 件	0 件
5 月		0 件	0 件	2 件	2 件
6 月		0 件	4 件	1 件	5 件
7 月		5 件	18 件	17 件	40 件
8 月		19 件	16 件	17 件	52 件
9 月		27 件	21 件	10 件	58 件
10 月		43 件	23 件	10 件	76 件
11 月		50 件	18 件	14 件	82 件
12 月		85 件	34 件	20 件	139 件
2025 年 1 月		59 件	22 件	12 件	93 件
2 月		97 件	21 件	10 件	128 件

3月	263 件	42 件	24 件	329 件
合計	648 件	219 件	137 件	1,004 件

【令和6年度補助金支払実績(令和5年度からの繰越分を除く)】

事業名	ZEH	蓄電池	V2H	断熱改修	合計
申請額(千円)	152,100	20,700	1,200	28,681	202,681
当初予算額(千円)	175,000	45,000	4,000	50,000	274,000
当初予算額到達率(%)	87.0	46.0	30.0	57.4	74.0
申請件数(件)	648	207	12	137	1,004
当初予算額相当件数(件)	700	450	40	200	1,390
件数到達率(%)	92.6	46.0	30.0	68.5	72.2

注1: 令和6年度の補助金支払合計は 203,781 千円(令和6年度分 202,681 千円、繰越分 1,100 千円)

注2: 令和6年度の予算執行率は、74%(202,681 千円/274,000 千円)となっている。

2 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業

事業者向けの初期費用ゼロ太陽光発電設備を設置できるプランについても募集し、登録したプランについて情報発信を行うものである。なお、契約は事業者と住宅・事業所等の所有者が直接行い、個々の契約に県は関与しない。また、県は設備等の設置に関して保証等いかなる責任も負わない。

令和6年度の事業成果としては、初期費用なしで太陽光発電設備等を設置する事業プランを募集・登録し、広報誌へのチラシ挟み込み等を行うことで、初期費用ゼロ太陽光発電設備の普及啓発を行った。

(1) 登録実績

登録プラン	成約数
住宅向けプラン(R5年8月～R7年3月末までの累計)	太陽光 89 件、蓄電池 8 件
事業向けプラン(R6年 10 月～R7年3月末までの累計)	太陽光 0 件、蓄電池 0 件

事業者向けプランについては、当該プランは契約期間が 10 年と長期であるうえ、供給可能な電力量も家庭用程度に限定されていることから、大規模事業者とのマッチングが進みにくい状況にある。その結果、現時点において成約数は0件にとどまっている。

(2) 広報等

県広報誌令和6年 11 月号にチラシ挟み込みによる広報を行い、登録プランについての情報発信を行った。

(単位: 千円)

委託先	内容	金額
新日本印刷(株)	初期費用ゼロ太陽光発電設備導入事業(チラシ作成)業務委託	1,650

3 水素エネルギー利用促進普及啓発事業(当初予算額 309 千円、決算額 241 千円)

県民に広く水素エネルギーの特性を知ってもらう機会を提供するためのイベントを開催する。

(1) イベント概要

項目	内容
イベント名	かがわ未来へつなぐ環境学習会 2024「わくわく水素教室」
日時	令和6年7月28日(日) 11:00~12:00
場所	サンメッセ香川 2階大会議室
対象者	小学生(約60名)
水素教室の内容	① 水素エネルギーの説明 ② 実験キットを活用した水素発電実験 ③ 水素しゃぼん玉及び水素ロケットの実演

(2) 委託先

(単位:千円)

支出先	委託料	業務内容
イワタニ四国株式会社	189	環境学習会における水素教室開催業務の委託

4 エネルギー関連産業育成支援事業(当初予算額 4,022 千円、決算額 3,960 千円)

エネルギー関連産業の育成に向けて、県内企業の販路開拓につながるようエネルギー関連技術・製品の見本市である国際二次電池展への県内企業5社の出展を支援した。

5 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業(当初予算額 15,979 千円、決算額 15,795 千円)

脱炭素化に資する関連技術や新素材・高機能材料等の開発・製造プロセスの高度化などに関する技術支援、啓発を行ったほか、(国研)産業技術総合研究所等と連携した環境負荷の評価等により、企業の事業継続・発展に欠かせない脱炭素化の推進に取り組んだ。

6 小水力発電導入検討事業(当初予算額 10,000 千円、決算額 8,475 千円)

吉田ダムにおいて、最新の市場特性等を踏まえた発電型式、規模等から小水力発電導入の可能性を検討したが、検討の結果、採算性の確保が困難であることが判明したため、吉田ダムにおける小水力導入の可能性は低い。

7 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業(当初予算額 50,000 千円、決算額 4,410 千円)

番の州臨海工業団地において、水素等サプライチェーンの構築に向けた産業間連携を促進するため、関係企業や坂出市等と共同で、水素等供給拠点形成の実現可否を判断するために必要な調査を行うにあたり、経費の一部を負担する。(番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計)

なお、「番の州地区臨海工業用土地造成事業特別会計」とは、「番の州地区臨海工業用土地造成事業及び番の州地区における臨海工業地帯の開発に関連する事業の円滑な運営とその経理の適正を図る」ため昭和44年3月に設置された特別会計である。そのため、同会計の令和6年度歳入決算は、繰入金(基金繰入金)、財産収入、分担金負担金となっており、一般会計からの繰入(一般会計繰入金)は計上されていない。

県の各計画との関連

➤ 香川県環境基本計画(2-1-1-イ、2-1-2-ア)

- 香川県地球温暖化対策推進計画(1-1-2-イ、1-2-1-ア)
- せとうち企業誘致 100 プラン(番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

- 香川県環境基本計画

年度	R2	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度	75.6% (R3.6)	74.3% (R4.6)	67.2% (R5.6)	65.9% (R6.6)	79.5% (R7.6)	90.0%
達成状況	-	△9%	△58%	△67%	27%	-

注1:定着度(%)の下のカッコ書きは、県政モニターアンケートの調査時期である。

注2:「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度が、令和3年度以降計画年度と比較して下落傾向にあったのは、新型コロナウイルス感染症の影響で、省エネ県民運動促進事業で計画していたイベントを中止せざるを得ない状況にあり、県民に対する働きかけ等ができなかったためであり、令和6年度になり当初予定していたイベント等を再開できたことをきっかけに、定着度が向上した状況下にある。なお、期間は年度である。

- ZEH(新築)導入件数

年度	現状(R1)	R2	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
導入件数	708件	866件	1,007件	1,063件	1,152件	1,203件	1,600件
達成状況	-	54%	62%	66%	72%	75%	-

目標値は令和7年度までの累計値である。期間は年度である。

- 太陽光発電システム設置容量

年度	R2	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
設置容量	821,728kW	860,865kW	908,018kW	945,570kW	973,222kW	1,240,000kW
達成状況	66.3%	69.4%	73.2%	76.3%	78.5%	-

- 香川県地球温暖化対策推進計画

指標名	基準値	令和6年度見込	目標値(令和7年度)	令和6年度進捗率
温室効果ガス削減率(対平成25年度)	△15.8% (平成29年度)	△24.4% (令和3年度)	△33%	50.0%

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 水素社会推進法
- 令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱
- 令和6年度かがわスマートハウス促進事業補助金実施要領

5.8.2 予算現額と決算額の推移

① かがわスマートハウス促進事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	130,000	167,750	275,500
補正予算額(増減)	23,088	△17	△36,691
計:現年予算額	153,088	167,733	238,809
前年度明許繰越額	-	-	2,346
流用額	-	-	-
計:予算現額	153,088	167,733	241,155
決算額	145,107	163,766	205,326
翌年度明許繰越額	-	2,346	8,000
不用額	7,981	1,621	27,829

② 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	2,000	2,000
補正予算額(増減)	-	231	392
計:現年予算額	-	2,231	2,392
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	2,231	2,392
決算額	-	2,231	2,391
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	1

③ 水素エネルギー利用促進普及啓発事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	309	309	309
補正予算額(増減)	△48	△68	△68
計:現年予算額	261	241	241
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	261	241	241
決算額	261	241	241
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	0	0	0

④ エネルギー関連産業育成支援事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,717	4,022	4,022
補正予算額(増減)	-	-	-
計:現年予算額	4,717	4,022	4,022
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-

計:予算現額	4,717	4,022	4,022
決算額	3,884	3,794	3,960
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	833	228	62

⑤ 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	15,979
補正予算額(増減)	-	-	-
計:現年予算額	-	-	15,979
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	15,979
決算額	-	-	15,795
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	184

⑥ 小水力発電導入検討事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	5,800	10,000	10,000
補正予算額(増減)	-	-	-
計:現年予算額	5,800	10,000	10,000
前年度明許繰越額	-	-	2,384
流用額	-	△1,130	-
計:予算現額	5,800	8,870	12,384
決算額	5,800	6,207	8,475
翌年度明許繰越額	-	2,384	3,908
不用額	-	279	1

⑦ 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	50,000
補正予算額(増減)	-	-	△30,000
計:現年予算額	-	-	20,000
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	20,000
決算額	-	-	4,410
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	15,590

注:令和6年度の不用額については、当初は複数社の見積に基づき適切に予算を設定していた。しかしながら、事業実施段階で協議会の構成企業から提出された実現可能性調査が国の補助金に採択され、交付決定後に調査の進め方や連携内容等を協議しながら補正予算を減額したものの、補正時点では調査が未確定の部分が多く、結果として不用額が多額に生じたものである。

5.8.3 決算額の主な内訳

① かがわスマートハウス促進事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	106	
役務費	614	
委託料	825	
負担金、補助及び交付金	203,781	補助金(令和6年度分 202,681 千円、繰越分 1,100 千円)
合計	205,326	

② 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	2,381	
その他	10	報償金
合計	2,391	

③ 水素エネルギー利用促進普及啓発事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	189	
需用費	52	チラシ作成
合計	241	

④ エネルギー関連産業育成支援事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	3,960	
合計	3,960	

⑤ 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	90	
需用費	6,928	
備品購入費	6,420	
役務費	1,381	
旅費	376	
使用料及び賃借料	550	
その他	50	報償費
合計	15,795	

⑥ 小水力発電導入検討事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	8,275	
その他	200	事務費
合計	8,475	

⑦ 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,410	
合計	4,410	

5.8.4 決算額の財源内訳

① かがわスマートハウス促進事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	3,527	
諸収入	7,596	J-クレジット収入
一般財源	194,203	
合計	205,326	

② 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	2,391	
合計	2,391	

③ 水素エネルギー利用促進普及啓発事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	120	デジタル田園都市国家構想交付金(国支 1/2)
一般財源	121	
合計	241	

④ エネルギー関連産業育成支援事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	1,980	
一般財源	1,980	
合計	3,960	

⑤ 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	15,795	
合計	15,795	

⑥ 小水力発電導入検討事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	8,475	
合計	8,475	

⑦ 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	4,410	番の州地区臨海工業用土地造成事業基金
合計	4,410	

5.8.5 検討した内容及び閲覧した資料等

① かがわスマートハウス促進事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。なお、サンプルの抽出は、県作成の「令和6年度スマートハウス補助金受付入力表(かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請をデータベース化した資料)」から無作為に6件実施した。

	1	2	3	4	5	6
申請対象	ZEH	ZEH	ZEH	ZEH 及び蓄電池	蓄電池	断熱改修
申請者	代理人	個人	代理人	代理人	代理人	個人
子育て・複数世代加算の有無	有	有	無	有	無	有
加算要件種類	子育て世帯	複数世代同居	-	子育て世帯	-	子育て世帯
太陽光加算の有無(断熱改修のみ)	無	無	無	無	無	無
ZEH(千円)	250	250	200	250	-	-
蓄電池(千円)	-	-	-	100	100	-
V2H(千円)	-	-	-	-	-	-
断熱改修(千円)	-	-	-	-	-	250
建築区分	新築	新築	新築	新築	既築	既築
申請日	R6.7.3	R6.12.19	R7.3.25	R7.3.23	R7.3.28	R7.3.24
請求日	R6.8.9	R7.2.26	R7.3.31	R7.3.31	R7.3.31	R7.3.31
交付決定日	R6.8.9	R7.2.26	R7.3.31	R7.3.31	R7.3.31	R7.3.31
支払日	R6.9.5	R7.3.25	R7.5.16	R7.5.23	R7.5.26	R7.5.14

② 初期費用ゼロ太陽光発電設備導入促進事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
事業名	初期費用ゼロ太陽光発電設備導入事業(チラシ作成)業務委託
契約期間	令和6年7月31日から令和6年10月25日
契約方法	公募型プロポーザル方式
契約業者名	新日本印刷株式会社
契約価格	1,650,000 円
予定価格	1,650,000 円
落札率	100% 公募型プロポーザル方式により契約限度額を事前公表
提案参加者数	2 者

③ エネルギー関連産業育成支援事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の負担金に係る執行額について、補助金交付決定から支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要		
事業名	国際二次電池展出展支援		
開催期間	令和6年10月2日から令和6年10月4日		
会場	幕張メッセ国際展示場（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）		
出展企業	出展企業名	所在地	展示物名
	(株)長峰製作所	まんのう町	金属多孔質体、精密セラミック製品、ハニカム触媒・吸着剤 等
	バリオスター(株)	高松市	オフグリッド蓄電システム、メタノール燃料電池システム、水素燃料電池システム
	高木鋼業(株)	高松市	複合化超高分子量ポリエチレンロープ、高耐疲労高強度全天候型絶縁ロープの製造・点検技術 等
	高松帝酸(株)	高松市	フッ素ガス表面処理技術、各種ゴム非粘着処理技術、繊維強化プラスチック材料接着・密着前処理技術 等
	(株)力電	高松市	受配電盤、バッテリーマネジメントシステム
収支報告	【収入】		
	項目	金額(単位:千円)	主な内容
	県補助金	3,960	エネルギー関連産業育成支援事業
	出展企業負担金	300	
	収入計	4,260	
	【支出】		
	項目	金額(単位:千円)	主な内容
	旅費交通費	244	
	通信運搬費	17	
	印刷製本費	27	展示会パンフレット
	使用料及び賃借料	2,761	ブース小間代
	手数料	4	
	租税公課	2	
委託費	1,195	ブース装飾業委託料	
雑費	10		
支出計	4,260		

④ 脱炭素化推進高機能材料開発等支援事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の需用費及び備品購入費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

➤ X線回折装置 Emypreen

項目	概要
修繕物品名	X線回折装置 Emypreen

入札方法	一般競争入札
入札参加者数	1社
予定価格	1,320,000円(税込)
契約価格	1,291,400円(税込)
落札率	97.8%
契約業者	丸文ウエスト(株) 四国営業所

➤ 構造最適化設計システム(ソフトウェア)

項目	概要
購入品名	構造最適化設計システム(ソフトウェア)
入札方法	一般競争入札 最低価格落札方式
入札参加者数	4社
予定価格	5,500,000円(税込)
契約価格	5,038,000円(税込)
落札率	91.6%
契約業者	(株)日進機械

⑤ 小水力発電導入検討事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
事業名	吉田ダム小水力発電導入検討業務委託
委託内容	吉田ダムにおいて、最新の市場特性等を踏まえた発電型式、規模等から小水力発電導入の可能性を検討
契約期間	令和6年10月31日から令和7年3月21日
契約方法	制限付き一般競争入札
契約業者名	八千代エンジニアリング株式会社 四国統括事務所
予定価格	11,257,400円
契約価格	8,960,600円
落札率	79.6%
変更後契約価格	8,275,300円
入札参加者数	3社

⑥ 番の州コンビナート水素等供給拠点形成実現可能性調査事業

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の負担金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
件名	令和6年度坂出市番の州コンビナート水素等利活用推進協議会負担金
内容	坂出市番の州コンビナート地区における水素利活用及び水素ネットワーク形成に向けた実現可能性調査の負担金
負担根拠	坂出市番の州コンビナート水素等利活用推進協議会規約
請求先名	坂出市番の州コンビナート水素等利活用推進協議会
請求金額	4,409,860円

5.8.6 監査の結果及び意見

5.8.6.1 J-クレジット制度の説明の徹底について(意見事項 10)

(発見事項)

「かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請に係る誓約書」には、「8. 補助金の申請にあたり、J-クレジット制度に基づく県が運営する『かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)』に入会することを理解しました(入会要件を満たす場合)」との記載が設けられている。このため、太陽光発電設備がリース資産である場合等の例外を除き、補助金申請者は実質的に香川県へ一定の財産権を譲渡することを了承している状況にある。

しかしながら、制度の取りまとめを行っている J-クレジット事務局から、当該補助金の申請者が別のプロジェクトに重複して登録を行っている事例が報告されている。

注:「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」は、家庭の太陽光発電設備で消費した電力の CO₂削減量(環境価値)を取りまとめ、国の J-クレジット制度(再エネ等による CO₂削減分を売買可能な「クレジット」として認証する制度)を利用して、クレジット化し、売却して得られる収益を県内の環境保全活動等に活用するもの。

(問題点)

誓約書には「J-クレジット制度に基づく『かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)』への入会」に関する項目が設けられており、入会届の確認事項にも「『かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)』に登録する太陽光発電設備は、他の類似制度及び J-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録していません」との記載が設けられているものの、申請者本人の J-クレジット制度に対する認識が不足している場合があり、その結果として二重登録が発生している状況にある。

その背景として、補助金申請の大部分は、申請者本人ではなく工事請負業者が代行して実施しており、請負業者が申請者個人に対し、香川県のホームページで説明されている J-クレジット制度について十分な説明を行っていないケースが多いと推測される。また、香川県は、各工事請負業者に対して、J-クレジット制度の趣旨や二重登録が生じ得る点等について、申請者へ十分な説明を実施するよう正式な依頼文書を発出していないことから、制度説明の徹底が図れていない状況にあると考えられる。

(意見事項 10) J-クレジット制度の説明の徹底について

補助金申請時の誓約書には、J-クレジット制度に基づく「かがわスマートグリーン・バンク」への入会が明記されているが、申請者がその趣旨を十分に理解しないまま署名している事例が認められ、J-クレジット事務局から重複登録の報告が寄せられている。これは補助金申請を工事請負

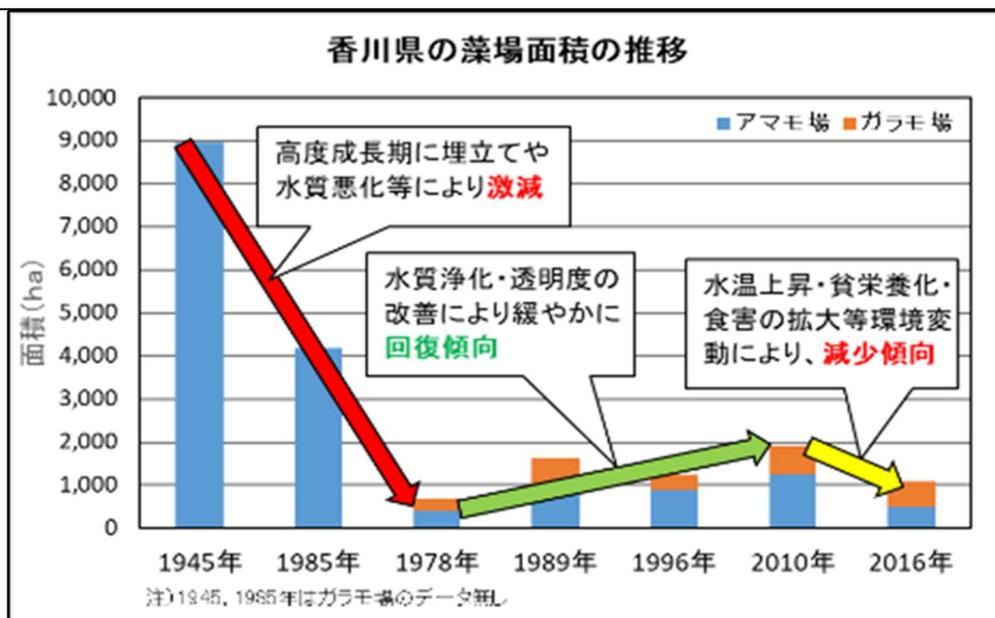
業者が代行する実態や、県が業者に対し制度説明の徹底を正式に求めていることが要因と考えられる。

工事請負業者に対し、制度内容を申請者へ適切に説明するよう文書により周知・依頼することが望まれる。

5.9 吸収源対策の取組み

5.9.1 事業の概要

所管課					
環境森林部 環境政策課、森林・林業政策課					
農政水産部 水産課					
現状と課題					
1 県営林管理事業					
<p>「県行造林契約に基づく山林」と「県有林」を合わせて「県営林」として管理しており、県営林の持つ多面的な機能の維持、向上を図るため、間伐などの保育事業を実施している。</p> <p>県行造林は新規契約を行わず、契約満了分から順次解約しており、解約後も森林所有者による森林整備の継続が必要な点が課題である。</p>					
2 藻場の造成・保全等の推進					
<p>藻場、浅海域、河口域や干潟は多様な生物が生息し、幼稚魚が育つ重要な場所であるだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収し(海の生物により吸収される炭素を「ブルーカーボン」とよぶ)、地球温暖化の影響を緩和する場として期待されている。</p> <p>高度経済成長期に激減した本県海域の藻場面積は、水質の改善や、本県の藻場造成事業の取組などにより平成 21 年頃までは徐々に回復傾向にあったが、水温上昇や魚類等による食害等により、平成 28 年には減少に転じている。</p>					
➤ 藻場面積の推移(単位:ha)					
調査年度	アマモ	ガラモ		計	備考
		ホンダワラ類	ワカメ・カジメ・クロメ		
1945 年	8,940	-	-	8,940	香川県アマモ場造成指針より
1965 年	4,190	-	-	4,190	香川県アマモ場造成指針より
1978 年	405	279		684	第 2 回自然環境保全基礎調査(環境省)
1989 年	942	412	276	1,630	第 4 回自然環境保全基礎調査(環境省)
1996 年	891	315	26	1,232	第 5 回自然環境保全基礎調査(環境省)
2010 年	1,338	712		2,050	香川県海域藻場分布実態調査(香川県)
2016 年	510	568		1,078	瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査(環境省)



水産資源を安定供給するためには、種苗放流や資源管理の取組と合わせて、基盤となる漁場環境の維持・回復を図ることが必要である。

また、藻場・干潟を保全していくためには、その増減等の状況を把握し、変動要因を検討することが重要である。

事業概要と実績

植栽・間伐等の森林整備や路網整備・間伐材の搬出等を行う森林所有者等に補助を行うとともに、公共建築物や個人住宅・民間施設での県産木材の利用を促進する。

また、産卵場や幼稚魚の成育場となる藻場の減少を踏まえ、浅海域の藻場の整備等を行う。

「吸収源対策の取組み」は以下の内容から構成されている。

単位: 千円

事業名	当初予算	記述箇所等
造林事業	194,508	
造林事業	164,508	造林事業で記述
県営林管理事業	30,000	本項目で記述
森林・竹林整備緊急対策事業	32,192	造林事業で記述
香川県産木材住宅助成事業	8,500	県産木材利用促進事業で記述
木とふれあう空間整備支援事業	2,200	県産木材利用促進事業で記述
藻場の造成・保全等の推進	246,724	本項目で記述
その他	6,540	県産木材利用促進事業で記述
合計	490,664	

1 県営林管理事業(当初予算額 30,000 千円、決算額 58,604 千円)

県営林を適正に管理するため、以下の事業を実施する。

- (1) 間伐及び森林作業道整備等の県営林整備を行う。
- (2) 保育作業に必要な林分及び県行造林契約の期間満了を迎える林分について、立木調査を行う。

(3) 間伐を行った造林地の森林国営保険加入、林業生産に関する経費調査(委託業務)、県有林巡視(報償費)、その他現地調査等を行う。

(4) 県行造林地において立木売払い等を行い、収益を土地所有者に分収する。

令和6年度の実施内容は以下のとおりである。

令和5年度繰越分
県営林測量業務(さぬき市大川町)
県営林整備事業(綾川町西分、まんのう町炭所東)
令和6年度分
県営林測量業務(さぬき市大川町南川)
県営林整備事業(東かがわ市入野山、綾川町羽床下)

2 藻場の造成・保全等の推進(当初予算額 246,724 千円、決算額 173,639 千円)
産卵場や幼稚魚の成育場となる藻場の減少を踏まえ、浅海域の藻場の整備等を行う。

令和6年度の実施内容は以下のとおりである。

(1) 広域漁場整備事業

- イ 播磨灘東讃地区(牟礼工区)の着定基質(増殖礁及び投石)の設置
- ロ 播磨灘東讃地区(白鳥工区)の深浅測量及び安定計算、着定基質(増殖礁及び投石)の設置
- ハ 播磨灘東讃地区(津田地区)の効果調査(令和7年度に繰越)

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

- イ 高松地区(屋島工区)の深浅測量及び安定計算
- ロ 塩飽地区(本島工区)の効果調査(令和7年度に繰越)

効果調査は年4回実施されるが、春に実施されるものが翌年度となるため、繰越となっている。

県の各計画との関連

- 「デジタル田園都市 100 計画」⑬グリーン社会の実現 1脱炭素社会に向けた地球温暖化対策事業(3)吸収源対策
- 「デジタル田園都市 100 計画」⑩農林水産業の先進県へ 13 豊かな海づくり推進事業(3)さかなの育つ環境づくり
- 香川県水産業基本計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県水産業基本計画

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
-	藻場造成面積	124ha	126.8ha	127.6ha	128.6ha	129ha
-	達成状況	-	56%	72%	92%	-

遵守すべき(規制を受ける)法令等
➤ 漁港及び漁場の整備等に関する法律

5.9.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	33,587	167,916	276,724
補正予算額(増減)	-	△13,710	7,306
計:現年予算額	33,587	154,206	284,030
前年度明許繰越額	4,147	32,262	32,869
流用額	-	-	-
計:予算現額	37,734	186,468	316,899
決算額	5,471	152,879	232,243
翌年度明許繰越額	32,262	32,869	80,219
不用額	1	720	4,437

本項目で記述対象としている県営林管理事業と藻場の造成・保全等の推進の合計金額を記載している。

5.9.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	194,971	
委託料	28,127	
需用費	2,717	
報酬	1,413	
給料	1,239	
その他	3,776	
合計	232,243	

5.9.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	82,675	水産基盤整備事業補助金、農山漁村地域整備交付金
財産収入	8,025	
繰越金	32,869	
諸収入	1,571	
県債	74,000	
一般財源	33,103	
合計	232,243	

5.9.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料及び工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 県営林管理事業

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
香川東部森林組合	工事請負費	7,315	令和6年度 No.1 県営林整備事業(東かがわ市入野山)
香川西部森林組合	工事請負費	11,862	令和6年度 No.2 県営林整備事業(綾川町羽床下)
株式会社マスダコンサル タレント	委託料	7,923	令和6年度県営林測量業務(さぬき市大川町南川)
香川西部森林組合	工事請負費	11,218	令和5年度 No.2 県営林整備事業(綾川町西分)

このうち、令和6年度 No.1 県営林整備事業(東かがわ市入野山)の契約期間等は以下のとおりである。

項目	概要
契約名	令和6年度 No.1 県営林整備事業(東かがわ市入野山)
契約期間(当初)	令和6年6月13日～令和6年11月12日
委託内容	保育間伐 16.02ha
入札方法	一般競争入札
落札業者名	香川東部森林組合
予定価格(税込)	7,527,300 円
契約価格(税込)	7,315,000 円
落札率	97.2%
入札参加者数	1 者

② 藻場の造成・保全等の推進

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
株式会社大下組	工事請負費	104,043	播磨灘東讃地区増殖場造成工事(牟礼工区)
株式会社山西組	工事請負費	50,930	播磨灘東讃地区増殖場造成工事(白鳥工区)
株式会社五星	委託料	5,170	漁場整備事業 深浅測量及び安定計算委託業(播磨灘東讃地区)

このうち、播磨灘東讃地区増殖場造成工事(牟礼工区)の契約期間等は以下のとおりである。

項目	概要
契約名	令和6年度播磨灘東讃地区増殖場造成工事(牟礼工区)
契約期間(当初)	令和6年8月9日～令和7年3月10日
工事内容	増殖場(藻場造成) 藻礁(シェルナース1, 3型) 39 基制作・沈設 投石(1トン内外) 837 m ³
入札方法	一般競争入札(総合評価方式 企業評価型(通常型))
営業拠点	次の区域内に建設業法上の主たる営業所を有すること 区域:東かがわ市、さぬき市、木田郡、高松市、香川郡、小豆郡
落札業者名	株式会社大下組
予定価格(税込)	99,774,400 円
落札価格(税込)	91,630,000 円
落札率	91.8%
入札参加者数	2 者
変更後契約金額(税込)	104,043,500 円
変更後契約期間	契約期間の変更はなし
変更理由	シェルナース礁の数量増(39 基→45 基)は事業促進を図ったものである。 その他数量の異同は現地精査の結果による。 金額の異同は上記結果による。

また、契約変更により翌年度へ繰越となっている調査業務のうち、サンプルで以下の業務について、変更契約書、業務工程表等を閲覧し、契約変更内容の検討を実施した。

項目	概要
契約名	令和6年度塩飽地区(本島工区)増殖場モニタリング調査業務
履行期間(当初)	令和6年6月27日～令和7年3月21日
業務内容	増殖場設置効果の測定
入札方法	指名競争入札
落札業者名	株式会社日本海洋生物研究所
予定価格(税込)	4,816,900円
落札価格(税込)	2,486,000円
落札率	51.6%
入札参加者数	4者
契約変更後請負金額	3,026,100円(税込み)
変更理由	業務の実施にあたり春季における藻場調査の必要を認め、調査回数を増加した。
契約変更後契約期間	令和6年6月27日～令和7年6月30日
変更理由	より適切な時期に藻場調査を行うため実施時期を見直し履行期間を101日間延長する。

さらに、前述の決算額の財源内訳の中から、以下の財産収入、諸収入について、関連資料の閲覧等を実施した。

③ 財産収入 かがわ木材加工センターへの県営林素材販売代 8,025 千円

閲覧資料等
「県営林素材販売契約書」 「県営林素材検収確認調査報告書」 「支払通知書」 「県営林素材検知結果報告書」 「合格通知書(控)」 「領収済通知書」

④ 諸収入 A 山林組合からの県行造林契約の解除に関する契約解除金 1,507 千円

閲覧資料等
「県行造林契約書(昭和48年3月16日付)」 「県行造林契約の解除に関する契約書(令和2年6月9日付)」 入金に関する証券

契約解除金 7,609 千円の支払方法は、令和2年度から令和6年度までの5年間の分割納入とされており、令和6年度分の 1,507 千円が令和6年度に計上されている。

5.9.6 監査の結果及び意見

5.9.6.1 吸収源対策としての取組の効果の測定及び評価について(意見事項 11)

(発見事項)

藻場の造成・保全等の推進は、香川県水産業基本計画にも定められており、同計画においては施策の展開方向として良好な生産基盤・漁場環境を創造・再生・保全し、漁場生産力を向上させるため、藻場・干潟・増殖場等の造成に取り組むこととされている。当該観点から、藻場分布状況調

査や藻場の種組成、魚介類蛸集状況調査等のモニタリングが実施され、モニタリング等の結果について「香川県水産審議会漁港・漁場整備部会」において評価・検証を行うこととされている。

(問題点)

脱炭素社会に向けた地球温暖化対策関連予算の施策の柱の一つである吸収源対策(当初予算 490,664 千円)を構成する主要事業として、藻場の造成・保全等の推進(当初予算 246,724 千円)が位置付けられている中で、吸収源対策としての効果の測定・評価は実施されていない。

(意見事項 11) 吸収源対策としての取組の効果の測定及び評価について

藻場の造成・保全等の推進は、香川県水産業基本計画にも定められており、良好な生産基盤・漁場環境を創造・再生・保全し、漁場生産力を向上させるという観点から、取組状況のモニタリングや評価・検証が行われている。

一方で、同事業は脱炭素社会に向けた地球温暖化対策関連予算の施策の柱の一つである吸収源対策を構成する主要事業として位置付けられているにもかかわらず、吸収源対策としての効果の測定・評価は行われていない。

今後の国や他県の動向等の情報収集に努めつつ、中長期的には費用対効果の観点も踏まえた吸収源対策としての効果の測定・評価を行うことが望まれる。

5.9.6.2 債権管理及び報告の不備について(指摘事項1)

(発見事項)

令和6年度の諸収入には、A 山林組合からの県行造林契約解除に係る契約解除金 1,507 千円が計上されている。この契約解除金は、昭和 16 年に本県と A 山林組合との間で締結した「県行造林契約」を令和2年6月9日に解除した際に発生したものであり、その総額 7,609,690 円の分割納入額の一部に相当するものである。

令和6年度において当該解除金は全額完納されたが、令和2年度に債権が発生して以降の期間において、「債権の適正な管理について」で求められている債権管理台帳による管理や会計課への報告は行われていなかった。

年度	納入期限	納入額
R2 年度	R3 年 3 月 26 日	1,581,690 円
R3 年度	R4 年 3 月 26 日	1,507,000 円
R4 年度	R5 年 3 月 26 日	1,507,000 円
R5 年度	R6 年 3 月 26 日	1,507,000 円
R6 年度	R7 年 3 月 26 日	1,507,000 円

会計規則

(債権管理者の職務)

第 189 条 債権管理者は、その所管に属する債権の保全及び取立てについて適正な管理を行うよう努めなければならない。

(管理の基準)

第 190 条 債権の管理に関する事務は、債権の発生原因及び内容に応じて、法令の定めるところに従い財政上もつとも県の利益に適合するよう処理しなければならない。

令和2年8月20日発出「債権の適正な管理について」(2 出納第 32028 号)

2 債権管理台帳の整備

- ①債権の名称及び金額
- ②債務者の住所、氏名及び電話番号等の連絡先
- ③債権発生の原因及び期日並びに納期限(分割納入の場合(確定した債権に係る納入金を分割して納入する場合をいう。))は、それぞれの納期限)
- ④利息その他利息に関する事項
- ⑤滞納処分の可否に関する事項
- ⑥担保(保証人による保証を含む。)に関する事項
- ⑦納入の方法及び状況並びに交渉経過及び財産状況
- ⑧納入遅滞に係る延滞金、違約金その他の徴収金に関する事項
- ⑨消滅時効の期間、完成猶予及び更新の理由並びに時効援用の要否
- ⑩徴収の停止並びに債権の消滅及び放棄に関する時効

なお、債権の性質により上記のうち記載が困難な事項については、債権管理に支障が生じない範囲で整理をしてください。

3 債権現在額の報告

年度末及び9月末の債権現在額を把握するため、4月及び9月に照会を行います。この照会結果は決算調書である「財産に関する調書」及び「財政事情」に各時点の債権現在額として掲載されます。各所属で管理する債権については、今回改めて確認いただき、今後の当課からの照会時に漏れなく報告してください。

(問題点)

会計規則第 189 条において、債権管理者は所管する債権の保全及び取立てについて適正に管理する責務を負っている。また、未収入金は本県の決算調書に計上され、県民に報告されるもの

である。それにもかかわらず、当該債権については、適正な債権管理台帳による管理がなされず、会計課への報告も行われていなかったことは問題である。

(指摘事項 1) 債権管理及び報告の不備について

債権発生後の期間において、適正な債権管理台帳による管理や会計課への報告が行われていない事例があった。

会計規則第 189 条では、債権管理者に対し、所管する債権の保全及び取立てについて適正な管理を行うことを求めており、また未収入金は決算調書に掲載され県民に報告されるものである。それにもかかわらず、適正な管理や報告がなされていないことは問題であり、会計規則及び会計課の通知に従った適正な債権管理と報告を行う必要がある。

5.10 かがわエコオフィス推進事業

5.10.1 事業の概要

所管課
環境森林部 環境政策課、政策部 文化芸術局 文化振興課、総務部 財産経営課、営繕課、土木部 下水道課、警察本部 警務部 会計課、病院局 県立病院課
現状と課題
<p>県では、みずからが率先して環境に配慮した活動を実行し、県民、事業者、市町等による環境保全の取組を促すため、香川県環境基本計画に基づき、平成 10(1998)年3月に「香川県環境保全率先実行計画(かがわエコオフィス計画)」を策定している。</p> <p>「香川県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の削減目標(2030年度に2013年度比46%減)に即して、令和7(2025)年度に平成25(2013)年度比で33%削減することとしている。</p> <p>目標の達成に向け、県は、率先して取り組む必要があることから、「かがわエコオフィス計画(第六次計画)」では、県の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%削減することをめざすとしている。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けては、徹底した省エネルギーの推進が求められる。省エネ法において、特定事業者はエネルギーの消費原単位を年平均1%以上低減する必要があることも踏まえ、電気や燃料の使用に伴うエネルギー消費量を行動指標として設定し、令和12(2030)年度までに令和2(2020)年度比で10%削減をめざすとしている。</p> <p>「かがわエコオフィス計画(第五次計画)」の期間においては、温室効果ガス排出量は、平成26(2014)年度比で6%減を目標としていたものの、3.4%減という結果にとどまった。また、今後、感染症対策をはじめとしてさまざまな課題に対応しながら業務を行う必要があることに加え、気温の変動に伴う空調稼働率の増加等に伴い、エネルギー使用量が増加することが懸念される。</p> <p>地球温暖化対策は、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、連携・協力して取り組むことが重要であり、中でも、県みずからが率先して取り組む必要があることから、施設・設備の省エネ改修など一層の取組をめざすとともに、職員の意識改革や施設・設備の運用改善についても徹底を図るなど、ハード・ソフト両面から、これまで以上の取組を進める必要がある。</p>
事業概要と実績
<p>県の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、施設・設備の省エネルギー化の推進や太陽光発電設備の導入拡大等を図る事業である。</p> <p>1 省エネ設備更新ESCO導入モデル事業(当初予算額3,886千円、決算額3,886千円)</p> <p>環境保健研究センターにおいて、設備更新型ESCO事業を活用し、高効率空調機の導入や照明設備のLED化など、施設・設備の省エネルギー化を図るもの。</p> <p>【実績】</p>

環境保健研究センターにおける設備更新型 ESCO 事業を令和5年度から実施している。令和5年度に設備の設置及び改修工事を実施しており、令和6年度は維持管理・計測検証を実施している(維持管理・計測検証は令和 15 年度まで毎年実施される。)

注:ESCO 事業とは、エナジー・サービス・カンパニー (Energy Service Company) の略であり、ESCO 事業を実施する事業者が、ビルや工場などの建物の省エネルギーに関する包括的なサービス(省エネルギー診断・設計・施工・導入設備の保守・運転管理・事業資金調達など)を提供し、今までの環境を低下させることなく省エネルギーを実現、その結果得られる省エネルギー効果を保証し、省エネによって削減した光熱水費の中から ESCO 事業者への費用と顧客の利益を生み出す事業のことである。

2 県有施設LED化推進事業(当初予算額 412,562 千円、決算額 259,613 千円)

県有施設における省エネルギー化を推進するため蛍光灯照明などの既存照明について、LED化を実施するもの。

かがわエコオフィス計画において、照明器具の LED 化については、順次 LED 照明への切り替えを行い、令和 12(2030)年度までに LED 照明導入率 100%をめざすとされている。

令和6年度においては、警察本部庁舎、県庁本庁舎、東山魁夷せとうち美術館、県立中央病院などの照明の LED 化を進めている。

(1) 警察本部庁舎、高松東署、さぬき署、東かがわ署(当初予算 112,630 千円 決算額 102,784 千円)

警察本部関係の検討対象は 200 施設あり、令和5年度から照明の LED 化を進めている。LED 整備計画を策定し、令和 10 年度までに 100%LED 化を達成すべく取り組んでいる。

(2) 県庁本庁舎(当初予算 63,100 千円 決算額 34,078 千円)

県庁本庁舎、東館、北館について、照明の LED 化を進めている。平成 27 年度から実施しており、検討対象 16,275 台、令和6年度末までの累計取替台数 9,725 台、進捗率 59.8%である。

(3) 東山魁夷せとうち美術館(当初予算 127,619 千円 決算額 115,762 千円)

令和7年に開館から 20 周年を迎える東山魁夷せとうち美術館について、令和6年9月からの休館中に全館の照明の LED 化を実施し、令和7年4月 12 日にリニューアルオープンしている。

(4) 県立中央病院(当初予算 103,272 千円 決算額 3,190 千円)

県立中央病院の照明を LED 化するもの。令和6年度を第1期、令和7年度を第2期としているが、令和6年度は期間変更されたため、工事費の実績は計上されておらず、設計業務費用のみが計上されている。

3 さぬきこどもの国ESCO事業(当初予算額 8,713 千円、決算額 8,713 千円)

さぬきこどもの国におけるESCO事業の取組を引き続き実施するもの。当該事業は平成 26 年度から実施しており、令和 10 年度までの 15 年間にわたり実施するものである。

平成 26 年度から実施しており、令和6年度は維持管理と効果測定に関する ESCO サービス料が計上されているのみである。

平成 26 年度以降の光熱費等削減額を把握しており、コロナ禍の換気による使用電力量の増加等で削減額の実績が予定を若干下回った年はあるものの、累計ベースでは実績が予定を上回っている。

4 県有施設太陽光発電設備整備事業(下水処理場)(当初予算額 10,600 千円、決算額一千円)

大東川浄化センター及び金倉川浄化センターの遊休地を活用し、太陽光発電設備の導入に向けた詳細設計を行うもの。

かがわエコオフィス計画において、県有施設への太陽光発電設備の導入拡大については、県有施設の新築・改築を行う場合は、原則として、太陽光発電設備を設置することとし、改築等の予定のない既存の県有施設についても、設置可能性について検討を行い、設置が可能な施設から、順次、設置を進めるなど、令和 12(2030)年度までに、太陽光発電設備を、設置可能な県有施設(敷地を含む)の約 50%に導入することをめざすとされている。

また、設置可能性の検討は、設置面積や日射条件のほか、建築物については、屋根の形状や屋上の用途、耐震性能や荷重条件、建替えや修繕の予定などを、敷地については、土地利用等に係る規制や景観、反射光による周辺環境への影響、災害発生リスクなどを総合的に考慮して行うとされている。

令和6年度は金倉川浄化センターの詳細設計等業務のみ実施している。当該詳細設計等業務について、契約期間が当初契約の令和7年1月 31 日から同年7月 31 日に変更されており、令和6年度の実績は計上されていない。

なお、令和5年度において県有施設太陽光発電設備導入可能性調査を実施しており、当該調査結果をもとに大東川浄化センター及び金倉川浄化センターの遊休地を活用した太陽光発電設備の導入が進められている。

県の各計画との関連

- デジタル田園都市 100 計画⑬グリーン社会の実現 1脱炭素社会に向けた地球温暖化対策事業(1)家庭・企業の脱炭素推進
- 香川県環境基本計画
- かがわエコオフィス計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

- かがわエコオフィス計画

No.	指標	H25	R2	R3	R4	R5	R6	目標(R12)
1	温室効果ガス排出量の削減(t-CO ₂)	69,178	50,324	53,402	41,790	47,191	-	34,589
2	エネルギー消費量の削減(GJ)	-	962,786	957,728	968,452	948,747	945,778	866,507

注1:温室効果ガス排出量の削減(t-CO₂)は、H25(2013)比で 50%削減をめざす。

注2:エネルギー消費量の削減(GJ)は、R2(2020)比で 10%削減をめざす。

注3:期間は年度である。

また、令和 12 年度までに LED 照明導入率 100%をめざす。

遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ➤ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ➤ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

5.10.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	54,998	337,713	444,619
補正予算額(増減)	△657	△15,188	△46,926
計:現年予算額	54,341	322,525	397,693
前年度明許繰越額	-	28,885	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	54,341	351,410	397,693
決算額	12,664	350,563	281,139
翌年度明許繰越額	28,885	-	113,520
不用額	12,792	847	3,034

5.10.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	154,280	
工事請負費	107,434	
繰出金	8,641	
需用費	5,919	
建設仮勘定	3,190	
使用料及び賃借料	1,659	
その他	16	
合計	281,139	

5.10.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
県債	184,000	
一般財源	93,931	
企業債	3,000	
その他	208	
合計	281,139	

5.10.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料、工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 省エネ設備更新ESCO導入モデル事業

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
四電エナジーサービス株式会社	委託料	3,886	香川県環境保健研究センターESCO 事業委託

② 県有施設LED化推進事業

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
株式会社サクセス	委託料	75,240	香川県警察本部庁舎照明設備改修業務
大都通信株式会社	委託料	34,078	香川県庁舎本館他照明器具取替業務
栄進電業株式会社	工事請負費	103,096	東山魁夷せとうち美術館照明設備改修工事

また、以下の県立中央病院照明設備改修第1期工事について、工期変更により翌年度へ繰越となっていたため、変更契約書や工事工程表等を閲覧し、契約変更内容の検討を実施した。

項目	概要
契約名	県立中央病院照明設備改修第1期工事
契約期間(当初)	令和7年1月31日～令和7年3月31日
工事内容	照明設備のLED化
入札方法	一般競争入札 総合評価方式
落札業者名	株式会社四電工
予定価格(税込)	98,321,300 円
落札価格(税込)	90,750,000 円
落札率	92.3%
入札参加者数	1 者
契約変更後契約期間	令和7年1月31日～令和7年8月29日
変更理由	関係機関との調整に不測の日数を要したため。

③ さぬきこどもの国ESCO事業

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
株式会社四電工	委託料	8,713	さぬきこどもの国 ESCO 事業委託

④ 県有施設太陽光発電設備整備事業(下水処理場)

以下の詳細設計等業務委託について、契約期間変更により翌年度へ繰越となっていたため、変更契約書や業務工程表等を閲覧し、契約変更内容の検討を実施した。

項目	概要
契約名	中讃流域下水道 金倉川浄化センター太陽光発電設備詳細設計等業務委託
契約期間(当初)	令和6年8月29日～令和7年1月31日
業務内容	太陽光発電設備の詳細設計等
入札方法	公募型プロポーザル方式(簡易プロポーザル方式(技術者評価型))
落札業者名	株式会社四電技術コンサルタント
予定価格(税込)	9,680,000 円
落札価格(税込)	9,680,000 円
落札率	100%
入札参加者数	1 者
契約変更後契約期間	令和6年8月29日～令和7年7月31日

変更理由	太陽光発電設備で発電された電力を既存施設に供給するにあたり、接続する建物の選定決定に不測の日数を要し、履行期限内での完了が見込めなくなったことによる。
------	---

なお、落札率が100%となっているが、簡易プロポーザル方式(技術者評価型)により手続きを行っていることによるものである。

簡易プロポーザル方式(技術者評価型)は、一般的な競争入札とは異なり、技術提案書の提出を求めることにより、技術的に最適な者を特定するための方式であり、発注者は提出された技術提案書について、事前に定めた評価基準に基づき、技術評価点と価格評価点を算出し、それらを合計した評価値が最も高い者を「特定者」として決定する。一方で、予定価格は、「特定者」から提出された「業務に要する経費の内訳書(技術提案書の一部)」を基に作成する。その後、「特定者」は見積書を提出し、随意契約を締結することとなるが、今回の場合、予定価格と見積金額が同じであったため落札率100%となっている。

5.10.6 監査の結果及び意見

5.10.6.1 工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について (指摘事項2)

(発見事項)

県有施設 LED 化推進事業のうち、県立中央病院の照明 LED 化については、令和6年度に一般競争入札を実施し、令和7年1月31日に第1期工事請負契約を締結している。当初契約の工期は令和7年1月31日から同年3月31日までであったが、令和7年3月19日に工事請負変更契約を締結し、工期を令和7年1月31日から同年8月29日までに変更している。工期変更の決裁時の工期延長の理由は「関係機関との調整に不測の日数を要したため」と記載されているが、当初契約の段階から工期変更することが想定されていたとのことである。

また、工事工程表においては、当初契約では令和7年1月末から共通仮設工事を実施し、令和7年3月5日から同年3月25日までの期間で電灯設備の撤去及び取り付けを実施することになっており、一方で変更契約では電灯設備の撤去及び取り付けを実施する期間は令和7年3月24日から同年7月8日までとなっている。変更後の工事工程表で3か月超の期間を見込んでいる内容の工事が、20日程度で実施できるものであるとは想定しづらい。なお、工期は大幅に延長されているものの、請負金額は変更されていない。

以上の状況等に加え、第1期工事は県立中央病院の6階から11階までを対象とした大規模なものであることに鑑みると、契約内容の観点からも当初契約の工期での実施は現実的ではなく、当初契約の段階から工期変更することが前提の契約であったものと思われる。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 24 条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」によると、適正な工期設定の考え方として、「工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する」旨が定められており、前述の工事請負契約の締結において、こうした工期設定の考え方が適切に運用・反映されていたかという点に疑問が残る。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十四条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針(令和 2 年 1 月 30 日改正)

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(適正な工期設定)

(前略)

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

(後略)

(問題点)

客観的に実施が困難と思われる工期により工事請負契約を締結することは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 24 条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」等の規定を遵守しておらず問題であり、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成するという点から内部統制上も問題である。

また、工期変更理由が工事工程表の内容と整合しておらず、工期変更の適切な承認という観点からも問題である。

(指摘事項2) 工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について

県有施設 LED 化推進事業のうち、県立中央病院の照明 LED 化の第1期工事請負契約について、当初契約の工期は令和7年1月 31 日から同年3月 31 日までであったが、令和7年3月 19 日に工事請負変更契約を締結し、工期を令和7年1月 31 日から同年8月 29 日までに変更している。工期変更の決裁時の工期延長の理由は「関係機関との調整に不測の日数を要したため」と記載されている。

実施が想定されている工事の内容や変更前と変更後の工事工程表の内容等から、当初契約の工期での実施は現実的ではなく、工期変更することが前提の契約であったものと思われる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 24 条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期の設定をした工事請負契約の締結ができる環境整備が必要である。

また、工期変更理由について、工事工程表との整合性等にも留意し、適切な理由を記載する必要がある。

5.10.6.2 業務委託契約の期間延長理由の合理性について(指摘事項3)

(発見事項)

県有施設太陽光発電設備事業(下水処理場)の詳細設計等業務委託において、令和6年8月に業務委託契約を締結し、契約期間は令和7年1月 31 日までであったが、令和7年1月 14 日に期間延長契約を締結しており、変更後の契約期間は同年7月 31 日までとなっている。これにより、令和6年度の実績は計上されておらず、令和7年度への繰越となっている。期間延長の理由としては、香川県知事宛の文書において「太陽光発電設備で発電された電力を既存施設に供給するにあたり、接続する建物の選定決定に不測の日数を要し、履行期限内での完了が見込めなくなったことによる。」とされている。

一方で業務工程表によると、太陽光発電設備設計が当初契約時の 10 月中旬～11 月中旬から 10 月下旬～1 月上旬と2か月ほど延びているが、その後の応募申請書等作成支援が当初契約時の1月(1か月)から3月～7月(6か月)に変更されており、当該応募申請書等作成支援の期間が大幅に延びたことが契約期間延長の主たる要因のように思われる。

なお、期間延長により委託先の工数の増加も想定されるが、金額の変更は実施されていない。

(問題点)

詳細設計段階での業務委託期間の大幅な延長は、その後の業務の進捗にも影響を与えることが想定されるものであり、期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性等を含め、慎重に検討する必要がある。香川県知事への文書に記載されている期間延長の理由と、業務

工程表の内容が整合しておらず、契約期間延長の合理性が十分に検討されたかどうかが明確に確認できないことが問題である。

(指摘事項3)業務委託契約の期間延長理由の合理性について

県有施設太陽光発電設備事業の詳細設計等業務委託において、6か月の契約期間延長が実施されているが、香川県知事への文書に記載されている期間延長の理由と業務工程表の内容が整合していない。

詳細設計段階での業務委託期間の大幅な延長は、その後の業務の進捗にも影響を与えることが想定されるものであり、期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性等を含め、慎重に検討する必要がある。期間延長の理由と業務工程表の内容との整合性等にも留意し、期間延長の合理性が十分に検討されたかどうかを明確に確認できるようにする必要がある。

5.10.6.3 照明器具のLED化に関する具体的な導入計画の策定について(意見事項 12)

(発見事項)

県有施設LED化推進事業のうち、県庁本庁舎(東館、北館を含む)の照明器具のLED化については、平成27年度から実施されているが、令和6年度末時点での進捗率は59.8%に留まっている(検討対象16,275台、令和6年度末までの累計取替台数9,725台)。照明器具のLED化は緊急性のあるものではなく、修繕カテゴリーのトータル予算の中で他の項目の状況等を見ながら、毎年の実施範囲等を決定しているものであるため、具体的な導入計画を策定していないとのである。

なお、検討対象には、照度管理により照明の間引き(必要最小限の点灯)を行っており必要な照度が確保できていることから節電等の観点で現状の運用上点灯を要しないもの(約3,239台)及び倉庫・機械室などの点灯する頻度が極めて少ないもの(約2,265台)が含まれる。これらを除外して算定した場合の進捗率は90.3%である。

(問題点)

「かがわエコオフィス計画」において、「照明器具については、順次LED照明への切り替えを行い、令和12(2030)年度までにLED照明導入率100%をめざします。」とされているが、導入率100%の定義(100%を達成するためのLED化の対象範囲)が明確にされていない点及び目標達成のための具体的な導入計画に基づく計画的な導入推進が行われていない点が問題である。

(意見事項 12)照明器具のLED化に関する具体的な導入計画の策定について

県有施設LED化推進事業のうち、県庁本庁舎(東館、北館を含む)の照明器具のLED化については、平成27年度から実施されているが、令和6年度末時点での進捗率は59.8%となっている。緊急性のあるものではないこと等から具体的な導入計画は策定されていないが、「かがわエコオフィス計画」に掲げている令和12(2030)年度までにLED照明導入率100%という目標を

確実に達成し、より効果的で効率的な導入を行うためには、LED 化の対象範囲を明確にするとともに、具体的な導入計画を作成し、PDCA サイクルを機能させることが望ましい。

5.10.6.4 公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について(意見事項 13)

(発見事項)

県有施設太陽光発電設備整備事業(下水処理場)の詳細設計等業務の委託先の選定において、公募型プロポーザル方式を採用しているが、応募は契約先となった株式会社四電技術コンサルタントの1者のみであった。当該委託先は、事前の導入可能性調査業務も実施しており、事業内容等の理解度は高いと判断されるものの、詳細設計等業務においては6か月の期間延長が生じており、結果として令和7年度への繰越となっている。

なお、事前に環境政策課が実施した県有施設太陽光発電設備導入可能性調査業務(業務報告書 令和6年1月付)の委託先の決定についても公募型プロポーザル方式が採用されており、契約先となった株式会社四電技術コンサルタントを含め、3者が応募している。

(問題点)

公募型プロポーザル方式の入札を行う目的は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することにある。

公募型プロポーザル方式を採用していながら、複数の事業者からの提案がなく、1者のみしか入札に参加していない状況は、公募型プロポーザル方式を採用した目的が十分に達成されておらず問題である。

(意見事項 13) 公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について

県有施設太陽光発電設備整備事業の詳細設計等業務の委託先の選定において、公募型プロポーザル方式を採用しているが、応募は契約先となった1者のみであった。

公募型プロポーザル方式は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法、取組体制等に関する提案書の提出を受け、提案内容を比較の上、県にとって最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、当該選定手続では応募が1者のみであったため、提案内容の比較ができず、方式本来の趣旨が十分に発揮されていない点は問題である。

募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。

5.11 青い空保全推進事業

5.11.1 事業の概要

所管課
環境森林部 環境管理課
現状と課題
<p>1 大気汚染防止法関係</p> <p>本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成しているが、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントは環境基準を達成できていない状態が継続しており、濃度上昇が予測される場合には、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視を行っていく必要がある。</p> <p>注: 光化学オキシダント</p> <p>工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという(出典: 独立行政法人環境再生保全機構)。</p> <p>2 フロン排出抑制法関係</p> <p>本県では、「地域とともに取り組む」との考えのもと、「現在の気候が危機的な状況であることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目指し、温室効果ガスの排出量を抑制する「緩和」策とともに、現在及び将来に生じる気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」策に取り組むことで、地球温暖化対策の推進を図っている。</p> <p>フロンについては、オゾン層保護対策として特定フロン(CFC, HCFC)からオゾン層を破壊しない代替フロン(HFC)への転換が進められてきたが、HFCについても大きな温室効果があることから、既にフロン類が使用されている製品からのフロン類の排出抑制やノンフロン又は地球温暖化係数が低いフロン類の推進が課題となっている。</p>
事業概要と実績
<p>1 大気汚染常時監視機器運営管理事業等</p> <p>大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染の常時監視(光化学オキシダント、PM2.5など)を行うとともに、常時監視測定機器の更新等を行う。県環境保健研究センター内の中央監視システム等により、大気汚染状況を迅速に把握し、光化学オキシダント注意報等の発令に備える。</p> <p>(1) 大気汚染常時監視機器運営管理事業等(予算額:28,225千円、決算額:27,409千円)</p> <p>イ 光化学オキシダントやPM2.5が高濃度となった場合には、注意喚起情報をHPやメール配信等により迅速に県民等に情報提供する体制の整備</p>

- 令和6年度は光化学オキシダント注意報を2回発令し、県民等に周知

ロ 測定機器の整備・更新

- 硫黄酸化物計1台、窒素酸化物計2台、PM2.5 測定器1台

ハ 自動測定器保守管理委託業務

(単位:千円)

委託先	内容	金額
(株)日進機械	大気汚染監視自動測定器保守管理業務	12,001

ニ ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して排ガス検査を実施するなどして、排出基準等の遵守状況について監視、指導

- 令和6年度排ガス検査実施事業場数:20 事業場

ホ 大気汚染環境基準適合状況(%)

	R元	R2	R3	R4	R5
二酸化硫黄	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0
一酸化炭素	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100
微小粒子状物質	100	100	100	100	100

ヘ その他

当該事業には含まれないが、大気汚染防止法に基づく県下の大気環境の常時監視を行うため、大気汚染常時監視システムのリース契約を締結している。

(単位:千円)

委託先	内容	リース期間	金額
環境計測(株)	県下の大気環境の常時監視を行うため、債務負担行為により大気汚染常時監視システムをリース方式で整備、運用	R4.3.1 から R10.2.29 (72 か月)	11,400 (950 千円×12 月)

2 大気汚染調査指導事業等

大気汚染防止法等に基づく届出等を審査するとともに、工場、事業場の監視指導等を行う。

(1) 大気汚染調査指導事業等(予算額:2,014 千円、決算額:1,833 千円)

フロン排出抑制法に基づき、代替フロンを含めたフロン類を使用する機器の適切な管理や、機器の整備・廃棄等に当たってのフロン類の適切な充填や回収について、周知、指導を行っている。

- 令和6年度の立入検査数は以下の通りである。

	第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品管理者	解体工事元請業者
立入件数	27	16	114

県の各計画との関連

- 香川県環境基本計画 5-1 大気環境の保全

➤ 香川県環境基本計画 2-1-4 CO₂以外の温室効果ガス対策の推進

➤ 第4次香川県地球温暖化対策推進計画(1-4-1)

➤ 香川県地域脱炭素ロードマップ[巻末]脱炭素に向けた個別の取組み(1-4-1(ア))

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

➤ 香川県環境基本計画

No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
38	大気に係る環境基準の達成度合【全4項目】	100%	100%	100%	100%	100%
	達成状況	100%	100%	100%	100%	-
39	光化学オキシダント注意報の発令回数	0	0	0	2	0
	達成状況	100%	100%	100%	0%	-

注:期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

➤ 大気汚染防止法

➤ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

5.11.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	38,558	33,352	30,239
補正予算額(増減)	△1,445	△558	△64
計:現年予算額	37,113	32,794	30,175
前年度明許繰越額	0	0	0
流用額	0	0	0
計:予算現額	37,113	32,794	30,175
決算額	35,742	32,013	29,242
翌年度明許繰越額	0	0	0
不用額	1,371	781	933

5.11.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	13,426	
需用費	9,144	
備品購入費	6,071	
その他	601	
合計	29,242	

5.11.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
使用料及び手数料	590	
一般財源	28,652	
合計	29,242	

5.11.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の自動測定器保守管理委託業務に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

5.11.6 監査の結果及び意見

5.11.6.1 予定価格算定における妥当性確保について(意見事項 14)

(発見事項)

大気汚染監視自動測定器保守管理業務の委託について、令和4年度から令和6年度までの3年度分に係る支出負担行為関連資料を確認したところ、特定メーカー製の機種が多数を占め、保守も当該メーカーの技術に依存していることもあり、同一事業者による一者応札が継続していた。また、当該業務の予定価格は、県において市場単価(香川県土木工事設計労務単価)を用いて必要な作業時間数を独自に積算するとともに、落札業者から取得した参考見積りとの比較検討を行ったうえで算定していたものの、比較対象となる見積りは落札業者一者に限られていた。なお、令和4年度以前から同様の状況が続いている。

項目	概要
契約名	大気汚染監視自動測定器保守管理業務
契約期間(当初)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
委託内容	大気汚染防止法第22条により都道府県知事に義務付けられた大気汚染常時監視を行うため、常時監視局に設定している自動測定器について、適切な保守管理を行い、常時正常に稼働させることを目的とする。
入札方法	一般競争入札
落札業者名	(株)日進機械
予定価格(税込)	12,004,960円
契約価格(税込)	12,001,400円
落札率	99.97%
入札参加者数	1者
契約変更	なし

(問題点)

予定価格の妥当性を担保するためには、市場単価や独自積算に加え、他自治体における同種業務の契約事例や複数業者からの見積等を用いた多角的な検証が求められる。しかしながら、当該委託業務においては、そのような検証が実施されておらず、参考見積りが市場価格と比較して妥

当な金額であるかどうかを十分に裏付けられているとは言い切れない状況にあったことが問題である。

(意見事項 14) 予定価格算定における妥当性確保について

大気汚染監視自動測定器保守管理委託業務では、予定価格の算定において積算価格の単価に市場単価(香川県土木工事設計労務単価)を用い、作業時間数についても県が独自に積算していたものの、参考とした見積りが落札業者に限定されている状況が継続しており、市場価格と比較した妥当性を十分に担保できているとは言い切れない状況にあった点が問題である。

このため、予定価格の妥当性を担保するために、他自治体の契約事例の活用や、複数事業者が参入できるよう業務仕様を変更して見積書を徴収し、現行の業務仕様に係る委託料と比較検討するなど、適正価格での調達となっているか比較検証を行うことが望まれる。

5.12 きらめく瀬戸内海創出事業

5.12.1 事業の概要

所管課		
環境森林部 環境管理課		
現状と課題		
<p>本県の河川や海域において、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で達成しているが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量(BOD)や海域の化学的酸素要求量(COD)は、いずれも全国平均に比べ達成率が低くなっている。</p> <p>瀬戸内海では、法に基づく水質規制などに努めた結果、全般的に水質は改善されたが、依然として赤潮が毎年発生しており、一方では、栄養塩類の減少や気候変動による影響が原因とみられるノリの色落ちなどの問題が発生するようになった。</p> <p>公共用水域の環境改善のためには、排水量が小さく排出規制がかからない小規模事業場等についても汚濁負荷の削減が必要であり、排水処理施設の設置が効果的であるが、事業場の費用負担が大きいとの課題がある。また、小規模事業場等の中でも排水処理を行っていない汚濁負荷が大きい事業場は、水質汚濁に係る苦情が発生することがある。</p>		
事業概要と実績		
1 公共用水域監視測定等事業(予算額:35,002千円、決算額:32,657千円)		
<p>水質汚濁防止法に基づき、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、水質測定計画を作成し、常時監視を行うとともに、水質異常事故に対処する事業。</p> <p>令和6年度水質測定計画に基づき、県内の河川(35水域)、海域(7水域)及び地下水の水質を常時監視(結果は、令和7年12月19日公表)するとともに、県内の公共用水域において発生した水質異常事故への速やかな対応を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p>		
委託先	内容	金額
(一社)香川県薬剤師会	令和6年度香川県公共用水域(海域)の常時監視調査業務	12,630
シコク分析センター(株)	令和6年度香川県公共用水域(河川等)の常時監視調査業務	6,930
2 工場・事業場監視測定等事業(予算額:1,810千円、決算額:1,635千円)		
<p>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可制度を適切に運用するとともに、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の立入検査を実施し、排水基準等を遵守するよう、監視・指導を行う事業。</p> <p>水質汚濁防止法等の排水基準が適用される事業場及び香川県生活環境の保全に関する条例の水質排水基準が適用される事業場等を対象に、計画的に立入検査を実施する等、監視・指導を実施した。なお、立入検査実績は以下の通りである。</p>		

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
届出事業者数	2,534	2,500	2,430	2,466	2,515
立入検査数	548	398	336	344	393

3 豊かな海をめざす栄養塩類管理事業(予算額:8,704千円、決算額:8,587千円)

本県海域における生物の多様性及び水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき「香川県栄養塩類管理計画」を策定し、栄養塩類増加措置を計画的に実施する事業。

令和6年3月に「香川県栄養塩類管理計画」を策定、本県海域で生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、5つの下水処理場(下記図2-1計画区域)が季節別運転管理を行い、計画的に海域へ栄養塩類を供給した。計画区域において、効果や影響を把握するための水質モニタリング、周辺環境への影響を把握するための水質モニタリングを実施した。

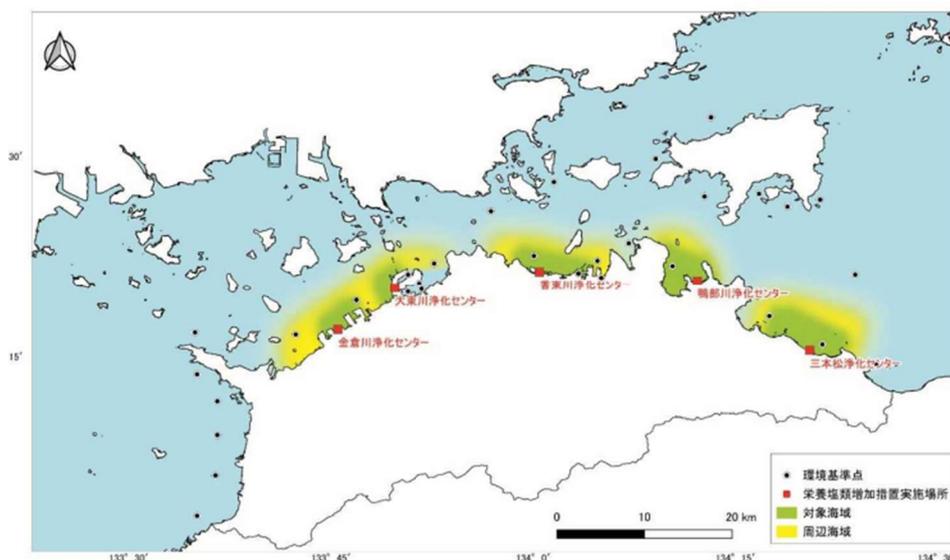


図2-1 計画区域

(出典:香川県栄養塩類管理計画)

4 事業場排水処理技術開発研究事業(予算額:2,164千円、決算額:1,454千円)

事業場からの排水は、事業場の工程等により様々な性状を有する。このうち、汚濁濃度が非常に濃いなど特徴的な排水について、低コストで処理できる排水処理技術に関する調査研究を行う事業。

令和6年度小規模事業場における排水処理技術開発研究では、①活性汚泥法で処理が困難な廃水の処理法の開発及び②着色排水の処理法の開発を実施した。②の開発に関しては、令和7年1月8日に開発結果が公表されている。

県の各計画との関連

- 香川県環境基本計画 5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水質測定計画 ➤ 香川県栄養塩類管理計画 						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 香川県環境基本計画 						
No.	指標	現状 (H27~R 元平均)	R4	R5	R6	目標 (R7)
40	公共用水域に係る環境基準達成率(%) 【生活環境項目】 河川 BOD	74	60.0	65.7	71.4	改善
	達成状況	-	改善	改善	改善	-
40	海域 COD	37	42.9	42.9	42.9	改善
	達成状況	-	改善	改善	改善	-
<p>注1: 公共用水域の環境基準適合の改善をめざす。期間は年度である。</p> <p>注2: BOD とは、Biochemical Oxygen Demand の略称で生物化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。</p> <p>注3: COD とは、Chemical Oxygen Demand の略称で化学的酸素要求量という。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。</p>						
No.	指標	現状 (R 元)	R4	R5	R6	目標 (R7)
41	水質汚濁物質発生負荷量 COD (t/日)	22	21	21	20	22
	達成状況	-	改善	改善	改善	-
<p>注: R4 年度に策定する R6 年度を目標とする水質総量削減計画における目標値をめざす。期間は年度である。</p>						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 瀬戸内海環境保全特別措置法 ➤ 水質汚濁防止法 ➤ 香川県生活環境の保全に関する条例 						

5.12.2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	34,123	57,968	47,680
補正予算額(増減)	△78	△5,992	△2,358
計: 現年予算額	34,045	51,976	45,322
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	34,045	51,976	45,322
決算額	32,001	50,771	44,333
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	2,044	1,205	989

5.12.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	21,132	
需用費	17,954	試薬等
報酬・職員手当等・共済費	3,372	
備品購入費	1,368	
その他	507	
合計	44,333	

5.12.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	2,541	
一般財源	41,792	
合計	44,333	

5.12.5 監査の結果及び意見

5.12.5.1 常時監視業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について(意見事項 15)

(発見事項)

公共用水域監視測定等事業における常時監視業務について、県は業務の効率化を図る観点から、水質汚濁防止法に基づく法定検査の一部の項目を外部の測定機関に委託して実施している。

この点、委託を行う地方公共団体で注意が払われていないと、信頼性の低い測定結果を基にした誤った行政対応につながりかねず、委託元の責任を問われる可能性もある。一方で、委託機関による測定結果が妥当かどうかを測定値のみから評価することは非常に難しい。このため、環境省では「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を策定し、常時監視に係る環境測定を外部に委託する場合の信頼性を確保するために、委託元である地方公共団体が講ずべき措置等を示しており、外部委託するにあたっては、当該指針の内容に配慮することが望まれるとしている。

本県は、当該業務の外部委託先の測定結果の信頼性を確保するために、外部委託先から提出される測定結果の妥当性の検証、内部精度管理体制の確認、外部精度管理体制の確認も併せて行っているとのことであるが、同指針に示されているチェックリスト等を活用した体系的な確認体制までは整備されていない。

(問題点)

チェックリストが存在していないことにより、上長による検証結果の妥当性確認も困難となり、業務の透明性や説明責任の確保に支障を来すなど、管理体制上の問題が認められる。また、確認内容が担当者の経験や判断に依存し、確認漏れや記録不備が生じているおそれがある。

(意見事項 15) 常時監視業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について

公共用水域監視測定等事業の常時監視業務において、本県は水質汚濁防止法に基づく法定検査の一部を外部機関に委託しているが、環境省指針で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。

検証や確認業務にチェックリストを導入し、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上、業務の信頼性と透明性の確保に努めることが望まれる。

5.13 海ごみ対策推進事業

5.13.1 事業の概要

所管課
環境森林部 環境管理課
現状と課題
<p>「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)及び同法に基づく国の基本方針では、海岸漂着物等の問題に対して、海岸を有する地域だけでなく、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となり、海岸漂着物等の発生を効果的に抑制するなど、広範な関係主体による取組が必要とされている。</p> <p>全県的に海ごみの発生抑制に向けた取組を行うとともに、海底堆積ごみや離島の海岸ごみ等の回収・処理を重点的に実施するなど、陸域・海域一体となった海ごみ対策を推進しており、今後も計画的な海岸漂着ごみの回収をはじめ、県民の意識啓発やボランティアによる清掃活動の拡大を担う地域リーダーの育成など、幅広い対策に継続的に取り組む必要がある。</p> <p>注1: 香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システム</p> <p>「香川県海ごみ対策推進協議会」で、香川県独自の海底堆積ごみ回収・処理システムを構築。</p> <p>底びき網漁等で網にかかった海底堆積ごみを、漁業者がボランティアで陸まで持ち帰り、分別・保管を行い、市町が運搬・処理を、市町が処理できないごみについては県が業者に委託して運搬・処理を実施し、ごみの処理費用を、県及び市町(内陸部を含む全市町)が負担する。</p> <p>このシステムの最大の特長は、沿岸域だけでなく内陸部まで含め、海域・陸域一体となって、県・市町・漁業者等が協働で海底堆積ごみの回収・処理に取り組むことにあり、全国でも初の試みとなる。</p> <p>注2: 香川県海ごみ対策推進協議会</p> <p>山・川・里(まち)・海のつながりの中で、行政・県民・関係者が連携して海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するために平成25年5月に設置された協議会であり、主な構成員である県及び市町にて負担金を拠出して海ごみ発生抑制事業及び海ごみ回収・処理等協働推進事業を実施している団体である。しかし、令和2年度から、海ごみ回収・処理等協働推進事業の大半を占める海底堆積ごみ等回収・処理システム実施経費に関しては、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)にて、国からの補助対象となったことを契機に、主な活動は海ごみ発生抑制事業となっている。</p>
事業概要と実績
<p>1 海ごみ発生抑制事業(予算額 6,073 千円、決算額 4,668 千円)</p> <p>日常生活に起因する海ごみの発生抑制を図るため、かがわ海ごみリーダーの育成と活動支援、体験学習等による普及啓発を行うとともに、マイクロプラスチックの回収に関する調査・研究を実施した。</p> <p>(1) 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none">➤ かがわ海ごみリーダーを紹介する冊子の作成、県内大学・短期大学・専門学校・高等学校への配布

- かがわ海ごみリーダー養成講座の実施(令和6年度は直島で開催し12名が修了。その内推進員としての活動に意欲のある6名の方を、「海岸漂着物対策活動推進員」(かがわ海ごみリーダー)として委嘱)

(単位:千円)

委託先	内容	金額
特定非営利活動法人アーキペラゴ	海ごみ発生抑制に係る人材育成業務 ・海ごみリーダー養成講座 ・ビーチクリーンアップモニタリング調査(本島・庵治)	1,003
株讀賣連合広告社	香川県海岸漂着物対策活動推進員 PRリーフレット作成業務	231

注:かがわ海ごみリーダー

「海岸漂着物処理推進法」に基づき、香川県知事が委嘱する海岸漂着物対策活動推進員の愛称。海洋プラスチックごみ等の問題解決に向け、地域のリーダーとして住民や団体を啓発・指導する人材のこと。なお、かがわ海ごみリーダーの要件としては、県内に居住又は在勤若しくは在学する年齢満18歳以上の者(ただし、高校生を除く。)であること、県又はかがわ里海大学協議会が実施する海ごみ清掃活動等のリーダーを養成するための講座を修了した者又はこれらの講座の講師を務めるなどリーダーの養成に携わった者であることが求められる。

(2) 海岸漂着ごみのモニタリング調査及び組成ならびに量の調査業務

(単位:千円)

委託先	内容	金額
復建調査設計(株)	海岸漂着ごみのモニタリング調査	1,188 注
復建調査設計(株)	海岸漂着ごみの組成調査業務	858

注:なお、下記3.香川県海岸漂着物等実態調査事業 5,412千円と合わせた6,600千円で契約している。

2 海ごみ回収・処理等協働推進事業(予算額13,090千円、決算額8,208千円)

(1) 最重点区域海岸清掃業務(高松市女木島町ホジノ浦瀬戸海岸)

(単位:千円)

委託先	内容	金額
株富士クリーン	ホジノ浦瀬戸海岸の一部(約400m)の海岸漂着物等の回収、収集運搬、処分業務	2,035

(2) 香川県離島海岸ボランティア清掃実施業務

(単位:千円)

委託先	内容	金額
東武トップツアーズ(株)	最重点区域に指定している海岸において、海洋環境保全のため、ボランティアを募集して海岸清掃を行う事業	948

(3) 香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理 各漁港で回収された海ごみの収集運搬及び処分業務

(単位:千円)

漁港名	金額
東讃漁港	16
内海漁港	50
三豊市漁港	36
詫間漁港	36
土庄中央漁協大部支所	115

鴨庄漁港	22
丸亀市漁港	33
土庄中央漁協家浦支所	233
土庄中央漁協甲斐支所	171
多度津町高見漁港	27
庵治漁港	61
合計	800

(4) 香川県海ごみ対策推進協議会への負担金支出を通じた海底堆積ごみ等回収・処理実施経費の負担及び県内一斉海ごみクリーン作戦等の企画の実施

➤ 第11回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」事業

実施日	参加者	回収量
R6年10月1日から11月30日	約46,000名	約130t

(単位:千円)

科目	内容	金額
海ごみボランティア回収・処理事業費	海底堆積ごみ等回収・処理システム実施経費 ボランティア用ごみ袋経費	201
海ごみ発生抑制対策費	第11回県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」開催費用、「ビーチクリーンアップ in 海岸寺」開催費用等	767

(5) 市町等が自ら行う海岸漂着物等地域対策推進事業に対する補助事業
(補助金名:香川県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金)

(単位:千円)

市町	金額
高松市	966
丸亀市	2
坂出市	66
観音寺市	242
さぬき市	-
東かがわ市	136
三豊市	530
土庄町	49
小豆島町	1
直島町	1,003
宇多津町	350
多度津町	43
合計	3,388

3 香川県海岸漂着物等実態調査事業(予算額6,300千円、決算額5,414千円)

(単位:千円)

委託先	内容	金額
復建調査設計㈱	香川県海岸漂着物対策等推進計画の次期計画策定のため、海ごみの実態調査を実施	5,412

注:なお、上記 1.(2)海岸漂着ごみのモニタリング調査業務 1,188 千円と合わせた 6,600 千円で契約している。

4 瀬戸内海マクロプラスチックごみ流入実態調査事業(予算額 6,500 千円、決算額 5,508 千円)

(単位:千円)

委託先	内容	金額
復建調査設計㈱	瀬戸内海に流入するマクロプラスチックごみの流入量について実態調査の実施	5,478

県の各計画との関連

➤ 第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 第3次香川県海岸漂着物対策等推進計画

項目	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数	21	21	22	20	25
達成状況	84%	84%	88%	80%	-

注1:R6 に西かがわ漁協は底曳網漁師がいなくなり中止、唐櫃漁協は事業を一時中断。

注2:現在、29 漁協(／34 漁協)が底曳網の操業を行っている。

注3:期間は年度である。

項目	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数(累計)	13 名	32 名	37 名	43 名	20 名
達成状況	65%	160%	185%	215%	-

注:期間は年度である。

項目	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数【累計】	34,631 名	70,958 名	123,546 名	169,229 名	302,500 名
達成状況	11%	23%	41%	56%	-

注:期間は年度である。目標値は R3 から R7 の累計値

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 海岸漂着物処理推進法
- 海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領
- 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱及び様式
- 香川県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱
- 香川県海岸漂着物対策活動推進員設置要綱
- 推進員取扱要領

5.13.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	26,462	20,607	31,963
補正予算額(増減)	△3,712	△464	△4,063
計:現年予算額	22,750	20,143	27,900
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	22,750	20,143	27,900
決算額	19,293	13,813	23,798
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	3,457	6,330	4,102

5.13.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,377	
委託料	17,954	
需用費	682	
その他	785	
合計	23,798	

5.13.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	19,980	
一般財源	3,818	
合計	23,798	

5.13.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして4. 瀬戸内海マクロプラスチックごみ流入実態調査事業委託料について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	令和6年度瀬戸内海マクロプラスチックごみ流入実態調査業務
契約期間(当初)	令和6年6月10日～令和7年3月21日
委託内容	香川県内の河川から海洋(瀬戸内海)へ流出するマクロプラスチックごみ量を推計することを目的とした流下調査の実施
入札方法	一般競争入札
落札業者名	復建調査設計(株)
予定価格(税込)	6,500,000円
契約価格(税込)	5,478,000円
落札率	84.2%
入札参加者数	2者
令和6年度の状況	令和7年3月21日に委託業務検査完了

5.13.6 監査の結果及び意見

5.13.6.1 香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について(意見事項 16)

(発見事項)

香川県海ごみ対策推進協議会において、継続して多額の繰越金が計上されている状況が認められた。令和2年度以降、海ごみ回収・処理等協働推進事業の大半を占める海底堆積ごみ等回収・処理システム実施経費が環境省の補助対象となったことにより、当協議会の活動は相対的に海ごみ発生抑制事業に比重が置かれる状況となったが、令和2年の協議会において、国の補助制度の継続が不透明であるとして、既存の繰越金を残す旨の決議がなされたため、結果として繰越金が多額に残存している。

➤ 香川県海ごみ対策推進協議会歳入及び歳出及び繰越金の推移

単位:千円

内訳	R1	R2	R3	R4	R5	R6
負担金(県)	2,100	2,100	900	900	900	900
負担金(市町)	800	800	-	-	-	-
雑入等	30	0	0	30	30	101
歳入計	2,930	2,900	900	930	930	1,001
回収・処理事業	986	1,023	171	104	287	201
発生抑制等事業	1,642	549	463	377	454	767
歳出計	2,628	1,572	634	481	741	968
歳入計-歳出計	302	1,328	266	449	189	33
繰越金	9,856	11,184	11,450	11,899	12,088	12,121

(問題点)

令和2年の当協議会において、国の補助制度の継続が不透明であることを理由に既存の繰越金を残す決議がなされているが、用途を明確にしないまま多額の繰越金を留保することは、財源の適正かつ合理的な活用を欠くものであり問題である。

(意見事項 16) 香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について

香川県海ごみ対策推進協議会では、令和2年度以降、多額の繰越金が継続して計上されている。国の補助制度が始まり、制度の継続が不透明として繰越金を残す決議がなされたが、用途を明確にしないまま多額の資金を留保することは、財源の適正かつ合理的な活用を欠くもので問題がある。

繰越金の活用方針を明確に整理するとともに、使用用途が定まらないまま残存している繰越金については返還措置を講じることが望まれる。

5.14 生活排水対策重点事業

5.14.1 事業の概要

所管課	
環境森林部 循環型社会推進課	
現状と課題	
<p>本県の河川や海域における水質は、有機物質(BOD、COD)の環境基準の達成率が全国平均に比べ低いため、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図る必要がある。</p> <p>このため、本県では、平成 27 年度に「第4次香川県全県域生活排水処理構想」を策定し、令和7年度末に汚水処理人口普及率 85%を目標値とし、合併処理浄化槽の整備を推進している。</p>	
事業概要と実績	
<p>1 浄化槽設置整備事業費補助等(当初予算額 266,680 千円、決算額 196,630 千円)</p> <p>(1) 合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町が実施する事業に対し補助を行う事業。 具体的には、以下の 3 種類に分類した補助を実施している。</p> <p>イ 浄化槽設置整備事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、市町がその設置費用を助成する場合、補助を行う事業。 <p>ロ 既存単独処理浄化槽等撤去費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽へ設置換えした者に対し市町が転換工事に必要な撤去費等を助成する場合、補助を行う事業。 <p>ハ 単独処理浄化槽等重点転換事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽へ設置換えした者に対し、市町が設置換えする浄化槽の設置に必要な配管費を助成する場合、補助を行う事業。 	
事業内訳	R6年度実績
イ 浄化槽設置整備事業費補助	1,335基
ロ 既存単独処理浄化槽等撤去費補助	485基
ハ 単独処理浄化槽等重点転換事業	532基

令和6年度の市町別の補助金交付額、交付見込額、不用額の内訳は以下の通りである。

(単位:千円)

市町	R6年度		
	補助金交付額	交付見込額	不用額
高松市	52,694	52,968	274
丸亀市	34,280	36,641	2,361
坂出市	11,914	20,396	8,482
善通寺市	3,757	8,826	5,069
観音寺市	12,141	19,674	7,533
さぬき市	3,113	8,958	5,845
東かがわ市	4,702	6,586	1,884
三豊市	28,722	43,893	15,171
土庄町	4,657	4,712	55
小豆島町	2,844	5,452	2,608
三木町	11,167	11,182	15
直島町	0	389	389
宇多津町	2,306	3,034	728
綾川町	14,706	20,190	5,484
琴平町	1,244	3,040	1,796
多度津町	3,448	4,294	846
まんのう町	4,452	6,172	1,720
合計	196,147	256,407	60,260

2 浄化槽法定検査受検率等改善事業(当初予算額 2,752 千円、決算額 2,471 千円)

浄化槽管理の適正化を促進し、生活排水による公共用水域への汚濁負荷の軽減を図るため、法定検査受検率等の向上に向けた施策として、以下の事項を実施している。

(1) 浄化槽設置者講習会の受講義務化

令和2年度から、新たに浄化槽を設置する者に対し、適正な使用及び維持管理を確保することを目的として、維持管理(保守点検・清掃・法定検査)や使用方法に関する講習会の受講を補助金交付の要件とした。この取組により、補助金を活用して浄化槽を設置する者については、全員が必ず講習会を受講しており、設置時点から維持管理に関する意識の向上が図られている。

(2) 法定協議会の活用(令和6年度～)

令和元年改正浄化槽法(令和2年施行)により創設された協議会制度を活用し、本県では令和6年3月に県、市町及び指定検査機関等で構成する協議会を設立した。協議会においては、維持管理に関する情報共有や意見交換を実施し、その成果として、令和6年度から県内全市町と連携した広報誌による普及啓発を開始した。

<p>(3) 法定検査未受検者への文書送付・電話案内・戸別訪問による受検勧奨</p> <p>前年度の法定検査未受検者に対して、受検案内文書を送付、文書送付後には、指定検査機関である公益社団法人香川県浄化槽協会が電話による案内の実施、さらに必要に応じて県と協会が現地を訪問し、直接説明を行った。</p> <p>(4) テレビ、広報誌等での広報</p> <p>県の広報番組、広報誌等を通じて、適正な維持管理の必要性や合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を実施している。</p> <p>(5) 維持管理リーフレットの作成・配布</p> <p>浄化槽法に基づく維持管理についてまとめたリーフレットを作成し、市町や業界団体等を通じて配布している。</p>																					
<p>県の各計画との関連</p>																					
<p>➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画</p> <p>分野 20 環境の保全</p> <p>施策 66 生活環境の保全</p> <p>➤ 香川県環境基本計画</p> <p>第5節 安全で安心して暮らせる生活環境の保全 5-2水環境、土壌・地盤環境の保全 5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進</p> <p>➤ 第4次香川県全域生活排水処理構想</p>																					
<p>重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)</p>																					
<p>➤ 香川県環境基本計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 25%;">指標</th> <th style="width: 10%;">現状 (R 元年度)</th> <th style="width: 10%;">R4</th> <th style="width: 10%;">R5</th> <th style="width: 10%;">R6</th> <th style="width: 10%;">目標 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46</td> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>78.8%</td> <td>81.1%</td> <td>81.9%</td> <td>82.4%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>達成状況</td> <td>-</td> <td>37%</td> <td>50%</td> <td>58%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:汚水処理人口普及率:汚水処理人口普及率とは、生活排水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口(住民基本台帳人口)に対する生活排水処理施設整備済み人口(下水道では供用開始区域内人口)の割合をパーセントで示したもの。</p> $\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{生活排水処理施設整備済み人口}}{\text{総人口 (住民基本台帳人口)}} \times 100$	No.	指標	現状 (R 元年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)	46	汚水処理人口普及率	78.8%	81.1%	81.9%	82.4%	85%		達成状況	-	37%	50%	58%	-
No.	指標	現状 (R 元年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)															
46	汚水処理人口普及率	78.8%	81.1%	81.9%	82.4%	85%															
	達成状況	-	37%	50%	58%	-															
<p>遵守すべき(規制を受ける)法令等</p>																					
<p>➤ 浄化槽法</p> <p>➤ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</p> <p>➤ 香川県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</p>																					

5.14.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	277,124	274,179	269,432
補正予算額(増減)	△47,724	△56,249	△59,416
計:現年予算額	229,400	217,930	210,016
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	229,400	217,930	210,016
決算額	217,309	205,455	199,101
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	12,091	12,475	10,915

5.14.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	196,157	補助金
委託料	1,833	
その他	1,111	
合計	199,101	

5.14.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	241	
使用料及び手数料	1,780	
一般財源	197,080	
合計	199,101	

5.14.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の浄化槽設置整備事業費補助等に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

5.14.6 監査の結果及び意見

5.14.6.1 浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について(意見事項 17)

(発見事項)

浄化槽設置整備事業費補助等について、本県は前年度に各市町に対して次年度の補助金の要望額を確認し、要望額を基礎として各市町への補助金交付見込額を決定し、当該金額にて予算を計上している。しかしながら、補助金交付見込額と、実際の補助金交付額の推移を比較したところ、実際の交付額が交付見込額を継続的に下回っている状況が確認された。

単位:千円

年度	実際の交付額	交付見込額	未使用額	未使用率
R2 年度	224,330	284,147	59,817	21.1%
R3 年度	222,824	265,185	42,361	16.0%
R4 年度	212,757	264,219	51,462	19.5%
R5 年度	201,852	261,862	60,010	22.9%
R6 年度	196,147	256,407	60,260	23.5%

(香川県浄化槽設置整備事業補助金資料を基に算出)

また、各市町別の補助金未使用率を算定したところ、未使用率が継続的に高率の市町が複数確認された。

市町	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
高松市	1.3%	0.9%	0.2%	0.3%	0.5%
丸亀市	7.2%	15.8%	28.6%	2.8%	6.4%
坂出市	29.3%	30.6%	47.3%	51.6%	41.6%
善通寺市	62.4%	27.8%	38.8%	61.1%	57.4%
観音寺市	24.0%	19.2%	27.6%	38.1%	38.3%
さぬき市	52.3%	31.2%	38.3%	57.3%	65.2%
東かがわ市	13.1%	29.1%	28.4%	36.1%	28.6%
三豊市	18.5%	23.0%	28.4%	31.2%	34.6%
土庄町	30.2%	0.7%	21.8%	16.8%	1.2%
小豆島町	18.5%	2.4%	37.9%	11.7%	47.8%
三木町	23.1%	0.6%	5.7%	1.8%	0.1%
直島町	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
宇多津町	24.6%	37.3%	17.6%	38.0%	24.0%
綾川町	40.5%	0.0%	0.0%	19.5%	27.2%
琴平町	54.8%	56.4%	42.5%	66.3%	59.1%
多度津町	2.2%	19.0%	4.1%	30.5%	19.7%
まんのう町	46.9%	42.0%	22.0%	6.5%	27.9%

(香川県浄化槽設置整備事業補助金資料を基に算出)

(問題点)

補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続している状況について、本県担当者にヒアリングしたところ、本県においても、当初の所要額調べの際に、真に必要な所要額を回答してくださいと注意喚起を行っているものの、例年多額の差額が生じている状況であるとの回答であった。不足額が生じることを避けたいという各市町の立場は理解できるものの、補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続している状況は、予算を効率的に活用できていないという点で問題である。

(意見事項 17) 浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について

浄化槽設置整備事業費補助等において、補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続しており、結果として多額の未使用額が発生している。

補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続している状況は、予算を効率的に活用できていないという点で問題であると考えられる。

そのため、各市町に対して、現状に即した要望額を回答するよう引き続き周知を徹底するなど、補助金交付見込額と実際の交付額の乖離が少なくなるよう取り組むことが望まれる。

5.15 かがわの森林を守り育てる人づくり事業

5.15.1 事業の概要

所管課
環境森林部 森林・林業政策課
現状と課題
<p>森林所有者の高齢化などにより所有山林の森林整備が進まない状況にあるなか、県内の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合などの作業班員も長期的には減少傾向にあり、県産木材の供給と利用を促進し、里山の再生を進めるためには、引き続き、後継者となる人材の確保・育成に取り組むとともに、意欲と能力のある林業経営体に対しては経営基盤の強化などの支援を行っていく必要がある。</p> <p>なお、森林組合等の作業班員数は、平成7年度の294人から、令和4年度には101人と、この30年間で三分の一に減少している。</p>
事業概要と実績
<p>1 かがわの森林を守り育てる人づくり事業(当初予算額 11,191 千円、決算額 11,191 千円)</p> <p>森林整備を担うべき森林組合等は、就労者の減少や高齢化により担い手不足となっており、森林組合等の人材の育成・確保対策を推進する必要があるが、各森林組合の管轄区域が複数市町にまたがっているため、市町毎に推進を図ることでは対策に限界がある。</p> <p>県と市町が連携して対策を講じる方がより効果的であることから、令和4年3月に県内全域を対象とした担い手育成・確保に必要な施策などについて、県、16市町(直島町を除く)、香川県森林組合連合会を委員として「かがわ森林整備担い手対策協議会」を設置し、同協議会で、森林環境譲与税等を活用した担い手育成・確保対策事業に取り組むこととしている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業の流れ</p> </div> <p>注：森林環境税及び森林環境譲与税</p> <p>森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収される。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与される。森林経営管理法により森林所有者みずからが経営管理できない森林のうち、経済ベースに乗らない森林については、市町村が公的に管理する仕組みが創設された。これによりこれまで森林所有者による管理経営が不十分であった森林においても森林整備が進むことで、パリ協定等における我が国の森林吸収の目標達成にも貢献していくことが期待されている。そして、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されており、都道府県における当該税の用途は、原則として市町村の支援に関する費用とされている。</p> <p>(出典：総務省 HP、第196回国会における森林環境税(仮称)に関する主な質疑)</p>

森林整備を担う人材を育成・確保するため、県、市町等で構成する「かがわ森林整備担い手対策協議会」に対して、県と市町に配分される森林環境譲与税等を活用し、費用を負担した。令和6年度の県及び市町の負担額は以下のとおりである。

(単位:千円)

自治体名	事業費	
	負担額	割合
県	11,191	35.0%
高松市	7,093	22.2%
丸亀市	1,426	4.5%
坂出市	712	2.2%
善通寺市	443	1.4%
観音寺市	1,052	3.3%
さぬき市	2,138	6.7%
東かがわ市	1,396	4.4%
三豊市	1,431	4.5%
土庄町	491	1.5%
小豆島町	393	1.2%
三木町	711	2.2%
宇多津町	239	0.7%
綾川町	818	2.6%
琴平町	102	0.3%
多度津町	262	0.8%
まんのう町	2,086	6.5%
合計	31,984	100.0%

2 「かがわ森林整備担い手対策協議会」の取組実績(表内の支出金額は、「かがわ森林整備担い手対策協議会」のものとなる。)

(1) 山で働く人を増やす

支援項目	内容
山で働くことを選んでもらえる取組支援	林業労働力確保支援センターが実施する就労者の募集や就労ガイダンス、各種研修会の開催を支援するとともに、県内の高校生を対象にした就労体験実習の開催支援として、5,500千円の補助を行った。
山で働く人の養成支援	農業大学の学生の資格取得や必要な機材購入経費に対して支援した。事業費は699千円である。
山で働き始めた人のスキルアップ支援	緑の雇用事業対象者等の国費対象外の期間(4か月)の職場内研修経費や旅費等に対する支援として、2,600千円の補助を行った。

(2) 山で働く人を活かす

支援項目	内容
山で働く人が活躍できる林業経営体になるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営体質強化の普及啓発として、森林施業プランナーの業務の細分化や雇用管理に関する研修を開催した。事業費は77千円である。 市町からの相談に応じ、技術的支援を行うための市町森林アドバイザーを森林組合等に配置した。事業費は1,488千円である。
山で働く人のスキルを活かすための支援	<ul style="list-style-type: none"> 技術講習会等の参加支援を行った。補助額は616千円である。 高性能林業機械のリース経費の支援を行った。補助額は5,614千円である。 デジタル測量機器等の購入経費の支援を行った。補助額は1,901千円である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・林業現場技能者育成研修(林業用運搬ドローン研修他)を実施した。事業費は 484 千円である。 ・森林作業システム実践研修を行った。事業費は 3,000 千円である。
森林所有者等が組織する香川県林業普及協会への支援	林業研究グループなどの活動や研修会開催に要する経費を支援した。補助額は 660 千円である。 かがわの森アンテナショップにおいて会員の林産物や製品の PR を通じて、林業経営者の森林経営を支援するなど後継者育成に係る経費を支援した。事業費は 1,940 千円である。

(3) 山で働く人を支える

支援項目	内容
安全装備等の購入支援	林業就業者の安全装備(防護服や防護靴他)等の購入経費の一部の支援として補助額 2,374 千円の補助を実施した。
労働安全衛生等研修会の開催支援	林業労働災害防止啓発研修会及び労働安全衛生指導安全パトロールに係る研修会の開催支援として 106 千円の補助を実施した。
振動障害防止の健康診断経費支援	振動障害防止の健康診断経費の支援として、164 千円の補助を実施した。
造林補助事業に係る国費対象外経費を支援	就労3年以内を対象とした造林補助事業に係る国費対象外経費の一部の支援として 2,795 千円を補助した。

県の各計画との関連

- 香川県みどりの基本計画 の 1-4-2担い手育成の促進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

- 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状(R2)	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
12	新規林業就業者数(累計)	59人 注1	5人	12人	21人	28人	50人 注2
	達成状況	-	10%	24%	42%	56%	-

注1:H28 から R2の5年間の累計人数である。

注2:R3から R7の5年間の累計人数である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県みどりの基本計画

5.15.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	11,191
補正予算額(増減)	-	-	-
計:現年予算額	-	-	11,191
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	11,191
決算額	-	-	11,191
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	-

5.15.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	11,191	かがわ森林整備担い手対策協議会への負担金
合計	11,191	

5.15.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	11,191	うち森林環境譲与税 6,500 千円
合計	11,191	

5.15.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の負担金、補助及び交付金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

➤ かがわ森林整備担い手対策協議会の令和6年度負担金の支払

項目	概要
負担内容	かがわ森林整備担い手対策協議会の令和6年度負担金の支払
負担期間	R6年度
負担内容	かがわ森林整備担い手対策協議会の事業活動のため、事業費の一部を県が負担する。
負担額(税込)	11,191 千円

また、「かがわ森林整備担い手対策協議会」の支出のうち、サンプルとして林業現場技能者育成研修(森林作業システム実践研修)に係る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

➤ 林業現場技能者育成研修(森林作業システム実践研修)

項目	概要
契約名	林業現場技能者育成研修(森林作業システム実践研修)
契約期間(当初)	令和6年10月21日から令和7年3月25日まで
請負内容	効率的な森林作業システムを構築し、立木の伐倒、集材、造材、山土場への運搬等の木材生産の一連の作業プロセスを実際の現場作業を通じて、各森林組合現場作業員の技術習得及び育成を目的とし、かがわ森林整備担い手対策協議会は請負者と契約を行ったものである。 なお、当該契約には森林作業システム実践研修に併せて、県有林の森林整備も含まれている。OJT研修と併せて森林整備行うことが効率的・効果的であることから、契約形態は請負となっている。
契約方法	単独随意契約 単独見積
落札業者名	香川県森林組合連合会
契約価格(税込)	3,000,000 円
随意契約の理由	上記事業者は研修に必要とする高性能林業機械を所有しており、また経験豊富なオペレーターも在籍している。このほか、国有林及び民有林の素材生産事業において、年間3,000 m ³ 以上の丸太やチップ材を搬出している。 以上から、当該OJT研修を実施できる事業者は上記事業者以外において他になく、随意契約としている。
閲覧資料	・請負契約書 ・完了届(香川県森林組合連合会) ・請負事業検査調書(かがわ森林整備担い手対策協議会)

5.15.6 監査の結果及び意見

5.15.6.1 KPIの大幅な未達状況に対する実効性のある事業計画の未策定について(意見事項 18)

(発見事項)

香川県みどりの基本計画の現状における KPI は、令和3年度から令和7年度の5年間における新規林業就業者数の累計である。令和6年度時点では、目標値 50 人に対して実績値は 28 人とどまり、達成率は 56%と大幅な未達となっている。このような状況を改善するため、かがわ森林整備担い手対策協議会を設立し、令和6年度から事業を実施している。

(問題点)

かがわ森林整備担い手対策協議会による各事業は、令和5年7月に策定された事業計画を基礎に行われている。事業は令和6年度から開始されているが、事業計画において中期的な視点による事業内容を検討しており、短期的な実績のみで事業を評価し事業内容を頻繁に変更することは、事業費を負担している市町の財源確保が困難かつ煩雑であることから、令和6年度から令和8年度の事業は基本的に同一の事業内容が継続されることとなっている。

しかしながら、現状の KPI の達成率を踏まえると、前年度の事業実績を評価し、翌年度の事業計画に織り込むといった弾力的な事業計画を策定することも考えられ、この点は問題である。

(意見事項 18) KPIの大幅な未達状況に対する実効性のある事業計画の未策定について

香川県みどりの基本計画では、新規林業就業者数を KPI として設定しているが、令和6年度時点の達成率は 56%と大幅に未達となっている。このため、令和6年度から、かがわ森林整備担い手対策協議会による取組を開始している。同協議会の事業は、令和5年策定の事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度まで同一内容で実施される予定であるが、これは中期的視点での事業設計や、市町負担金の年度ごとの調整が煩雑となることが理由である。

しかしながら、KPI が未達の状況にある中、3年間同一事業を継続し、事業実績が蓄積されてから評価する方法では、施策改善の適時性を欠くおそれがある。したがって、単年度ごとに事業成果の評価・分析を行い、翌年度の事業計画に反映させる弾力的な運用が望まれる。

5.15.6.2 中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について(意見事項 19)

(発見事項)

かがわ森林整備担い手対策協議会作成の資料によると、平成 30 年度から令和4年度までの5年間で、新たに 54 人が新規林業就業している一方、63 人が退職もしくは離職しており、その約9割が中途離職者(定年年齢よりも早期に離職した者)であった。

(問題点)

森林整備の担い手の育成・確保のために各取組を行っているが、新規林業就業者よりも退職者及び中途離職者が多く、その約9割を中途離職者が占めている。県担当者は、森林組合から離職理由のヒアリングを行っているものの、その原因分析が実施されておらず、定着率の向上を図るための対策が講じられていない状況であり問題である。

(意見事項 19) 中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について

現在のKPIは、新規林業就業者数のみに着目している。しかしながら、平成30年度から令和4年度までの5年間では、新規林業就業者を退職者及び中途離職者が上回っている状況にある。

中途離職者の発生要因(賃金水準、労働環境、安全対策、教育体制など)を調査・分析し、離職防止策を講じることが必要である。特に、就業初期段階のフォローアップ体制の充実やキャリア形成支援を導入し、定着率の向上を図ることが望まれる。

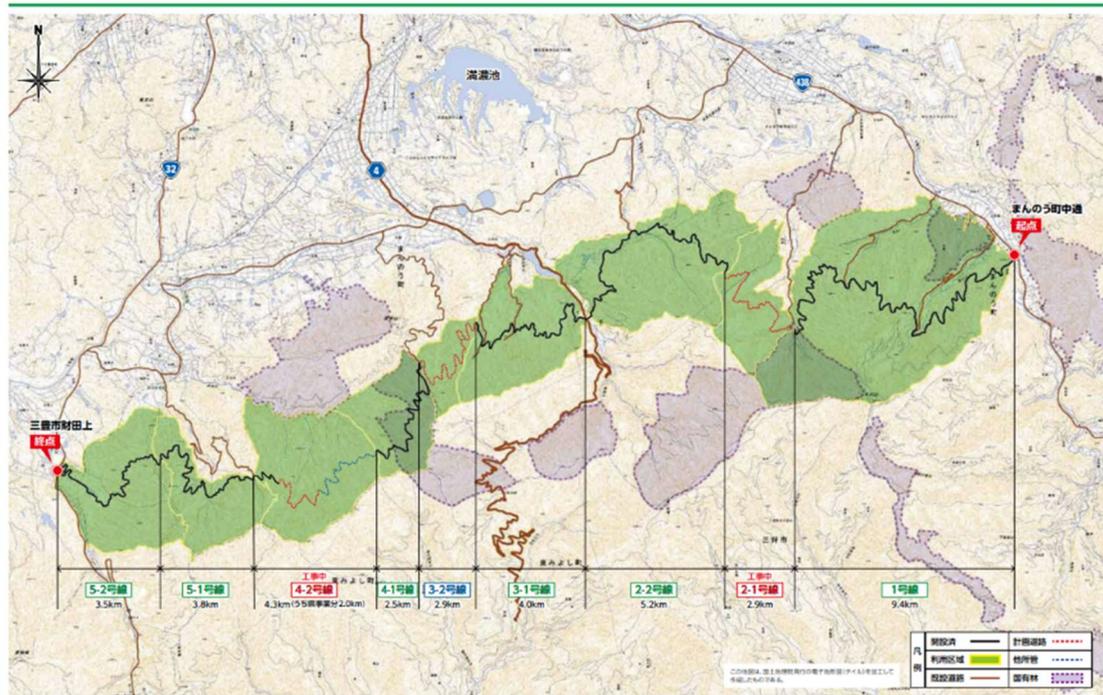
5.16 林道事業

5.16.1 事業の概要

所管課
環境森林部 森林・林業政策課
現状と課題
県営の森林管理道事業として、森林管理道琴南財田線の開設事業を実施している。地理的状况により工事用の進入路が限られているため、新たな工事箇所を確保することが困難であり、工事実施中の箇所を計画的に進める必要がある。

事業概要と実績
1 森林管理道事業(当初予算額 191,300 千円、決算額 142,130 千円)
森林管理道琴南財田線の2-1号線、4-2号線において整備を実施。森林管理道琴南財田線は、森林基幹道として平成2年度に工事着手、平成17年度に一旦休止し、幅員を縮小するなど林道の規格を見直すとともに、5地区9路線に分割したうえで、平成18年度から森林管理道として、森林整備のために必要な箇所から優先的に事業を進めている。

林道琴南財田線 位置図 (S=1:50,000)



令和6年度に支出している工事費の内訳は以下の通りである。

(単位:千円)

工事名	工事箇所	支出先	決算額
令和6年度林道琴南財田2-1号線開設工事(第1工区)	仲多度郡まんのう町造田字新官林地内	四国土建(株)	35,800

令和6年度林道琴南財田4-2号線開設工事	仲多度郡まんのう町山脇字川南下	(株)協和土建	21,200
令和6年度林道琴南財田2-1号線開設工事(第1工区)	仲多度郡まんのう町炭所西字江畑奥地内	亀山建設(株)	33,205
令和6年度林道琴南財田4-2号線開設工事	仲多度郡まんのう町山脇字川南下	(株)協和土建	24,932
合計			115,137

2 林道補助事業(当初予算額 16,835 千円、決算額 33,577 千円)

市町が実施する林道の改良に要する経費に対する補助の実施。

事業区分	R5 明許分 (箇所数)	R6 明許分 (箇所数)	備考
改良事業	1	1	観音寺市(2)で執行
改良事業 (点検診断)	0	1	東かがわ市(1)で執行
合計	1	2	

3 離島振興林道事業(当初予算額 9,570 千円、決算額 8,288 千円)

離島地域(小豆島町)において、町が実施する林道の改良に要する経費に対する補助の実施。

事業区分	R5 明許分 (箇所数)	R6 明許分 (箇所数)	備考
改良事業	0	1	小豆島町(1)で執行

4 単独県費補助林道事業(当初予算額 20,793 千円、決算額 22,158 千円)

市町が実施する国庫補助の対象とならない小規模な林道の改良、舗装に要する経費に対する補助の実施。

令和6年度に各市町別に補助金を支出した林道改良の内容は以下の通りである。

(単位:千円)

番号	事業主体	路線名	種類	新継	年度内執行		明許繰越額	
					事業費	補助金	事業費	補助金
1	高松市	青が峰線	舗装	新規	1,546	773	5,541	2,771
2	東かがわ市	定久線	改良	継続	1,499	750	0	0
3	東かがわ市	長尾谷鈴竹線	改良	新規	963	481	0	0
4	三豊市	豊中七宝山線	改良	継続	4,986	2,493	0	0
5	まんのう町	小弥谷左岸線	改良	継続	8,492	4,246	0	0
6	まんのう町	塩入三野線2号	改良	新規	1,579	789	0	0
7	まんのう町	尾の瀬線	改良	新規	11,495	5,748	0	0
8	まんのう町	大井手線	改良	新規	1,793	897	0	0
9	三豊市	豊中七宝山線	改良	継続	9,284	4,642	0	0
10	まんのう町	塩入三野線	舗装	新規	1,199	600	0	0
計	3市・1町	8路線・10箇所			42,835	21,418	5,541	2,771
				事務費		740		230
				合計		22,158		3,001

5 林道施設整備事業(当初予算額 8,500 千円、決算額 32,213 千円)

森林管理道琴南財田線において、国庫補助の対象とならない舗装等の整備の実施。

事業区分	R5 明許分 (箇所数)	R6 明許分 (箇所数)	備考
林道施設整備事業	2	2	琴南財田1号線、琴南財田 4-1 号線西部林業事務所(5)で執行

県の各計画との関連

➤ 香川県みどりの基本計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状 (R2 年)	R4	R5	R6	目標 (R7)
4	林内路網延長(km)	1,714	1,742	1,755	1,776	1,749
	達成状況	-	80.0%	117.1%	177.1%	-

注:期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 森林・林業基本法
- 森林法
- 香川県単独県費補助条例
- 香川県補助金等交付規則
- 林道・治山事業単独県費補助金交付要綱

5.16.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	248,195	259,065	246,998
補正予算額(増減)	35,181	32,758	△5,062
計:現年予算額	283,376	291,823	241,936
前年度明許繰越額	29,850	96,821	114,093
流用額	-	-	-
計:予算現額	313,226	388,644	356,029
決算額	215,015	272,800	238,366
翌年度明許繰越額	96,821	114,093	114,256
不用額	1,390	1,751	3,407

5.16.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	60,702	補助金

委託料	31,475	
工事請負費	132,920	
需用費	3,563	
その他	9,706	
合計	238,366	

5.16.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	99,176	
繰越金	16,704	
県債	113,000	
一般財源	9,486	
合計	238,366	

5.16.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして1.森林管理道事業の令和6年度林道琴南財田 2-1 号線開設工事(第1工区)に関する工事費、2.林道補助事業の観音寺市が実施している林道五郷財田線改良事業に対する補助事業に係る執行額及び5.林道施設整備事業の令和6年度林道琴南財田4-1号線改良工事について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 森林管理道事業の令和6年度林道琴南財田2-1号線開設工事(第1工区)に関する工事

項目	概要
契約名	令和6年度林道琴南財田2-1号線開設工事(第1工区)
契約期間(当初)	令和6年7月11日～令和7年3月25日
工事内容	琴南財田2-1号線の林道開設 L=99m(6m)
入札方法	入札後審査型(制限付き)一般競争入札 総合評価方式(企業評価型(通常型))
落札業者名	四国土建(株)
予定価格(税込)	61,229,300円
契約価格(税込)	59,994,000円
落札率	97.9%
入札参加者数	1者
変更後契約期間	令和6年7月11日～令和7年5月30日
変更理由	工事施工期間 No5において、当初計画地番と大きな乖離があり、その対応に不測の日数を要したため。
令和6年度の状況	令和6年度は以下のとおり執行されている。 契約金額 59,994,000 円のうち、前金払 23,900,000 円(契約金額の 10 分の 4 を限度)及び中間前金払 11,900,000 円(契約金額の 10 分の 2 以内を限度) 合計 35,800,000 円

なお、中間前金払いに関しては、以下の要件を満たしていることを工事工程表等の提出資料を通じて確認した。

県発注工事における中間前金払制度対象工事の拡大について(平成30年4月)

3. 支払要件について

(1)工期の2分の1を経過していること。

(2)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

② 林道補助事業の観音寺市が実施している林道五郷財田線改良事業に対する補助事業

項目	概要
事業名	林道改良事業
路線名	五郷財田線幅員 5.0m、延長 7,559m
事業箇所	観音寺市大野原町
箇所番号 (橋梁名称)	1 五郷橋
改良の種類	橋梁改良
事業費の内訳	工事請負費: 15,423,100 円 測量及び試験費: 6,677,000 円 合計: 22,100,100 円
県補助金額 (事業費の 65%)	14,365,000 円
当初事業完了予定日	令和 7 年 3 月 31 日
延期後の事業完了予定日	令和 7 年 12 月 26 日
延期の理由	以下の理由により実施期間の延長が生じたため、事業が延期されている。 ・実施設計において、環境対策設備について重ねて検討すべき課題が生じたこと ・地元淡水魚の漁期を配慮し、2 月、3 月、4 月について河川上での工事を避けるため、着工を先送りすることになったため。
令和6年度の状況	令和6年度においては、実施設計業務委託費の完了払の支出が生じるため、当該業務に関する出来高事業費 4,539,700 円の 65%の 2,951,000 円の補助金の概算払が生じており、その他の事業費については、次年度に繰り越しされている。

③ 林道施設整備事業の令和6年度林道琴南財田4-1号線改良工事

項目	概要
契約名	令和 6 年度林道琴南財田 4-1 号線改良工事
契約期間(当初)	令和 6 年 12 月 26 日～令和 7 年 2 月 28 日
工事の内容	仲多度郡まんのう町七箇字多治川地内の法面工及びモルタル吹付工
入札方法	指名競争入札 価格競争
落札業者名	湯浅工業(株)
予定価格(税込)	4,852,100 円
契約価格(税込)	4,708,000 円
落札率	97.0%
指名入札参加者数	5 者
変更後契約金額(税込)	4,929,100 円(221,100 円の増額)

項目	概要
変更後契約期間	令和6年12月26日～令和7年3月5日
変更理由	<p>主な変更理由は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切土法面整形及びモルタル吹付工の施工面積の増加 <p>降雨等による切土法面の浸食を防ぐため、現地形に合わせて切土法面整形及びモルタル吹付の施工面積を8.8㎡増加する必要があるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土処理工の追加 <p>切土法面整形に伴い発生した残土を適切に処分するため。</p>
令和6年度の状況	令和7年3月5日に完了通知書を受領し、令和7年3月10日に竣工検査が完了している。

5.16.6 監査の結果及び意見

5.16.6.1 林道補助事業の延期承認手続の不備について(指摘事項4)

(発見事項)

観音寺市が実施している林道五郷財田線改良事業に対する補助事業について、当初の計画では令和6年度中に五郷橋の長寿命化工事の実施設計及び改良工事を実施する予定であったが、上記②に記載の延期理由より年度内の事業完了が見込めなくなったため、事業完了予定日を令和7年12月26日とする事業延期承認申請書が観音寺市から提出され、県は事業の延期を承認している。

当該延期に係る県の延期承認伺に関する一連の資料を閲覧したところ、観音寺市から提出されていた資料は、延期の理由及び事業完了予定日を記載した延期理由書のみであり、今後の事業実施の見通しを示す工程表や、入札実施時期、工事着手・完了までの具体的なスケジュール等、事業全体の進行管理状況を確認できる資料は提出されていなかった。

なお、当該事業は、実施設計及び改良工事を含む一体的な事業であり、実施設計業務は既に完了している一方、改良工事については、当該延期承認時点において着手されておらず、入札も未実施であり、工事業者も未決定の状況であった。

(問題点)

香川県林道事業補助規則第17条(2)によると、事業主体が所定の期間内に工事が完了しないときには林道事業変更承認申請書に変更設計書その他知事の指定する書類を添えて知事に提出して承認を受けなければならないと定められている。

本件においては、工事金額等に変更がないことから変更設計書が作成されていないとしても、当該延期承認に当たっては、設計完了後、工事が未着手であり、入札時期や工事工程が未定である状況を踏まえ、今後の事業実施の実現可能性や完了見込みを判断するために、事業全体の工程表や工事実施計画等、進行管理状況を確認できる資料の提出を求め、内容を確認する必要があったと考えられる。

しかしながら、県は、延期理由及び完了期限のみを記載した理由書の提出を受けるにとどまり、事業全体の工程や今後の工事实施の見通しを客観的に確認できる資料の提出を求めることなく、延期承認を行っていた。これは、事業延期の妥当性を判断するための確認資料として十分とは言えず、事業延期承認手続として適切を欠くものであり問題である。

香川県林道事業補助規則

(承認事項)

第 17 条 事業主体は次の各号のいずれかに該当するときは、林道事業変更(延期・中止・廃止)承認申請書(第8号様式)に変更設計書その他知事の指定する書類を添えて知事に提出して承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の変更をしようとするとき。
- (2) 所定の期間内に工事が完了しないとき。
- (3) 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

(指摘事項4) 林道補助事業の延期承認手続の不備について

観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業について、事業完了予定日の延長に係る事業延期承認申請書が提出され、県はこれを承認している。申請書に添付されていた資料は、延期の理由及び新たな完了期限を記載した理由書のみであり、当該事業は、実施設計及び改良工事を含む事業であるが、延期承認時点においては、実施設計は既に完了している一方、改良工事については未着手であり、入札も未実施で、工事業者も未決定の状況であった。

このような状況において、今後の入札時期や工事工程等、事業全体の進行管理状況を確認できる工程表等の資料の提出を求めることなく、事業延期の妥当性や完了見込みを客観的に確認しないまま延期承認を行っていたことは、承認手続として十分とは言えず、問題である。

5.16.6.2 補助金の概算払における確認手続の適正化について(意見事項 20)

(発見事項)

林道五郷財田線改良事業は、実施設計と改良工事が一体となった「工事」である。上記②に記載のとおり、事業実施期間が延長されているが、実施設計業務に係る委託費に相当する部分については、観音寺市へ概算払が行われた。支出命令書における概算払の理由は、「実施設計業務委託費の完了払いの支出が生じるため、下記の金額の補助金の概算払を請求する。」と記載されていた。

この点、当該概算払に関し、県の支出命令書及び支出命令伺に関する書類を閲覧したところ、支出証拠書類として観音寺市の支出命令書が添付されているのみで、実施設計業務の完了検査結果など、設計業務の完了を確認できる資料が支出根拠書類として提出されていなかった。

香川県林道事業補助規則

(補助金の概算払)

第 14 条 知事は、既に工事に着手した事業で必要と認めるものについては、事業主体に対し、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払を請求しようとする者は、請求書に理由書及び知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(問題点)

概算払は、通常の支出方法の特例の一つとして、地方公共団体が支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、債権者は確定しているが債務金額が未確定の場合において、あらかじめ一定の金額をその債権者に交付し、後日債務額の確定したときに精算する制度である。

本県は、観音寺市の支出命令書等のみを証拠書類として概算払を行っているが、実施設計業務は完了し、実質的に債務金額が確定している状況にあつたにもかかわらず、実施設計業務が完了した事実を確認できる検査結果等の提出を求めておらず、概算払の趣旨を踏まえた確認手続が十分であつたとは言い難い。

地方自治法

(支出の方法)

第二百三十二条の四

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえで、支出をすることができない。

第二百三十二条の五

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

地方自治法施行令

(概算払)

第六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

三 補助金、負担金及び交付金

香川県会計規則

(概算払の精算)

第 76 条 概算払を受けた者は、当該概算払に係る用件の終了後速やかに計算の基礎を明らかにした精算書を作成し、収支命令者に提出し、その確認を受けなければならない。

2 収支命令者は、前項の規定による精算の確認をした場合において、精算残金があるときは、これを返納させなければならない。

(意見事項 20) 補助金の概算払における確認手続の適正化について

観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業に係る補助事業の概算払において、県は観音寺市からの支出命令書を支出証拠書類として概算払を行っていた。しかしながら、実施設計業務は完了し、実質的に債務金額が確定している状況にあったにもかかわらず、実施設計業務が完了した事実を確認できる検査結果等の提出を求めておらず、概算払の趣旨を踏まえた確認手続が十分であったとは言い難い。

概算払であっても、事業の一部についての完了払に相当する場合には、完了検査結果等の裏付け資料を必須添付とすることで、補助金支出の適正性を確保することが望まれる。

5.17 造林事業

5.17.1 事業の概要

所管課
環境森林部 森林・林業政策課
現状と課題
<p>森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、森林の適正な整備を推進する必要がある、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐などの森林施業や間伐材の搬出を支援している。</p> <p>また、森林資源の循環利用を推進し、林業の生産性を高めるため、森林作業道などによる林内路網の整備についても推進している。</p> <p>住宅の柱材として利用できる時期を迎えたヒノキ人工林が増えているため、搬出間伐を促進する必要がある。</p> <p>また、放置された竹林等の拡大や手入れの遅れた森林等は、県土の保全や水源涵養などの森林の持つ公益的機能を低下させるほか、鳥獣被害の一因となることから、里山の整備を計画的に進めていく必要がある。</p>
事業概要と実績
<p>造林事業(当初予算額 196,700 千円、決算額 219,441 千円)</p> <p>森林の有する多面的な機能の維持・向上や里山の再生を図るため、間伐等の森林整備を推進するものである。森林所有者等が行う植栽、搬出間伐などの森林整備や森林作業道整備に対して国補造林事業で補助するとともに、単県事業で国補造林事業の補助率の嵩上げや国補造林事業の対象とならない小規模な森林や 60 年生を超える人工林の整備等に補助を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none">1 造林事業(国補)(当初予算額 161,666 千円、決算額 168,999 千円) 森林所有者等が実施する植栽、除間伐等の森林整備や里山の再生に要する経費に対し補助を行う。森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、森林整備を計画的に推進する。2 離島振興造林事業(当初予算額 2,842 千円、決算額 2,769 千円) 離島地域において森林所有者等が実施する森林整備に要する経費に対し補助を行う。3 森林・竹林整備緊急対策事業(当初予算額 32,192 千円、決算額 47,673 千円) 国補造林事業の対象とならない小規模な植栽、間伐等の森林整備、60 年を超える人工林の搬出間伐、ナラ枯れや放置竹林対策等に取り組む森林所有者等に対して補助を行うとともに、間伐材等の搬出支援等を行う。

- (1) 森林整備促進事業
森林所有者等が実施する国庫補助の対象とならない小規模な森林整備や路網整備、ナラ枯れ対策等に要する経費に対して補助を行う。
- (2) 県産間伐材搬出促進事業
森林所有者等が実施する60年を超える人工林の搬出間伐、高性能林業機械の運搬等に要する経費に対して補助を行う。
- (3) 里山環境整備事業
森林所有者等が実施する道路や住宅、農地周辺で放置された竹林や広葉樹林の伐採から植林、保育までの取組等に要する経費に対して補助を行う。
- (4) 森林資源搬出促進事業等
間伐材、竹材、広葉樹材の加工・供給拠点までの搬出に要する経費に対して補助等を行う。

【実績】

森林の持つ多面的な機能の維持、向上が図られた。また、道路や集落、農地等に広がる放置された竹林や広葉樹林の伐採・整備を進め、里山の再生が図られた。

1 造林事業(国補)(決算額(現年分)127,217千円、(明許分)41,782千円)

(ユニット別内訳(現年分))

(1) 森林環境保全直接支援事業(当初予算146,046千円 決算額(現年分)120,628千円)

(2) 指導監督費(当初予算15,620千円 決算額(現年分)6,589千円)

令和6年度の補助金の交付申請状況(現年分)は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業名	件数	事業費	補助金	交付先
森林環境保全直接支援事業	85	225,786	90,314	香川県東部森林組合 香川県西部森林組合 塩江町森林組合 仲南町森林組合 さぬき市 藤岡林業株式会社 高松市
特定機能回復事業	29	75,784	30,313	香川県東部森林組合 香川県西部森林組合 塩江町森林組合 仲南町森林組合
合計	114	301,570	120,628	

造林補助事業は森林環境保全直接支援事業と特定機能回復事業から構成されており、これらが上記の森林環境保全直接支援事業ユニットに含まれている。

特定機能回復事業は、森林緊急造成、被害森林整備、林相転換特別対策(特定スギ人工林)、保全松林緊急保護整備からなる。

県の各計画との関連

- 「デジタル田園都市 100 計画」⑬グリーン社会の実現 1脱炭素社会に向けた地球温暖化対策事業(3)吸収源対策
- 「デジタル田園都市 100 計画」⑩農林水産業の先進県へ 15 県産木材の供給と利用促進事業(1)森林・竹林整備緊急対策事業
- 香川県みどりの基本計画 1-1-1「森林整備の推進」
- 環境基本計画 2-1-3「ア」森林整備の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

- 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状 (H28-R2)	R3	R4	R5	R6	目標 (R7)
3	森林整備面積 (累計) (ha)	4,536	974	1,724	2,508	3,103	5,000
	達成状況	-	19.5%	34.5%	50.2%	62.1%	-

注:R3～R6 は R3 年度からの累計値。達成状況＝累計値／目標 (R7)5,000ha。期間は年度である。

物価高騰の影響で予算の範囲でできる量が減少した。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県造林補助事業実施要領
- 香川県造林補助事業実施要領の運用
- 香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金交付要綱
- 香川県森林・竹林整備緊急対策事業実施要領

5.17.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	193,125	191,715	196,700
補正予算額(増減)	△5,490	△13,379	△27,441
計: 現年予算額	187,635	178,336	169,259
前年度明許繰越額	46,785	65,766	58,222
流用額	-	-	-
計: 予算現額	234,420	244,102	227,481
決算額	165,561	183,156	219,441
翌年度明許繰越額	65,766	58,222	4,034
不用額	3,093	2,724	4,006

5.17.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	205,574	補助金
需用費	3,920	
委託料	3,055	
給料	3,010	
職員手当等	1,443	
共済費	1,047	
その他	1,392	
合計	219,441	

5.17.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	123,290	森林環境保全整備事業費補助金
一般財源	67,510	
繰越金	28,641	
合計	219,441	

5.17.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の藤岡林業株式会社への補助金に係る執行額等について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(単位:千円)

実施主体	事業の種類	実施区域	事業量	事業費	補助金
藤岡林業株	森林作業道作設	三豊市財田町外3箇所	3,947m	22,864	9,146

藤岡林業株式会社は、森林の所有者ではないが、森林の経営の委託を受けた者であり、森林経営計画策定者として、実施主体となり直接支援を受けている。また、事業費は、県が定めた標準単価に事業量を乗じて算出されるものであり、当該事業費に補助率を乗じた金額が補助金額となる。

また、指導監督費の決算額(6,589千円)と当初予算額(15,620千円)の差異について確認したところ、補助金への振替を行ったことが要因であるとの説明があった。なお、当該振替は2月補正により予算を調整したものであり、予算の流用には該当しない。

5.17.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

5.18 県産木材供給促進事業

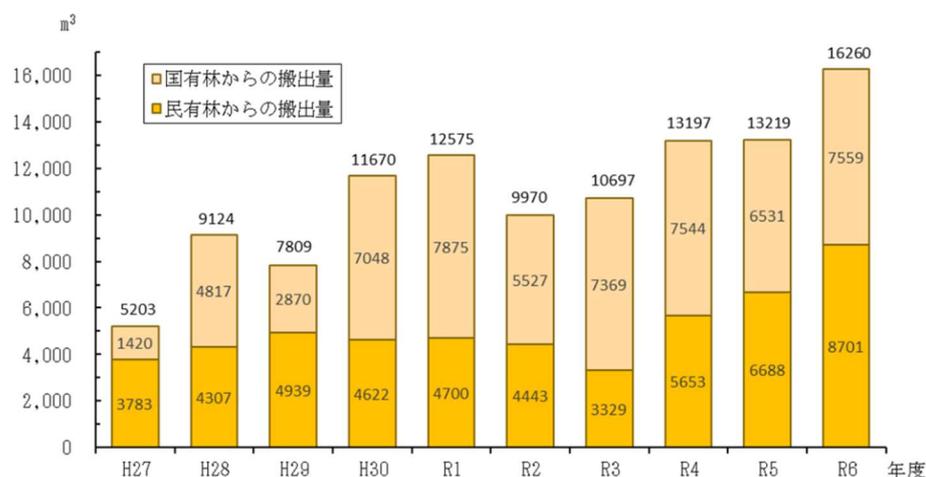
5.18.1 事業の概要

所管課

環境森林部 森林・林業政策課

現状と課題

利用期を迎えたヒノキなどの県産木材の搬出量は増加傾向にあるが、今後も、木造住宅の柱材などに利用できる時期を迎えるヒノキなどの増加が見込まれている。また、木材の利用は、快適で健康的な住環境などの形成だけでなく、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、引き続き、県産木材の流通量の増加と安定供給を図る必要がある。



県産木材製品の利用については一定程度は進んできているが、さらに利用を拡大するためには、引き続き、県や市町が率先して公共建築物などで利用するほか、民間住宅などでの利用を支援する必要がある。また、県産木材の認知度を高めるためのブランド化や、品質や特性などについての県民や事業者に対するPRなどにも、これまで以上に取り組んでいく必要がある。

林業用苗木の生産を行う採種園、苗畑及び林業技術の普及や情報発信の場となる展示林、見本林の維持管理を行っている。種子の生産には豊凶があることから、豊凶に対応するため常時一定量を貯蔵するとともに、品質の高い種子が供給できるように種子の精選や母樹の育成に努める必要がある。

事業概要と実績

1 森林・竹林整備緊急対策事業(再掲)

「5.17 造林事業」を参照。

2 県産認証木材流通促進事業(当初予算額 3,000 千円、決算額 1,885 千円)

「かがわヒノキ」の認知度向上に向けて、ブランドロゴマーク等の作成などにより、普及啓発などにより県産木材の利用を促進する。

➤ ブランドロゴマークの選定

項目	内容
応募総数	342 作品
一次審査	選定審査委員による書面審査
最終選考対象数	5作品
最終選考	選定審査委員による対面による審査で決定

➤ キャッチフレーズの選定

キャッチフレーズは、令和6年度香川県産ヒノキブランドロゴマークの公募に係る広報企画等運営業務受託企業が考案

項目	内容
応募総数	受託企業が5案を提出
最終選考	選定審査委員による対面による審査で決定

3 花粉の少ない苗木の生産拡大事業(当初予算 2,500 千円、決算額 2,498 千円)

国は、花粉の発生源であるスギ人工林の伐採・植替え等の「発生源対策」や、花粉飛散量の予測精度向上や飛散防止剤の開発等の「飛散対策」、治療薬の増産等の「発症・曝露対策」を3本柱として総合的に取り組み、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示している。国の策定した「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」の発生源対策として、都道府県における採種園・採穂園の整備支援を行っている。

本県では、令和9年度までに、採種園を再整備し、花粉の少ないスギ・ヒノキの母樹本数を倍増(令和5年度:約1千本→令和9年度:約2千本)させることとしている。優良種苗を確保し、県内の林業用種子の安定供給を行うため、森林センター敷地内の採種園で花粉症対策品種(少花粉)、特定母樹、精英樹(ヒノキ)及び抵抗性アカマツ・クロマツの育成及び管理を行っている。

種子の生産については、令和6年度スギ、ヒノキが凶作、アカマツは並作、クロマツは豊作であった。県内苗木生産者が必要とする種子について、令和6年度の生産量に前年度までの貯蔵分を加え全量供給した。

県の各計画との関連

➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

➤ 香川県みどりの基本計画

1-2 県産木材の利用促進

1-1-1 森林整備の推進 ウ)多様なニーズに即した苗木の供給体制の整備

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
8	県産木材の認知度	40%	40%	43%	40%	50%
	達成状況	-	0%	30%	0%	-

現況 (R3.6 現在) から 10 ポイント増加させ、50%をめざす。

遵守すべき(規制を受ける)法令等	
➤	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
➤	香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

5.18.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	67,553	60,296	37,692
補正予算額(増減)	△3,346	△1,309	825,096
計: 現年予算額	64,207	58,987	862,788
前年度明許繰越額	-	4,200	16,326
流用額	-	-	-
計: 予算現額	64,207	63,187	879,114
決算額	57,758	44,095	52,056
翌年度明許繰越額	4,200	16,326	825,722
不用額	2,249	2,766	1,336

注: 令和6年度の補正予算と翌年度明許繰越額は、令和6年度2月補正予算で計上された「合板・製材・集成材国際競争力・花粉削減総合対策交付金等」に基づく国の補助金の交付決定分等である。

5.18.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	3,608	
その他	775	
小計	4,383	
森林・竹林整備緊急対策事業(再掲)	47,673	
合計	52,056	

5.18.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	795	
一般財源	3,588	
小計	4,383	
森林・竹林整備緊急対策事業(再掲)	47,673	
合計	52,056	

5.18.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 県産認証木材流通促進事業

項目	概要
契約名	令和6年度香川県産ヒノキブランドロゴマークの公募に係る広報企画等運営業務委託
契約期間(当初)	R6年5月31日からR6年11月29日

項目	概要
委託内容	香川県産ヒノキのブランド化に向けたロゴマークの公募に係る広報企画等の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ロゴマーク公募に係る広報企画の策定 ・ロゴマーク公募サイトの作成・運用・管理 ・応募作品の受付・管理・整理 ・応募作品の審査準備 ・ロゴマークデザインの清書、確定 ・キャッチフレーズの作成 ・表彰式の副賞及び受賞作品パネルの作成
入札方法	公募型プロポーザル方式
公募理由	ロゴマークについては公募により作成するものとし、その公募事業に係る広報企画等の運営については、業務に関するノウハウや優れた企画力等をもつ事業者に企画の提案を求める。
落札業者名	(株)tao
予定価格(税込)	1,300,000 円(契約上限額として公表)
落札価格(税込)	1,300,000 円
落札率	100%
参加者数	3 者
変更後契約期間	業務期間を令和 6 年 12 月 20 日までに変更する。

② 花粉の少ない苗木の生産拡大事業

項目	概要
契約名	令和 6 年度香川県森林センター採種園管理業務委託
契約期間(当初)	R6 年 6 月 21 日から R7 年 3 月 24 日
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・球果採取 ・脱粒・ふるい分け ・人工交配用交配袋掛け ・下刈り ・精選及び品質管理 ・母樹植栽 ・採種園沈砂池浚渫(しゅんせつ) ・施工管理等
入札方法	一般競争入札
落札業者名	香川西部森林組合
予定価格(税込)	7,142,300 円
落札価格(税込)	6,875,000 円
落札率	96.25%
入札参加者数	1 者
契約変更後(税込) 契約期間	金額:9,410,500 円 委託期間:令和 7 年 3 月 28 日 以下を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・枯損木処理 ・根株掘り取り(工程調査)
予算内容	<ul style="list-style-type: none"> ・森林センター園内施設維持管理委託事業 3,695,500 円 ・林業試験研究事業 700,000 円 ・森林・竹林整備緊急対策事業 3,000,000 円 ・花粉の少ない苗木の生産拡大事業 2,015,000 円 本委託は複数事業に跨る包括契約であり、当事業に計上された支出額は 2,015 千円である。

5.18.6 監査の結果及び意見

5.18.6.1 キャッチフレーズ選定審査委員会開催時の専門家委員の欠席について(意見事項 21) (発見事項)

キャッチフレーズは、香川県産ヒノキブランドロゴマーク等選定審査委員会による対面審査を経て選定されている。同審査委員会は、大学准教授、デザイナー、コピーライター、本県職員各1名と関係業界代表者2名の6名で構成されていたが、コピーライターは事前に書面審査のみを実施し、審査会に出席しなかった。このため、対面審査は残る5名のみで行われた。

(問題点)

コピーライターは、商品やサービスの特徴を簡潔かつ的確に文章化する専門職であり、キャッチフレーズ選定における専門的知見を期待して委員に選任されている。県は、事前の書面審査により専門的視点は十分反映されたと説明しているものの、審査会は本来、委員間の質疑や意見交換を通じて総合的に判断することを基本とする合議体である。専門家委員が欠席したことで、書面意見が他の委員との議論を通じて相互に補正される機会が失われており、当該意見が審査過程でどの程度活かされたのかを確認しがたい状況となっている。そのため、結果の当否とは別に、審査プロセス全体として専門的知見を十分に踏まえた合議が行われたと評価することが困難となる点が問題である。

(意見事項 21)キャッチフレーズ選定審査委員会開催時の専門家委員の欠席について

香川県産ヒノキブランドロゴマーク等のキャッチフレーズは、対面審査を基本とした審査委員会により選定されているが、専門家委員であるコピーライターが出席できず、書面審査のみで対応した。そのため、専門的知見が委員間の議論を通じて十分に共有・補正される機会が確保されたとはいえず、審査プロセス全体として専門的視点を十分に踏まえた合議が行われたかを検証しがたい状況となっている。

別のコピーライターを選任する等により対面出席を確保するか、書面審査の場合でも意見交換の場を設け、専門的知見を確実に反映できる仕組みを整えることが望まれる。

5.19 県産木材利用促進事業

5.19.1 事業の概要

所管課	
環境森林部 森林・林業政策課	
現状と課題	
<p>利用期を迎えたヒノキなどの県産木材の搬出量は増加傾向にあるが、今後も、木造住宅の柱材などに利用できる時期を迎えるヒノキなどの増加が見込まれており、また、木材の利用は、快適で健康的な住環境などの形成だけでなく、地球温暖化の防止や地域経済の活性化にもつながることから、引き続き、県産木材の流通量の増加と安定供給を図る必要がある。</p>	
事業概要と実績	
<p>1 香川県産木材住宅助成事業(当初予算額 8,500 千円、決算額 7,262 千円)</p> <p>かがわヒノキの住宅資材としての認知度向上と利用促進を図るため、かがわヒノキを使用して個人用住宅を新築・増改築、改装(リフォーム)する施主に対して、その利用量に応じて、購入経費の一部を補助している。</p> <p>また、かがわヒノキを使用した木造住宅を新築し、モデル住宅として1か月以上の期間で最低8日間公開することを条件に県内に本社事業所を有する工務店等に対して展示用品費、公開経費の2分の1を補助する。</p>	
補助要件	概要
認証ヒノキ材購入助成	認証ヒノキ材の使用量(立方メートル単位)に1万円を乗じて得た額と認証ヒノキ材の内装材の使用量(平方メートル単位)に3千円を乗じて得た金額の合計額
特別加算	内装材を除き 10 立方メートルを超える認証ヒノキ材の使用量(立方メートル単位)に4万円を乗じて得た額
上限	50 万円/戸(内装材分は 30 万円/戸)
【事業実績】	
区分	実績
補助件数	53 件
補助金額	6,217 千円
県産木材利用量	・構造材 約 294 m ³ ・内装材 約 952 m ²
<p>2 木とふれあう空間整備支援事業(当初予算額 2,200 千円、決算額 1,094 千円)</p> <p>県産木材の認知度向上と民間施設での利用促進を図るため、PR効果の高い公的空間において県産木材を利用した施主に対して、購入経費の一部を補助している。</p>	
【事業実績】	
区分	実績
補助件数	1 件
補助金額	1,000 千円

3 森とみどりの祭典開催事業(当初予算額 6,540 千円、決算額 5,431 千円)

全国育樹祭の開催を契機に、県民総参加のみどりづくりをより一層推進するための普及啓発イベントの開催等を行う。

【事業実績】

実績
森とみどりの祭典として、公淵森林公園で緑の少年団によるみどりづくり活動発表会や植樹体験活動、ウッドフェスティバル会場において里山資源活用をPRする「みどりの暮らしフェア」を開催するとともに、森づくり活動や県産木材の供給と利用に貢献のあった団体に環境森林部長感謝状を贈呈した。
木材産業関係者が中心となり実施してきたウッドフェスティバルを支援した。
県産木材製キャプション展示台等製作
県産木材製屋外ベンチ及びパンフレットスタンド製作

県の各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画
- 香川県みどりの基本計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

- 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標 (R7年度)
6	県産認証木材取扱事業者数(事業者数)	35	40	30	44	42
	達成状況	-	71%	△71%	129%	-
7	県産木材の県内での 利用量(m ³)	3,278	4,040	3,249	2,018	3,900
	達成状況	-	123%	△5%	△203%	-

県内で県産木材を主に取り扱う製材所は一者のみであることから、県内での利用量は当該事業者の経営状況に大きく左右されてしまうためである。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例
- かがわ県産ひのき住宅助成事業補助金交付要綱
- 木とふれあう空間整備支援事業実施要綱・要領

5.19.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	18,556	19,166	17,240
補正予算額(増減)	△2,323	△2,042	△1,677
計:現年予算額	16,233	17,124	15,563
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-

計: 予算現額	16,233	17,124	15,563
決算額	15,805	14,154	13,787
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	428	2,970	1,776

5.19.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	8,717	補助金
委託料	4,099	
その他	971	
合計	13,787	

5.19.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	1,998	
諸収入	2,000	松平公益会助成金
一般財源	9,789	
合計	13,787	

5.19.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして「かがわ県産ヒノキ住宅助成事業」の補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

5.19.6 監査の結果及び意見

5.19.6.1 補助事業完了の適否について(指摘事項5)

(発見事項)

令和6年度の木とふれあう空間整備支援事業の補助対象は木造施設建設であり、当該施設には香川県産認証木材が使用されている。当該木造施設は、建設事業者でもある補助事業者が自ら施工しているが、令和7年3月31日時点で未完成であったことが、本県職員による現地調査の写真からも確認できる。

しかしながら、補助事業者は香川県産認証木材を使用した部分の施工が完了したことをもって補助事業全体が完了したものと実施報告書を提出し、本県も同様に補助事業が完了したものと判断している。

一方で、当該補助事業の要綱又は要領には補助事業の完了に関する明確な定めはないものの、要領では、補助対象経費について、「使用した構造材、造作材、壁材及び床材等の木材の使用量(材積)については、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。」とされ、また、実施報告書に「完成写真」を添付することが求められている。

木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱

(定義)

第2条

(2) 「木造施設建設」とは、主要構造部が木造である施設を新築することをいう。

木とふれあう空間整備支援事業実施要領

第2 事業内容及び補助対象

4 補助対象となる費用

認証木材等の購入経費及び認証木材等を使用した木製備品等の購入経費、認証木材の PR 経費(モデル住宅の場合のみ)とする。ただし、使用した構造材、造作材、壁材及び床材等の木材の使用量(材積)については、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。

第3 事業の実施等

5 実績報告

事業実施主体は、施設等の整備・設置が完了した場合、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書

(5) 完成写真

(問題点)

「竣工」とは、広辞苑によれば「建築工事、土木工事などが完了すること。落成。竣成。」と説明されており、建設業界でも工事全体の完成を指す用語として一般的に使用されている。本県の要領が「竣工時」の納品書等で確認を求めている趣旨は、香川県産認証木材が施設に実際にどの程度使用されたかは、工事全体が完了しなければ確定できないためと解することが自然であり、実施報告書に「完成写真」の添付を求めている取扱いとも整合している。

この点を踏まえると、香川県産認証木材を使用した部分の「施工」の完了をもって補助事業の完了と判断していることは、要綱、要領に合致したものではなく問題である。

(指摘事項5)補助事業完了の適否について

令和6年度の木とふれあう空間整備支援事業における木造施設建設は、令和7年3月31日時点で未完成であったにもかかわらず、香川県産認証木材を使用した部分の施工完了のみをもって補助事業完了とし、本県もこれを完了と判断している。

要領では、補助対象経費となる木材の材積は「竣工時」に納品書等で確認できるものに限るとされ、また、実施報告書に「完成写真」の添付を求めている。「竣工」は一般に工事全体の完了を指す用語であり、部分的な施工の完了をもって補助事業の完了とみなすことは要綱・要領の趣旨と整合しない。

したがって、当該取扱いは不適切であり、仮に「施工完了時」を補助事業完了と解するのであれば、その旨を要綱等に明記するとともに、木材の使用完了を確認できる証拠書類を整備する必要がある。

5.19.6.2 補助事業の変更手続の不備について(指摘事項6)

(発見事項)

「木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱」では、補助対象経費が 30%以上減額となる場合、補助事業者はあらかじめ補助金交付変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない旨を定めている。しかしながら、補助事業者は、当該申請を行わず、知事の承認を受けることなく補助対象経費を 36%減少させている。本県もその事実を指摘することなく、補助金の額の決定及び交付を行っている。

なお、当該補助事業の補助事業者の選定は、有識者で構成される補助事業者選定審査会において、認証木材の使用量、PR 効果、意匠性等の観点から実施されている。

	交付決定時	実績報告	変更割合
建築面積	79.363 m ²	56.28 m ²	△29.1%
延床面積	63.975 m ²	43.46 m ²	△32.1%
認証木材等使用量 (構造木材)	16.8380 m ³	7.40302 m ³	△56.0%
認証木材等使用量 (内装材等)	6.8616 m ²	8.478 m ²	23.6%
補助対象経費 (認証木材等購入経費)	3,934 千円	2,519 千円	△36.0%

木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更承認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

別表第1

変更要件 補助対象経費の増額または 30%以上の減額

(問題点)

当該補助金の補助額は、補助対象経費の2分の1以内(上限額を 100 万円)とされており、当該減額によって補助金自体に変動は生じない。しかしながら、補助対象経費の 36%の減少にともな

い、香川県産木材の使用量及び購入金額は交付決定時よりも大幅に減少しているほか、建物の規模やデザインも変更されている。これらの変更は、補助事業者選定審査会による審査の基準(認証木材の活用、PR 効果、意匠性等)に重大な影響を及ぼし得るものである。

それにもかかわらず、変更前に変更内容の確認を行わず、また、補助金の交付に際して、補助金を交付するに値する内容となっているかどうかの検証を実施しないまま補助金の額の決定を行っていることは問題である。

(指摘事項6)補助事業の変更手続の不備について

「木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱」では、補助対象経費が 30%以上減額される場合には、事前に知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、補助事業者は承認申請を行わないまま補助対象経費を 36%減額しており、本県もこれを確認せずに補助金の額の決定を行っていることは問題である。

要綱に沿った適正な事務処理を確保するためには、変更内容の事前確認及び補助金交付の妥当性の検証を確実に行う必要がある。

5.19.6.3 補助対象経費の支払確認について(指摘事項7)

(発見事項)

木とふれあう空間整備支援事業の実績報告に添付すべき書類は、契約書の写しや請求書の写し等とされているが、補助事業者は、令和7年3月 31 日付の材木業者からの請求書の写しのみを添付して提出していた。そのため、本県担当者による実際の支払の有無や金額の確認が行われていない。

(問題点)

補助金の額は実績に基づいて確定(精算)されるものであり、実際の支出に基づくことが原則である。事業完了後に支払が行われる場合であっても、補助対象期間内に発生し、かつその支出義務額が確定していること、そして事業期間中に支払われていない理由が適当であると認められる場合に限られるべきである。

当該事業では、事業完了後の支払を認める運用がなされているとのことであるが、それを前提としたとしても、実際の支払金額や支払時期等の確認が行われていないことは問題である。

木とふれあう空間整備支援事業実施要領

第3 事業の実施等

5 実績報告

事業実施主体は、施設等の整備・設置が完了した場合、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 認証木材等の産地認証又は品質認証証明書
- (4) 契約書の写しや請求書の写し等
- (5) 完成写真

環境省所管の補助金等に係る事務処理手引

支払が事業完了後であっても補助事業期間中に発生し、かつ当該経費の額(支出義務額)が確定しているものであって、事業期間中に支払われていない事由が適当であると認められる場合、補助対象経費として認められます。

事業期間終了後に支払手続を行った場合には、支払が完了した時点で速やかに環境省担当職員への報告及び確認を受けなければなりません。なお、環境省担当職員による確認の結果、疑義が生じた場合には、必要に応じて検査等を行う場合があります。

○支払の事実に関する客観性の担保のため、支払方法が指定されている場合を除き、原則、支払は銀行振込としてください。確定検査にあたっては、支払の事実を証明できる証憑類(銀行振込受領書等)を整理してください。また、銀行振込以外の方法で支払を行う場合は、銀行振込同様、支払の事実を証明する証憑類を整理してください。特に現金による支払を行う場合には、支払の事実を証明する証憑類に加えて現金出納簿等の写しを整理してください。

なお、現金による支払を行っている場合、その理由を確認する場合があります。

(指摘事項7)補助対象経費の支払確認について

補助金は実際の支出に基づき精算されるべきであるにもかかわらず、当該事業では実際の支払金額や支払時期の確認が行われておらず問題である。事業完了後の支払を認める運用であっても、支払の事実を確認する必要がある。

5.19.6.4 補助事業における実績報告の不正確な報告について(指摘事項8)

(発見事項)

木とふれあう空間整備支援事業における補助事業者は、床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書に「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用したフリースクール。子どもが多くを過ごす建物にヒノキを使用することにより、ヒノキの持つリラックス効果、殺菌作用等が心身共にいい影響をあたえる。」と記載し本県に提出している。

(問題点)

当該事業は、県産木材の認知度向上と民間施設での利用促進を図るため、PR 効果の高い公的スペースで香川県産認証木材を構造、内装、備品等に使用する者に対し補助金を交付するものである。そのため、子どもが最も木材に触れ合う箇所である床材に香川県産認証木材が使用されていないことは、事業目的に照らし重要な報告事項である。

当該重要事項の誤りを指摘することなく、補助金の交付決定を行っていることは、事務手続上の問題である。

木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、県産木材の認知度向上と民間施設での利用促進を図るため、PR 効果の高い公的スペースで香川県産認証木材を構造、内装、備品等に利用する者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

木とふれあう空間整備支援事業実施要領

(事業内容)

第2 事業内容及び補助対象

1 事業内容

PR 効果の高い公的スペースにおける木造施設建設や木質化に要する経費のうち、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会(以下「協議会」という。)が認証した木材および認証した木材を加工した製品(以下「認証木材等」という。)及び認証木材等を使用した木製備品等の購入経費、認証木材の PR 経費(モデル住宅の場合のみ)に対して助成する。

(指摘事項8)補助事業における実績報告の不正確な報告について

木とふれあう空間整備支援事業の補助事業者は、床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書には「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用した」と記載して提出しており、当該事業の目的に照らして重要な報告事項が誤っている。それにもかかわらず、この重要事項の誤りを指摘せず補助金を交付していることは、事務手続上の問題である。

床材の使用状況を正確に報告させるとともに、実績報告の内容を確認し、必要に応じて補助金額の精査や調整を行う必要がある。

5.19.6.5 行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について(意見事項 22)

(発見事項)

県産木材製品製作業務として、県産木材製屋外ベンチ4基及びパンフレットスタンド5基の製作を 942,150 円(税込)で随意契約により実施している。当該委託契約は当初、屋内ベンチ4基、屋外ベンチ4基、パンフレットスタンド6基を対象として、予定価格 1,490 千円により、令和7年1月 28 日を入札期日とする一般競争入札を実施したが、入札は不調となった。担当課の説明によると、庁内調整に一定の時間を要したことから入札時期が年度末に近づき、その段階では県産木材の確保が難しい状況となり、結果として受注可能な事業者が1者に限られたとのことであった。

その後、作成数の減少等の仕様変更を行い、契約金額が香川県会計規則第 184 条に定める随意契約限度額(1,000 千円)未満となったことから、随意契約により契約が締結されている。随意契約に際して、本県は「他に実施可能な事業者がない」として契約予定業者1者からのみ見積書を取得していた。

項目	当初	変更後
屋内ベンチ	4 基	-
屋外ベンチ	4 基	4 基
パンフレットスタンド	6 基	5 基
予定価格	1,490 千円	942 千円

香川県会計規則(令和6年3月 31 日現在)

(随意契約ができる場合)

第 184 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(6) 前各号に掲げる契約以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。

(競争入札から随意契約にする場合)

第 185 条 契約担当者は、第 184 条第 16 号の規定により随意契約をするときは、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更してはならない。

2 契約担当者は、第 184 条第 17 号の規定により随意契約をするときは、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するとき定めた条件を変更してはならない。

3 契約担当者は、前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴収)

第 186 条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者(印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第 184 条第6号に規定する契約で、その予定価格が 50 万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあつては、3人以上の者。以下同じ。)から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認めるときは、この限りでない。

(問題点)

県産木材製品製作業務は当初予算で事業化されていたにもかかわらず、行政内部の調整に時間を要したことにより適切な調達時期の設定ができなかった結果、競争性を確保できない調達手続となっており、調達手続の適正性の観点から問題がある。

(意見事項 22) 行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について

県産木材製品製作業務は当初予算で事業化されていたにもかかわらず、行政内部の調整の長期化により入札時期が年度末近くとなり、県産木材の調達に難しい時期に一般競争入札を実施することとなった結果、入札は不調となり、応札可能な事業者が実質的に1者に限定され、仕様変更後は随意契約に移行し、見積書も1者からのみ取得することとなった。このように適切な調達時期の設定ができなかった結果、競争性を確保できない調達手続となっており、調達手続の適正性の観点から問題がある。

事業化された段階から入札時期を見込んだ調達スケジュールを早期に設定し、関係部局間で共有する仕組みを整備することが望まれる。

5.19.6.6 モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について(指摘事項9)

(発見事項)

かがわ県産ヒノキ住宅助成事業は「モデル住宅」も補助対象としており、モデル住宅の場合、補助事業者を工務店等としているため、工事請負契約書の写し、個人住民税の完納証明書、居住開始時届等の提出を不要としている。また、認証ヒノキ材購入助成金も工務店等へ交付している。

令和6年度において助成金を交付した「モデル住宅」は、当初から工務店等が個人の施主との工事請負契約に基づき建築した住宅であるが、施主への引渡し前に工務店等の見込顧客等を対象に「完成見学会」を実施したものであり、工務店等が販売促進目的で建築した展示用住宅であるいわゆるモデルハウスとはその性質を異にするものであった。

(問題点)

「完成見学会」を実施するのみの住宅をモデル住宅として補助対象とすることは、実質的に個人住宅への補助であるにもかかわらず、補助事業者を工務店等とし、工事請負契約書の写し、個人住民税の完納証明書、居住開始時届等の提出を不要としている点で、制度の運用が実態と整合しておらず、制度運用上の問題である。

また、認証ヒノキ材購入助成金についても工務店等を交付先としているが、香川県産ヒノキの使用者である施主が当該取扱いに同意しているか、また助成金の恩恵を適切に受けているかについて確認できる仕組みが整っておらず、補助金の交付管理上も問題がある。

(指摘事項9)モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について

かがわ県産ヒノキ住宅助成事業では、完成見学会を実施するのみの一般住宅を「モデル住宅」として補助対象として扱っており、本来提出すべき工事請負契約書や個人住民税の完納証明書等の提出を不要とし、認証ヒノキ材購入助成金も工務店等へ交付している。

しかしながら、当該住宅は実質的に個人住宅であり、いわゆるモデルハウスとはその性質を異にすることから、制度上の取扱いが実態と整合しておらず、制度運用上の問題がある。

また、助成金の交付先を工務店等とすることについて、施主が同意しているか確認できる仕組みがなく、補助金の交付管理の面でも問題がある。

かがわ県産ヒノキ住宅助成事業におけるモデル住宅の定義と取扱いを実態に即して見直し、提出書類の適正化や助成金の受益者確認を徹底する仕組みに改める必要がある。

5.20 県民総参加のみどりづくり事業

5.20.1 事業の概要

所管課													
環境森林部 森林・林業政策課													
現状と課題													
<p>森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であり、県民総参加で「みどりづくり」を進めることが大切であることから、市町や森林ボランティア団体等と連携し、「みどり」を守り・育てる人材を育成するなど、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進していく必要がある。</p>													
事業概要と実績													
<p>1 みどりとのふれあい推進事業(当初予算額 286 千円、決算額 268 千円)</p> <p>どんぐり銀行活動、フォレストマッチング推進事業、緑化コンクール等の実施を通して、県民参加のみどりづくり活動の普及啓発と、県民・企業等の参加による森林づくり活動を推進する事業である。</p> <p>事業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みどりづくりニュース</td> <td>年4回発行</td> </tr> <tr> <td>緑化推進事務業務</td> <td>緑化コンクール(応募数 ポスター原画 590 点 書道 4,063 点)</td> </tr> <tr> <td>フォレストマッチング森づくり活動回数</td> <td>15 回</td> </tr> <tr> <td>フォレストマッチング森づくり活動参加者数</td> <td>527 人</td> </tr> <tr> <td>フォレストマッチング参加団体数</td> <td>24 団体(うち協定締結期間中で、森づくり活動を実施しているのは 15 団体)</td> </tr> </tbody> </table>		項目	概要	みどりづくりニュース	年4回発行	緑化推進事務業務	緑化コンクール(応募数 ポスター原画 590 点 書道 4,063 点)	フォレストマッチング森づくり活動回数	15 回	フォレストマッチング森づくり活動参加者数	527 人	フォレストマッチング参加団体数	24 団体(うち協定締結期間中で、森づくり活動を実施しているのは 15 団体)
項目	概要												
みどりづくりニュース	年4回発行												
緑化推進事務業務	緑化コンクール(応募数 ポスター原画 590 点 書道 4,063 点)												
フォレストマッチング森づくり活動回数	15 回												
フォレストマッチング森づくり活動参加者数	527 人												
フォレストマッチング参加団体数	24 団体(うち協定締結期間中で、森づくり活動を実施しているのは 15 団体)												
<p>2 緑の少年団育成強化事業(当初予算額 2,575 千円、決算額 2,561 千円)</p> <p>次世代の森づくりを担う「緑の少年団」を育成するため、活動に必要な経費を支援する。</p> <p>「緑の少年団」は、昭和 35 年、国土緑化推進委員会が「グリーン・スカウト」の名称で緑化を実践する少年団の結成を呼びかけ、各地で少年団が誕生したものであり、本県では、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき都道府県緑化推進委員会として「公益財団法人 かがわ水と緑の財団」が指定されている。当該事業は、本県財源に基づく補助である。</p> <p>事業実績(令和7年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成団体</td> <td>30 団体</td> </tr> <tr> <td>緑の少年団の団数</td> <td>52 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 団あたり 100 千円を上限に 100%補助するとしているが、令和6年度は、要望金額が予算額を上回ったため、1 団あたりの交付決定額の上限を 88 千円とした。</p> <p>本県ではほぼ学校単位に設立されており、学習活動(植物購入費等)、社会奉仕活動(清掃用具等)、レクリエーション活動、その他の活動にかかる経費を補助対象としている。</p>		項目	概要	助成団体	30 団体	緑の少年団の団数	52 団体						
項目	概要												
助成団体	30 団体												
緑の少年団の団数	52 団体												

(R7年1月1日現在)

学校単位		地域単位		合計	
団体数 (前年)	団員数 (前年)	団体数 (前年)	団員数 (前年)	団体数 (前年)	団員数 (前年)
50	8,853人	1	20人	51	8,873人
(46)	(8,178人)	(1)	(22人)	(47)	(8,200人)

(出典:公益社団法人国土緑化推進機構 HP)

3 どんぐり銀行活性化事業(当初予算額 1,757 千円、決算額 1,540 千円)

ポイント制度による協賛企業等の充実を図るとともに、どんぐり銀行臨時支店を開設する。

どんぐり銀行の預金者の増加を図り、森づくりなどの森林体験活動の参加者を増やすため、どんぐり銀行の払戻し内容を拡充し、多様で魅力的なサービスを手に入れられるようにするとともに、預金者の利便性を高めるため、どんぐり銀行の臨時支店を開設した。

事業実績

項目	概要
どんぐり銀行新規預金者数	662人
どんぐり銀行臨時支店開設数	15回

4 みどりの学校運営事業(当初予算額 4,152 千円、決算額 3,985 千円)

みどりに対する理解を深めてもらうため、子どもから大人まで、みどりに関する体験、学習、実践ができる様々な講座を開催するとともに、みどりづくり活動を担う指導者等の育成を行う。また、森林ボランティア団体等の活動内容を広く情報発信する。

事業実績

項目	概要
県の委託事業により実施した講座の数	77講座

5 森から海につながるクリーン事業(当初予算額 1,200 千円、決算額 649 千円)

瀬戸内海国立公園指定 90 周年を記念し、国立公園指定区域内の森林で清掃や森林整備等の活動を行う。

事業実績

項目	概要
活動場所及び参加人数	五色台 14人 屋島 23人 小豆島 15人

県の各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画
- 香川県みどりの基本計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

➤ 香川県みどりの基本計画

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
26	県民参加の森づくり参加者数(累計)	40,906 人 (H28~R2)	12,201 人 (R3~R4)	21,314 人 (R3~R5)	30,385 人 (R3~R6)	45,000 人 (R3~R7)
	達成状況	-	27.1%	47.4%	67.5%	-

注1: 人数は該当期間の累計である。期間は年度である。

注2: 累計指標(期間累計)については、達成状況=当該期間累計/目標(期間累計)×100により算定した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け実績は大幅に未達となっている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
- 緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱
- 「みどりの学校」運営実施要領

5.20.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	12,610	8,776	9,970
補正予算額(増減)	△1,171	△446	△947
計:現年予算額	11,439	8,330	9,023
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	11,439	8,330	9,023
決算額	11,289	8,125	9,003
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	150	205	20

5.20.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,601	補助金
委託料	5,214	
需用費	912	
その他	276	
合計	9,003	

5.20.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
財産収入	4	
繰入金	5,974	
諸収入	1,000	松平公益会助成金
一般財源	2,025	
合計	9,003	

5.20.5 監査の結果及び意見

5.20.5.1 免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について(指摘事項 10) (発見事項)

みどりの学校運営事業の「みどりの学校」運営実施要領では、講座実施団体の要件として「営利を目的としない団体であること」と定めるとともに、委託料の上限を1講座5万円(消費税及び地方消費税込)としている。

受託者が消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかの別については、県担当者によれば口頭で確認しているとのことであった。

監査人が当該事業に係る委託契約全件(以下「全件」という。)を確認したところ、受託者のほぼ全てが免税事業者であり、課税事業者は1者のみであった。

また、当該契約は契約金額が 50 万円を超えない契約であり、会計規則第 145 条第1項第3号により契約書作成を省略し得る類型であるところ、同条第2項に基づき請書が徴取され、保存されていた。

しかしながら、全件において県が作成し受託者へ交付した決定通知及び仕様書には「(消費税及び地方消費税込)」と記載されていた。加えて、受託者から提出された請書及び県内部の執行伺書等についても同様の記載が確認され、決定通知・仕様書、請書、執行伺書等の一連の関係書類に同一の記載が踏襲されていた。

香川県会計規則

(契約書作成の省略)

第 145 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

(3) 前2号に掲げるもののほか、50 万円を超えない契約を締結するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときにおいては、契約に必要な事項を明らかにした請書を徴さなければならない。ただし、契約担当者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(問題点)

県担当者によれば受託者の課税/免税の別は口頭で確認しているとのことであるが、監査人が全件を確認したところ受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、決定通知及び仕様書を含む一連の関係書類において「消費税及び地方消費税込」との同一表示が全件で用いら

れており、課税／免税の確認結果が文書に反映されないまま、対外的に示す対価表示として不適切な表示の文書が受託者へ交付されていることは問題である。

(指摘事項 10) 免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について

みどりの学校運営事業では、受託者の課税／免税区分を口頭で確認しているとされるが、監査人が当該事業に係る委託契約全件を確認したところ受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、県が受託者へ交付する決定通知及び仕様書、受託者から提出される請書等の関係書類において「消費税及び地方消費税込」との同一表示が全件で用いられていた。課税／免税の確認結果が文書に反映されないまま、不適切な対価表示の文書が交付されていることは問題である。

決定通知・仕様書・請書等を受託者へ交付又は受領する前に、受託者の課税／免税区分と「消費税及び地方消費税込」等の表示の整合性を必ず確認し、誤表示がある場合は差替え等により是正するとともに、締結後に判明した場合は訂正等により是正することが必要である。

5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業

5.21.1 事業の概要

所管課		
環境森林部 みどり保全課		
現状と課題		
<p>鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。</p> <p>このような観点から、本県においては第12次鳥獣保護事業計画終了時点で26箇所、9,327haの鳥獣保護区を指定しており、その面積は県土面積中約5.0%を占め、高度な土地利用が行われ、野生鳥獣の生息地が狭小である本県において、野生鳥獣の生息環境を保全する上で重要な役割を果たしている。</p> <p>一方で、鳥獣による農業被害や、イノシシ等の市街地への出没が増加し、人的被害が発生するなどの生活環境被害が大きな社会問題となっており、指定する鳥獣保護区の区域内やその周辺区域での被害増大の懸念から、その指定は従来にも増して困難になってきているのが現状である。</p> <p>本県は、指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシに加えて、第二種特定鳥獣としてニホンザルを指定しており、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルについて策定した各第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体群管理や有効な被害対策を行う必要がある。</p> <p>注1: 指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護法(現鳥獣保護管理法)の改正により創設された制度で、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施できる制度である。指定管理鳥獣にはニホンジカ及びイノシシが指定されているが、令和6年4月に、四国の個体群を除くクマ類(ヒグマ及びツキノワグマ)が新たに指定されており、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置付けている場合は、法第8条の捕獲の禁止のほか、法第18条の捕獲した鳥獣の放置の禁止、法第38条第1項の夜間銃猟の禁止の各禁止事項が適用されない。</p> <p>注2: 鳥獣保護管理法第7条の2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「第二種特定鳥獣」という。)の管理に関する計画(以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。)を定めることができる。</p> <p>注3: 鳥獣保護管理法において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。</p>		
区分	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	13箇所	6,415ha
大規模生息地	指定なし	-
集団渡来地	3箇所	1,418ha
集団繁殖地	指定なし	-

希少鳥獣生息地	指定なし	-
生息地回廊	指定なし	-
身近な鳥獣生息地	9箇所	1,494ha
合計	25箇所	9,327ha

注4:森林鳥獣生息地の保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

注5:集団渡来地の保護区は、集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定する。

注6:身近な鳥獣生息地の保護区は、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、必要と認められる地域について指定する。

事業概要と実績

1 指定管理鳥獣捕獲等推進事業(当初予算額 15,092 千円、決算額 13,843 千円)

鳥獣管理や被害防止については、環境省所管の鳥獣保護管理法、農林水産省所管の鳥獣被害防止特措法の2つの法律により、異なる捕獲の実施主体(国、都道府県、市町村)による多様な捕獲事業が互いに重なる地域で個別に実施されている。

鳥獣保護管理法は、都道府県を中心とした鳥獣保護事業、狩猟免許や捕獲の許可等の狩猟制度について定めた法律であり、鳥獣又は鳥類の卵については、狩猟により捕獲する場合を除いて、原則としてその捕獲、殺傷又は採取(以下「捕獲等」という。)が禁止されているが、指定管理鳥獣について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を実施することができることとしている。

鳥獣被害防止特措法は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするものであり、市町村が作成する被害防止計画は、都道府県が作成する鳥獣保護事業計画等と整合性の取れたものでなければならないとされている。

(1) 令和6年度指定管理鳥獣捕獲及び評価等業務

本県は、イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、高松市からの要望に基づき、有害鳥獣捕獲等では十分な捕獲が困難な高松市の男木島、女木島でイノシシの捕獲事業及び捕獲事業評価業務を業者に委託する形で実施した。

イノシシ捕獲は、両島あわせて40頭の目標に対し、55頭の捕獲があった。

捕獲事業評価業務の報告では、捕獲の効果について捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量、費用により評価と検証結果が報告されており、評価結果としては、島外から有害鳥獣捕獲者を流入させることが難しいため、当該地域を本事業の対象地とすることは必須であるが、当該地域の被害軽減をめざすためには、目標頭数を増加させる必要があると結論付けている。高松市における貢献度は約2.7%であった。

なお、契約金額の内訳は捕獲業務5,988千円であり、捕獲業務の負担割合は国2/3、県1/6、高松市1/6。評価業務は2,944千円であり、全額国費である。

(2) 令和6年度香川県イノシシ・ニホンジカ生息状況調査業務

イノシシ・ニホンジカの生息状況を業者に委託し、調査を継続して実施している。イノシシについては、平成18年度から令和5年度の総捕獲数、出没件数、森林面積のデータから、令和5年度時点での推定個体数(本土:30,068頭、小豆:2,900頭)、推定自然増加率(本土:1.060、小豆:1.384)、推定増加個体数(本土:2,154頭、小豆:1,442頭)を把握した。

ニホンジカについては、総捕獲数、糞塊密度、森林面積データから、推定個体数(本土:5,536頭、小豆:3,763頭)、推定自然増加率(本土:1.189、小豆:1.173)、推定増加個体数(本土:938頭、小豆:669頭)を把握した。

得られた推定結果は、令和7年度事業実施計画案の作成に活用し、香川県特定鳥獣管理計画検討委員会の意見を反映した上で策定し、公表を行った。

2 ニホンザル加害個体群緊急対策事業(当初予算額 18,414 千円、決算額 16,438 千円)

(1) 令和6年度ニホンザル加害個体群緊急対策業務

令和6年度においては、さぬき市と三木町から捕獲の要望があった TS21 群及び TS22 群の2群(この2群はさぬき市及び三木町が生息範囲)について、捕獲業務を業者に委託する形で実施。費用負担は県が2分の1、さぬき市と三木町がそれぞれ4分の1ずつ負担。

出没状況や市町が収集した被害報告を踏まえ捕獲方法等を検討し、令和6年度事業実施計画を策定し、香川県特定鳥獣管理計画検討委員会で意見を聴取したうえで計画を定め計画に沿って事業を実施。

捕獲目標を TS21 群については当初把握した推定頭数 29 頭を全頭捕獲の対象とし、TS22 群については群れが大きいことから 50 頭として捕獲を実施、TS21 群については 88 頭、TS22 群については 42 頭の捕獲となった。全体の捕獲目標は 164.6%の達成であった。なお、群れ頭数は推定値であり変動し得るため、捕獲頭数と単純に対応するものではない。

(2) 令和6年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査

業者に委託する形で例年継続調査を実施している。

令和6年度においては、加害レベル4以上の9群のうち、TS17、CS1、CS5 の3群について追跡調査を実施、はこわな等で、若いメス個体を捕獲し GPS 発信機を装着し、追跡調査により性別年齢個体数、行動圏を把握した。令和5年度に GPS 発信機装着済みの TS22、TS29 について行動圏を把握した。得られた情報を基に令和7年度事業計画案を作成し、香川県特定鳥獣管理計画検討委員会で意見を聴取したうえで計画を策定した。

3 狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業(当初予算額 2,730 千円、決算額 2,690 千円)

(1) 令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業

イ イノシシ捕獲技術講習会

狩猟初心者(令和3年度以降にわな猟免許を新規取得した狩猟者)を対象に、「イノシシ捕獲技術プログラム Ver.2」に基づき、わな猟の捕獲技術の向上を図るため、イノシ

シの習性や餌による誘引方法から捕獲後の処分までの手順について、実際の映像等を使用し解説するとともに、実際に野外で、獣道を探索し、「くくりわな」の設置実習を行った。

10月26日、27日に三豊市で、11月3日、9日に高松市で開催し、合計57名の方が受講。

ロ 狩猟フィールド体験入門講座

狩猟に関心がある者又はこれから狩猟免許の取得を考えている若者や女性を対象に、野外での動物の痕跡探しや「くくりわな」の設置ポイントの解説を行い、狩猟の疑似体験や魅力を体感できる講座を高松市で令和7年1月5日と11日に開催し、合計33名の方が受講。

なお、本事業は平成29年度から開催しており、講座受講者と狩猟免許取得者数は以下の通りである。

	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	29	38	60	35	18	13	33
取得者数	6	9	14	17	7	5	8

県の各計画との関連

- 「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画
2 活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市100計画」
(20)環境の保全 施策65 自然とともに生きる地域づくりの推進
- 香川県環境基本計画 第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進
- 香川県みどりの基本計画 第4章 施策の展開 2暮らしを支えるみどりの充実
2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進
- 第13次鳥獣保護管理事業計画書
- イノシシ第二種特定鳥獣管理計画
- ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI(達成状況を含む)

- 香川県環境基本計画

No.	指標	現状 (R2年度)	R4	R5	R6	目標(R7)
32	イノシシの年間捕獲頭数(頭)	12,583	15,680	9,095	13,625	12,000
	達成状況	-	130.7%	75.8%	113.5%	-

- ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

No.	指標	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度
-	年間目標(頭)	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	1,240	1,271	1,454	1,158

➤ ニホンザルについてKPIを設定していない要因

ニホンザルの個体群管理は、ニホンザルが基本的に群れで行動する動物であるため、群れごとに管理方針を決定していくことが基本であり、ニホンジカやイノシシなどのように不特定の個体を対象とした個体数や生息密度の管理ではない。ニホンザルの群れは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、群れの管理を行うためには、加害する群れを特定し、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害の程度に応じて群れごとに管理方針を決め、目標を明確にした個体群管理(加害個体の捕獲、群れの規模の管理のための捕獲、群れ数の管理のための捕獲、分布域の管理)をすることが求められる。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)
- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱等

5.21.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	28,734	30,981	36,236
補正予算額(増減)	-	-	△2,952
計:現年予算額	28,734	30,981	33,284
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	28,734	30,981	33,284
決算額	25,510	22,786	32,971
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	3,224	8,195	313

5.21.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	32,703	
その他	268	
合計	32,971	

5.21.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	15,244	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金
諸収入	6,951	
一般財源	10,776	
合計	32,971	

5.21.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 令和6年度指定管理鳥獣捕獲及び評価等業務

項目	概要
契約名	令和6年度指定管理鳥獣捕獲及び評価等業務委託
契約期間(当初)	R6年8月13日からR7年3月17日まで
委託内容	指定鳥獣であるイノシシについて、捕獲及び捕獲個体の処分を実施し、住居集合地域等への出没を防止するとともに、捕獲情報等(捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量、費用等)に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の評価と検証を行う。 捕獲業務:高松市(男木島、女木島) 評価業務:高松市(男木島、女木島) 捕獲目標:イノシシ40頭
入札方法	公募型プロポーザル方式
公募理由	捕獲等に関して高度な専門的知識や技術を有する事業者から、捕獲の実施体制や実施時期、従業者の配置、わなの設置基数等について、企画提案の提出を求めることが必要であり、契約の相手方により業務の成果が異なる可能性の大きい業務であるため。
落札業者名	㈱野生鳥獣対策連携センター
予定価格(税込)	8,941,900円
落札価格(税込)	8,932,000円(捕獲5,988,400円、評価2,943,600円)
落札率	99.89%
入札参加者数	1者

② ニホンザル生息状況モニタリング調査業務

項目	概要
契約名	令和6年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務委託
契約期間(当初)	R6年6月11日からR7年3月7日まで
委託内容	令和2年度香川県ニホンザル生息状況モニタリング調査業務において行った県内に生息するニホンザルの個体群(東讃、中西讃、小豆)の生息状況等の追跡調査を行う。
入札方法	一般競争入札
落札業者名	㈱野生鳥獣対策連携センター
予定価格(税込)	6,371,200円
落札価格(税込)	4,713,500円
落札率	73.98%
入札参加者数	1者
変更後契約金額(税込)	4,533,100円
変更理由	GPS発信機装着が困難な場合に使用する電波発信機(3基)及び麻酔薬が不要となったことによる減

③ ニホンザル加害個体群緊急対策業務

項目	概要
契約名	令和6年度ニホンザル加害個体群緊急対策業務委託
契約期間(当初)	R6年8月15日からR7年3月7日まで
委託内容	ニホンザルについて、特に加害性の高い群れ9群のうちTS21群(主に三木町鹿庭、さぬき市前山・長尾西)及びTS22群(主に三木町鹿庭、さぬき市前山)を県民生活に影響のない程度まで加害性を低下させるため、集中的に個体数調整を行う。
入札方法	一般競争入札
落札業者名	㈱野生鳥獣対策連携センター
予定価格(税込)	11,996,600円
落札価格(税込)	11,905,300円

項目	概要
落札率	99.23%
入札参加者数	1 者

④ イノシシ・ニホンジカ生息状況調査業務

項目	概要
契約名	令和 6 年度香川県イノシシ・ニホンジカ生息状況調査業務委託
契約期間(当初)	R6 年 8 月 7 日から R7 年 3 月 17 日まで
委託内容	イノシシ及びニホンジカの各第二種特定鳥獣管理計画の達成に資するため、計画に定める生息状況調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ糞塊密度調査 ・データの収集整理 ・自然増加率、生息個体数等の推定 ・将来予測シミュレーションツールの作成 ・その他
入札方法	一般競争入札
落札業者名	(株)野生鳥獣対策連携センター
予定価格(税込)	5,471,400 円
落札価格(税込)	4,643,100 円
落札率	84.86%
入札参加者数	1 者

5.21.6 監査の結果及び意見

5.21.6.1 指定管理鳥獣捕獲事業の構造的課題と対症療法的運用について(意見事項 23)

(発見事項)

高松市市街地へのイノシシの侵入を防止するため、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲及び評価等業務が委託されている。実施対象は、島外から捕獲者が流入しにくい男木島(目標 6頭)及び女木島(目標 34 頭)とし、令和6年度の実績は合計 55 頭(男木島 11 頭、女木島 44 頭)であった。委託金額は 5,444,000 円(税抜)で、1 頭当たりの委託単価は目標頭数ベースで 136,100 円、実績ベースで 98,982 円である。

比較として、令和5年度の鳥獣被害防止対策事業及び鳥獣捕獲助成事業では、イノシシ成獣 7,205 頭、幼獣 1,064 頭が捕獲され、高松市が支払う奨励金は成獣1万円/頭、幼獣5千円/頭程度であった。

評価業務報告書では、過去 10 年間にわたり両島で捕獲を実施してきたが、明確な被害軽減や被害減少には至っておらず、被害軽減のためには目標頭数を増やし、捕獲圧を高めて生息域を大幅に減らす必要があると報告されている。また、当事業が高松市全体の捕獲に果たした貢献度は約 2.7%と評価されている。

なお、当事業は各市町の自助努力を促す仕組みとして負担金を徴収していることもあり、各市町は地元狩猟者と連携し、鳥獣被害対策実施体を組織するなどして、コストが高い指定管理鳥獣捕

獲事業から、鳥獣被害対策実施体あるいは市町捕獲体による対応への置き換えを進めた結果、令和6年度において男木島、女木島のみとなっている。

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施地区	高松市 土庄町 琴平町 まんのう町	高松市 さぬき市 土庄町 琴平町 まんのう町	高松市 さぬき市 東かがわ市	高松市	高松市	高松市

(問題点)

本県は、男木島・女木島のみが指定管理鳥獣捕獲事業の対象として残っていることについて、市町の自助努力に加え、本県の事業運営等も一定の効果をもたらしているとしている。また、両島で捕獲頭数を増やせば島外応援要員の確保が必要となり限界コストが上昇するため、現行水準が妥当であるとの見解を示している。さらに、市では島民向けの狩猟講習が行われており、担い手支援も一定程度実施されているとしている。

しかしながら、両島に限って対象地域から外れていないのは、住民主体の捕獲体制が形成されず、島外の一般捕獲者も来にくいという地理的制約から、民間事業者への外部委託に依存せざるを得ない状況が続いているためである。外部委託は短期的には機能するものの、島内に技術が蓄積されず高コスト構造を固定化する。市の講習が担い手育成に結びついていないことは、市町単独の取組には限界があることを示し、本県による体系的な支援が不可欠である。

また、過疎化・高齢化が進む両島では、本県が支援したとしても直ちに担い手が十分に確保できるとは限らないものの、島内で捕獲体制が自然発生的に形成される可能性は低く、現行方式では構造的課題の解消は期待しがたい。直島諸島地域振興計画でも漁業者の所得安定や雇用機会の確保が課題とされており、狩猟者育成は被害対策と地域の新たな収入源の両面で有効である。

評価業務報告書が指摘する捕獲圧強化の必要性を踏まえれば、委託方式の継続だけでは対症療法にとどまり、被害軽減や費用対効果の改善につながりにくい。本県は、島民を中心に外部捕獲者が補完的に参画する住民主体の捕獲体制の構築に向け、中長期的に技術習得支援や担い手育成を進めることが望まれる。

直島諸島地域振興計画(令和5年度～令和14年度)			
【現況】			
島名	人口	世帯数	面積
男木島	132人	77世帯	1.34km ²
女木島	125人	81世帯	2.62km ²

出典: 令和2年国勢調査

【観光客数の推移(推計含む)】

島名	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
男木島	7,319人	10,522人	3,053人	3,176人
女木島	20,940人	50,340人	12,886人	15,178人

注:男木島の観光客数は「男木島灯台資料館」、女木島の観光客数は「鬼ヶ島大洞窟」の利用者数。

3-3 産業振興及び雇用機会の拡充

男木島及び女木島の水産業について、漁業者の所得安定が喫緊の課題であることから、増殖場の誘致、イカ類の増殖事業や各種放流事業を実施し、水産資源の増大を図っていく。また、カワウが島内に営巣地(コロニー)を作り、島周辺の魚を捕食することから、被害対策を実施し、水産業被害の防止を図っていく。このほか、女木島の東側一部で平坦地があるものの、両島とも、山の斜面主体の傾斜畑が多く、農業の経営規模は総じて零細であるため、軽量野菜、花き等の生産及びニンニク等のブランド化などを行うなどの生産振興を図る。

また、両島の豊かな自然環境等の観光資源の活用により、農林水産業と観光の一体的な振興を図るといった観点から、両島における滞在型の余暇活動、農林水産業体験及び交流の取り組みを推進するとともに、地域特性を生かした新規製品の開発を行い、高付加価値型商品の販売促進を図っていく。雇用機会の拡充については、両島における基幹産業である一次産業の不振などにより、就業機会が減少していることから、雇用情勢が厳しい両島における雇用創出の取り組み等を推進し、高齢者にも配慮し、雇用機会の確保に努めていく。また、場所に捉われない働き方が広がっていることから、さらにテレワークを拡大すべく、普及啓発を促進していく。

(意見事項 23) 指定管理鳥獣捕獲事業の構造的課題と対症療法的運用について

高松市市街地へのイノシシ侵入防止のため本県は男木島・女木島で指定管理鳥獣捕獲事業を実施しているが、10年間の実施にもかかわらず被害軽減は十分に確認されていない。両島は島外捕獲者が来にくく、住民主体の体制も形成されていないため外部委託に依存しており、1頭当たり単価も他市町の奨励金水準と比較して著しく高く、高コスト構造が固定化している点が問題である。また、市の講習が担い手育成に結びついておらず、過疎化・高齢化の進行も相まって、体制の自然形成は期待し難い状況にある点も問題である。

被害軽減と費用対効果の改善を図るには、本県が市や外部捕獲者と連携し、島民を中心とした住民主体の捕獲体制を中長期的に構築するとともに、担い手育成や技術普及を計画的に進め、外部委託に依存した高コスト構造からの脱却を図ることが望まれる。

5.21.6.2 講習会の開催日程設定の適切性について(意見事項 24)

(発見事項)

イノシシ捕獲技術講習会は、高松地域(五色台少年自然センター)で2回、三豊地域(みとよ未来創造館)で2回、狩猟フィールド体験入門講座は高松地域(五色台少年自然センター)で2回開催されている。各地域の講習は高松地域は概ね1週間間隔で、三豊地域は2日連続で開催されており、講習内容はいずれも同じである。

講習会名	日時	開催地	定員	応募者	受講者数
イノシシ捕獲技術講習会	R6年11月3日(日)	五色台少年自然センター	20名	26名	22名
	R6年11月9日(土)	五色台少年自然センター	20名	21名	18名
	R6年10月26日(土)	みとよ未来創造館	20名	9名	9名
	R6年10月27日(日)	みとよ未来創造館	20名	9名	8名
狩猟フィールド体験入門講座	R7年1月5日(日)	五色台少年自然センター	20名	22名	21名
	R7年1月11日(土)	五色台少年自然センター	20名	13名	12名

項目	概要
契約名	令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業業務委託
契約期間(当初)	R6年7月4日からR7年3月21日まで
委託内容	鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者を確保・育成するため、これから狩猟免許の取得を考えている若者や女性を対象とした狩猟フィールド体験入門講座や、狩猟初心者等を対象とした人材育成講習会を開催する。 ①企画運営等 ②イノシシ捕獲技術講習会の開催 ③狩猟フィールド体験入門講座の開催
入札方法	公募に基づく随意契約
公募理由	受託可能な事業者が1者しか見当たらないことから、契約の競争性や公平性を確保する観点から、「契約手続の前段階として実施する公募手続等について」に基づき、公募する。
受付期間	R6年3月19日からR6年4月2日
落札業者名	(株)野生鳥獣対策連携センター
予定価格(税込)	2,726,130円
落札価格(税込)	2,689,500円
落札率	98.66%
入札参加者数	1者
契約変更後(税込)	なし
契約期間	

(問題点)

三豊地域の講習会は2日連続で実施され、いずれも定員の半数以下の受講者にとどまった。参加希望者が分散した可能性や土日両日ともに都合がつかない場合があること等の要因が考えられる。開催日程が受講希望者の利便性に十分配慮されていたかについて検討の余地があり、結果として受講者の確保が十分に図れなかったことは問題である。また、応募者数に対して受講者数が下回っている事例も見られ、申込者の欠席・辞退が一定程度発生している状況にある。

受講者の確保の観点から、同一地域で複数回開催する場合であっても、2日連続ではなく一定の間隔を置くなど、日程設定の見直しが考えられる。また、開催回数を1回に集約するか複数回開催とするかについても、応募状況や地域ニーズを踏まえて検討することが望まれる。

さらに、応募者数に対して受講者数が下回っている点について、欠席・辞退の理由を把握し、開催時期や日程が受講に支障となっていないか分析したうえで、応募者の実受講率を高める方策を講じることが望まれる。

(意見事項 24) 講習会の開催日程設定の適切性について

イノシシ捕獲技術講習会は、高松地域で2回、三豊地域で2回、狩猟フィールド体験入門講座は高松地域で2回実施されている。高松地域は概ね1週間間隔、三豊地域は2日連続で開催されており、内容はいずれも同じである。三豊地域の講習は定員の半数以下の受講にとどまり、受講希望者の分散や日程の都合などにより受講者の確保が十分に図れなかった状況である。開催日程が受講希望者の利便性に十分配慮されていたかについて検討の余地があり、この点が問題である。

受講者の確保の観点から、同一地域で複数回開催する場合であっても2日連続ではなく一定の間隔を設けるなど日程設定を見直すこと、また開催回数を1回に集約するか複数回とするかを応募状況や地域ニーズを踏まえて検討することが望まれる。あわせて、応募者数に対して受講者数が下回っている点について、欠席・辞退の理由を把握し、開催時期や日程が受講の支障となっていないか分析したうえで、実受講率を高める方策を講じることが望まれる。

5.21.6.3 事業実施報告書の不正確な報告について(指摘事項 11)

(発見事項)

「令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業委託業務報告書」の狩猟フィールド体験入門講座の第2回の参加者数について、12名と報告されているが、開催概要には受講者15名と報告されており、正確な人数は不明である。また、開催日時は令和6年1月11日と記載されているが、当該日は委託期間外である。さらに、添付された写真の実施場所が「五色台少年自然センター」ではなく、「高松市立石の民俗資料館」と記載されているなど報告内容には複数の誤りが認められる。

(問題点)

委託業務検査において、参加人数や開催状況等の重要事項の検証が十分に行われていないことは問題である。

(指摘事項 11) 事業実施報告書の不正確な報告について

「令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業委託業務報告書」において、参加人数、開催日時、実施場所等に不一致や不正確な報告がなされている。

委託業務検査において参加人数等の重要事項の検証が十分に行われておらず、不正確な報告が看過されていることは問題である。

5.22 生物多様性調査研究事業

5.22.1 事業の概要

所管課
環境森林部 みどり保全課
現状と課題
<p>私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす様々な恵みの上に成り立っているが、生物多様性は、開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化など地球環境の影響による危機に直面していると指摘されており、生物多様性の保全を実現していくためには、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携して保全活動を行っていく必要がある。</p> <p>本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が全滅の危機にさらされており、さまざまな主体と連携して、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」(以下「条例」という。)の適正な運用による保護活動や、香川県レッドデータブックを活用した普及啓発により、生物多様性の保全を図っていく必要がある。</p> <p>外来種の中でも生態系や人の健康、農林水産業等に影響を及ぼす「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業や生活環境への被害が増加している。特に、アライグマやセアカゴケグモなど、令和3年に作成した「侵略的外来種リスト」に記載した種については、優先度を踏まえた適切な防除対策について検討を進めるなど、外来種対策を推進する必要がある。</p> <p>生物多様性増進活動促進法が令和7年4月に施行し、民間や地域との協働での生物多様性保全活動の推進が求められている。自然共生サイトは、同法の「民間等による保全活動の見える化・支援」の具体策で、国の目標(30by30)達成の一躍を担うものであり、県においても「自然共生サイト」の認定か所を増やしていく必要がある。</p> <p>注:「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」とは、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標</p>
事業概要と実績
生物多様性調査研究事業(当初予算額 5,167 千円、決算額 4,977 千円)
1 生物多様性調査研究事業
(1) 指定種モニタリング調査等
<p>令和6年度において、条例で指定する16種の指定希少野生生物のうち、カンカケイニラ、ミセバヤ、ショウドシマレンギョウ、オニバス、ウンラン、ヤハタマイマイ、ニッポンバラタナゴ、オヤニラミ、カジカ大卵型、コバネアオイトトンボ(10種)を対象に、生息・生育状況のモニタリング調査を行った。</p> <p>ニッポンバラタナゴについては、「ニッポンバラタナゴ保護事業計画におけるモニタリング調査の項目とその実施内容」に基づき、ニッポンバラタナゴ(1群、2群及びその他)の生息池13地点の調査を行った。</p>

その他の9種については、これまでの調査により生息等が確認された地域での分布状況を明らかにするとともに、新たな生息・生育地の有無を調査し、保護対策等の基礎資料とした。

(2) 新規指定候補種の選定

条例に基づく「基本方針」と、これまでの指定候補種のモニタリング結果等を踏まえ、各指定候補種について動植物各分類群の県内の有識者で構成する検討会を適宜開催し、新規指定候補種の選定リストの取りまとめ等について、検討を行った。

2 特定外来生物防除計画策定事業

本県で生息・生育が確認されている特定外来生物(ミズヒマワリ、ナルトサワギク)の防除指針を作成した。また、特定外来生物防除講習会として県内市町、関係団体の担当者を対象に、クビアカツヤカミキリに係る講習会を実施した。

3 香川県公渕森林公園生物調査業務

香川県公渕森林公園において、自然共生サイトの認定を取得するため、園内の公渕池エリア及び青少年の森エリアの2か所で動植物の生息等の調査を実施した。

4 動植物種同定業務

外部からの問い合わせのあった4種類の動植物について、専門家に依頼し、同定確認を行った。

県の各計画との関連

➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

基本方針 2 活力に満ち挑戦できる香川をつくる「デジタル田園都市 100 計画」
分野(20)環境の保全 施策 65 自然とともに生きる地域づくりの推進

➤ 香川県環境基本計画

基本目標 第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

施策 4-1 生物多様性の保全

施策 4-2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

➤ 香川県生物多様性地域戦略(香川県環境基本計画に本戦略を位置付け)

➤ 香川県みどりの基本計画

第4章 施策展開の基本方向 2暮らしを支えるみどりの充実

施策 2-1-5 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

施策 2-2-4 生物多様性の保全

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

➤ 香川県環境基本計画

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
28	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	0	7	11	12	15
	達成状況	-	46.7%	73.3%	80.0%	-

注: 期間は年度である。

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
29	生物多様性に関する県民の認知度 (県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	37.2% (R3.6)	34.6% (R4.6)	42.0% (R5.6)	37.8% (R6.6)	50.0%
	達成状況	-	△20.3%	37.5%	4.7%	-

注: 認知度 (%) の下のカッコ書きは、県政モニターアンケートの調査時期である。また、期間は年度である。

No.	指標	現状 (R2 年度)	R4	R5	R6	目標 (R7)
30	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	16	16	16	16	20
	達成状況	-	0%	0%	0%	-

注: 期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
- 香川県希少野生生物の保護に関する条例

5.22.2 予算現額と決算額の推移

(単位: 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	6,165	5,167
補正予算額(増減)	-	261	△169
計: 現年予算額	-	6,426	4,998
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計: 予算現額	-	6,426	4,998
決算額	-	6,348	4,977
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	78	21

5.22.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,526	
需用費	410	消耗品費
その他	41	旅費
合計	4,977	

5.22.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	400	
一般財源	4,577	
合計	4,977	

5.22.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	令和6年度生物多様性調査研究事業業務委託契約
契約期間	令和6年4月11日から令和7年3月21日
契約方法	単独随意契約 単独見積
契約業者名	特定非営利活動法人 みんなでつくる自然史博物館・香川 館長 金子 之史 (代表者変更に伴い、契約書上の代表者名が金子之史から末廣喜代一に変更されている。)
契約価格(税込)	3,614,000 円

項目	概要
契約名	令和6年度特定外来生物早期防除計画策定業務委託契約
契約期間	令和6年10月25日から令和7年2月14日 (令和7年2月7日に業務委託期間が令和7年2月14日から令和7年3月14日に変更)
契約方法	単独随意契約 単独見積
契約業者名	特定非営利活動法人 みんなでつくる自然史博物館・香川 館長 末廣 喜代一
契約価格(税込)	900,000 円

項目	概要
契約名	令和6年度香川県公測森林公園生物調査業務委託契約
契約期間	令和6年4月19日から令和6年7月31日
契約方法	単独随意契約 単独見積
契約業者名	特定非営利活動法人 みんなでつくる自然史博物館・香川 館長 金子 之史
契約価格(税込)	500,000 円

項目	概要
契約名	令和6年度動植物種同定業務委託契約
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
契約方法	単独随意契約 単独見積
契約業者名	特定非営利活動法人 みんなでつくる自然史博物館・香川 館長 金子 之史
契約価格(税込)	1種の同定あたり3,000円
閲覧資料等	動植物種同定業務個票4件

5.22.6 監査の結果及び意見

5.22.6.1 モニタリング調査結果の公表について(意見事項 25)

(発見事項)

令和6年度生物多様性調査研究事業において、指定希少野生生物モニタリングは、①オニバス、②ミセバヤ、③ショウドシマレンギョウ、④アサザ、⑤ウンラン、⑥カンカケイニラ、⑦シコクカッコウソウ、⑧トサコバイモの植物8種、①ニッポンバラタナゴ、②カワバタモロコ、③オヤニラミ、④カジカ、⑤コバネアオイトトンボ、⑥シオマネキ、⑦ヤハタマイマイ、⑧イソムラマイマイの動物8種の合計16種となっている。

上記16種のモニタリング調査は、種ごとに頻度が毎年、隔年、3年毎と定められており、当該頻度(令和6年度は10種類)に応じた調査を実施しているが、調査結果は、指定希少野生生物の保全を理由に公表されていない。

(問題点)

環境省の「生物多様性地域戦略策定の手引き」においても地域戦略を実装していくための3つのポイントの一つに積極的な情報発信「対外的な見える化」が挙げられているところ、指定希少野生生物の保全を理由として、モニタリング調査の結果が公表されていないことは問題である。

個体数等を具体的に公表することで、指定希少野生生物の保全を阻害するおそれがあることに関しては一定の理解は出来るものの、多くの場合、自然の恵みを取り戻していく取組は、地域内で完結するわけではなく、地域内の取組をより深化させ、その幅を広げ、場合によっては隣接する地方公共団体との連携を図り、民間企業や外部の力を借りていく必要があることから、進捗も併せて、分かりやすく、継続的に情報を発信していくことが重要である。

なお、公表の際には、具体的な個体数等を公表することは、各動植物を捕獲することのトリガーとなる恐れが一方ではあるため、公表をするに際しての配慮は必要であると考え。

(意見事項 25) モニタリング調査結果の公表について

毎年調査を実施しているにもかかわらず、保全を理由に結果が一切公表されないのは望ましくない。

個体数の具体的な数値ではなく、増減傾向や維持状況といった保全の成果を推移が分かる形で公表し、県全体の環境保全の状況を示すべき。ただし、公表方法には、捕獲を誘発しないよう配慮が必要である。

5.22.6.2 生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について(意見事項 26)

(発見事項)

KPIとして県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合の推移が示されているが、生物多様性に関する認知度が50%に満たない状況が継続している。

No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
29	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	37.2% (R3.6 現在)	34.6% (R4.6 現在)	42.0% (R5.6 現在)	37.8% (R6.6 現在)	50.0%

(問題点)

「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を新たな目標として掲げており、この実現には国民全体による主体的な行動が不可欠とされている。本県においても行政機関の取組のみで達成できるものではなく、県民の理解と参加が重要であるところ、県民の生物多様性に対する認知度が50%に満たない状況が継続していることは問題である。

また、令和7年1月時点で37都道府県が独立した生物多様性地域戦略を策定し、普及啓発を含む取組を体系的に進めている一方、本県では香川県環境基本計画の一分野とし、独自の地域戦略を策定しておらず、普及啓発の体制が不十分である可能性がある。さらに、指定希少野生生物(16種)に関する情報提供が、県ホームページを主媒体としており、県民への周知方法が限定的であることも、認知向上を妨げている点として問題である。

生物多様性の認知度向上のため、情報発信を強化し、周知手法を多様化する必要がある。また、生物多様性地域戦略の策定を検討し、施策を体系的に進めるとともに、KPIの妥当性を見直し、普及啓発の効果検証を確実に行うことが望まれる。

(意見事項 26) 生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について

県民の生物多様性に対する認知度は 50%未満の状況が続いており、普及啓発が十分でない。他県では地域戦略の策定など体系的な取組が進む中、本県では情報提供が限定的であるため、周知手法の多様化や戦略的な普及啓発の強化が望まれる。

5.22.6.3 随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について(意見事項 27)

(発見事項)

各業務の契約は随意契約により締結されているが、随意契約の実施に際して入手した見積りは1者のみであった。

(問題点)

随意契約において見積書の入手が1者にとどまることは、業務内容の専門性等を踏まえると一定の合理性があると考えられるが、競争性が確保されない状況であるからこそ、業務完了報告時の検査において、報告内容の妥当性をより慎重に確認することが望まれる。また、単価が適正であるかを検証する必要性もあることが望まれる。この点、業務としては、支出関連証憑の提出を求める、他県の類似業務や過去の類似案件との金額比較等を実施しているものの、検討記録が証憑資料として保管されていない状況にあることから、随意契約の適正性確保の観点からは実施した結果の記録保管が重要である。

(意見事項 27) 随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について

各業務の契約は随意契約により締結されているが、随意契約に際して入手した見積りは1者のみであった。業務内容の専門性等から1者見積りとなる一定の合理性は認められるものの、競争性が確保されない状況であるため、業務完了報告時の検査において、報告内容の妥当性を慎重に検証することが望まれる。また、単価の適正性を確認することも、随意契約における適正価格の確保の観点から重要である。業務としては、支出関連証憑の確認や他県の類似業務や過去の類似案件との比較を実施しているが、検証結果を証憑資料として記録保管することが重要である。

5.23 みどりの県有施設管理事業

5.23.1 事業の概要

所管課
環境森林部 みどり保全課
現状と課題
<p>暮らしを支えるみどりを充実させていくためには、すぐれた自然環境である瀬戸内海国立公園や、大滝大川県立自然公園の適切な保護・利用促進を図るとともに、自然環境保全地域や緑地環境保全地域などの貴重な自然環境や植生の分布地についても、適切な保護・保全に努める必要がある。</p> <p>一方で、既存施設の維持管理(修繕や清掃、除草等)については、予算の確保が厳しい中、引き続き取組方針(実施箇所や回数、市町との役割分担)などの方向性を検討していく必要がある。また、施設は整備から30年以上経過しており、自然歩道の階段や柵等には、木材を多く用いているため損傷も早い。老朽化した公衆トイレ等の施設修繕については、予算確保に努め、優先順位に応じて進めていく必要がある。さらに、遍路道など山間部の歩道が多いことから、通行に支障のある箇所等の早期発見が遅れないよう、適切な維持管理が必要である。</p>
事業概要と実績
<p>みどりの県有施設管理事業(当初予算額 32,230 千円、決算額 45,561 千円)</p> <p>瀬戸内海国立公園や大滝大川県立自然公園、四国のみちについて、県が整備した利用施設等の修繕や清掃、除草等の維持管理を行う。また、大滝大川県立自然公園内の2つの野営場においては、指定管理者制度により、施設の運営管理を行う。</p> <p>1 瀬戸内海国立公園内の県整備施設の維持管理</p> <p>瀬戸内海国立公園内にある県が整備した28園地等(24園地・3歩道・1休憩所)のうち21箇所において、施設の維持管理と保全を行っている。</p> <p>瀬戸内海国立公園においては、地元の森林組合やシルバー人材センターなどの協力を得ながら、トイレや展望台、休憩所といった施設の日常的な清掃や草刈りといった業務を継続的に実施した。</p> <p>また、施設の経年劣化に対応するため、必要な修繕も随時行い、保全管理に努めている。</p> <p>2 四国自然歩道(四国のみち)の維持管理</p> <p>四国自然歩道、通称「四国のみち」は、全長1,545.6kmの長距離自然歩道であり、四国霊場や各地の豊かな自然、そして地域の歴史に触れながら、歩いて四国を一周できるようになっている。このうち、県内には28コース、総延長265.7kmが整備されており、五色台のへんろみちコースや紫雲出山ロマンのみちコースなどがその一部である。</p>

県では、利用者が安全かつ快適に歩けるよう、主に県が新設または改良した区間(県整備区間)を中心に維持管理を行っており、シルバー人材センターや森林組合などへ草刈りや清掃を委託した。

3 県立自然公園施設維持管理

県立自然公園野営場(県民いこいの森野営場と大川山野営場の2箇所)について、施設の運営管理を実施した。

県の各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 施策 69 暮らしを支えるみどりの充実
- 香川県みどりの基本計画 2-2-1 自然公園等の保護・利用
- 大滝大川県立自然公園の公園計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

- 香川県みどりの基本計画

No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
20	県立自然公園野営場等の利用者数(R3 から R6 累計)(千人)	13	30	43	56	77
	達成状況	16.9%	39.0%	55.8%	72.7%	-

注:期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 自然公園法
- 香川県立自然公園条例
- 香川県立自然公園条例施行規則
- 香川県野営場条例
- 香川県野営場規則

5.23.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	32,151	32,230	32,230
補正予算額(増減)	47,980	15,900	9,981
計:現年予算額	80,131	48,130	42,211
前年度明許繰越額	6,600	40,214	15,013
流用額	-	-	-
計:予算現額	86,731	88,344	57,224
決算額	45,832	70,230	45,561
翌年度明許繰越額	40,214	15,013	10,014
不用額	685	3,101	1,649

5.23.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	41,690	
需用費	2,510	
役務費	1,211	
その他	150	
合計	45,561	

5.23.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	30,462	
県債	8,000	
繰越金	6,013	
その他	1,086	
合計	45,561	

5.23.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	県民いこいの森野営場の管理に関する協定書第 14 条に基づく令和 6 年度分委託料の支出
契約期間	R6 年度
委託内容	県民いこいの森野営場の業務管理の委託
契約方法	公募型プロポーザル方式(R3 年 3 月 19 日締結)
落札業者名	特定非営利活動法人しおのえ
契約価格(税込)	36,925,000 円(R3 年度から R7 年度の 5 年間の累計) R6 年度は上記の5分の1である 7,385,000 円を支出

5.23.6 監査の結果及び意見

5.23.6.1 県立自然公園野営場の利用促進について(意見事項 28)

(発見事項)

県立自然公園施設維持管理業務の KPI は、県立自然公園野営場における令和3年から令和7年までの利用人数累計とされている。現状、令和6年度までの実績では KPI は未達成となっており、県民いこいの森野営場及び大川山野営場の単年度ごとの利用者数を確認したところ、コロナ禍の影響が強かった令和4年度に利用者が増加したものの、その後令和6年度にかけて利用者数は減少傾向にあった。

(問題点)

令和4年度においては、他者との接触を避けることができる屋外レクリエーションとしてキャンプ需要が高まったことから、県立自然公園野営場の利用者も増加していた。しかしながら、その後はキャンプ需要の高まりが沈静化し、利用者数は減少傾向となっている。

県は県立自然公園野営場の管理運営を外部に委託しているが、利用者数が減少傾向にあり、かつ KPI の進捗も低い状況であるにもかかわらず、利用促進に向けたイベント企画や情報発信等について、外部委託者と連携して取り組む体制が十分に整っているとはいえない。このような状況は、野営場の利用促進及び KPI 達成に向けた取組として問題である。

(意見事項 28) 県立自然公園野営場の利用促進について

県立自然公園施設維持管理業務では、県立自然公園野営場の利用者数を KPI としているが、目標達成度は低い状況にある。令和4年度は、他者との接触を避けることができる屋外レクリエーションとしてキャンプ需要が高まり、利用者が増加したものの、その後は需要の高まりが沈静化し、利用者数は減少傾向となっている。

利用者が減少し、KPI の進捗も低い状況にあることを踏まえると、県は管理運営業務を担う外部委託者と連携し、利用促進に向けたイベント企画や広報の強化等について協議を行うなど、KPI の達成に向けた取組を積極的に進めることが望まれる。

5.23.6.2 大滝大川県立自然公園の公園計画の見直しについて(意見事項 29)

(発見事項)

大滝大川県立自然公園の公園計画は平成4年に策定以降見直しが行われていない。この点、平成 27 年度包括外部監査で下記の意見が提言されている。

(意見・共通⑨) 計画期間が長期にわたるものは、定期的に見直しを行うべきである。また、見直しに関する検討記録を保管することが望まれる。

(問題点)

法令に基づき、自然公園の保護と適正な利用を図るために策定された利用計画に沿って施設整備が行われているが、これらの施設は設置から相当の年数が経過している。

しかしながら、施設の維持管理状況や利用実態を十分に把握した上で、計画からの削除や除却の可否について検討していない状況は、計画の実効性の観点から問題である。

(意見事項 29) 大滝大川県立自然公園の公園計画の見直しについて

大滝大川県立自然公園の公園計画は平成4年の策定以降見直しが行われておらず、計画に基づき整備された施設も設置から長期間が経過しているが、施設の維持管理状況や利用実態を踏まえた計画の見直しや不要施設の整理が行われていない。

施設の老朽化や利用状況を踏まえ、計画の見直しや不要施設の整理を適切に行うことが望まれる。

5.23.6.3 瀬戸内海国立公園内の県管理施設の整理及び市町への管理移譲について(意見事項 30)

(発見事項)

瀬戸内海国立公園内の施設のうち、県が設置した施設については県が管理・修繕を行うこととなっている。これらの施設は設置から数十年が経過しており、当初の利用環境から大きく変化している。このような状況下で、県では施設修繕のタイミングに合わせて施設の見直しや削減を行い、維持管理コストの低減を図っている。

(問題点)

小豆島町の紅雲亭園地では、県が整備した休憩所や案内板等と、小豆島町が整備したトイレや園路が併存しているが、町においては落石等の確認のための巡回を実施する中で休憩所等の状況把握も行うなど、実質的に一体的な管理が行われている。

瀬戸内海国立公園の各園地においては利用者数には差異があり、特に利用者の多い園地は市町にとって観光面での価値が高い施設として位置付けられる可能性がある。一方、県では財政上の制約もあり、既存施設の削減を通じた管理コスト削減を図るケースもある。しかしながら、市町にとって利用価値の高い園地であれば、施設の拡充や適切な維持管理が地域の観光振興につながり、結果として県全体の利益にも資するものと考えられる。

小豆島町での事例を踏まえ、県設置施設について市町が管理・維持を担うことが可能な園地がないか検討することが望まれる。

(意見事項 30) 瀬戸内海国立公園内の県管理施設の整理及び市町への管理移譲について

瀬戸内海国立公園内の県管理施設は、設置から数十年が経過し、利用環境の変化や財政上の制約もあることから、県では施設修繕の時期に合わせて施設の見直しや削減を進めている。一方、利用者が多い園地については、市町にとって観光面での価値が高い施設として位置付けられる場合もある。

小豆島町の紅雲亭園地では、県設置施設と町設置施設が併存する中で、町による巡回により実質的な一体管理が行われている事例もみられることから、県設置施設について、市町が管理・維持を担うことが可能な園地がないか検討し、施設の利活用の最適化を図ることが望まれる。

5.24 瀬戸内海国立公園等魅力向上事業

5.24.1 事業の概要

所管課
環境森林部 みどり保全課
現状と課題
<p>国立公園内の施設に対する国の補助は、平成 16 年度をもって廃止となり、平成 17 年度以降は、県が単独県費で対応せざるを得なくなっていた。しかしながら、平成 27 年度から、地方自治体が整備した公園利用施設の国際化対応(標識・情報提供施設の多言語化、公衆トイレの洋式化等)・老朽化対策(荒廃・破損した歩道の再整備等)のための整備について、その事業費の1/2を上限として支援する「自然環境整備交付金(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策)」が整備拡充された。</p> <p>これを受けて、県では平成 27 年度から新たに瀬戸内海国立公園等魅力向上事業を立ち上げ、公園施設等の国際化等整備事業に取り組んでいる。</p> <p>一方で、国の補助金は全国の地方自治体からの要望額に左右されることもあり、要望額に対して内示額が確保できなかった年度もあり、国土強靱化にも資する多言語案内板の設置や施設の老朽化対策を前面に据えて計画申請し、国からの内示額確保について継続して要望していく必要がある。</p> <p>また、瀬戸内国際芸術祭開催に伴い、直島や、小豆島をはじめとする島嶼部に外国人観光客が多く訪れているが、訪日外国人の利便性(多言語化等)について十分に配慮されていない状況であったため、平成 27 年度以降、自然環境整備計画に基づき既存利用施設の再整備を図っている。</p> <p>注:瀬戸内海国立公園</p> <p>備讃瀬戸を中心に明石・紀淡・鳴門・関門・豊予の5つの海峡に囲まれた地域のうち、広い海域とそこに点在する島々、それを望む陸地の展望地が公園区域として指定されている。その範囲は1府(大阪府)10県(香川県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、大分県)にまたがり、海域を含めると90万haを超え、国内で最も広い国立公園である。</p> <p>特長は、大小数々の島で構成された内海の多島海景観である。沿岸の陸域にはそれらを眺められる展望地が多数存在する。また、瀬戸内海一帯は早くから文化が栄え、人と自然とが共存してきた地域であり、島々の段々畑や潮待ちの港町など、自然と暮らしが一体となった親しみやすい景観であることも大きな特長の一つになっている。</p>

事業概要と実績

1 事業概要

自然環境整備交付金を活用して、達成すべき目標や整備方針を明らかにした5年にわたる整備の計画である自然環境整備計画に基づき、事業を実施している。

(1) 目標

大目標	瀬戸内海国立公園における訪日外国人の受入環境の整備や、魅力ある観光地づくりを行う。
目標 1	公衆便所の洋式化や案内板等の多言語化により、国際化対応を図る。
目標 2	老朽化した建物や工作物の再整備により、安全で快適な利用環境づくりを図る。

(2) 整備方針

対象地域の整備方針		方針に沿った主要な事業
屋島地区	屋島集団施設地区の整備計画に基づき、公衆便所の洋式化と老朽化した園路、血の池等の改修を行う。	屋島園地再整備事業 長崎屋島北嶺線道路(歩道)再整備事業
その他の地域	主要観光地である五色台や鹿浦越園地等の老朽化した駐車場、園路、案内板等の改修を行う。	大崎山園地再整備事業 城山(きやま)園地再整備事業 鹿浦越園地再整備事業 紫雲出山園地再整備事業 大坂峠園地再整備事業 御殿山園地再整備事業
島嶼部	瀬戸内国際芸術祭等のイベントによる国内外の観光客に対応するため、老朽化した公衆便所、園路、案内板等の改修を行う。	男木島園地再整備事業 皇踏山園地再整備事業 釈迦ヶ鼻園地再整備事業 栗島線道路(歩道)再整備事業 紅雲亭園地再整備事業 沙弥島園地再整備事業

(3) 自然環境整備計画における事業計画(令和6年度が最終年度)

(単位:千円)

事業名	全体事業費	終了年度	1から4年目	5年目 (R6年度)
屋島園地再整備事業	51,650	R6	44,150	7,500
男木島園地再整備事業	13,200	R2	13,200	-
大崎山園地再整備事業	4,200	R2	4,200	-
城山(きやま)園地再整備事業	11,000	R5	11,000	-
鹿浦越園地再整備事業	22,000	R2	22,000	-
皇踏山園地再整備事業	8,930	R5	8,930	-
釈迦ヶ鼻園地再整備事業	11,080	R6	9,000	2,080
栗島線道路(歩道)再整備事業	17,800	R2	17,800	-
紅雲亭園地再整備事業 (事業主体は小豆島町)	50,688	R4	50,688	-
紫雲出山園地再整備事業	3,000	R4	3,000	-
大坂峠園地再整備事業	8,920	R6	-	8,920
御殿山園地再整備事業	13,200	R6	-	13,200
沙弥島園地再整備事業	1,500	R6	-	1,500

長崎屋島北嶺線道路(歩道)再整備事業	6,000	R6	-	6,000
合計	223,168	-	183,968	39,200

2 実績

対象となる国立公園	実施内容	金額(千円)
屋島園地	園路舗装改修	4,270
皇踏山園地	案内板、防護柵改修	8,930
大坂峠園地	園路、防護柵及び展望台改修	8,740
釈迦ヶ鼻園地	園路、防護柵改修	2,260
	計	24,200

県の各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画における施策 69「暮らしを支えるみどりの充実」
- 香川県みどりの基本計画 2-2-4「自然公園等の保護・利用」
- 自然環境整備計画(国立公園整備事業)

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

- 自然環境整備計画

No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標(R6)
-	香川県地域の国立公園利用者数	2,193 千人	3,459 千人	3,823 千人	統計公表前	4,840 千人
-	達成状況	45%	71%	79%	-	-

出典:自然公園等利用者数調べ(環境省自然環境局)

自然環境整備計画(R2~R6)の従前値である H29 年度の年間利用者 4,610 千人から5%程度増加させた年間利用者 4,840 千人を目標としている。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 自然公園法

5.24.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	23,965	24,200	11,000
補正予算額(増減)	△3,665	2,240	28,000
計:現年予算額	20,300	26,440	39,000
前年度明許繰越額	37,280	14,600	13,200
流用額	-	-	-
計:予算現額	57,580	41,040	52,200
決算額	42,169	27,838	24,200
翌年度明許繰越額	14,600	13,200	28,000
不用額	811	2	-

5.24.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
工事請負費	23,158	
需用費	1,026	
その他	16	
合計	24,200	

5.24.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	12,100	自然環境整備交付金
県債	10,000	
一般財源	1,500	
繰越金	600	
合計	24,200	

5.24.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	瀬戸内海国立公園大坂峠園地防護柵改修工事
契約期間(当初)	R6年9月 26 日から R7年2月 12 日まで
契約方法	指名競争入札
落札業者名	玉藻塗装㈱
予定価格(税込)	3,305,500 円
契約価格(税込)	3,168,000 円
落札率	95.8%
指名業者数	5社

5.24.6 監査の結果及び意見

5.24.6.1 KPI が事業内容と適切に連携していないことについて(意見事項 31)

(発見事項)

瀬戸内海国立公園等魅力向上事業は、訪日外国人を含む観光客の利用環境を向上させるため、瀬戸内海国立公園内の園路の改修や老朽化対策、案内標識等の多言語表記化を行う事業である。一方で、本事業の KPI は「香川県地域の国立公園利用者数」と設定されており、現行より 5%程度の増加を目標としている。

自然環境整備計画(国立公園整備事業)【目標及び計画期間記載要領】

⑪「目標と指標及び目標値の関連性」欄には、指標と目標がどの様に関係しているか、設定した目標値が目標を達成することを如何に反映しているかについて簡潔に記載すること。

(問題点)

当該事業には案内標識等の多言語化も含まれるが、事業内容の多くは瀬戸内海国立公園内の園路や施設の改修・更新であり、利用者の増加を直接的に左右するものではなく、利用環境を整えるための基礎的な整備であると位置付けられる。

しかしながら、本事業の KPI として設定されている「国立公園利用者数」は、当該事業のみならず他の施策や社会的要因にも左右される複合的な指標であり、事業内容と十分に連動しているとは言いがたい。結果として、当該事業の成果を適切に把握する指標としては妥当性を欠いており、問題である。

(意見事項 31) KPI が事業内容と適切に連携していないことについて

瀬戸内海国立公園等魅力向上事業には、案内標識の多言語表記化や園路・施設の老朽化対策等が含まれているが、設定されている KPI は「国立公園利用者数」である。しかしながら、この指標は当該事業のみならず他の施策や社会的要因の影響も受ける包括的な指標であり、事業の効果を直接評価するものとはいえない。

例えば、県が管理する園路や施設のうち、優先的に改修が必要な箇所を特定し、その改修件数や進捗状況を KPI として設定することにより、事業の成果をより適切に把握できると考えられる。事業内容と連動した KPI を設定し、事業成果を客観的に評価できるようにすることが望まれる。

5.25 公渚森林公園にぎわい創出事業

5.25.1 事業の概要

所管課			
環境森林部 森林・林業政策課			
現状と課題			
<p>県は、県民の心身の健康の増進や、森林・緑化に関する知識の向上を図るため、森林公園を設置している。県内には、香川県公渚森林公園、ドングリランド、香川県満濃池森林公園の3つの森林公園があり、どの公園も香川県の豊かな自然を感じながら過ごすことのできる憩いの場となっている。</p> <p>これらの森林公園のうち、公渚森林公園は開園(昭和53年)から約45年が経過し、多くの施設・設備が老朽化している。利用者からは、老朽化した施設や飲食施設・ベンチ等の休憩施設、案内板の不足について改善の要望がある。</p> <p>一方、入園者数は近年微増傾向にあるものの、利用者は、春の桜の開花時と秋の菊花展の時期に集中しており、利用者層も一般利用者(特にシニア層のウォーキング・花の鑑賞)が中心となっている。従来多く見られた小中学校の校外学習等による集団利用は、行先の多様化等により減少している。</p> <p>このため、老朽化した施設等の改修及び入園者数の増加を図ることが課題である。</p> <p>注: 公渚森林公園</p> <p>公渚森林公園は、高松市南部の東植田町と、木田郡三木町にまたがって位置し、桜並木や芝生広場、チビッコ広場などがある公渚エリアと、森林学習展示館やアスレチック広場、二子山展望台などがある二子山エリアとで構成された約93haの森林公園である。高松市の中心部から車で30分程度と近いこともあり、身近に自然と親しめる公園として、高松市はもとより、県内外から多くの人々が利用している。平成18年4月より指定管理者制度が導入され、現在は、公益財団法人かがわ水と緑の財団が指定管理者として管理を行っている。</p>			
事業概要と実績			
1 公渚森林公園にぎわい創出事業			
<p>令和6年度は様々なイベントの開催、桜並木の整備のための測量・基本設計、公渚池北東岸の「やすらぎの森」の遊歩道や施設整備を行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p>			
場所	項目	内容	決算額
メインストリート	桜並木更新	測量により既存の桜の位置を把握し、桜並木の計画的な維持・更新のため、樹勢回復や改植計画などの整備計画を作成	3,520
	ライトアップイベント開催	令和7年3月28日から4月6日に「公渚桜まつり」として、初めて桜のライトアップを実施 桜のライトアップ期間中の夜間来園者数は約11,000人	(令和6年度予算は債務負担行為のみ)
芝生広場	オータムフェスタ開催	・令和6年9月28日から11月17日までの期間に「公渚森林公園オータムフェスタ2024」を開催し、期間中を通してデジタルスタンプラリーを実施	1,785

		<ul style="list-style-type: none"> ・上記期間中の9月28日に開催した「公渕森林公園の秋祭り」はさぬき動物愛護センター「しっぽの森」の「動物愛護フェスティバル」との同日開催で実施 ・公渕森林公園の秋祭りの来場者数は約2,000人となり、動物愛護フェスティバルも例年の約3倍の入園者数との報告 	
やすらぎの森	やすらぎの小径整備	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や竹を整理、伐採し、眺望を改善し、修景整備を行うとともに、伐採した樹木等をチップ化して遊歩道の表面に敷いて歩きやすさを向上 ・やすらぎ休憩所及び東屋の設置 	64,249
	やすらぎの小径オープニングイベント	やすらぎの小径の完成を記念して、オープニングイベントを開催し、約300名が参加	2,314
		合計	71,868

県の各計画との関連

- 香川県みどりの基本計画 第4章 2-3-3 森林公園等の整備・管理

重点施策に紐づいたKPIとそれを細分化した本事業のKPI(達成状況を含む)

- 香川県みどりの基本計画

No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
25	森林公園の入園者数(累計)(千人)	515	1,132	1,686	2,320	2,960
	達成状況	17%	38%	57%	78%	-

注:森林公園の入園者数(累計)は、R3年度を起点とする累計である。期間は年度である。

(参考:公渕森林公園の入園者数)

指標	R3	R4	R5	R6
公渕森林公園の入園者数(単年度)(千人)	408	489	423	492
森林公園の入園者数(単年度)(千人)	515	617	554	634

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県森林公園条例
- 香川県森林公園規則

5.25.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	96,143
補正予算額(増減)	-	-	△41
計:現年予算額	-	-	96,102
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	96,102
決算額	-	-	71,868
翌年度明許繰越額	-	-	24,032
不用額	-	-	202

5.25.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	44,272	
工事請負費	23,735	
備品購入費	3,727	
その他	134	
合計	71,868	

5.25.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
県債	43,000	
一般財源	28,868	
合計	71,868	

5.25.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の工事請負費及び委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

➤ 公渕森林公園やすらぎ休憩所外1棟及び公渕池西東屋改修工事

項目	概要
契約名	公渕森林公園やすらぎ休憩所外1棟及び公渕池西東屋改修工事
契約期間(当初)	R6年11月15日からR7年3月31日
工事内容	改築工事 ・やすらぎ休憩所 木造、平屋建、延べ面積 64.80 m ² 上記改築に伴う電気設備工事一式 ・ポタン園南東屋 木造、平屋建、延べ面積 12.15 m ² 改修工事 ・公渕池西東屋 木造、平屋建、延べ面積 28.88 m ² 土間改修 改修面積 59.59 m ²
入札方法	入札後審査型(制限付き)一般競争入札
落札業者名	榎谷口工務店
予定価格(税込)	30,486,500 円
落札価格(税込)	27,955,400 円
落札率	91.7%
入札参加者数	3 者
変更後契約金額(税込)	28,495,500 円
変更後契約期間	R7年4月18日までに変更
変更理由	既存量水器について施設管理者の維持管理上の観点から1m 移設して欲しいとの要望を受け入れたもの。

➤ 令和6年度公渕森林公園標識設置業務委託契約

項目	概要
契約名	令和6年度公渕森林公園標識設置業務委託契約
契約期間	R6年11月7日からR7年2月28日まで
委託内容	公渕森林公園内に、下記の標識設置を行う。 ・案内板設置 1 基

項目	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板設置 1基 ・指導標設置 5基 ・誘導標識設置 5基
契約方法	一般競争入札
落札業者名	(株)アムロン
予定価格(税込)	9,812,000 円
落札価格(税込)	9,801,000 円
落札率	99.8% (県の説明によれば、同種実績がないため複数社から参考見積を入手し、最も低い見積額を基礎に予定価格を設定した結果、当該業者1者のみが応札し、落札額が予定価格に近接した。)
入札参加者数	1者
変更後契約金額(税込)	10,846,000 円
変更後契約期間	契約期間をR7年3月21日までとする
変更理由	誘導標識設置を5基から2基へ変更 誘導標識(可変)設置を3基追加 鋼製標識撤去を1基追加

➤ R7年公淵森林公園桜のライトアップ委託業務契約

項目	概要
契約名	令和7年公淵森林公園桜のライトアップ委託業務契約
契約期間	R7年2月25日からR7年4月30日
委託内容	令和7年公淵森林公園桜のライトアップについて、下記の事項を委託している。 ・ライトアップの企画 ・会場等設営・運営管理業務 ・広報等に関する業務
契約方法	業務委託契約に係る企画提案方式(プロポーザル方式)による公募
落札業者名	(株)ネクサス
予定価格(税込)	8,700,000 円
契約価格(税込)	8,695,500 円
落札率	99.9% 公募型プロポーザル方式であり契約限度額を事前公表
入札参加者数	2者
変更後契約金額(税込)	8,783,500 円
変更理由	足元灯の設置数の増加

5.25.6 監査の結果及び意見

5.25.6.1 公淵森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて(意見事項32)

(発見事項)

令和6年度の事業において、公淵森林公園の東エリア(やすらぎの森)が大幅にリニューアルされた。具体的には、やすらぎの小径の整備(眺望改善、遊歩道をウッドチップ化)、やすらぎ休憩所や東屋の設置、また誘導標識・案内板等の増設が実施されている。これに伴い、県では令和7年4月7日以降、香川県のホームページやSNSにてリニューアル情報を公開している。

一方で、指定管理者が管理している公渕森林公園のホームページにおいては、やすらぎの森に関連する情報が乏しく、リニューアル後の状況や整備内容が十分かつ継続的に紹介されていない状況にある。

(問題点)

当該事業実施前は、公渕森林公園の東エリア(やすらぎの森)は眺望も悪く訪問者も少なかったが、リニューアル後はやすらぎの小径の整備により環境が改善されている。

しかしながら、整備後においても、指定管理者が維持管理するホームページでは当該エリアをウォーキングコースとして紹介するなどの積極的な情報発信が行われておらず、リニューアルの成果が県民に十分周知されていない。

整備効果を十分に活用するためには、適切な情報提供と広報の取組が不可欠であるが、現状では県と指定管理者の連携が十分に図られておらず、事業効果の最大化及び県民利用促進の観点から問題である。

(意見事項 32) 公渕森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて

公渕森林公園の東エリア(やすらぎの森)は、令和6年度に眺望改善や遊歩道のウッドチップ化、休憩施設や案内板の整備など大幅なリニューアルが行われ、環境が改善されたものの、指定管理者が維持管理するホームページでは、当該エリアの紹介やリニューアル内容に関する情報発信が十分に行われておらず、事業効果の最大化や県民の利用促進の観点から問題がある。

県は指定管理者と連携し、リニューアル内容を指定管理者のホームページ等で適切に紹介するよう協議を行うなど、やすらぎの森の魅力を多様な媒体を通じて発信する取組を進めることが望ましい。

5.26 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業

5.26.1 事業の概要

所管課		
環境森林部 みどり保全課		
現状と課題		
<p>昭和9(1934)年3月 16 日に瀬戸内海国立公園が我が国最初の国立公園として指定され、令和6年3月 16 日に 90 周年を迎えた。</p> <p>本県の豊かな自然環境は、「長い歴史の中で育まれてきたもの」、「県民にうるおい・やすらぎを与え、暮らしを支える生活の基盤」及び「経済の成長を支える貴重な財産」であるという認識を持った上で、自然環境を守り、育て、生かし、次の世代へつなぐ必要がある。</p>		
事業概要と実績		
<p>瀬戸内海国立公園指定 90 周年の機会を捉え、瀬戸内海をはじめとする世界に誇る自然景観を有する瀬戸内海国立公園において、特別な体験の提供など深い感動を得られる体験を柱とした記念事業(イベント等)を展開し、県民をはじめ、多くの方が集い、自然の美しさ等を体験し、新たな気づきを得られる場を提供する。</p>		
(単位:千円)		
事業名	実施内容	金額
シンポジウム開催事業	瀬戸内海国立公園指定 90 周年を記念して、瀬戸内海のことを考えるシンポジウム及びサイドイベントを開催し、環境保全意識を醸成 ・シンポジウム参加者 272 名 ・サイドイベント参加者 607 名	9,489
フォトコンテスト開催事業	瀬戸内海国立公園の園地等を訪れ、瀬戸内海の景観美等を再認識する機会を創出するため、フォトコンテストを開催 ・総投稿数 619 作品 ・入賞:最優秀1作品、優秀賞2作品、特別賞 10 作品	2,563
記念花火大会開催事業	瀬戸内海国立公園の認知度向上を図り、来訪意欲を高めるため、瀬戸内海国立公園区域内の津田の松原において、花火大会をさぬき市との共催により実施 ・花火打上数 約 3,000 発 ・打上時間 約 30 分 ・集客数 約 40,000 人	20,000
フィナーレイベント開催事業	記念事業を締めくくるとともに、瀬戸内海の恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐ契機とするため、フォトテレーリングとフィナーレセレモニーを開催 ・フォトテレーリング参加者 160 名 ・フィナーレセレモニー参加者 744 名	4,287
合計		36,339
県の各計画との関連		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画 施策 69 暮らしを支えるみどりの充実 ➤ 香川県みどりの基本計画 2-2-1 自然公園等の保護・利用 		

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)
当事業全体としての正式な KPI は設定されていないが、記念花火大会開催事業については、目標集客数 30,000 人を設定し、実績は約 40,000 人であった。
遵守すべき(規制を受ける)法令等
➤ 特になし

5.26.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	-	-	35,665
補正予算額(増減)	-	-	682
計:現年予算額	-	-	36,347
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	-	-	36,347
決算額	-	-	36,339
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	-	-	8

5.26.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	20,476	負担金
委託料	14,162	
その他	1,701	
合計	36,339	

5.26.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
繰入金	13,716	香川県環境保全基金からの繰入金
一般財源	11,604	
国庫支出金	10,959	
その他	60	
合計	36,339	

5.26.5 検討した内容及び閲覧した資料等

① 前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の負担金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
内容	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会の開催に係る協定 津田の松原でさぬき市が例年実施している「津田まつり」のプログラムの1つである打ち上げ花火を県とさぬき市が共同して、瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会(以下「記念花火大会」という。)として開催し、花火打上数を例年の約 600 発から約 3,000 発に拡大して実施する。

項目	概要		
負担期間	令和6年4月25日から令和6年11月30日まで		
役割分担	記念花火大会の準備及び運営について、以下の役割分担で連携して実施する旨を定めている。		
	役割	県	さぬき市
	費用負担	○	
	地元及び関連機関との調整等に関すること	○	○
	広報に関すること	○	○
	業者等の手配に関すること		○
	その他、記念花火大会の全般に関すること	○	
	その他、記念花火大会の実施運営に関すること		○
負担額	20,000,000 円		

② 前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	瀬戸内海国立公園指定90周年記念シンポジウム等開催業務契約
契約期間	令和6年5月16日から令和6年8月14日まで
委託内容	令和6年7月15日に開催された瀬戸内海国立公園指定90周年記念シンポジウム等について、下記の事項を委託している。
	・運営体制・計画策定
	・企画・運営等業務
	・シンポジウムの開催業務
	・サイドイベント開催業務
	・アフターエキシビジョンの開催
	・広報業務
	・当日配布用プログラム及び記念品等の作成・準備
	・イベント保険への加入、業務完了後の実績報告書の提出
契約方法	業務委託契約に係る企画提案方式(プロポーザル方式)による公募
落札業者名	株大一広告
応札者数	2者
契約限度額(税込)	7,700,000 円
契約価格(税込)	7,700,000 円
落札率	100% 公募型プロポーザル方式であり契約限度額を事前公表
契約変更後(税込)	7,627,675 円

5.26.6 監査の結果及び意見

5.26.6.1 記念事業の評価が不十分であることについて(意見事項 33)

(発見事項)

当該事業は、瀬戸内海国立公園指定90周年の記念事業であり、継続的な事業ではないため明確なKPIを設定していない。

(問題点)

単年度の事業の場合であっても、事業目標であるKPIを設定し、実績の把握を行い、経済性、効率性及び有効性の観点から事業評価を行うことが望まれるが、当該記念事業ではKPIの設定及

び事業評価が行われていない。瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会においては、目標集客数 30,000 人に対して実際の集客数は約 40,000 人との報告がなされているものの、当該目標値を設定した根拠や、目標達成によってどのような成果が得られたのかといった評価が行われていない点は問題である。

(意見事項 33) 記念事業の評価が不十分であることについて

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業は、継続的な事業ではないため、明確なKPIが設定されていない。

このような単年度の事業であっても、適切な KPI を設定し、その実績を把握したうえで、経済性、効率性及び有効性の観点から事業評価を行うことが望まれる。

5.26.6.2 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について(意見事項 34)

(発見事項)

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会には約 40,000 人が来場し、当日は、チラシ 3,000 枚、ポスター 100 枚の作成・配布や、うちわ 1 万本の配布などを通じて瀬戸内海国立公園の情報発信が行われていた。また、公式 HP や公式インスタグラムにおいても、国立公園指定の経緯や瀬戸内海の魅力について広く周知・誘客促進が図られている。

(問題点)

県は 90 周年を契機として様々な媒体により瀬戸内海国立公園に関する情報発信を行っている中、今回の記念花火大会は約 40,000 人が来場し、県民からの意見や意識調査を実施するための大規模な機会であり、来場者から瀬戸内海国立公園に関する認知度や意識を把握する調査を行うことも可能であったと考えられるが、このようなフィードバックを得る仕組みについて検討されていない点は問題である。

(意見事項 34) 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について

花火大会は約 40,000 人が来場する非常に集客力の高いイベントであり、県はこの機会を活かして瀬戸内海国立公園に関する情報を様々な媒体を通じて発信していた。一方で、来場者の瀬戸内海国立公園に対する認知度や意識を把握する仕組みは設けられていなかった。

例えば、来場者に配布するうちわやチラシ等に、瀬戸内海国立公園に関するウェブサイトの QR コードを掲載することにより理解促進を図るほか、来場者から意見を聴取する機会を設けるなど、フィードバックを得る取組も考えられる。

県民とのコミュニケーションを図れる機会が得られる場合には、積極的な情報発信に加え、認知度や意見を把握する仕組みを検討し、今後の事業推進に活かしていくことが望まれる。

5.26.6.3 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業における県負担額の削減可能性の検討不足 について(意見事項 35)

(発見事項)

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業は、花火大会やシンポジウム開催など、比較的規模の大きいイベントで構成されている。また、瀬戸内国際芸術祭のように企業からの協賛を募る仕組みは設けられていなかった。

(問題点)

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念イベントの目的は、県民に瀬戸内海国立公園を訪れて自然に親しみ、その魅力や保全の重要性について理解を深めてもらう機会を提供することにある。この点、瀬戸内海の環境保全や地域振興に関心を有する民間企業も一定数存在すると考えられ、事業の経済性を高める観点からは、地元企業から協賛を募ることで県の負担額を抑制できる可能性もあった。しかし、そのような検討を行った記録は確認できず、協賛の活用可能性に関する検討が不十分であった点が問題である。

(意見事項 35) 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業における県負担額の削減可能性の検討不足について

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業は、花火大会やシンポジウムなど比較的規模の大きいイベントで構成されている。記念事業の目的は、県民に瀬戸内海国立公園を訪れて自然に親しみ、その魅力や保全の重要性について理解を深めてもらう機会を提供することにある。

瀬戸内海の環境保全や地域振興に関心を有する民間企業も一定数存在すると考えられ、事業の経済性を高める観点からは、民間企業から協賛を募ることの実現可能性について検討することが望まれる。

5.27 循環型社会づくり推進事業

5.27.1 事業の概要

所管課	
環境森林部 循環型社会推進課	
現状と課題	
<p>本県の一般廃棄物の総排出量は減少傾向となっており、今後も、人口減少に伴う自然減により、減少傾向で推移すると考えられるが、より一層の削減に向けた取組により、生活全体において2R(発生抑制・再使用)を推進し、総排出量の抑制をめざす必要がある。</p> <p>プラスチックごみ対策や食品ロス対策など新たな課題も生じる中、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、取組が遅れている2R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース))を可能な限り推進したうえで、再生利用ができるものについては、適正にリサイクルを図るなど、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要がある。</p> <p>本県のリサイクル率(令和元(2019)年度実績)は、一般廃棄物が18.2%、産業廃棄物が71.0%となっており、平成27(2015)年度実績(一般廃棄物:19.3%、産業廃棄物:70.5%)と比較すると、一般廃棄物は減少(1.1ポイント減)し、産業廃棄物は増加(0.5ポイント増)しているが、近年は、一般廃棄物は横ばいか微減、産業廃棄物は微増で推移している。</p> <p>リサイクルを進めるためには、関連事業者の取組や消費行動の変容を促進することが大切であることから、県内企業の環境関連の研究開発等に対する支援や優良な産廃処理業者の認定等により循環産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の認定制度やグリーン購入の促進等により、リサイクル製品の利用促進に努める必要がある。</p>	
事業概要と実績	
1 廃棄物発生抑制推進事業(当初予算額 564 千円、決算額 188 千円)	
<p>県民や事業者へ2Rに重点を置いた3R(発生抑制・再使用・再生利用)に関する普及啓発や、市町等へ廃棄物処理行政に関する情報提供と、意見交換等を行う。</p>	
内容	実績
香川県循環型社会推進連絡会	3回
会議への出席	・循環型社会構築四国連携協議会(研究会) ・全国環境衛生・廃棄物関係課長会
2 食品ロス・プラスチック削減推進事業(当初予算額 1,550 千円、決算額 1,503 千円)	
<p>県庁フードドライブ活動や出前講座の実施のほか、小売店・飲食店等を登録する「かがわ食品ロス削減協力店/かがわプラスチック・スマートショップ」、優れた取組を表彰する「かがわ食品ロス削減大賞/かがわプラスチック・スマート大賞」等の制度運営を通じて、食品ロス削減やプラスチックごみ削減にかかる普及啓発を行った。</p>	
内容	実績
出前講座	19回
かがわ食品ロス削減協力店	433店舗

かがわプラスチック・スマートショップ	422 店舗
かがわ食品ロス削減大賞	19 件の応募があり、「香川県立多度津高等学校 海洋生産科栽培技術コース」を大賞とした。
かがわプラスチック・スマート大賞	20 件の応募があり、「大手前丸亀中学・高等学校 TSUNAGU」を大賞とした。

3 プラスチックリサイクル等促進事業(当初予算額 3,500 千円、決算額 3,004 千円)

プラスチックごみのリサイクルを推進するため、「香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金」により、県内事業者が実施する先導的な取組を支援するとともに、香川県循環型社会推進連絡会やセミナーを開催した。

(1) 香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金

補助事業者	事業内容	補助金額(千円)
NIPPURA(株)	自動切りくず圧縮機 取得費	1,000
(株)北四国グラビア印刷	縦型圧縮梱包機 取得費	1,000
中商事(株)	廃プラリサイクル機械 取得費	862
合計		2,862

9者からの応募があり、有識者を含む7名の委員による審査委員会の審査を経て上記3者の事業が採択された。

(2) セミナー等の開催

内容	実績
香川県循環型社会推進連絡会(再掲)	3 回
プラスチック資源循環セミナー	2 回

4 廃棄物排出量等将来推計調査事業(当初予算額 2,618 千円、決算額 2,618 千円)

香川県廃棄物処理計画改定など、今後の施策の検討の基礎資料とするため、一般廃棄物については、本県における一般廃棄物の排出量等の将来推計を行い、産業廃棄物については、本県の産業廃棄物処理業者の処分実績等の状況を把握することにより、産業廃棄物の減量化及びリサイクルの状況を分析し、排出量等の将来推計を行う。

5 産業廃棄物減量化・リサイクル促進事業(当初予算額 1,839 千円、決算額 1,749 千円)

産業廃棄物の排出、処理の実態について調査を行うとともに、分析結果等をもとに排出事業者等への指導、助言を行い、減量化・リサイクルを促進する。

- 廃棄物排出量等将来推計調査事業及び産業廃棄物減量化・リサイクル促進事業を併せて以下の委託を行っている。

業務	委託先	事業費
香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計及び産業廃棄物減量化・リサイクル状況(処分実績等)調査業務	(株)日水コン	4,367 千円

県の各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

分野 20 環境の保全

施策 64 持続可能な循環型社会の形成

- 香川県環境基本計画

第3節 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

3-1 循環型社会づくりの推進

3-1-1 2R(リデュース、リユース)の推進

➤ 香川県廃棄物処理計画

1 循環型社会づくりの推進

1-1 2R(リデュース、リユース)の推進、1-2 リサイクルの推進

➤ 香川県食品ロス削減推進計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県環境基本計画

No.	指標	現状 (R元)	R4	R5	R6	目標 (R7)
18	産業廃棄物の最終処分量	17.2 万 t	13.8 万 t	12.4 万 t	-	16.1 万 t
	達成状況	-	309.1%	436.4%	-	-

注1:現状(R元年度)から1.1万tの削減をめざす。また、期間は年度である。

注2:R6年度は、集計中であり、令和8年4月(2026年4月)公表予定

➤ 香川県食品ロス削減推進計画

指標	基準年 (R元)	R4	R5	R6	目標 (R7)
かがわプラスチック・スマートショップ登録店舗数	-	171	285	422	100
達成状況	-	171.0%	285.0%	422.0%	-
食品ロスの削減目標(年間)	37,431t (H29年度)	-	25,467t	-	29,300t (R12年度)
達成状況	-	-	113.8%	-	-
県政モニターアンケートにおいて、「家庭で食品ロスを出していないと思う」と回答した人の割合	29.2% (R2年度)	39.2%	42.6%	45.5%	50%
達成状況	-	48.1%	64.4%	78.4%	-
かがわ食品ロス削減協力店登録店舗数	-	377	385	433	300
達成状況	-	125.7%	128.3%	144.3%	-

注1:食品ロスの削減推計値は、計画の見直し時期に合わせて算出するため、R4・R6の実績はない。また、期間は年度である。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 食品ロスの削減の推進に関する法律
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- 香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金交付要綱、同公募要領
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5.27.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	4,661	7,503	10,071
補正予算額(増減)	△286	△1,925	△438
計:現年予算額	4,375	5,578	9,633
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	4,375	5,578	9,633
決算額	3,930	5,337	9,062
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	445	241	571

5.27.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,868	補助金
委託料	4,367	
需用費	1,138	
その他	689	
合計	9,062	

5.27.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	7,559	
繰入金	1,503	
合計	9,062	

5.27.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計及び産業廃棄物減量化・リサイクル状況(処分実績等)調査業務
契約期間(当初)	R6年8月6日からR7年2月28日まで
委託内容	・香川県廃棄物処理計画策定に伴う一般廃棄物排出量等の将来推計業務 ・産業廃棄物減量化・リサイクル状況(処分実績等)調査業務
契約方法	一般競争入札
落札業者名	(株)日水コン
予定価格(税込)	4,456,980円
落札価格(税込)	4,367,000円
落札率	97.98%
入札参加者数	2者
契約の変更	なし

5.27.6 監査の結果及び意見

5.27.6.1 将来推計の算定根拠の明確化について(意見事項 36)

(発見事項)

受託事業者の報告書には、将来推計に用いた関数式として、①一次傾向線式、②修正指数曲線式、③対数関数曲線式、④べき乗曲線式、⑤ロジスティック曲線式を用い、過大・過小な予測を避けるため、単に相関の高い式を採用するのではなく、過去の実績から最も妥当と判断される推計式による結果を採用した旨が記載されている。また、いずれの推計式も、非現実的なマイナス値や過大な数値となる場合は最新の実績値を用い、最新(令和4年度)の排出実績がない場合は排出なし(0)とする旨も示されている。

将来のごみ排出量は、推計された市町別の収集ごみ排出原単位、直接搬入ごみ原単位、集団回収原単位に将来推計人口を乗じて算出し、これらを合計して県全体の将来排出量を導いている。

一方、報告書内の市町別の将来値には、「相関の最も高い式を採用」「相関の高い式では増減が大きすぎるため増減幅の小さい式を採用」「変動が大きいため直近値を採用」などの注記があるものの、5種類の推計式ごとの計算結果は示されていない。また、中間報告時には県の担当者が計算結果を確認した旨の説明があったが、報告書上では各項目でどの式を採用したのかも明記されておらず、多くの項目で令和4年度の実績値が令和 32 年度までの推計値としてそのまま用いられており、過去のトレンドと大きく乖離している例も確認されたものの、その理由や根拠についても具体的な説明がなされていない。

(問題点)

本件は専門性の高い業務であるため、採用した手法や仮定、その選定を正当化する根拠を明確に示すことが不可欠である。しかしながら、報告書では推計式の選択理由が示されておらず、推計の過程や前提が不透明であることから、将来推計値の妥当性を適切に評価することができないため問題である。

(意見事項 36) 将来推計の算定根拠の明確化について

受託事業者の報告書では、将来推計に5種類の関数式を用い、実績に基づき妥当な式を選定したとされている。しかしながら、報告書内では、市町別の将来値について採用した推計式や各式の試算結果が示されておらず、多くの項目で令和4年度実績が令和 32 年度までの推計値として用いられている理由も説明されていない。専門性の高い業務である以上、推計方法や選定根拠を報告書内で明確に示すことが不可欠であり、現状では算定過程が不透明で推計値の妥当性を評価することができない。

各関数による計算結果や直近実績値を用いた場合を含め、将来予測値を採用した根拠を報告書内に明示させることが望まれる。

5.27.6.2 削減効果の報告を求めている点について(意見事項 37)

(発見事項)

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は、本県のプラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加又は最終処分量の減少(以下、両者を併せて「削減効果」という。)を事業目的としている。削減効果量は採択時に審査が行われているものの、補助事業完了後における実際の削減効果については報告を求めている。

(問題点)

補助要綱において、補助事業完了後の実際の削減効果の報告を求めているため、事業目的である削減効果の達成状況を確認できないおそれがあり、補助事業の成果を適切に評価することができない可能性がある点が問題である。

(意見事項 37) 削減効果の報告を求めている点について

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加又は最終処分量の減少という削減効果を目的としており、採択時には削減効果量の審査が行われているものの、補助要綱において、補助事業完了後の実際の削減効果について報告を求めているため、目的である削減効果の達成状況を確認できないおそれがあり、補助事業の成果を適切に評価できない可能性がある点が問題である。

実際の削減効果の発現が事業目的の達成に直結することから、補助要綱において補助事業完了後の一定期間についても、実績報告の提出を求めることが望まれる。

5.27.6.3 波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について(意見事項 38)

(発見事項)

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金の審査項目には、「波及性」として、他の事業者や地域に対して、取組内容の拡大や波及効果が期待できるかどうか、という観点が含まれている。本県においても取組事例の積極的な紹介等を推進しようとしているが、補助金要綱や要領には、補助事業者に対し調査や成果事例作成への協力を求める旨の定めがなく、事例紹介等を行う場合には個別に許可を得る等の対応が必要となっている。一方で、他の補助事業では、下記のようにあらかじめ要領等に協力規定を設けている事例も多く見られる。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領(第 21 次公募)

(8) EBPM に関する取組への協力／調査・成果事例作成への協力

● EBPM※に関する取組を進める観点から、採否にかかわらず、事務局、経済産業省及び中小機構からの求めに応じて、データ提供にご協力いただきます。

※「EBPM(Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案)」とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に

基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられています。

● 事務局、経済産業省及び中小機構から、採否にかかわらず本事業に関係する調査への協力をお願いすることがあります。また、申請時に提出された情報については、事業者間の連携の推進、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理したうえで公開する場合があります。なお、補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いしますので、あらかじめご了承ください。

(問題点)

「波及性」を政策目的の一つとしているにもかかわらず、成果事例の紹介等に関する協力義務等の行政行為の「負担」が補助要綱又は要領に明記されていないことは問題である。

(意見事項 38)波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金では、「波及性」を審査項目として掲げているにもかかわらず、成果事例の紹介等に関する協力義務が補助要綱又は要領に明記されておらず、事例紹介を行う際には個別に許可を得る必要が生じている。

事業目的の達成と取組の波及を図るため、調査や成果事例作成への協力義務を要綱等に定めておくことが望まれる。

5.28 豊島処分地維持管理等事業

5.28.1 事業の概要

所管課	
環境森林部 循環型社会推進課	
現状と課題	
<p>平成 12 年 6 月に成立した調停条項に従い、安全と環境保全を最優先として関係者の理解と協力のもと、令和 4 年度末までに豊島処分地の整地工事を完了した。</p> <p>令和 5 年度以降は、雨水の浸透による自然浄化で豊島処分地の地下水の環境基準の達成をめざすため、水質モニタリングと豊島処分地の維持管理等を継続する必要がある。</p>	
豊島廃棄物等処理事業に関する概略の年表	
S53 年 2 月	本県が豊島の処理業者(豊島総合観光開発㈱)に対して産業廃棄物処理業の許可(汚泥、木くず、家畜のふんの取扱い、ミズによる土壌改良剤処理業に限る)
S58 年 1 月	処理業者が金属くず商の許可を取得
S50 年代後半～H2 年	処理業者がシュレッダーダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を自社の管理地に搬入し、野焼きや不法投棄
H2 年 11 月	兵庫県警察が処理業者の事業場を強制捜査
同年 12 月	本県が処理業者に対して、産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、廃棄物の撤去等を命令
H3 年 7 月	処理業者に対して有罪判決(豊島総合観光開発㈱:罰金 50 万円、実質的経営者:懲役 10 月、執行猶予 5 年)
H5 年 11 月	豊島住民が公害紛争処理法に基づく公害調停を申請 本県が処理業者に対して、処分地の環境保全措置を命令
H6 年 5 月	本県が処理業者及びその経営者を刑事告発
H9 年 7 月	豊島住民と本県との中間合意が成立 香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会を設置
H11 年 8 月	本県が直島町議会で直島処理案を提案
同年 11 月	技術検討委員会が「第 3 次香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会最終報告書」を提出
H12 年 3 月	直島町長が本県の提案受入れを表明
同年 6 月	臨時県議会において調停条項案議決
同年 6 月	豊島住民と本県との公害調停が成立
H14 年 3 月	豊島処分地の暫定的な環境保全措置工事完了
H15 年 9 月	中間処理施設完成、豊島廃棄物等処理事業稼働式(本格処理開始)
H29 年 3 月	豊島からの廃棄物等の搬出完了
同年 6 月	直島での廃棄物等の処理完了(処理容量約 91 万 2 千トン)
H30 年 1・2 月	地下水浄化対策の実施の際に、廃棄物(約 115 トン)が見つかる
R 元年 7 月	H30 年 1 月以降に見つかった廃棄物(処理量 616 トン)の搬出・処理が完了(最終処理容量約 91 万 3 千トン)
R3 年 7 月	豊島処分地地下水・雨水等対策検討会において、処分地内全域での排水基準達成を確認
R4 年 3 月	遮水壁の引抜き完了(遮水機能の解除完了)
R5 年 3 月	産廃特別措置法に基づく「豊島廃棄物等の処理にかかる実施計画」の完了(処分地の整地の完了)

➤ 第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

豊島処分地維持管理等事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業後の地下水モニタリングの実施と結果の評価及びその対応、雨水の管理並びに豊島処分地の維持管理等、さらに各種の試験、計測及び周辺環境モニタリング等において、指導、助言、評価等を得るため、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会は、地下水及び雨水の管理及び対応、豊島内施設の管理並びに豊島処分地の引き渡しにあたっての施設の撤去や整地等に係る計画の策定及び実施、さらに各種の試験、計測、モニタリング等に係わる下記の事項について指導、助言、評価等を行うとともに、必要に応じて豊島廃棄物等管理委員会及び豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項の見直しを行い、その結果を知事に報告する。

- ①事業の全体計画及び年度計画の策定及び改訂
- ②事業の進捗状況の確認
- ③豊島処分地の地下水モニタリングの実施と結果の評価及び対応等
- ④豊島処分地の雨水の管理等
- ⑤豊島処分地及び処分地内施設の維持管理
- ⑥豊島処分地の引き渡しにあたっての施設の撤去や整地等に係る計画の策定及び実施
- ⑦事業に係る各種の試験及び周辺環境モニタリングの実施と結果の評価
- ⑧各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂
- ⑨異常時等の対応
- ⑩その他必要な事項

事業概要と実績

調停条項に従い、地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、処分地の維持管理等を行っている。

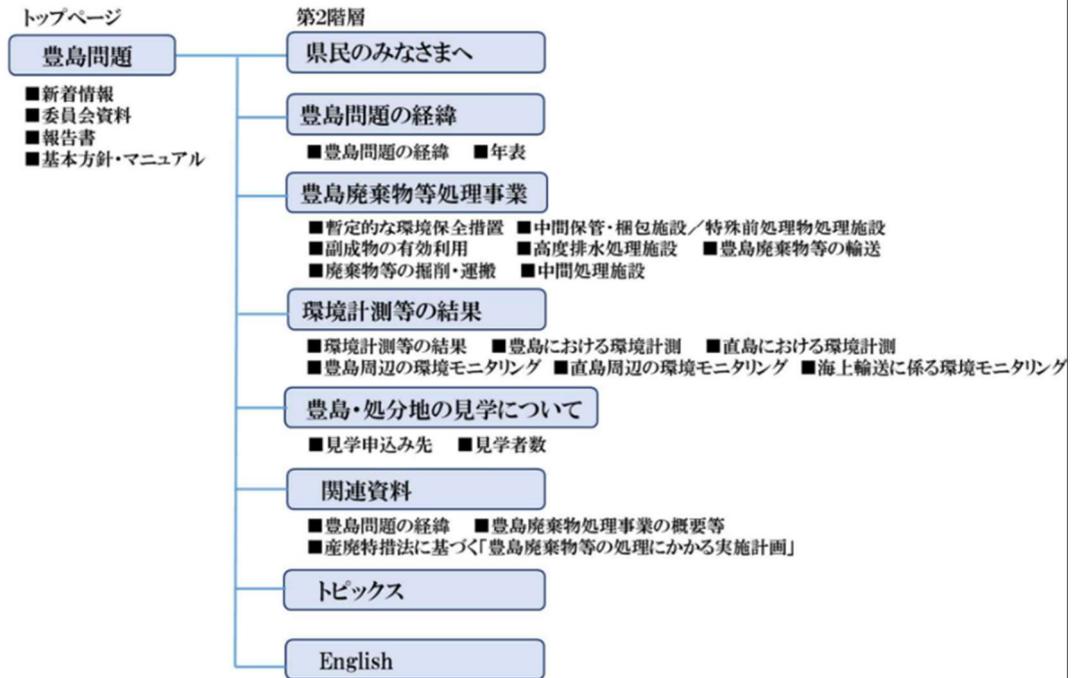
令和6年度は、「第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会」で審議・承認された「令和6年度における各種調査の実施方針」に基づき、下記のとおり実施している。

- 水質モニタリング 4回
- 周辺環境モニタリング 1回

処分地の維持管理等

実施結果等は、同委員会で審議され、豊島廃棄物処理協議会において、豊島住民への報告、協議が行われている。

なお、豊島処分地維持管理等事業の実施に当たっては、積極的な情報公開に努めており、委員会等の資料及び各種報告書を県公式ホームページ内で公開している。



県各計画との関連

- 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画
- 香川県環境基本計画
- 香川県廃棄物処理計画

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)

調停条項に従い、地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するものであり、KPI はない。

- 豊島廃棄物等の処理量

H15～R6年度累計 912,989 トン (うち汚染土壌 13,245 トン)

(新たに見つかった廃棄物を令和元年度に処理後、処理量は増えていない。)

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 調停条項(平成 12 年6月に香川県と豊島3自治会との間で成立)

5.28.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,004,246	22,363	22,363
補正予算額(増減)	△276,237	△10,497	△12,573
計: 現年予算額	728,009	11,866	9,790

前年度明許繰越額	282,891	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	1,010,900	11,866	9,790
決算額	959,844	8,944	7,035
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	51,056	2,922	2,755

注:令和4年度末に豊島廃棄物等処理施設撤去等事業が完了したことに伴い、令和5年度から事業費は大幅減となっている。

5.28.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	2,973	
需用費	2,626	
その他	1,436	
合計	7,035	

5.28.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	6,360	
諸収入	675	
合計	7,035	

5.28.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

① 令和6年度豊島処分地維持管理等事業に係る周辺環境モニタリングのダイオキシン類測定業務委託

項目	概要
契約名	令和6年度豊島処分地維持管理等事業に係る周辺環境モニタリングのダイオキシン類測定業務委託
契約期間(当初)	R6年5月15日からR7年2月28日まで
委託内容	周辺環境モニタリングのうち、試料の採取を除く、水質及び底質のダイオキシン類の濃度測定とし、試料容器、試料採取記録器材の準備及び試料容器の輸送等も業務範囲に含む。
契約方法	一般競争入札
落札業者名	帝人エコ・サイエンス(株)
予定価格(税込)	1,240,690円
落札価格(税込)	979,000円
落札率	78.9%
入札参加者数	5者
契約の変更	なし

また、環境保健研究センターによる精度管理報告書の審査を行っている。

② 豊島処分地維持管理等事業 事業場内維持管理業務委託

項目	概要
契約名	豊島処分地維持管理等事業 事業場内維持管理業務委託
契約期間(当初)	R6年4月1日からR7年3月31日まで
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水採取作業のための進入路の保全・管理業務 ・浸透池貯留水等の事業場内の水管理業務 ・荒天時等の巡回業務 ・その他事業場内の維持管理に必要な業務 ・業務完了報告書の提出
契約方法	一般競争入札
落札業者名	榊野村組
予定価格(税込)	6,689,100 円
落札価格(税込)	5,775,000 円
落札率	86.3%
入札参加者数	1 者
変更後契約金額(税込)	①1,475,100 円 R6年4月1日からR7年3月25日まで
変更理由	荒天が少なく、処分地のモニタリング地点及び経路の不陸整正等が見込よりも少なかったことによる減額

豊島に営業所を有し、競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は落札者のみであり、豊島内という地理的な要因等も相まって、過去から1者応札が継続している。また、自然災害等による復旧を早急に行う必要があることから、当初の契約金額は、自然災害等が発生した場合を想定した概算金額により契約し、最終的に作業量に応じた精算により金額の確定を行っている。

5.28.6 監査の結果及び意見

指摘又は意見すべき事項は発見していない。

5.29 産業廃棄物不法投棄等防止対策事業

5.29.1 事業の概要

所管課	
環境森林部 循環型社会推進課	
現状と課題	
不法投棄監視パトロールなどを行ってきた結果、大規模な不法投棄事案や、不法投棄、野外焼却に関する県民からの苦情件数は減少したものの、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況にあり、県政世論調査でも、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっている。	
事業概要と実績	
1 産業廃棄物不法投棄等防止対策事業(当初予算額 16,022 千円、決算額 15,939 千円)	
産業廃棄物の処理に関する指導監視を行うとともに、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争処理など各種施策を実施する。留守番電話やFAX機能を備えた「廃棄物 110 番」により、情報を受け付け、早期対応を図る。	
(1) 産業廃棄物処理指導監視事業	
産業廃棄物処理業者や排出事業者に廃棄物の適正処理を遵守させるため、産業廃棄物指導監視機動班による指導監視を行う。	
実施事項	R6年度実績
産業廃棄物指導監視機動班による指導監視	延べ 538 日、2,087 件
夜間・休日パトロール日数	96 日
廃棄物 110 番受付件数	81 件
(2) 産業廃棄物処理に係る紛争対策等事業	
「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の円滑な運用を行う。	
(3) 不法投棄の未然防止と早期発見事業	
イ 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や適正処理などを推進するため、不法処理防止連絡協議会による県警察や市町などとの連携強化や、ヘリコプターや車両パトロールによる監視、広報啓発活動を実施する。	
ロ 不法投棄を発見した場合の情報提供に関する協定を締結した民間団体と連携し、不法投棄の早期発見及び未然防止を図る。	
ハ 監視の目の届きにくい夜間や休日のパトロールを警備会社に委託して実施する。	

<p>(4) 自動車リサイクル法に基づく指導事業</p> <p>廃自動車の解体業者、破砕業者等の指導・監督に努め、不法投棄の未然防止に努める。</p> <p>(5) 放置自動車処理条例に基づく指導事業</p> <p>放置自動車処理条例により放置自動車の廃物認定に係る委員会の開催及び放置自動車の適正な処分を行う。</p> <p>(6) 県外産業廃棄物適正処理指導事業</p> <p>香川県は、県外廃棄物の搬入を原則として認めない政策をとっているが、例外的に廃棄物の循環的利用、非常災害発生時その他やむを得ない場合に県外産業廃棄物の処分又は保管を認めている。</p>																												
<p>県各計画との関連</p>																												
<p>➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画</p> <p>分野 20 環境の保全</p> <p>施策 64 持続可能な循環型社会の形成</p> <p>➤ 香川県環境基本計画</p> <p>第3節 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成</p> <p>3-2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>➤ 香川県廃棄物処理計画</p> <p>2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>2-1 廃棄物の適正処理の推進</p>																												
<p>重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)</p>																												
<p>➤ 香川県環境基本計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指標</th> <th>R2</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>目標 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>廃棄物不適正処理苦情件数</td> <td>124 件</td> <td>185 件</td> <td>317 件</td> <td>127 件</td> <td>減少</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 期間は年度である。</p> <p>年によって増減はあるものの、当該目標値を設定した令和2年度当時(令和2年度以前)においては減少傾向であったことから、現況(R2)の124件からの減少をめざす。</p> <p>なお、「廃棄物不適正処理苦情件数」は、香川県全体の件数であるが、高松市の市域における産業廃棄物にかかる権限は中核市である高松市に移譲されている。</p> <p>➤ 香川県廃棄物処理計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指標</th> <th>R2</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>目標 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>産業廃棄物不法投棄件数(10t以上)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件を継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: 期間は年度である。</p>	No.	指標	R2	R4	R5	R6	目標 (R7)	25	廃棄物不適正処理苦情件数	124 件	185 件	317 件	127 件	減少	No.	指標	R2	R4	R5	R6	目標 (R7)	-	産業廃棄物不法投棄件数(10t以上)	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件を継続
No.	指標	R2	R4	R5	R6	目標 (R7)																						
25	廃棄物不適正処理苦情件数	124 件	185 件	317 件	127 件	減少																						
No.	指標	R2	R4	R5	R6	目標 (R7)																						
-	産業廃棄物不法投棄件数(10t以上)	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件を継続																						

不法投棄事案は発生すれば周辺環境に大きな負荷を与えることから0件を継続することをめざす。

遵守すべき(規制を受ける)法令等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ➤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律 ➤ 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例 ➤ 香川県放置自動車の処理に関する条例 ➤ 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

5.29.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	15,648	14,036	16,022
補正予算額(増減)	△1,143	△36	182
計:現年予算額	14,505	14,000	16,204
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	14,505	14,000	16,204
決算額	14,216	13,749	15,939
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	289	251	265

5.29.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	7,596	会計年度任用職員報酬(3名)
職員手当等	2,832	期末手当、勤勉手当(3名)
共済費	1,664	その他共済費(社会保険)
委託料	2,439	
その他	1,408	
合計	15,939	

5.29.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
一般財源	15,939	
合計	15,939	

5.29.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして会計年度任用職員(警察 OB)3名にかかる報酬、職員手当、共済費に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

5.29.6 監査の結果及び意見

5.29.6.1 予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について(意見事項 39)

(発見事項)

廃棄物の夜間・休日パトロール業務の委託について、令和4年度から令和6年度まで3か年連続で同一事業者による一者応札となっており、落札率は 99.96%から 100%であった。本県は所定の基準に基づき、必要人員、稼働時間及び一般管理費等を用いて予定価格の積算を行っており、予定価格と落札価格はいずれの年度も極めて近い水準であった。

① 委託概要

項目	概要
契約名	夜間・休日パトロール業務
契約期間(当初)	R6年4月1日からR7年3月31日
委託内容	不適正な処理の早期発見や未然防止のため、夜間や休日における廃棄物処理の状況を監視するためのパトロール業務の委託 ・高松市を除く香川県全域であって本県が指示する箇所 ・パトロール回数は年間96回
入札方法	一般競争入札
落札業者名	(株)セノン
予定価格(税込)	2,439,800円(事後公表)
落札価格(税込)	2,439,360円
落札率	99.98%
入札参加者数	1者
契約変更	なし

② 令和6年度を含む過去の状況

年度	日数	予定価格	落札価格	落札率	落札業者
R6	96日	2,439,800円	2,439,360円	99.98%	(株)セノン
R5	96日	2,224,200円	2,224,200円	100.00%	(株)セノン
R4	180日	2,971,100円	2,970,000円	99.96%	(株)セノン

(問題点)

本県は基準に沿って予定価格の積算を行っているが、積算額より低い当該事業者の参考見積額が示されたため、予定価格は参考見積額を基準に設定されていた。その後、一般競争入札を実施したところ、参考見積額を提出した当該業者のみが参加し、結果として予定価格と契約金額が毎年度ほぼ同水準となっている。契約金額は一人当たり11,550円/日程度と相対的に低廉で、委託料の水準自体は概ね妥当と認められる。

一方で、参考見積額を基準に予定価格が設定されている状況は、予定価格が特定事業者の提示額に実質的に依存する構造となっており、価格形成過程の透明性及び独立性に問題がある。ま

た、一者応札が継続している理由が市場構造によるものか、入札条件や仕様書に起因するものかは明らかでなく、現行の入札状況の要因分析も十分とはいえない。

(意見事項 39) 予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について

廃棄物の夜間・休日パトロール業務の委託では、同一事業者による一者応札が続き、落札率もほぼ 100%であった。県は基準に沿って積算を行い、委託料は一人当たり 11,550 円/日程度と妥当であるが、毎年度、積算額より低い参考見積を基準に予定価格が設定されてきた結果、予定価格が特定事業者の見積りに実質的に依存する状況となっている。一者応札の要因も明確でない。

他県単価との比較、可能な範囲での他事業者への見積照会などを通じて、予定価格の適正性と価格設定過程の透明性を確保することが望まれる。あわせて、同一事業者による一者応札が継続している現状の要因を分析し、必要に応じて入札条件や仕様書の見直しを検討することが望まれる。

5.30 産業廃棄物適正処理推進費

5.30.1 事業の概要

所管課									
環境森林部 循環型社会推進課									
現状と課題									
<p>廃棄物の適正処理を推進するためには、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、感染性廃棄物やPCB廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理に努めるとともに、市町や関係機関と連携し、不法投棄や野外焼却に対する監視指導を一層充実させる必要がある。</p>									
事業概要と実績									
<p>産業廃棄物処理業者等に対する講習会、最終処分場の放流水の水質検査等を行うとともに、PCB廃棄物保管事業者等に対する指導など各種施策を実施する。</p>									
1 産業廃棄物適正処理推進費									
<p>優良な産業廃棄物処理業者等の育成のため、適正処理に関する講習会等を行う。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>R6年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香川県産業廃棄物セミナーの開催</td> <td>201人</td> </tr> <tr> <td>(うちオンライン申込者)</td> <td>(187人)</td> </tr> <tr> <td>(うち会場申込者)</td> <td>(14人)</td> </tr> </tbody> </table>		実施事項	R6年度実績	香川県産業廃棄物セミナーの開催	201人	(うちオンライン申込者)	(187人)	(うち会場申込者)	(14人)
実施事項	R6年度実績								
香川県産業廃棄物セミナーの開催	201人								
(うちオンライン申込者)	(187人)								
(うち会場申込者)	(14人)								
2 最終処分場等行政検査費									
<p>最終処分場の放流水等の水質に関する行政検査を実施し、施設の適正な維持管理についての指導を行う。</p>									
3 PCB廃棄物適正処理推進事業									
<p>PCB廃棄物特別措置法に基づき、PCB使用機器等のPCB廃棄物の適正保管・処分の指導・監視に努める。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>R6年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入箇所数</td> <td>12か所</td> </tr> <tr> <td>立入回数</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table>		実施事項	R6年度実績	立入箇所数	12か所	立入回数	15回		
実施事項	R6年度実績								
立入箇所数	12か所								
立入回数	15回								
4 ダイオキシン類対策事業									
<p>焼却施設のばいじん・焼却灰や最終処分場からの放流水に係るダイオキシン類濃度の検査を実施し、施設の適正な維持管理についての指導を行う。</p>									
<p>ダイオキシン類対策特別措置法第28条では、廃棄物焼却炉等の施設の設置者は、当該施設の排出ガス等について、ダイオキシン類による汚染の状況を毎年1回以上測定し、その結果を知事(高松市にあっては市長)に報告することとされている。</p>									

当事業で実施している検査は、この法定測定とは別に、県の行政検査として廃棄物焼却炉等のばいじん・焼却灰や最終処分場放流水のダイオキシン類濃度を確認するものである。

ダイオキシン類の測定に必要な高額な測定機器(高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計)の更新が必要となったことから、機器の更新及び保守費用と外部委託とのコスト比較を行った。その結果、外部委託の方が経済的であると判断されたため、令和6年度からダイオキシン類の測定を外部委託している。

ただし、ダイオキシン類測定は、当事業以外でも実施されているが、これらについても全て外部委託に移行している。

(単位:千円)

委託先	内容	金額
東和環境科学(株)	産業廃棄物焼却施設のばいじん及び焼却灰、産業廃棄物最終処分場の放流水のダイオキシン類の濃度測定	1,089

県の各計画との関連

➤ 「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画

分野 20 環境の保全

施策 64 持続可能な循環型社会の形成

➤ 香川県環境基本計画

第3節 環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成

3-2 廃棄物の適正処理の推進

➤ 香川県廃棄物処理計画

2 廃棄物の適正処理の推進

2-1 廃棄物の適正処理の推進

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

➤ 香川県環境基本計画

No.	指標	現状 R元	R3	R4	R5	目標(R7)
18	産業廃棄物の最終処分量	17.2 万 t	14.7 万 t	13.8 万 t	12.4 万 t	16.1 万 t
	達成状況	-	227.3%	309.1%	436.4%	-
22	産業廃棄物の総排出量	244.9 万 t	246.3 万 t	249.3 万 t	248.3 万 t	244.0 万 t
	進捗率(目標差に対する乖離率)	-	△155.6%	△488.9%	△377.8%	-
24	産業廃棄物のリサイクル率	71.0%	71.4%	71.4%	70.8%	72.5%
	達成状況	-	26.7%	26.7%	△13.3%	-

注1:18については、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(R元)の17.2万tから1.1万tの削減をめざす。

注2:22 は、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の削減割合(H27 から△0.3%)を見込んで算出。現況(R 元)の 244.9 万tから 0.9 万tの削減をめざしているが、各年度でそれぞれ 1.4 万トン、4.4 万トン、3.4 万トン増加している。

注3: 全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。現況(R 元)の 71.0%から 1.5 ポイントの増加をめざす。

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例
- 香川県放置自動車の処理に関する条例
- 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

5.30.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	201	176	6,094
補正予算額(増減)	△32	△56	1,050
計:現年予算額	169	120	7,144
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	169	120	7,144
決算額	97	119	5,939
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	72	1	1,205

5.30.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	2,713	
需用費	2,518	消耗品費(検査試薬等)
その他	708	
合計	5,939	

5.30.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
使用料及び手数料	48,096	歳入
一般財源	△42,157	歳出から歳入を差し引いた額
合計	5,939	

注: 本項の「使用料及び手数料」は当該事業に関連して計上される歳入であり、歳出(当該事業の決算額)と必ずしも一対一で対応するものではない。そのため、歳入が歳出を上回る場合には、差額が一般財源を減額する形(一般財源がマイナス)で表示される。

5.30.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	令和6年度産業廃棄物焼却施設及び産業廃棄物最終処分場に係るダイオキシン類測定業務委託契約
契約期間(当初)	R6年8月16日からR7年2月28日まで
委託内容	産業廃棄物焼却施設のばいじん及び焼却灰、産業廃棄物最終処分場の放流水のダイオキシン類の濃度測定を行うもの
入札方法	一般競争入札
落札業者名	東和环境科学(株)
予定価格(税込)	2,580,600円
契約価格(税込)	1,089,000円
落札率	42.2%
入札参加者数	5者
契約変更後(税込) 契約期間	なし
契約変更の理由	-

5.30.6 監査の結果及び意見

5.30.6.1 ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について(意見事項40)

(発見事項)

本県が行政調査として実施するダイオキシン類濃度測定業務では、受託者選定時「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」に基づき、認定特定計量証明事業者の資格の確認や地方公共団体での受託実績確認を行っており、受託機関の能力及び実績の把握は適切に実施されていた。

また、成果品として提出された分析結果表、毒性等価換算濃度計算結果、分析条件、検量線、クロマトグラム、標準操作手順、回収率測定記録、同定及び定量に関する記録については、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針の運用にあたっての注意事項」(以下「注意事項」という。)及び「環境測定分析を外部に委託する場合における精度管理に関するマニュアル」で求められる主要な品質管理資料と整合しており、本県はこれらの資料を確認していた。しかしながら、「注意事項」の別添資料として示されているチェックリスト等を活用した体系的な確認体制までは整備されていない。

(問題点)

チェックリストを活用した体系的な確認体制が整備されていないことにより、上長による検証結果の妥当性確認が困難となるおそれがあるほか、確認内容が担当者の経験や判断に依存し、確認漏れや記録不備が生じるおそれがある。

(意見事項 40)ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について

廃棄物焼却炉等について排出基準の遵守状況等を確認するため、ばいじん・焼却灰及び最終処分場放流水のダイオキシン類測定業務を外部委託しているが、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針の運用に当たっての注意事項」の別添資料で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。

検証や確認業務のために、受託業者からチェックリストの提出を受ける等により、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上につながり、業務の信頼性と透明性を確保することが望まれる。

5.31 森林病虫害等防除事業

5.31.1 事業の概要

所管課						
環境森林部 森林・林業政策課						
現状と課題						
<p>松くい虫被害はピーク時からは減少しているが、依然として被害が発生しており、地域にとって重要なマツ林を保全するため被害対策が必要である。</p> <p>ナラ枯れは、県内で被害区域が拡大していることから、市町などと連携し、ナラ枯れの早期発見と人的被害やライフラインへの二次被害を防止する対策が必要である。</p> <p>➤ ナラ枯れ被害の推移(m³)</p>						
市町	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
高松市	0	0	1	107	117	267
さぬき市	0	0	0	133	146	518
東かがわ市	0	1	20	213	213	607
三木町	0	0	0	0	1	29
土庄町	0	1	3	677	829	1,714
小豆島町	153	909	1183	2,844	2,674	2,226
丸亀市	0	0	0	0	0	0(※)
坂出市	0	0	0	0	1	1
観音寺市	0	0	0	0	0	0(※)
三豊市	0	0	0	0	0	3
綾川町	0	0	0	1	1	1,596
琴平町	0	0	0	3	3	3
まんのう町	0	0	141	276	368	2,144
国営まんのう公園	-	-	-	93	193	514
環境省所管 国有林(屋島)	-	-	-	0	0	27
合計	153	911	1,348	4,347	4,546	9,649
※被害が確認されたが、単位未満であるため0としている。						
事業概要と実績						
1 森林病虫害等防除事業(当初予算額 45,578 千円、決算額 46,038 千円)						
(1) 事業目的						
<p>森林病虫害等防除事業は、森林害虫の早期かつ徹底的な駆除と、そのまん延の防止を図ることにより、地域の重要な森林資源を保全することを目的とするものである。</p> <p>本県では、松くい虫(マツノマダラカミキリが媒介するマツ材線虫病)による被害が依然として発生しており、長期的な森林保全の観点から継続的な防除が必要である。また近年は、ナラ枯れ(カシナガが媒介するナラ菌による樹木萎凋病)の被害が県内全域へ急速に拡大し</p>						

ていることから、香川県ナラ枯れ防除対策方針に基づき、市町と連携した監視体制の強化と、倒木等による人的・物的被害といった二次被害の防止が求められている。

このため、本事業では、国・県・市町が連携のうえ、松くい虫被害に対する地上散布や伐倒駆除、ナラ枯れ被害に対する予防・駆除措置などを実施するとともに、衛星画像等を用いた被害状況の把握、市町が実施する防除事業への補助を通じ、効率的かつ効果的な森林病虫害対策を推進している。

(2) 事業内容

本事業は、森林病虫害等防除法及び香川県ナラ枯れ防除対策方針等に基づき、被害状況に応じて適切な防除措置を講ずるものである。松くい虫については、樹幹注入や伐倒駆除等の対策を中心に、森林公園等における定期的な防除の実施と、市町が行う事業への補助により広域的な防除体制を確保している。

ナラ枯れについては、県内の森林を「被害地」「未被害地」「保全するコナラ・カン等の森林等」の三つに区分し、それぞれの被害状況に応じた対策を実施している。被害地では、被害先端地域における枯死木の優先的な駆除を行い、未被害地では監視の強化を図るなど、被害拡大を防止するための措置を講じている。また、天然記念物、景勝地、防災上重要な森林等については、予防的防除や森林機能回復措置を実施することにより、保全の必要性が高い森林の被害抑制に努めている。

さらに、衛星画像解析により被害木の位置情報や被害量、地形情報等を把握し、広葉樹林の更新伐や若返り施業を検討する際の基礎資料として活用するなど、科学的データに基づく防除対策も進めている。加えて、シカによる森林被害緊急対策事業を組み合わせることにより、森林生態系に影響を及ぼす他の要因についても併せて対策を講じている。

(3) 事業実施結果

イ 松くい虫防除

森林公園等において地上散布、樹幹注入及び伐倒駆除を実施し、松くい虫被害の抑制を図った。

ロ ナラ枯れ防除

被害が急速に拡大している状況を踏まえ、枯死木等の駆除及び被害先端地域における重点的な監視を実施した。

ハ 被害状況の把握(衛星画像解析等)

衛星画像解析により被害木の位置情報、被害量及び地形情報の把握を行い、広葉樹林の更新伐等の検討に必要な基礎資料を整備した。

ニ 市町が実施する防除事業への補助

市町が実施する松くい虫防除事業及びナラ枯れ防除事業に対し補助を行い、地域における防除体制の継続的な実施を可能とした。

ホ 関連事業(シカによる森林被害緊急対策事業の活用)						
シカによる森林被害緊急対策事業を活用し、ドローン調査及び捕獲を実施した。これらの取組により、森林保全に影響を及ぼす複数の要因へ対応する体制を確保した。						
県の各計画との関連						
➤ 香川県みどりの基本計画 2-1-4 森林病虫害等防除対策の推進						
重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI (達成状況を含む)						
➤ 香川県みどりの基本計画						
No.	指標	R3	R4	R5	R6	目標(R7)
18	ナラ枯れ防止対策のための更新伐の面積(累計)	12ha	13ha	13ha	13ha	25ha
	達成状況	48%	52%	52%	52%	-
R4-R6はほとんど進捗していない。当初、ナラ枯れ被害は小豆島のみで発生しており、ナラ枯れ未被害地域(ナラ枯れ被害を受ける恐れのある森林)で、被害の急激な拡大を予防するための更新伐を行うこととしていた。しかしながら、ここ数年、予想を超えた急速なスピードで県内ほぼ全域に被害が拡大・まん延し、更新伐の対象区域が急激に狭まったことから進捗していない。						
遵守すべき(規制を受ける)法令等						
➤ 森林病虫害等防除法						
➤ 【県補助金】香川県森林害虫等防除事業交付規程、森林害虫等防除事業実施要領						
➤ 【国補助金】林業関係事業補助金等交付要綱、森林病虫害等防除事業実施要領、シカによる森林被害緊急対策事業実施要領						

5.31.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	44,678	48,044	45,578
補正予算額(増減)	△6,447	△1,450	100
計:現年予算額	38,231	46,594	45,678
前年度明許繰越額	-	6,427	6,745
流用額	-	-	-
計:予算現額	38,231	53,021	52,423
決算額	30,824	43,428	46,038
翌年度明許繰越額	6,427	6,745	3,810
不用額	980	2,848	2,575

5.31.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	27,900	
負担金、補助及び交付金	18,104	補助金
その他	34	
合計	46,038	

5.31.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
国庫支出金	9,476	森林病虫害等防除事業費補助金 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金
繰越金	6,745	
一般財源	29,817	
合計	46,038	

5.31.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の委託料に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(単位:千円)

支出先	節	決算額	業務内容
香川東部森林組合	委託料	3,465	公測森林公園松くい虫防除事業(特別伐倒駆除等)業務委託
香川東部森林組合	委託料	8,291	公測森林公園松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託
香川県森林組合連合会	委託料	5,761	満濃池森林公園松くい虫防除事業(樹幹注入)業務委託
株式会社スカイシーカー	委託料	4,989	香川県ドローンによるニホンジカ生息状況調査及び解析業務の委託

また、以下の東かがわ市への補助金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

(単位:千円)

実施主体	事業の種類	実施区域	事業量	事業費	補助金
東かがわ市	松くい虫防除事業	みやま	1,329 本	4,840	2,420

5.31.6 監査の結果及び意見

5.31.6.1 補助金交付にあたり付すべき条件について(意見事項 41)

(発見事項)

森林害虫等防除事業の事業実施主体は、市町等のほか森林所有者等その他の者も含まれているが、森林害虫等防除事業実施要領には、市町等を対象として議会等の議決を経る旨の定めがあるだけで、森林所有者等その他の者が補助事業の遂行にあたり遵守すべき事項の定めはない。

森林害虫等防除事業実施要領

2 事業の実施主体

事業の実施主体は市町、森林組合(以下「市町等」という。)及び森林所有者又は管理者(以下「森林所有者等」という。)並びに市町等以外の者であつて、森林所有者又は管理者から森林病虫害等の予防又は駆除措置の委託を受けた者で知事が適当と認めた者とする。

7 市町等の事業

市町等が、事業を行う場合は、議会等において議決を経る等の適法な措置をとる。

(問題点)

森林所有者等その他の者が森林害虫等防除の委託等を行う場合には、一般の競争に付すことが原則であるところ、その旨を要領等に定めていないことは問題である。

(意見事項 41) 補助金交付にあたり付すべき条件について

森林害虫等防除事業の事業実施主体は、市町等のほか森林所有者等その他の者も含まれているが、森林害虫等防除事業実施要領には、市町等を対象として議会等の議決を経る旨の定めがあるのみで、森林所有者等その他の者が補助事業の遂行にあたり遵守すべき事項の定めはない。

森林所有者等その他の者が森林害虫等防除の委託等を行う場合には、原則として一般の競争に付すこととし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適切な場合には、指名競争に付すか随意契約を行うことができる旨等を要領等に明記することが望まれる。

5.31.6.2 KPIの見直しについて(意見事項 42)

(発見事項)

森林病虫害等防除事業において、香川県みどりの基本計画に掲げている「ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)」をKPIとして捉えている。当該指標は、令和3年10月の香川県みどりの基本計画の策定時に、森林病虫害等防除対策の推進についてのKPIとして新規に令和7年度までの目標として設定されたものである。達成率は1年目である令和3年度に48%、2年目である令和4年度に52%と進捗しているが、令和5年度から令和6年度は全く進捗していない。当初、ナラ枯れ被害は小豆島のみで発生しており、ナラ枯れ未被害地域(ナラ枯れ被害を受ける恐れのある森林)で、被害の急激な拡大を予防するための更新伐を行うこととしていた。しかしながら、ここ数年、予想を超えた急速なスピードで県内ほぼ全域に被害が拡大・まん延し、更新伐の対象区域が急激に狭まったことから進捗していない。

また、被害が相当程度拡大している状況で、更新伐がナラ枯れ拡大防止対策としてどの程度有効であるのかも検討が必要な状況と思われる。

(問題点)

香川県みどりの基本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を対象としているが、計画策定時に想定していなかった状況変化により、設定した KPI が当該事業の評価指標として有効に機能していない状況が生じている点が問題である。

(意見事項 42) KPI の見直しについて

森林病虫害等防除事業において、香川県みどりの基本計画に掲げている「ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)」を KPI として捉えている。当該指標は、令和3年10月の香川県みどりの基本計画の策定時に令和7年度までの目標として設定されたものであるが、その後の状況変化により、設定した KPI が当該事業の評価指標として有効に機能していない状況が生じており、次回計画策定時は KPI の見直しの検討が必要である。また、状況変化が激しい場合等には KPI としての有効性を再検討し、計画期間内であっても必要な場合には KPI の見直しを行うことが望ましい。

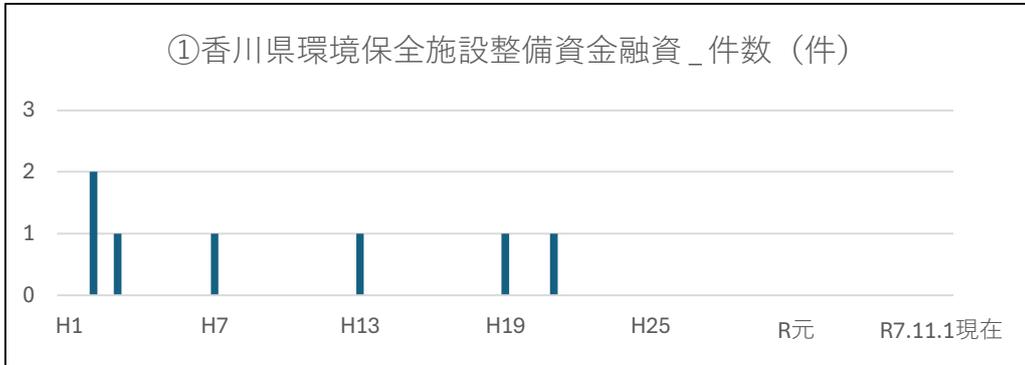
5.32 環境保全施設整備資金融資事業

5.32.1 事業の概要

所管課																					
環境森林部 環境管理課																					
現状と課題																					
環境保全のために公害防止施設の設置など、改善を行おうとする県内中小企業者に対し、融資及び利子補給を行うことにより、良好な環境の保全に努める必要がある。																					
事業概要と実績																					
<p>1 香川県環境保全施設整備資金融資(当初予算額 33,400 千円、決算額-円)</p> <p>県内の中小企業者に対する、事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設整備、環境への負荷の低減のための施設その他の環境保全に資する施設整備に要する資金融資の原資を取扱金融機関に預託する。</p> <p>(1) 融資概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">通常融資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要綱施行開始</td> <td>昭和 46 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>公害防止・環境負荷低減・その他の環境保全に資する施設整備を行う者</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>5,000 万円以内 (ダイオキシン類削減、廃棄物の資源化等に係るものは 1 億円以内)</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>15 年以内 (1 年以内の据置期間を含む)</td> </tr> <tr> <td>融資利率(年)</td> <td>融資期間 10 年以内 固定 1.6% 融資期間 10 年超 15 年以内 固定 1.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>【実績】 平成元年度以降 7 件 (平成 2 年度 2 件、平成 3 年度 1 件、平成 7 年度 1 件、平成 13 年度 1 件、平成 19 年度 1 件、平成 21 年度 1 件) 令和 6 年度新規融資 0 件 (償還未済分 0 件) 令和 6 年度末融資残高 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 融資制度の対象施設(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気汚染対策</td> <td>ばい煙(ばいじん、硫黄酸化物、有害物質等)又は粉じんを処理する施設 【排煙脱硫施設、有害ガス除去施設、集じん施設等】</td> </tr> <tr> <td>水質汚濁・土壌汚染・地下水汚染対策</td> <td>汚水、汚染土壌、汚染地下水を処理する施設 【凝集沈殿処理施設、活性汚泥処理施設等】</td> </tr> </tbody> </table>		通常融資		要綱施行開始	昭和 46 年 4 月 1 日	対象者	公害防止・環境負荷低減・その他の環境保全に資する施設整備を行う者	融資限度額	5,000 万円以内 (ダイオキシン類削減、廃棄物の資源化等に係るものは 1 億円以内)	融資期間	15 年以内 (1 年以内の据置期間を含む)	融資利率(年)	融資期間 10 年以内 固定 1.6% 融資期間 10 年超 15 年以内 固定 1.9%	その他	【実績】 平成元年度以降 7 件 (平成 2 年度 2 件、平成 3 年度 1 件、平成 7 年度 1 件、平成 13 年度 1 件、平成 19 年度 1 件、平成 21 年度 1 件) 令和 6 年度新規融資 0 件 (償還未済分 0 件) 令和 6 年度末融資残高 0 円	区分	施設の例	大気汚染対策	ばい煙(ばいじん、硫黄酸化物、有害物質等)又は粉じんを処理する施設 【排煙脱硫施設、有害ガス除去施設、集じん施設等】	水質汚濁・土壌汚染・地下水汚染対策	汚水、汚染土壌、汚染地下水を処理する施設 【凝集沈殿処理施設、活性汚泥処理施設等】
通常融資																					
要綱施行開始	昭和 46 年 4 月 1 日																				
対象者	公害防止・環境負荷低減・その他の環境保全に資する施設整備を行う者																				
融資限度額	5,000 万円以内 (ダイオキシン類削減、廃棄物の資源化等に係るものは 1 億円以内)																				
融資期間	15 年以内 (1 年以内の据置期間を含む)																				
融資利率(年)	融資期間 10 年以内 固定 1.6% 融資期間 10 年超 15 年以内 固定 1.9%																				
その他	【実績】 平成元年度以降 7 件 (平成 2 年度 2 件、平成 3 年度 1 件、平成 7 年度 1 件、平成 13 年度 1 件、平成 19 年度 1 件、平成 21 年度 1 件) 令和 6 年度新規融資 0 件 (償還未済分 0 件) 令和 6 年度末融資残高 0 円																				
区分	施設の例																				
大気汚染対策	ばい煙(ばいじん、硫黄酸化物、有害物質等)又は粉じんを処理する施設 【排煙脱硫施設、有害ガス除去施設、集じん施設等】																				
水質汚濁・土壌汚染・地下水汚染対策	汚水、汚染土壌、汚染地下水を処理する施設 【凝集沈殿処理施設、活性汚泥処理施設等】																				

騒音・振動対策	騒音、振動を防止する施設 【防音施設、遮音施設、防振施設等】
悪臭対策	悪臭を防止する施設 【脱臭施設、洗浄施設、吸着施設等】
廃棄物対策	廃棄物の処理、資源化又は再利用のために必要な施設 【脱水施設、焼却施設等】
オゾン層保護対策	特定フロン等を回収・保管・破壊するための施設、特定フロン等利用施設の代替施設等 【特定フロン等を洗浄剤又は冷媒として使用している施設から代替物質を使用する施設への転換、特定フロン等利用施設の開放式から閉鎖式への改造等】
エネルギーの有効利用対策	自然・未利用熱エネルギー利用施設、省エネルギー施設、省資源施設 【自然エネルギー（太陽光、太陽熱、風力等）又は未利用熱エネルギー（ごみ焼却廃熱、ビル廃熱等）による熱供給、電力供給施設等】

(2) 香川県環境保全施設整備資金融資の実績推移(平成・令和)



2 香川県環境保全施設整備資金融資特例(当初予算額 24,783 千円、決算額 7,133 千円)

(1) 制度の背景及び融資制度の概要

水質汚濁防止法における一律排水基準のうち、有害物質を除くその他の項目については、1日平均排水量 50m³以上の特定事業場に適用されるため、県内の多くの小規模な加工・飲食業等は規制の対象外となっていた。その結果、うどんのゆで汁に代表される有機汚濁物質への対応が課題となっており、河川・海域の有機汚濁要因のうち、小規模特定事業場・未規制事業場が一定割合(約3割)を占めるとの問題も示されていた。

こうした状況を踏まえ、香川県は「香川県生活環境の保全に関する条例」を平成 21 年に改正し、平均排水量 10m³/日以上の水質特定施設を設置する工場又は事業場(小規模事業者等)を対象として、新たな排水規制を導入した。なお、当該規制は経過措置を経て、平成 24 年4月1日から適用されている。

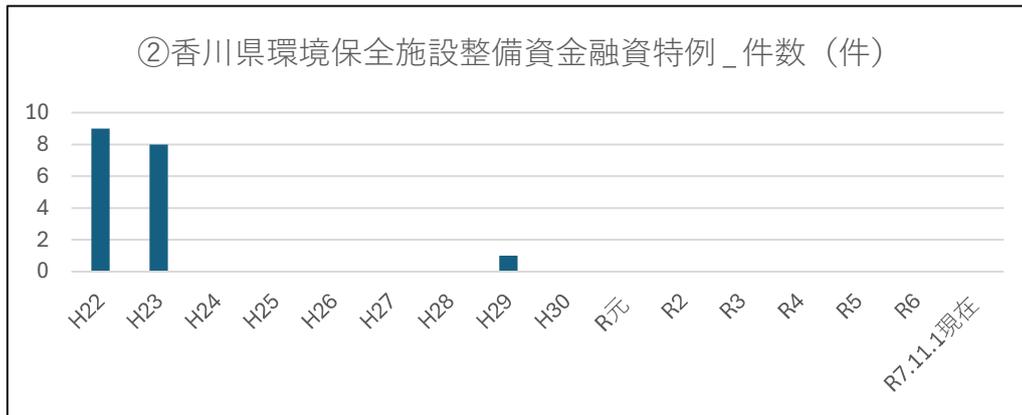
また、当該規制への対応に伴い事業者には排水処理施設の整備等の負担が生じることから、県は、事業者負担の軽減を目的として、排水処理施設の設置等に要する資金に係る特別融資を実施している。具体的には、取扱金融機関に対し融資原資を預託するとともに、融資に係る利子補給を行っている。なお、預託金は償還金(諸収入)を、利子補給金は一般財源を財源として、それぞれ予算計上している。

なお、条例改正に伴い規制の対象となった事業者のうち、特別の事由がある場合は、水質排水基準の適用猶予の認定を受けることができる。認定にあたっては、職員がヒアリングを実施し、審査を行っている。

この適用猶予の認定を受けた事業者は、直ちに排水処理施設の設置等融資対象事業を実施することはないが、県としては融資実行に備えて当初予算に所要額を計上している。

特別融資	
要綱施行開始	平成 21 年 7 月 1 日
対象者	通常融資の対象事業者で、最大排水量 50 m ³ /日未満の工場等で汚水処理施設の設置・改善を行う者
融資限度額	5,000 万円以内
融資利率(年)	無利子
その他	【実績】 平成 22 年度以降 18 件 (償還済分 16 件、償還未済分 2 件) 令和 6 年度末融資残高 13,715 千円

(2) 香川県環境保全施設整備資金融資特例の実績推移(平成・令和)



平成 29 年度の実績に関しては、香川県環境保全施設整備資金融資特例要綱第 3 条第 2 号イの適用者(香川県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第 12 の備考の 2 ただし書の規定により水質排水基準の適用の猶予を受けることとなった工場等)に対するものである。

県の各計画との関連

なし

重点施策に紐づいた KPI とそれを細分化した本事業の KPI(達成状況を含む)

なし

遵守すべき(規制を受ける)法令等

- 香川県生活環境の保全に関する条例
- 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則

- 香川県環境保全施設整備資金融資制度要綱
- 香川県環境保全施設整備資金融資特例要綱
- 香川県環境保全施設整備資金特別融資利子補給金交付要綱

5.32.2 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	62,501	60,392	58,183
補正予算額(増減)	△34,350	△34,350	△34,350
計:現年予算額	28,151	26,042	23,833
前年度明許繰越額	-	-	-
流用額	-	-	-
計:予算現額	28,151	26,042	23,833
決算額	11,451	9,341	7,133
翌年度明許繰越額	-	-	-
不用額	16,700	16,701	16,700

5.32.3 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
貸付金	6,800	既存融資の取扱金融機関への預託金
負担金、補助及び交付金	333	利子補給金
合計	7,133	

5.32.4 決算額の財源内訳

(単位:千円)

財源	決算額	主な内容
諸収入	6,800	既存融資の取扱金融機関からの償還金
一般財源	333	
合計	7,133	

5.32.5 検討した内容及び閲覧した資料等

前述の決算額の主な内訳の中から、サンプルとして以下の貸付金に係る執行額について、支出負担行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	香川県環境保全施設整備資金融資のための貸付契約書
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
契約者名	① 香川銀行 ② 観音寺信用金庫
請求書金額	① 6,600,000円 ② 200,000円

また、合わせて、前述の決算額の財源内訳の中から、サンプルとして以下の諸収入に係る受領額について、償還行為に至る一連の関連資料の閲覧等を実施した。

項目	概要
契約名	香川県環境保全施設整備資金融資のための貸付契約書
償還期間	令和7年3月31日
契約者名	① 香川銀行 ② 観音寺信用金庫
償還金額	① 6,600,000 円 ② 200,000 円

5.32.6 監査の結果及び意見

指摘及び意見すべき事項は発見されなかった。

6 指摘事項及び意見事項の一覧

監査の結果、以下の 11 項目の指摘事項と 42 項目の意見事項を発見した。

なお、以下の一覧の「内容」は本文に記載した指摘事項及び意見事項の要旨である。

6.1 <指摘事項>

No.	表題	内容	事業名
1	債権管理及び報告の不備について	債権発生後の期間において、適正な債権管理台帳による管理や会計課への報告が行われていない事例があった。会計規則第 189 条等に従った適正な債権管理と報告を行う必要がある。	5.9 吸収源対策の取組み
2	工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について	県立中央病院の照明 LED 化第 1 期工事請負契約は、当初工期（令和 7 年 1 月 31 日～同年 3 月 31 日）を変更契約（令和 7 年 3 月 19 日）で同年 8 月 29 日まで延長している。工程等から当初工期での実施は現実的ではなく、工期変更を前提とした契約であった可能性がある。適切な工期設定で契約締結できる環境整備を行い、工期変更理由は工程表等との整合性に留意して適切に記載する必要がある。	5.10 かがわエコオフィス推進事業
3	業務委託契約の期間延長理由の合理性について	県有施設太陽光発電設備事業の詳細設計等業務委託において、6 か月の契約期間延長が実施されているが、期間延長の理由と業務工程表の内容が整合していない。期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性が明確に確認できるようにする必要がある。	5.10 かがわエコオフィス推進事業
4	林道補助事業の延期承認手続の不備について	観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業について、事業完了予定日の延長に係る事業延期承認申請書が提出され、県はこれを承認している。申請書の添付資料は理由書のみであり、延期承認時点で改良工事は未着手、入札も未実施で工事業者も未決定であった。このような状況において、工程表等の提出を求めることなく、事業延期の妥当性や完了見込みを客観的に確認しないまま延期承認を行っていたことは、承認手続として十分とは言えず、問題である。	5.16 林道事業
5	補助事業完了の適否について	木とふれあう空間整備支援事業の木造施設建設は、令和 7 年 3 月 31 日時点で未完成であったにもかかわらず、香川県産認証木材を使用した部分の施工完了のみをもって補助事業完了とし、本県も完了と判断している。要領は木材の材積を「竣工時」に納品書等で確認できるものに限り、「完成写真」の添付も求めており、「竣工」は一般に工事全体の完了を指す。したがって当該取扱いは不適切であり、仮に「施工完了時」を完了と解するなら要綱等への明記と証拠書類の整備が必要である。	5.19 県産木材利用促進事業
6	補助事業の変更手続の不備について	要綱において、補助対象経費が 30% 以上減額される場合等は変更承認が必要であることを定めているにもかかわらず、変更手続が規定どおりに行われていない。変更内容の事前確認及び補助金交付の妥当性の検証を確実にを行う必要がある。	5.19 県産木材利用促進事業
7	補助対象経費の支払確認について	補助金は実際の支出に基づき精算されるべきであるにもかかわらず、実際の支払金額や支払時期等の支払事実の確認が十分に行われていないことは問題である。事業完了後の支払を認める運用であっても、支払の事実を確認する必要がある。	5.19 県産木材利用促進事業

No.	表題	内容	事業名
8	補助事業における実績報告の不正確な報告について	床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書に「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用した」と記載して提出している。重要な報告事項が誤っているにもかかわらず誤りを指摘せず補助金を交付していることは事務手続上問題である。床材の使用状況を正確に報告させ、実績報告を確認し、必要に応じて補助金額の精査や調整を行う必要がある。	5.19 県産木材利用促進事業
9	モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について	かがわ県産ヒノキ住宅助成事業では、完成見学会を実施するのみの一般住宅を「モデル住宅」として取り扱っており、制度運用に不整合がある。制度上の取扱いを実態に即して見直し、提出書類の適正化や助成金の受益者確認を徹底する仕組みに改める必要がある。	5.19 県産木材利用促進事業
10	免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について	受託者の課税/免税区分を口頭で確認しているとされるが、受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、決定通知・仕様書・請書等で「消費税及び地方消費税込」の表示が用いられていることは問題である。交付・受領前に、実際の区分と各種書面上の表示の整合性を確認し、誤表示は差替え等で是正し、締結後判明時も訂正等で是正する必要がある。	5.20 県民総参加のみどりづくり事業
11	事業実施報告書の不正確な報告について	参加人数、開催日時、実施場所等に不一致や不正確な報告がなされている。委託業務検査において参加人数等の重要事項の検証が十分に行われておらず、不正確な報告が看過されていることは問題である。	5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業

6.2 <意見事項>

6.2.1 区分整理(監査人による便宜的な分類)

以下の区分は、意見の趣旨を俯瞰しやすくするため監査人が便宜的に整理したものであり、重要性や優先順位を示すものではない。区分は相互に重複し得る。

区分	区分の観点(分類の基準)
情報発信・利用者導線・参加促進	県民に「届く/伝わる」設計(媒体の整理、導線整備、重要情報の明示、民間連携、参加者層の拡大等)に関する課題。
計画・運営体制・連携・施設マネジメント	計画性・合議性・連携等の運営体制や、施設の整理・移譲等のマネジメントに関する課題。
KPI等の指標・データ品質・効果測定(モニタリング・評価・根拠)	データの設計・収集・算定(定義・算式を含む)、KPI等の指標の妥当性、モニタリングを含む効果測定・評価、根拠の提示(説明可能性)に関する課題。
調達・契約・補助金・予算執行の適正化(競争性・価格・条件等)	一者応札・随意契約・予定価格形成・補助要綱等の整備、予算の未使用・繰越等、調達・契約・補助金・予算執行の適正化に関する課題。

6.2.1.1 情報発信・利用者導線・参加促進

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
2	かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について	主対象は小学生・保護者で合理性はあるが、高校生等の若年層参加が限定的となっている。	事業目的(幅広い県民の意識醸成)との整合を確保するため。	5.1 かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業
3	情報発信の最適化について	各課が連携せず複数のSNSアカウントを個別運用しており、情報が分散して分かりにくい状況となっている。	利用者視点で整理・再編し、発信効果を高めるため。	5.2 環境地域づくり情報発信事業

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
5	省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について	「かがわ省エネ節電所」の周知において、民間企業の媒体等を活用した連携が十分でない。	登録促進と情報発信力の向上を図るため。	5.6 省エネルギー行動等促進事業①
6	かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について	「かがわ省エネ節電所」から県公式サイト等へ誘導する導線がなく、施策への関心を広げにくい。	導線を確保し、啓発効果を高めるため。	5.6 省エネルギー行動等促進事業①
7	抽選企画における重要情報の明示不足について	抽選企画において、当選人数等の重要情報が主要ページに明示されていない。	透明性確保と誤認・苦情防止のため。	5.6 省エネルギー行動等促進事業①
25	モニタリング調査結果の公表について	モニタリング調査を実施しているが、保全を理由に結果が非公表であり、傾向・推移等の形で公表が必要である。	県全体の環境保全の状況を示すため。	5.22 生物多様性調査研究事業
26	生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について	県民の認知度が50%未満で推移しており、普及啓発や情報提供が限定的で、取組が体系化されていない。	周知手法を多様化し、認知度向上を図るため。	5.22 生物多様性調査研究事業
28	県立自然公園野営場の利用促進について	利用者数が減少し KPI の目標達成度が低い中、外部委託者と利用促進・広報強化を進める体制が十分でない。	利用回復と KPI 達成に向けた取組を強化するため。	5.23 みどりの県有施設管理事業
32	公渕森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて	リニューアル後の指定管理者ホームページ等における利用促進に向けた情報発信が十分でない。	多様な媒体で発信し、利用促進と効果の向上を図るため。	5.25 公渕森林公園にぎわい創出事業

6.2.1.2 計画・運営体制・連携・施設マネジメント

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
4	計画的な環境教育の推進について	環境キャラバン隊が個別要請ベースの実施にとどまり、県として計画的に推進する仕組みが十分でない。	教育委員会等と連携し、計画的に推進するため。	5.4 学校における環境学習推進事業
12	照明器具の LED 化に関する具体的な導入計画の策定について	県庁本庁舎の LED 化は進捗率 59.8%にとどまるが、具体的な導入計画が策定されていない。	2030年度100%目標を確実に達成するため。	5.10 かがわエコオフィス推進事業
21	キャッチフレーズ選定審査委員会開催時の専門家委員の欠席について	専門家委員が欠席し書面審査のみとなったため、専門的知見を踏まえた合議の検証が困難である。	専門的知見を確実に反映する仕組みを整えるため。	5.18 県産木材供給促進事業
23	指定管理鳥獣捕獲事業の構造的課題と対症療法的運用について	外部委託依存の高コスト構造が固定化し、10年間実施しても被害軽減が十分確認されていない。	費用対効果を改善し、高コスト構造からの脱却を図るため。	5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業
24	講習会の開催日程設定の適切性について	一部講習が連続開催となり受講が低調であり、開催日程が受講希望者の利便性に十分配慮されていたか検討の余地がある。	受講者確保と実受講率の向上を図るため。	5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業
29	大滝大川県立自然公園の公園計画の見直しについて	公園計画が長期間見直されず、老朽施設の維持管理や利用実態を踏まえた整理が行われていない。	利用状況等を踏まえ、計画見直しと不要施設整理を行うため。	5.23 みどりの県有施設管理事業
30	瀬戸内海国立公園内の県管理施設の整理及び市町への管理移譲について	県管理施設の見直しが進む一方、市町で実質一体管理の例もあり、移譲可能性の検討が必要である。	施設の利活用の最適化を図るため。	5.23 みどりの県有施設管理事業

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
35	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業における県負担額の削減可能性の検討不足について	事業の経済性向上の観点から、民間協賛を募る可能性の検討が十分でない。	協賛活用を検討し、経済性を高めるため。	5.26 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業

6.2.1.3 KPI 等の指標・データ品質・効果測定(モニタリング・評価・根拠)

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
1	かがわ未来へつなぐ環境学習会の来場者調査の精度向上について	来場者アンケートが年代別人数を正確に把握できない仕様で、割合算出(分母・分子)にも誤りがあった。	効果把握の基礎データの信頼性を確保するため。	5.1 かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業
9	KPI の設定について	KPI が「鉄道の利用者数」で JR 利用者も含み、基準値もコロナ影響年の数値となっている。	ことでん利用増の効果を適切に把握するため。	5.7 省エネルギー行動等促進事業②
11	吸収源対策としての取組の効果の測定及び評価について	藻場造成等の実施状況は把握されている一方、吸収源対策としての効果(吸収量等)を測定・評価していない。	費用対効果も踏まえ、効果測定・評価を行うため。	5.9 吸収源対策の取組み
15	常時監視業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について	外部委託した法定検査の確認に関し、チェックリスト等を用いた体系的な確認体制が整備されていない。	確認漏れ防止と信頼性・透明性確保のため。	5.12 きらめく瀬戸内海創出事業
18	KPI の大幅な未達状況に対する実効性のある事業計画の未策定について	KPI が大幅未達であるにもかかわらず、同一内容で事業を継続し、改善に資する運用が弱い。	年度ごとに評価し、翌年度計画へ反映するため。	5.15 かがわの森林を守り育てる人づくり事業
19	中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について	新規就業者数のみを KPI としているが、退職者・中途離職者が上回る状況の要因分析が行われていない。	離職要因を分析し、定着率向上策を講じるため。	5.15 かがわの森林を守り育てる人づくり事業
31	KPI が事業内容と適切に連携していないことについて	多様な整備内容を含む事業の KPI が「国立公園利用者数」であり、事業効果を直接評価しにくい。	事業内容と連動した KPI を設定し、成果を適切に評価するため。	5.24 瀬戸内海国立公園等魅力向上事業
33	記念事業の評価が不十分であることについて	単年度の記念事業で KPI が設定されておらず、事業評価が行いにくい。	KPI を設定し実績を把握した上で、事業評価を行うため。	5.26 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業
34	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について	大規模来場イベントであるが、来場者の認知度や意識を把握する仕組みが設けられていない。	意見等を把握し、今後の事業推進に活かすため。	5.26 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業
36	将来推計の算定根拠の明確化について	採用した推計式や試算結果が示されず、実績値を推計に用いる理由も説明されていない。	根拠を明確化し、妥当性を評価可能とするため。	5.27 循環型社会づくり推進事業
37	削減効果の報告を求めている点について	香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は採択時に削減効果量を審査しているが、補助要綱に完了後の実際の削減効果の報告規定がない。	完了後の実績を把握し、削減効果を検証するため。	5.27 循環型社会づくり推進事業
40	ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について	外部委託に関し、チェックリスト等を用いた体系的な確認体制が整備されていない。	確認項目を明確化し、信頼性・透明性を確保するため。	5.30 産業廃棄物適正処理推進費

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
42	KPIの見直しについて	状況変化により、「更新伐の面積(累計)」KPIは評価指標として適切とはいえない。	必要に応じて、計画期間内であってもKPIを見直すため。	5.31 森林病害虫等防除事業

6.2.1.4 調達・契約・補助金・予算執行の適正化(競争性・価格・条件等)

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
8	公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	公募型プロポーザル方式を採用したが応募が1者にとどまり、提案比較や競争性が確保できていない。	方式本来の選定効果を確保するため。	5.6 省エネルギー行動等促進事業①
10	J-クレジット制度の説明の徹底について	補助金申請時の誓約書に入会が明記されているが、趣旨理解が不十分なまま署名し、重複登録が生じている。	制度理解の上で手続させ、重複登録を防止するため。	5.8 再生可能エネルギー等導入促進事業
13	公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	公募型プロポーザル方式を採用したが応募が1者にとどまり、提案比較や競争性が確保できていない。	方式本来の選定効果を確保するため。	5.10 かがわエコオフィス推進事業
14	予定価格算定における妥当性確保について	予定価格の算定で設計労務単価を用いる一方、参考見積が落札業者に偏り、妥当性の担保が弱い。	予定価格の妥当性を比較検証し、適正調達を確保するため。	5.11 青い空保全推進事業
16	香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について	多額の繰越金が継続して計上され、用途が明確でないまま資金が留保されている。	用途を定め、不要な繰越金の返還等を行うため。	5.13 海ごみ対策推進事業
17	浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について	補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続し、未使用額が多額に発生している。	乖離を縮小し、予算を効率的に活用するため。	5.14 生活排水対策重点事業
20	補助金の概算払における確認手続の適正化について	実施設計業務は完了し完了払に相当するにもかかわらず、検査結果等を求めず支払っており、確認手続が不十分である。	完了払相当時は検査結果等を必須化し、支出適正性を確保するため。	5.16 林道事業
22	行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について	内部調整の長期化で入札不調となり、実質1者に限定され随意契約・1者見積となっている。	早期に調達スケジュールを設定・共有し、競争性を確保するため。	5.19 県産木材利用促進事業
27	随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について	随意契約で1者見積となっているため、妥当性や単価の検証結果を記録保管する必要がある。	随意契約における適正価格確保と事後評価の実効性確保のため。	5.22 生物多様性調査研究事業
38	波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について	成果事例紹介等への協力義務が要綱等に明記されず、都度許可が必要となっている。	取組の波及を促進する観点から、協力義務を要綱等に明記するため。	5.27 循環型社会づくり推進事業
39	予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について	一者応札・高落札が継続し、予定価格が特定事業者の参考見積に実質依存しているほか、要因分析も不十分である。	予定価格の適正性・透明性確保と要因分析・条件見直しのため。	5.29 産業廃棄物不法投棄等防止対策事業

No.	表題	内容	求められる理由	事業名
41	補助金交付にあたり付すべき条件について	森林所有者等が実施主体となる場合の遵守事項(契約手続等)が要領等に定められていない。	契約手続等の条件を明記し、補助事業の適正運営を確保するため。	5.31 森林病害虫等防除事業

以上

7 別紙(指標一覧)

7.1 香川県環境基本計画における指標一覧

番号	指標	現況 (R2 年度等)	目標値 (R7 年度)	目標値設定の考え方
1	県と連携した市町・事業者・民間団体数	69 団体	94 団体	R 元年度実績(78)から 20%の増加をめざす。
2	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(県政モニターアンケートで「環境保全活動」や「環境学習」に「参加した」と回答した人の割合)	29.4% (R3.6 現在)	40.0%	現況(R3.6 現在)から 10 ポイント程度増加させ、40%をめざす。
3	エコアクション 21 登録件数	76 件	90 件	R 元年度実績(81)から 10%の増加をめざす。
4	県が実施する環境教育・環境学習参加者数(累計)	112,575 人 (H28-R2 累計)	125,000 人 (R3-R7 累計)	前計画の目標(25,000 人/年)を維持する。
5	県が開設している環境分野の SNS のフォロワー数	1,518 人	2,000 人	R2 年度実績から 30%の増加をめざす。
6	県民参加の森づくり参加者数(累計)	40,906 人 (H28-R2 累計)	45,000 人 (R3-R7 累計)	前計画の目標(9,000 人/年)を維持する。
7	かがわ里海大学修了者数(累計)	2,308 人 (H28-R2 累計)	3,000 人 (R3-R7 累計)	H28 年度から R2 年度の累計実績から 30%の増加をめざす。
8	公園・緑地面積	1,838ha (R 元)	1,856ha (R6)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5 年間で約 18ha の増加をめざす。
9	国県指定の文化財数(累計)	14 件 (H28-R2 年度)	15 件 (R3-R7 年度)	毎年度 3 件の指定をめざす。
10	温室効果ガス削減率	△15.8% (H29)	△33%	2030 年度の温室効果ガス排出量に関する国の削減目標(2013 年度比で 46%削減)に即して算定し、2013 年度比で 33%の削減をめざす。
11	「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度(県政モニターアンケートで「脱炭素」や「地球温暖化」を意識し行動している」と回答した人の割合)	75.6% (R3.6 現在)	90.0%	現況(R3.6 現在)から 14 ポイント程度増加させ、90%をめざす。
12	最終エネルギー消費量削減率	△7.4% (H29)	△8.0%	国の長期エネルギー需給見通しで示された内容に即して、H29 年度統計データ等により算定し、2013 年度比で 8%の削減をめざす。

番号	指標	現況 (R2年度等)	目標値 (R7年度)	目標値設定の考え方
13	太陽光発電システム設置容量	821,728kw	1,240,000kw	R2年度実績から50%の増加をめざす。
14	森林整備面積(累計)	4,536ha (H28-R2 累計)	5,000ha (R3-R7 累計)	前計画の目標(1,000ha/年)を維持する。
15	県内の気候変動影響に関する情報提供件数	0件	10件	毎年度2件の提供をめざす。
16	県が実施する適応策の件数	7件	10件	適応策の増加をめざす。
17	一般廃棄物の最終処分量	3.1万t (R元)	2.6万t	人口減を考慮したR7の将来予想2.9万tにリサイクル率の向上による再生利用量の増加を加味して、現況(R元)の3.1万tから0.5万tの削減をめざす。
18	産業廃棄物の最終処分量	17.2万t (R元)	16.1万t	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の総排出量の減少およびリサイクル率の上昇を見込んで算出。現況(R元)の17.2万tから1.1万tの削減をめざす。
19	3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合(県政モニターアンケートで4つ以上の項目に「取り組んでいる」と回答した人の割合)	47.9% (R3.6 現在)	56.0%	2Rを意識した3Rの普及啓発などにより、現況(R3.6 現在)の47.9%から8.1ポイントの増加をめざす。
20	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	31.2万t (R元)	28.0万t	人口減を考慮したR7の将来予想29.0万tに施策による削減量の上乗せ(食品ロス△0.4万t、プラごみ等△0.6万t)を加味し、現況(R元)の31.2万tから3.2万tの削減をめざす。
21	一般廃棄物(し尿を除く)の1人1日当たり排出量	868g (R元)	810g	上記理由により、県民1人1日当たり、現況(R元)の868gから58gの削減をめざす。
22	産業廃棄物の総排出量	244.9万t (R元)	244.0万t	国の第四次循環型社会形成推進基本計画の目標と同程度の削減割合(H27から△0.3%)を見込んで算出。現況(R元)の244.9万tから0.9万tの削減をめざす。
23	一般廃棄物のリサイクル率	18.2% (R元)	24.0%	前計画の目標値を引き継ぎ、現況(R元)の18.2%から5.8ポイントの増加をめざす。

番号	指標	現況 (R2 年度等)	目標値 (R7 年度)	目標値設定の考え方
24	産業廃棄物のリサイクル率	71.0% (R 元)	72.5%	全国平均を下回る排出量上位品目(がれき類、廃プラスチック類)のリサイクル率について、全国平均規模までの上昇を見込んで算出。現況(R 元)の 71.0%から 1.5 ポイントの増加をめざす。
25	廃棄物不適正処理苦情件数	124 件	減少	年によって増減はあるものの、近年減少傾向であることから、現況(R2)の 124 件からの減少をめざす。
26	災害廃棄物処理計画に風水害対策を加える見直しをした市町数	0 市町	全市町	近年多発する風水害に対応した計画の見直しは全市町で行う必要がある。
27	普段の生活で節水している人の割合(水資源確保対策意識調査において普段の生活で「節水している」、「どちらかといえば節水している」と回答した人の割合)	80.6% (R 元)	84.0%以上	過去 10 年間(H21-R 元)で 5.8 ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。
28	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	0 団体	15 団体	毎年度 3 団体の増加をめざす。
29	生物多様性に関する県民の認知度(県政モニターアンケートで「生物多様性」を「知っている」と回答した人の割合)	37.2% (R3.6 現在)	50.0%	アンケートを始めた H26.6(20.8%)から R3.6(37.2%)までの 7 年間で 16.4 ポイント上昇していることから、今後も同程度の増加をめざす。
30	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	16 種	20 種	レッドデータブックの改定に伴う調査内容を基に 20 種の指定をめざす。
31	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	48 校	53 校	毎年度 1 校の増加をめざす。
32	イノシシの年間捕獲頭数	12,583 頭 (H28-R2 平均)	12,000 頭	第二種特定鳥獣管理計画の達成に向けた年間捕獲目標頭数 12,000 頭以上をめざす。
33	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	417 頭 (H28-R2 平均)	400 頭	H28 年度から R2 年度の年平均防除実績と同程度をめざす。
34	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	0 市町	全市町	全市町において地域が主体となった外来種対策の取組みが広がることをめざす。
35	協働活動による多面的機能の維持発揮を行う農用地面積	14,280ha	15,000ha	R2 年度実績 14,280ha を基準に、R3 年度から毎年約 150ha の増加をめざす。

番号	指標	現況 (R2年度等)	目標値 (R7年度)	目標値設定の考え方
36	各小項目の達成度(A評価の項目数)	2項目 (R元)	8項目	小項目全項目の達成をめざす。
37	生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度)(県政モニターアンケートで「現在の生活環境」に「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合)	52.6% (R3.6現在)	58.0%	毎年度1ポイント程度の増加をめざす。
38	大気に係る環境基準の達成度合[全4項目]	100% (R元)	100%	全項目(4項目)について100%をめざす。
39	光化学オキシダント注意報・警報の発令回数	0回	0回	光化学オキシダントの注意報及び警報の発令なしをめざす。
40	公共用水域の環境基準の達成率 [健康項目(27項目)] [生活環境項目] 河川 BOD 海域 COD	100%(R元) 74% (H27-R元平均) 37% (H27-R元平均)	100% 改善 改善	公共用水域の環境基準度合の改善をめざす。
41	水質汚濁物質発生負荷量 COD	22t/日 (R元)	第9次水質総量削減計画における目標値	R4年度に策定するR6年度を目標とする水質総量削減計画における目標値をめざす。
42	汚水処理人口普及率	78.8% (R元)	85.0%	第4次全県域生活排水処理構想に定める値をめざす。
43	有害物質使用特定施設の年間立入検査実施件数	1件	12件	5年間で約60事業所の実施をめざす(県内該当事業所: 約60事業所)。
44	生活環境に係る苦情件数(騒音・振動・悪臭)	183件 (H28-R2平均)	減少	苦情件数の減少をめざす。
45	ダイオキシン類の環境基準達成度合	100% (R元)	100%	全項目(4項目)について100%をめざす。

7.2 香川県みどりの基本計画における指標一覧

番号	指標	現況(R2年度等)	目標値(R7年度)	目標値設定の考え方
1	県産認証木材の搬出量(m ³)	10,230 (H28-R2平均)	12,000	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
2	森林整備と木材利用に関する認知度(%)	47 (R3.6現在)	60	現況(R3.6現在)から13ポイント増加させ、60%をめざす。
3	森林整備面積(累計)(ha)	4,536 (H28-R2累計)	5,000 R3-R7累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,000ha/年の整備をめざす。

番号	指標	現況(R2 年度等)	目標値(R7 年度)	目標値設定の考え方
4	林内路網延長(km)	1,714	1,749	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、7.0km/年の増加をめざす。
5	林業経営者が作成した森林経営計画の認定面積(ha)	3,361	3,660	今後の見込みを踏まえ、5年間で約300haの増加をめざす。
6	県産認証木材取扱事業者数(事業者数)	35	42	現況値から2割の増加をめざす。
7	県産認証木材の県内での利用量(m ³)	3,278 (H28-R2 平均)	3,900	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
8	県産木材の認知度(%)	40 (R3.6 現在)	50	現況(R3.6 現在)から10ポイント増加させ、50%をめざす。
9	里山整備面積(累計)(ha)	88 (H28-R2 累計)	100 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、20ha/年の整備をめざす。
10	里山資源の生産量(t)	224 (H28-R2 平均)	260	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況値から2割の増加をめざす。
11	林業研究グループ、林業事業体への講習会等実施回数(回)	7 (H28-R2 平均)	10	現況値から5割の増加をめざす。
12	新規林業就業者数(累計)(人)	59 (H28-R2 累計)	50 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、10人/年の就業者の確保をめざす。
13	公園・緑地面積(ha)	1,838 (R 元)	1,856 (R6)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、5年間で約18haの増加をめざす。
14	みどりの豊かさ(森林・公園などの満足度(%))	62 (R3.6 現在)	65	現況(R3.6 現在)から3ポイント増加させ、65%をめざす。
15	治山施設整備箇所数(累計)(箇所)	56 (H28-R2 累計)	75 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえるとともに、上位計画との整合を図り、15箇所/年の整備をめざす。
16	保安林(国指定)の指定施業要件の見直し未了件数(件)	1,512	0	保安林(国指定)について、見直し未了の解消をめざす。
17	みどりの巡視員等による巡視延べ日数(日)	600	600	みどりの保護・保全に必要な600日/年の巡視を行う。
18	ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)(ha)	新規	25 (R3-R7 累計)	薪などの需要や被害対策の今後の見込みを踏まえ、5ha/年の実施をめざす。
19	ニホンジカの年間捕獲頭数(頭)	1,685 (H28-R2 平均)	1,500	第二種特定鳥獣管理計画の達成に向けた年間捕獲目標頭数1,500頭以上をめざす。
20	県立自然公園野営場等の利用者数(千人)	70 (H28-R2 累計)	77 (R3-R7 累計)	これまでの実績から1割の増加をめざす。
21	自然記念物、天然記念物等の保護のための調査・支援(累計)(件)	37 (H28-R2 累計)	40 (R3-R7 累計)	H28年度からR2年度における自然記念物、天然記念物などに対する助言・支援、樹勢回復補助等の累計と同程度をめざす。

番号	指標	現況(R2 年度等)	目標値(R7 年度)	目標値設定の考え方
22	生物多様性に関する県民の認知度(%)	37 (R3.6 現在)	50	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、現況(R3.6 現在)から 13 ポイントの増加をめざす。
23	緑化基準や緑化技術マニュアル等に基づき緑化に取り組んでいる市町数(市町)	0	全市町	全市町において、緑化基準などの策定を促し、その基準等に基づいた緑化を推進する。
24	街なか緑化推進事業の実施箇所数(累計)(箇所)	23 (H28-R2 累計)	20 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、4 箇所/年の実施をめざす。
25	森林公園の入園者数(累計)(千人)	2,821 (H28-R2 累計)	2,960 (R3-R7 累計)	これまでの実績から約5%の増加をめざす。
26	県民参加の森づくり参加者数(累計)(人)	40,906 (H28-R2 累計)	45,000 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、9,000 人/年の参加をめざす。
27	森林ボランティア活動の関心度(%)	61 (R3.6 現在)	65	現況(R3.6 現在)から 4 ポイント増加させ、65%をめざす。
28	どんぐり銀行新規預金者数(累計)(人)	5,668 (H28-R2 累計)	6,000 (R3-R7 累計)	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1,200 人/年の新規預金者の確保をめざす。
29	みどりづくり活動団体数(団体)	30	35	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1 団体/年の増加をめざす。
30	緑の少年団の団数(団)	39	44	これまでの実績と今後の見込みを踏まえ、1 団/年の増加をめざす。